

都市住民プロジェクト研究資料 第2号

農山村への移住・定住の促進に向けた取組に関する研究

令和2年10月

農林水産政策研究所

本刊行物は、農林水産政策研究所における研究成果について、主として行政での活用に資するため取りまとめた資料であり、学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため、読者各位から幅広くコメントをいただくことができれば幸いです。

まえがき

農林水産政策研究所では、平成 28 年度よりプロジェクト研究「都市住民等による農業・農村の価値・魅力の発揮を支える多様な取組に関する研究」（平成 28 年度～平成 30 年度）を実施し、都市住民などが求める農業・農村の価値・魅力とは何か、またその価値・魅力を最大限活用し、地域活性化へ生かすための効果的な方策とは何か、を明らかにするための研究分析を行ってきた。このプロジェクトでは大きく三つの課題に取り組んでおり、一つ目は若年世代の農村への移住に関する課題、二つ目が農村に人を呼び込む取組に関する課題、三つ目が地域に賦存する資源を持続的に活用するための課題である。本プロジェクト研究資料は、このうちの一つ目の課題について、都市に住む若者等が農村とつながりを持ったり、農村へ移住したりする等の動きがある中で、どのように移住先を決めるのか、移住先ではどのような活動を行っているのか、また、地域はどのように移住者を受け入れているのか等、移住プロセスや自治体や地域の移住支援策等を明らかにした成果を取りまとめたものである。

本プロジェクト研究資料では、新たな動きである若者の農村への移住・定住等に焦点を当て、移住希望先として人気のある自治体や地域の移住支援施策や移住支援組織の実情、移住者の移住プロセスや農山村での活動の実態を、調査を通じて明らかにした上で、田園回帰の流れを受けた農山村移住が更に展開されるための課題等について検討する。

第 1 章では研究を実施する背景を説明した後に、明らかにすべき課題と方法を説明した。第 2 章では、田園回帰による農村移住の特徴、田園回帰に関する既存研究の視点、農村移住者等に関する既存研究について総括する。第 3 章では、移住者を受け入れる「自治体」の移住支援施策を取り上げ、人気と移住支援施策との関係を比較する。また、移住者を受け入れる「地域」の移住支援組織を取り上げ、移住者が移住先を決めるに際して、移住支援組織の役割とその重要性を述べ、移住支援組織を分類する。さらに第 4 章では、移住者が移住先の農山村でどのような農的活動を行っているのか、また農山村コミュニティで移住者がどのような地域づくり活動を行っているのかについて触れる。最後に第 5 章で、田園回帰による農村移住に関する調査結果を総括する。

田園回帰による人の流れは今なお広がりを持ちながら続いている。本研究が農村地域活性化、持続的な農村振興策の検討に活用されれば幸いである。

なお、記述内容は現地調査については調査時点のもの、その他のデータについては 2017 年（平成 29 年）度末時点のものとしている。そのため現在の状況とは異なる部分があるが、御容赦いただきたい。

令和 2 年 10 月

農林水産政策研究所
都市住民プロジェクトチーム

農山村への移住・定住の促進に向けた取組に関する研究

目 次

まえがき

第1章 田園回帰による農村移住と移住支援施策—プロジェクト資料の課題と構成—

田中淳志・平形和世

- 1. 研究の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 2. 課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 3. 調査分析方法・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- 4. 報告書の構成・・・・・・・・・・・・・・・・ P4

第2章 田園回帰による農村移住

田中淳志

- 1. 田園回帰による農村移住の歴史的経緯や特徴・・・・・・・・ P6
- 2. 農村移住者が農山村にもたらす影響・・・・・・・・ P18
- 3. 農山村移住者の特徴・・・・・・・・ P20
- 4. 移住者の移住要因と自治体の移住支援施策との結び付き・・・・ P24

第3章 移住希望人気上位県・市町の移住支援施策

田中淳志・佐藤真弓・平形和世

- 1. 人気上位県における移住支援施策・・・・・・・・ P32
- 2. 人気上位県の各市町における移住支援施策・・・・・・・・ P42
- 3. 移住支援施策のまとめ・・・・・・・・ P108
- 4. 農村移住支援における移住支援組織の役割・・・・・・・・ P111
- 5. この章のまとめ・・・・・・・・ P137

第4章 移住者による農的活動と移住プロセス

佐藤真弓

- 1. はじめに・・・・・・・・ P142
- 2. 事例対象世帯における移住経緯と現在の生活・・・・・・・・ P143
- 3. 移住後の就労形態と農的活動・・・・・・・・ P168
- 4. 移住プロセス・・・・・・・・ P171

5. おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P174
---------------------------------	------

第5章 おわりに

田中淳志

1. 自治体の移住支援施策，移住支援組織と移住者の関係・・・・・・・・	P176
2. 移住後の定住について・・・・・・・・・・・・・・・・	P176
3. 移住者数把握に関する課題・・・・・・・・・・・・・・・・	P179
4. 全体的な農山漁村の振興・・・・・・・・・・・・・・・・	P180

謝辞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P183
----------------------------	------

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P184
------------------------------	------

第1章 田園回帰による農村移住と移住支援施策

—プロジェクト資料の課題と構成—

田中 淳志・平形 和世

1. 研究の背景

我が国の人口は、平成20年をピークに減少局面に入っており、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥ることが危惧される。平成26年、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法が制定された。その後、国の長期ビジョンが策定され、総合戦略によって政策のメニュー化が整い、各自治体は、自ら策定する地方版ビジョンや総合戦略に基づき、それぞれまち・ひと・しごと創生に関する施策を展開している。

東日本大震災等をきっかけとして、都市に住む若者等が求める農業・農村に対する価値・魅力は多様化し、農村とつながりを持ったり、農村へ移住したりする等の動き（田園回帰）が見られるが、平成27年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画では、こうした新たな動きは、いまだ農業・農村の発展を力強くけん引しているとは言えないとしている。そして、都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進行する農村の振興に関しては、地域コミュニティ機能の発揮等による農地等の地域資源の維持・継承や住みやすい生活環境の実現、農村における雇用の確保と所得の向上、都市と農村の交流や都市住民の移住・定住の促進等の取組を、まち・ひと・しごと創生総合戦略等を踏まえ、関係府省の連携の下、総合的に推進することとしている⁽¹⁾。都市と農山漁村を人々が行き交う田園回帰を一過性のものとして終わらせるのではなく、広がりを持たせ、集落機能や地域資源の維持、地域経済の活性化、都市と農山漁村との結び付きの強化等に結びつけていくことが重要である。

2. 課題

田園回帰はかすかな動きながらも1990年代後半に始まったとする指摘（小田切(2015)）があるが、当時の移住支援政策は、都市部からの移住を支援する策というより、過疎地域による人口減少対策という位置付けである。東日本大震災を契機として若い世代等の移住ニーズが顕在化したこともあり、現在では、自治体間での移住者の獲得競争は激化している。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されて以降、総じて自治体による移住支援施策がメニュー化し、施策が横並びになってきているが、移住者を受け入れる自治体側は、移住者がどのような移住を求めているのか等の移住ニーズを把握しつつ、仕事、住居、教育、医療、受入地域の環境やコミュニティといった情報を提供しながら、移住者を受け入れている。

る。これまでに多数の移住者受入れに成功してきた自治体の事例研究は既になされており、そのような結果を受け、受け入れる自治体側は、SNS や都市部でのセミナー等で情報発信を行い、移住者への人的・金銭的な移住支援施策を整えつつある。

一方で、その土地に地縁のない移住者が移住先を決めるに当たって最後に重要となるのは、受入側の地域コミュニティの受入態勢であるという調査も存在する。小田切（2014）は農山村への移住の三つの課題として、仕事、住宅に加え、コミュニティを指摘し、コミュニティの抱える課題としては、移住者の移住ニーズの把握に加え、農山村側の移住者受入れに対する閉鎖性の問題を指摘している。

自治体の中には、コミュニティの閉鎖性をなくし、移住者を受け入れる官・民の移住支援組織を整え、移住支援組織を通じた移住が活発であるところがあるが、このような移住支援組織が移住者受入れに当たってどのような活動をしているのかに着目した報告は非常に少ない。

また、移住者自身に着目すると、阿部ら（2010）の研究ではUターンをする者とJIターンをする者の移動要因は異なり、前者はUターン先に既に住んでいる家族とのつながりを主とし、後者は居住環境や子供の存在が主に影響を与えていた。Iターンによる移住者は地縁のないところに移住しており、Uターンとは異なる移住要因が働いていると考えられる。そのような移住が可能となる条件を解明することは、田園回帰の流れを強め、移住者をより増やすことに資すると考える。

本書では、新たな動きである若者の農村への移住・定住等に焦点を当て、移住希望先として人気のある自治体や地域の移住支援施策や移住支援組織の実情、移住者の移住プロセスや農山村での活動の実態を、調査を通じて明らかにした上で、田園回帰の流れを受けた農山村移住が更に展開されるための課題等について検討する。

3. 調査分析方法

まず、東京都内有楽町に相談窓口を備え、地方暮らし希望者への相談業務や自治体の移住情報の発信等を行うNPO法人ふるさと回帰支援センター（正式名称：特定非営利活動法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター）においてヒアリング調査を行い、移住に関する全国的な動きを把握した上で、移住者数実績が多い都道府県や移住希望地として人気の高い都道府県を調査地として選定することとした。

小田切ら（2016）の移住者総数調査（第1－1表）によれば、移住者数実績は上位5県（岡山、鳥取、島根、長野、岐阜）に48%が集中していた。また、NPO法人ふるさと回帰支援センター（2018）の調査では、移住先人気上位2県として、長野県、山梨県が常に順位を入れ替えながら登場している（第1－2表）。そこで本研究では、岡山県、島根県、長野県、岐阜県、山梨県の5県を取り上げて調査を行う。なお、山陰地方の2県については、島根県でのみ調査を行った。

第 1－1 表 移住者数の推移（小田切ら，2016，表 1）

年度	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年
移住者総数（人）	2,864	3,877	5,176	6,077	8,181	11,735
増減	増加数	-	1,013	1,299	901	2,104
	増加率	-	35.4%	33.5%	17.4%	34.6%

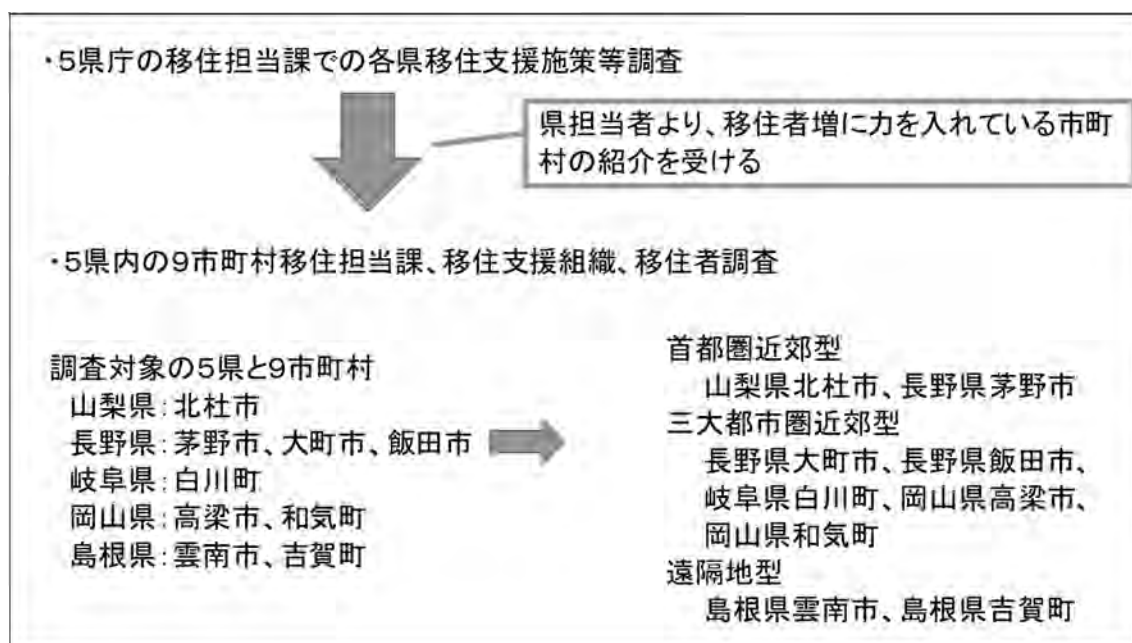
第 1－2 表 ふるさと回帰 2018. 移住希望地ランキング

移住先人気ナンバー1は何県？									
2013年		2014年		2015年		2016年		2017年	
順位	県名	順位	県名	順位	県名	順位	県名	順位	県名
1位	長野県	1位	山梨県	1位	長野県	1位	山梨県	1位	長野県
2位	山梨県	2位	長野県	2位	山梨県	2位	長野県	2位	山梨県
3位	岡山県	3位	岡山県	3位	鳥取県	3位	静岡県	3位	静岡県
4位	福島県	4位	福島県	4位	静岡県	4位	広島県	4位	広島県
5位	熊本県	5位	新潟県	5位	岡山県	5位	福岡県	5位	新潟県
6位	高知県	6位	熊本県	6位	広島県	6位	岡山県	6位	福岡県
7位	富山県	7位	静岡県	7位	高知県	7位	大分県	7位	岡山県
8位	群馬県	8位	鳥取県	8位	秋田県	8位	新潟県	8位	福島県
9位	香川県	9位	富山県	9位	大分県	9位	長崎県	9位	宮崎県
10位	鹿児島県	10位	香川県	10位	宮崎県	10位	宮崎県	10位	富山県
11位	栃木県	11位	石川県	11位	富山県	11位	高知県	11位	愛媛県
12位	新潟県	12位	千葉県	12位	長崎県	12位	栃木県	12位	高知県
13位	山口県	13位	群馬県	13位	香川県	13位	鹿児島県	13位	和歌山県
14位	鳥取県	14位	秋田県	14位	山口県	14位	愛媛県	14位	群馬県
15位	大分県	15位	山口県	15位	新潟県	15位	富山県	14位	山口県
16位	茨城県	16位	長崎県	16位	福島県	16位	神奈川県	16位	北海道
17位	石川県	17位	茨城県	17位	熊本県	17位	群馬県	17位	大分県
18位	福井県	18位	広島県	18位	岐阜県	18位	熊本県	18位	栃木県
19位	千葉県	19位	高知県	19位	鹿児島県	19位	福島県	19位	長崎県
20位	北海道	20位	和歌山県	20位	和歌山県	20位	秋田県	20位	宮城県
				20位	三重県				

資料：NPO 法人ふるさと回帰支援センター2018 年 2 月 28 日 Web サイト公表資料

調査では、5 県の移住希望者相談窓口担当者に、県における様々な移住者受入れ推進施策の内容、移住者数実績、市町村や民間団体等との連携などをヒアリングするとともに、県内で特に移住者増に力を入れている市町村や特徴的な移住者受入れを行っている自治体の紹介を受けた（第 1－1 図）。紹介された 9 市町村においては、移住者受入れ担当課において、移住者受入推進施策の内容、移住者数実績、民間団体等との連携などをヒアリングするとともに、市町村内に存在する移住者受入れを支援する組織（以下、移住支援組織）、いわゆる I ターンによる移住者についても調査を行った。移住支援組織においては、設立経緯やメンバー構成、活動内容などをヒアリングし、移住者に対しては、移住のきっかけや動機、移住までのプロセス、移住に際して活用した国や自治体の移住支援施策などをヒアリングした。なお、移住者については、50 代未満の I ターンに絞った調査を行っている

帰農といった 1990 年代以前から存在する移住者を除外する目的である。また、I ターンという言葉の定義について、平成 26 年度食料・農業・農村白書（平成 27 年 5 月 27 日閣議決定）では、UJI ターンを「大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称で、U ターンは出身地に戻る形態、I ターンは出身地以外の地方へ移住する形態、J ターンは出身地近くの地方都市に移住する形態」としている。移住支援施策については県、市町村での施策や実施体制等を整理し、移住者数に寄与する可能性がある施策の観点から分析を行い、移住支援組織については、9 市町村を首都圏や三大都市圏との距離や交通アクセスから、（１）「首都圏近郊型」（２）「（首都圏以外の）三大都市圏近郊型」（３）「遠隔地型」の 3 タイプに分類し、タイプごとにその特徴を把握するとともに、移住支援組織と行政施策との関係や組織の目的との関係から類型化を試みた。



第 1 - 1 図 調査フロー（5 県と県内 9 市町村での調査フロー）

4. 報告書の構成

本報告書では、まず、第 2 章で、田園回帰による農村移住の特徴、田園回帰に関する既存研究の視点、農村移住者等に関する既存研究について総括する。次に、第 3 章では、移住者を受け入れる「自治体」の移住支援施策を取り上げ、人気と移住支援施策との関係を比較する。また、移住者を受け入れる「地域」の移住支援組織を取り上げ、移住者が移住先を決めるに際して、移住支援組織の役割とその重要性を述べ、移住支援組織を分類する。さらに第 4 章では、移住者が移住先の農山村でどのような農的活動を行っているのか、また農山村コミュニティで移住者がどのような地域づくり活動を行っているのかについて触れる。最後に第 5 章で、田園回帰による農村移住に関する調査結果を総括する。

注 (1) 令和 2 年 3 月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画では、「田園回帰」による人の流れが全国的な広がりを持ちながら継続している中、こうした都市部の人材が地域活性化に貢献する動きも出始めているとしている。

〔引用文献〕

阿部正太郎・近藤光男・近藤明子（2010）「地方圏への UIJ ターン人口移動の要因分析と促進施策に関する研究」『土木計画学研究論文集』27(2)：219-230.

NPO 法人ふるさと回帰支援センター（2018）「2017 年の移住相談の傾向，ならびに移住希望地域ランキング公開」2018 年 2 月 28 日プレスリリース資料 [https://www.furusatokaiki.net/topics/2017 年移住希望地域ランキング公開/](https://www.furusatokaiki.net/topics/2017年移住希望地域ランキング公開/).

小田切徳美（2014）『農山村は消滅しない』岩波書店.

小田切徳美（2015）「農村政策の展開と到達点－農政・国土政策は何を目指しているのか－」『食農資源経済論集』66(1)：1-11.

小田切徳美・中島聡・阿部亮介（2016）「人口減少・地域再生に挑む（第 11 回） 移住者総数、5 年間で約 4 倍に－移住者の全国動向（第 2 回全国調査結果より）」『Governance』March：103-105.

第2章 田園回帰による農村移住

田中 淳志

田園回帰という言葉がちまたで取り上げられるようになって久しいが、本研究では最初に、この都会から田舎への人や心の流れを、ふるさと回帰支援センターの調査やまち・ひと・しごと総合戦略などの影響も踏まえながら、関連する既存研究を基に整理してみたい。

1. 田園回帰による農村移住の歴史的経緯や特徴

(1) 田園回帰の特徴

農山村や地方の市町村に、三大都市圏（首都圏・中京圏・近畿圏）から移住する人の動きが活発化し、近年のこのような人の流れは「田園回帰」と呼ばれている（小田切，2014a）。これらの人々の特徴としては、農山村への移住に自発的な目的を持っており、移住によって自己実現を果たそうとしていること、20代の若者や30代～40代の子育て世代が多いといったことが指摘されているが、小田切（2016）は、若者の移住が主体でありながら、高齢者の移住やUターンなども混在する多様性があり、加えて、若者の移住先に地域的な偏在が見られるとしている。移住者は地域づくりの取組で知られているような市町村に偏在し、全ての農山村地域で移住者が増加しているわけではないということである。井口（2012）によれば田園回帰世代の移住者は、地域貢献を強く意識し、地域おこし協力隊などの集落支援事業を通して「田舎暮らし」を実現したり、「エコ」や「ロハス」といった自然回帰志向の実現を目指したりする若い世代の移住が見られると述べている。本報告書で田園回帰とは、「過疎地域における、都市部からの人の往来や移住・定住の動きで、転勤や家業継承等のための強制的な移動ではなく、憧憬、帰郷意識、そこでの生活環境充足の期待や自己実現欲求などの自発的な移動によるもの」と考える。総務省では過疎地域市町村として全国1,718自治体の47%に当たる817自治体を指定しているが、これらの市町村は若者が流出し高齢化が進み商店が閉鎖され経済の停滞傾向がみられる場所であり、そのような場所であっても期待をもって移住することを田園回帰による移住と考える。食料・農業・農村基本計画（2020）では「これまで農業・農村との関わりが少なかった都市部の人材が農業・農村の価値や魅力を再認識し、都市と農村を往来したり、農村に定住したりするなど、「田園回帰」による人の流れが全国的な広がりを持ちながら継続している」と説明しているように、近年大きな流れとなっている。

NHKら（2015）による調査では、2009年から2014年までの5年間で、田園回帰による移住者は4.1倍に増加している。総務省の「田園回帰に関する調査研究中間報告書（2017）」では、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする流れを「田園回帰」と呼び、都市部で生まれた若者が農山漁村へ移住する潮流が生まれつつあることを指

摘している。この報告書の中では 20 歳から 64 歳までの東京都区部及び全国の政令市に住む約 3,000 人の者にアンケートをとっており、約 5 %がいずれ農山漁村に移住する予定がある、約 25%は条件が合えば農山漁村に移住してみてもよいと答えている。新規就農者・就林者においても、農業・農村に基盤がなく、農村部外から新たにやってくる者が増加しており、特に 39 歳以下で顕著である（『季刊地域』編集部，2017）。移住には収入の低下を伴う場合が少なくないが、一方で、時間面でゆとりが生まれたり、住環境が改善したりといった生活の質の向上をもたらす可能性が指摘されている（独立行政法人労働政策研究・研修機構，2016）。

田園回帰以前に遡りながら都市部から農山村への移住者の流れを見ていくとまず、1960 年代頃にヒッピー的な思想の影響で農村での自給的な生活に憧れ移住する者が現れた。また 1960 年代の労働運動や学生運動などの様々な社会運動を背景として、有機農業のような自然と調和し持続可能な農業の実践を目指したり、農村に理想的な自給自足的コミュニティを作ろうとしたりし、1970 年代頃からはそのような目的を持つ者が集団で農村に移住するケースが散見されるようになった。1981 年には、初めて「田舎暮らし」をタイトルに含む書籍が出版され、1990 年代半ばからは様々な形での移住者が出現するようになった（土居，2016）。

小田切（2015）は、かすかな動きながらも 1990 年代後半に田園回帰が始まったことを指摘している。また、1995 年に京阪神に居住する大学生に実施したアンケートでは既に、大都市圏（東京圏・京阪神圏）よりも中核都市（札幌・仙台・名古屋・広島・北九州・福岡）や、地方の県庁所在地へ就職し居住する希望の方が高く（中山 1998）、若い年代に大都市圏での生活を回避したい傾向が見られる。国土庁が平成 6 年（1994）から 10 年まで首都圏で開催した「ふるさと探しフェア」において来場者に実施したアンケート調査では、回答者の 42.9%が 20 代、42.2%が 30 代であり、実際に 1990 年代から若い世代の中で地方生活への関心が高かったことがわかる（国土交通省都市・地域整備局地方整備課，2001）。昨今の 20 歳～60 歳の労働者の移動に関する実態を調査した結果では、転職者の 33%が、転職時に自身とは縁もゆかりもない自治体へ移住し、転職者の 25%は東京圏から地方圏に都道府県をまたいで転居している。逆に地方圏から東京圏への都道府県をまたぐ転職者の転居の割合は 20%とされており、地方への流れの方が多くなる（みずほ情報総研，2016）。また、都市部から遠く、交通や生活利便性の悪い条件であっても、壮年期（24 歳～59 歳）の転入が多く転入超過となっている市町村がある一方で、交通面や生活利便性で恵まれている都市部周辺で、転出超過となっている市町村もある（林ら，2004）。どのような理由でこのような人口移動現象が起きているのかは統計データからは明らかにならないが、田園回帰の流れと解釈されるのではなかろうか。

（２）ふるさと回帰支援センターにおける移住希望者の動向等

NPO 法人ふるさと回帰支援センターは 2002 年に設立され、東京の有楽町と、2009 年から大阪にもオフィスを構え、「地方暮らしや IJU ターン、地域との交流を深めたいみなさん

をサポートするために、東京・大阪を除く 45 道府県の自治体と連携して地域の情報を提供し、都市と農村の橋渡しによって地方の再生、地域活性化を目指す」ことを目的としている。

第 2－1 表は、ふるさと回帰支援センターの東京事務所で、2009 年から 2017 年までの各 1 年間に於いて、その訪問時に新たに移住相談カードを作成した者の、移住希望地ランキングである。近年では、山梨県、長野県、岡山県、広島県などが上位常連県であることがわかる。

同センターによれば、2011 年の東日本大震災の年には移住相談件数が減少したが、翌年以降、毎年大幅に増加し続けている。同センターの副事務局長は、震災を経験して自身の生活や今後の人生を見直すという動きがあったこと、また移住地域としての西日本の人気の高まりを指摘している（嵩，2017）。増加の要因として、ふるさと回帰支援センターの取組に対する認知度が向上したという可能性はあるが、各県の自治体が把握する移住者数が増加している事実もあり、都会から地方へ移住するという田園回帰の流れが強まっていることがわかる。

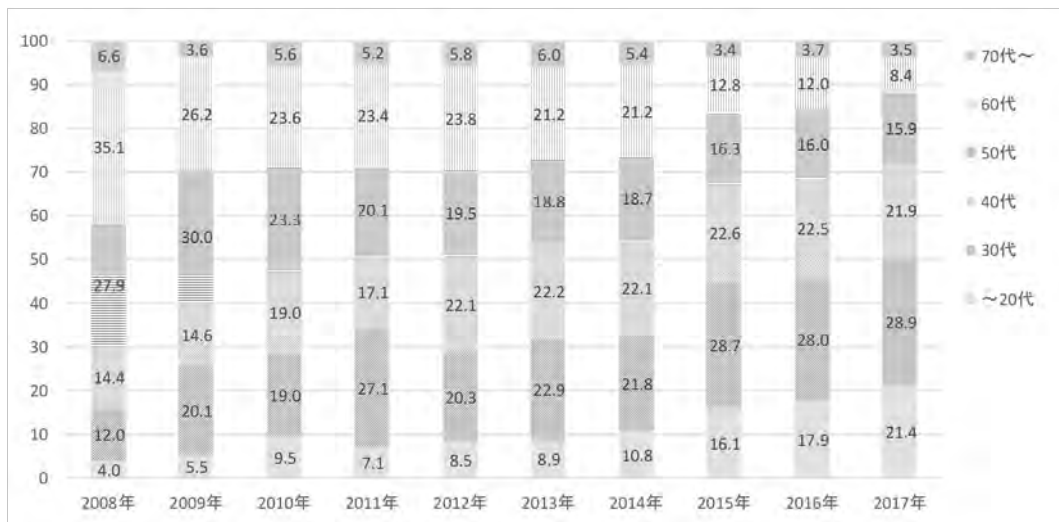
第 2－1 表 ふるさと回帰支援センター（東京）移住希望地ランキング

	2009年 県名		2010年 県名		2011年 県名		2012年 県名		2013年 県名		2014年 県名		2015年 県名		2016年		2017年
1位	福島県	1位	福島県	1位	長野県	1位	長野県	1位	長野県	1位	山梨県	1位	長野県	1位	山梨県	1位	長野県
2位	長野県	2位	長野県	2位	福島県	2位	岡山県	2位	山梨県	2位	長野県	2位	山梨県	2位	長野県	2位	山梨県
3位	千葉県	3位	千葉県	3位	千葉県	3位	福島県	3位	岡山県	3位	岡山県	3位	島根県	3位	静岡県	3位	静岡県
4位	茨城県	4位	岩手県	4位	茨城県	4位	香川県	4位	福島県	4位	福島県	4位	静岡県	4位	広島県	4位	広島県
5位	山梨県	5位	山形県	5位	岩手県	5位	千葉県	5位	熊本県	5位	新潟県	5位	岡山県	5位	福岡県	5位	新潟県
6位	北海道	6位	茨城県	6位	大分県	6位	島根県	6位	高知県	6位	熊本県	6位	広島県	6位	岡山県	6位	福岡県
7位	福井県	7位	宮城県	7位	富山県	7位	大分県	7位	富山県	7位	静岡県	7位	高知県	7位	大分県	7位	岡山県
8位	山形県	8位	山梨県	8位	熊本県	8位	鳥取県	8位	群馬県	8位	島根県	8位	秋田県	8位	新潟県	8位	福島県
9位	静岡県	9位	静岡県	9位	秋田県	9位	宮崎県	9位	香川県	9位	富山県	9位	大分県	9位	長崎県	9位	宮崎県
10位	秋田県	10位	宮崎県	9位	宮崎県	10位	和歌山県	10位	鹿児島県	10位	香川県	10位	宮崎県	10位	宮崎県	10位	富山県
11位	和歌山県	11位	北海道	11位	新潟県	11位	山形県	11位	栃木県	11位	石川県	11位	富山県	11位	高知県	11位	愛媛県
12位	栃木県	12位	秋田県	12位	栃木県	12位	高知県	12位	新潟県	12位	千葉県	12位	長崎県	12位	栃木県	12位	高知県
13位	岐阜県	12位	岐阜県	12位	山梨県	12位	鹿児島県	13位	山口県	13位	群馬県	13位	香川県	13位	鹿児島県	13位	和歌山県
14位	岩手県	12位	大分県	12位	鳥取県	14位	滋賀県	14位	島根県	14位	秋田県	14位	山口県	14位	愛媛県	14位	群馬県
15位	宮城県	15位	栃木県	15位	石川県	15位	山梨県	15位	大分県	15位	山口県	15位	新潟県	15位	富山県	14位	山口県
16位	富山県	16位	福井県	15位	岡山県	16位	埼玉県	16位	茨城県	16位	長崎県	16位	福島県	16位	神奈川県	16位	北海道
17位	新潟県	17位	鹿児島県	15位	鹿児島県	17位	愛媛県	17位	茨城県	17位	茨城県	17位	熊本県	17位	群馬県	17位	大分県
18位	宮崎県	18位	群馬県	18位	山形県	18位	熊本県	18位	福井県	18位	広島県	18位	岐阜県	18位	熊本県	18位	栃木県
19位	群馬県	18位	和歌山県	19位	群馬県	19位	栃木県	19位	千葉県	19位	高知県	19位	鹿児島県	19位	福島県	19位	長崎県
20位	埼玉県	20位	富山県	19位	岐阜県	19位	山口県	20位	北海道	20位	和歌山県	20位	和歌山県	20位	秋田県	20位	宮城県
	N=788		N=775		N=406		N=1,017		N=1,642		N=2,885		N=4,325		N=6,777		N=8,498

資料：ふるさと回帰支援センター2018年2月28日 Web サイト公表資料

注：灰色のセルは西日本の都道府県であることを現す。

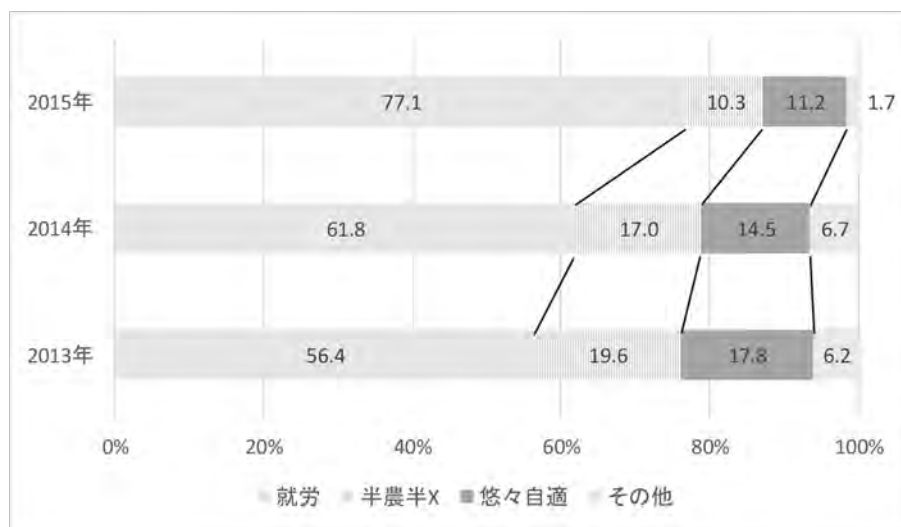
第 2－1 図は、ふるさと回帰支援センターに訪れる移住相談者の年齢層を 2008 年から順に整理したものである。2008 年には、50 代以上の移住相談者が 69.6%を占めていたが、2017 年には 20 代～40 代で 72.2%を占めるに至っており、移住相談者の年齢層が極端に変化し、現役で仕事を持つ世代が移住相談に来ていることがわかる。



第2-1図 センター利用者の年代の推移

資料：ふるさと回帰支援センター2018年2月28日 Web サイト公表資料から改変

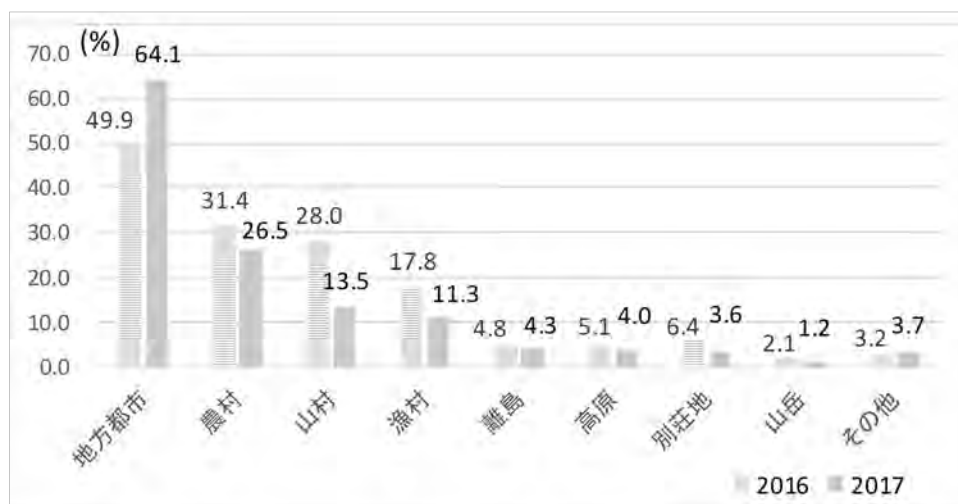
第2-2図は、ふるさと回帰支援センターに訪れる移住相談者の希望するライフスタイルを、2013年からの3年間整理したものである。それによれば、就労を希望する割合が56.4%（2013）から77.1%（2015）へと増加し、逆に半農半Xを希望する割合が19.6%（2013）から10.3%（2015）、悠々自適な生活を希望する割合が17.8%（2013）から11.2%（2015）に減少している。これは若い世代が安定雇用を希望して移住先を探していることを示している。同じくふるさと回帰支援センターの調査では、移住者の希望する働き方として、2010年には農業が最も多く約33%であったが、2013年になると16%へと減少したのに対し、企業などへの就職希望が35%と最も多くなり、加えて起業の希望も15%まで増えている（筒井ら、2015）。



第2-2図 希望するライフスタイル

資料：ふるさと回帰支援センターの嵩氏から提供（2016）

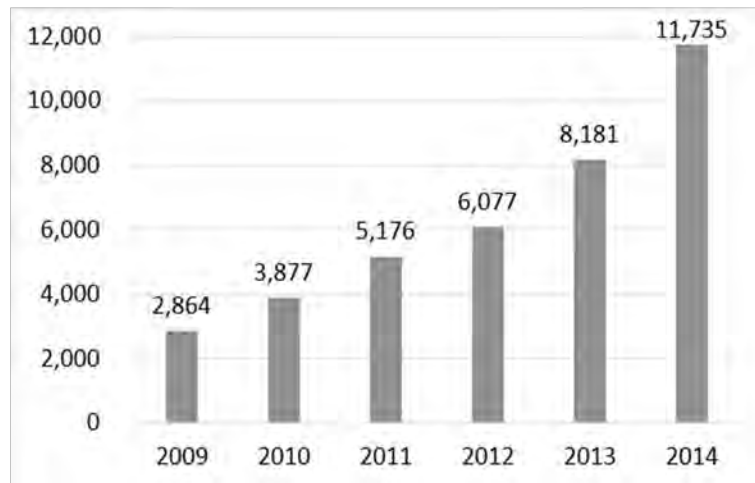
第2－3図は、ふるさと回帰支援センターに訪れる移住相談者の希望する地域類型を、2016年と2017年で整理したものである。あくまで当該2年間の比較であるが、地方都市を希望する者が最も多く増加傾向で、農山漁村を希望する者も一定程度存在するが減少傾向を示していることがわかる。



第2－3図 希望する地域類型（複数回答）

資料：ふるさと回帰支援センター2018年2月28日 Web サイト公表資料から改変

移住者数の把握には、移住者の定義が難しいこともあり、政府統計が存在していないことから、2014年（2015年追加実施）、NHK・毎日新聞・明治大学が共同で調査を行った。結果をまとめた小田切ら（2016）では、地方への移住者数はこの数年で大幅に増加傾向にあり、2014年度には11,735人となっている（第2－4図）。ここで移住者数とは、①市町村へ、その市町村のある道府県以外から転入した人、②移住相談の窓口や中古住宅を活用する「空き家バンク」などの行政の支援策を利用した人又はその他の方法で行政により把握されている人、③東京都、大阪府への移動でない人、の三つを満たす者のことである。



第 2－4 図 移住者数の推移

資料：小田切ら（2016, 104p 表 1）

（３）政府による施策や調査

政府はこれまで、田園回帰の特徴を把握し、農山村への移住者や交流人口を増やすための様々な事業や調査（第 2－2 表）を行っており、結果として 2014 年のまち・ひと・しごと創生法の制定やまち・ひと・しごと総合戦略のような現在の流れに結びついていると言える。例えば事業に関しては、都市部から地方都市・農山村への定住促進のための空き家活用事業、定住促進団地整備事業、ふるさと回帰フェア（以上全て総務省，2008），農山漁村での二地域居住や定住を推進する農林漁業再チャレンジ支援対策（農林水産省，2008），都市住民を対象にした移住体験ツアーによる移住実証実験（総務省，2008），2009 年から始まった「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」などが挙げられる。2015 年 3 月に策定された食料・農業・農村基本計画では初めて基本計画に「移住」の単語が登場し，都市からの人材が農村へ移住・定住するために「お試し的に居住できる仕組みづくり」，「就農と住居をパッケージ化した総合的支援プランの策定」等の取組を推進することとした。

調査に関しては，移住・二地域居住による経済効果の推計を行った「平成 19 年度 地域への人の誘致・移動による市場創出の可能性及び方策に関する調査」（国土交通省国土計画局総合計画課，2008），移住希望者の類型ごとに，受入側地方自治体や地域住民の対応方法を整理した「都市から地方への移住・交流の促進に関する調査」（総務省地域力創造グループコミュニティ・交流推進室，2010），移住者による地域資源を利用した持続可能な地域づくりに関する「多自然町村の持続可能モデルに関する調査研究」（総務省地域力創造グループ地域自立応援課，2013）などが挙げられる。

第2-2表 人の誘致・移動に関するこれまでの各省庁の調査事例

調査名	年度	実施省庁名
1 過疎地域におけるマルチハビテーションに関する調査	平成13年度	総務省 自治行政局過疎対策室
2 過疎地域における短期的人口動向基礎調査	平成13年度	総務省 自治行政局過疎対策室
3 平成14年度UJIターンに関する意識調査報告書	平成14年度	国土交通省 都市・地域整備局地方整備課
4 都市女性から見た農村への参入の条件(調査)	平成14年度	農林水産省 経営局普及・女性課
5 わがまち わがむら自慢の田舎体験づくりガイド(調査)	平成14年度	総務省 自治行政局過疎対策室
6 第10回全国UJIターン・定住シンポジウム ～UJIターン・定住施策の過去・現在・未来～	平成15年度	国土交通省 都市・地域整備局地方整備課
7 平成15年度山村振興調査報告書	平成15年度	農林水産省 農村振興局農村政策課
8 農村や都市の女性の定住・就農等に関する実態調査	平成15年度	農林水産省 経営局普及・女性課
9 過疎地域における近年の動向に関する実態調査	平成15年度	総務省 自治行政局過疎対策室
10 過疎地域における交流居住の促進方策に関する調査研究	平成15年度	総務省 自治行政局過疎対策室
11 「二地域居住」の意義とその戦略的支援策の構想	平成16年度	国土交通省 国土計画局総合計画課
12 過疎地域における交流居住に向けたニーズ分析に関する調査	平成16年度	総務省 自治行政局過疎対策室
13 「ふるさと回帰フェア2005」参加者のふるさと暮らし等に関する調査	平成17年度	国土交通省 都市・地域整備局地方整備課
14 地域整備方策のあり方に関する調査	平成17年度	国土交通省 都市・地域整備局企画課
15 ライフスタイル・生活に関する将来展望調査	平成17年度	国土交通省 国土計画局総合計画課
16 過疎地域における交流居住の推進に関する調査	平成17年度	総務省 自治行政局過疎対策室
17 都市農村交流対策に関する行政評価・監視結果報告書	平成17年度	総務省 行政評価局
18 都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査	平成17年度	内閣府 大臣官房政府広報室
19 「二地域居住」促進等のための「空き家」の活用に関する調査	平成17年度	国土交通省 国土計画局総合計画課
20 人口減少社会を福となす 一健康生活立国宣言ー(政策提言)	平成18年度	総務省 自治行政局過疎対策室
21 都市から地方への移住・交流の促進に関する調査	平成19年度	総務省自治行政局過疎対策室
22 平成19年度 地域への人の誘致・移動による市場創出の可能性及び方策に関する調査	平成19年度	国土交通省国土計画局総合計画課
23 都市から地方への移住・交流の促進に関する調査	平成20年度	総務省自治行政局過疎対策室
24 都市から地方への移住・交流の促進に関する調査	平成21年度	総務省 地域力創造グループコミュニティ・交流推進室
25 多自然町村の持続可能モデルに関する調査研究	平成25年度	総務省地域力創造グループ地域自立応援課
26 地域の活性化の担い手に関する実態調査	平成26年度	農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課
27 「田園回帰」に関する調査研究報告書	平成28年度	総務省 地域力創造グループ過疎対策室
28 「田園回帰」に関する調査研究報告書	平成29年度	総務省 地域力創造グループ過疎対策室
29 住み続けられる国土専門委員会最終報告	平成29年度	国土交通省 国土審議会計画推進部会

資料：筆者作成。

(4) 増田レポートとその評価

地方自治体の人口減少の深刻さを指摘する際に、2013 年以降に公表された「増田レポート」が取り上げられることが多い。ここで増田レポートとは、特にそのような名称のレポートがないため、筆者は以下の 4 点の著作をまとめて総称するものとする。

- (a) 増田寛也 (2013) 戦慄のシミュレーション 2040 年、地方消滅。「極点社会」が到来する (特集 壊死する地方都市), 中央公論, 128(12), 18-31.
- (b) 増田寛也, 日本創成会議・人口減少問題検討分科会 (2014) ストップ「人口急減社会」国民の「希望出生率」の実現, 地方中核拠点都市圏の創生, 中央公論, 129(6), 18-31.
- (c) 増田寛也 (2014) 消滅可能性都市 896 全リストの衝撃: 523 は人口 1 万人以下 (緊急特集 消滅する市町村 523: 壊死する地方都市), 中央公論, 129(6), 32-43.
- (d) 増田寛也編著 (2014) 地方消滅: 東京一極集中が招く人口急減, 中央公論新社.

これらのレポートでは、2010 年から 2040 年までの 30 年間で、20~39 歳の女性人口が 5 割以上減少する市町村が 896 (全体の 49.8%) あると推計し、これらの市区町村は消滅可能性が高いと指摘した。これがいわゆる消滅可能性都市である。増田レポートを受けて、民間団体の日本創成会議・人口減少問題検討分科会 (2014) では、出生率の上昇や地方への人の移住を目指す「ストップ少子化・地方元気戦略」を公表した。

消滅可能性都市に対し小田切 (2014b) は、近年増加している若者を中心とした都市部から農村への人口移動 (これを「田園回帰」と述べている) を過小に評価していると述べている。また坂本 (2014) は推計の精度の低さにもかかわらずセンセーショナルな言葉を使うことによる弊害や、小さな拠点などの農村政策を否定して地方拠点都市への人口集積を進める議論を批判している。増田レポートが 2014 年に出された政府の「まち・ひと・しごと基本方針」の内容と親和性があることから、一連の動きに対して田園回帰の動きを省みずに政治的動きを誘導するために出されたレポートであると危機感を表明している文献 (浅川, 2015) もある。藤山 (2014) は、日本創成会議・人口減少問題検討分科会 (2014) が推計した人口予測の前提条件に対し、予測に用いた国勢調査や人口移動率のデータが古くて田園回帰の流れを反映していないとして疑問を呈し、地方人口の安定化は毎年 1 % の定住者増で実現可能であるとし、消滅可能性都市の予測に否定的である。

(5) まち・ひと・しごと創生法の制定等

こうした議論が繰り返される中、平成 26 年 11 月、地方創生の目的、理念等を定めたまち・ひと・しごと創生法が成立し、12 月には、国の長期ビジョン及び今後 5 か年の目標や施策等を提示するまち・ひと・しごと総合戦略が決定した。総合戦略においては、四つの基本目標のひとつに「地方への新しいひとの流れをつくる」が掲げられ、また、各自治体は、自ら策定する地方版ビジョンや総合戦略にもとづき、それぞれ地方創生施策、移住支援施策

を展開することになった。

まち・ひと・しごと創生法第一条では、「我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下、まち・ひと・しごと創生）が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下、まち・ひと・しごと創生総合戦略）の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。」と定められている。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の「地方への新しい人の流れをつくる」という基本目標は、その後の検証において、施策の効果が十分に発現していないとされたが、地方創生の根幹的な目標であることから見直しは行われず、一層の取組強化により達成を目指すべきと提言されている。改定された同戦略（2016）では、情報支援、人材支援、財政支援の3本の矢の創設が行われ、ほぼ全ての地方公共団体が地方版総合戦略を策定している中、国は意欲と熱意のある地方公共団体の取組を3本の矢で支援していくこととなった（平成30年版地方財政白書）。また、目標の達成度合いを数値にして落とし込んだKPIの設定とPDCAサイクルを組み込んだまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定することに対して、平成26年度より地方創生先行型交付金、地方創生加速化交付金、地方創生推進交付金といった交付金により支援を行ってきた（内閣府地方創生推進事務局，2018a）。そのために戦略内容のガイドラインを策定し、どのような事業が想定されるかといったことも例示されている（内閣府地方創生推進事務局，2018b）。

地方自治体では、各々のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中に移住者数などのKPIを設定し、住宅購入費助成、引っ越し費用助成、転居時の祝い金支給などの資金援助を主とした移住支援施策をそろえ、そのような移住支援施策の利用実績目標数などが自治体内の各部署のKPIとして設定されている。近年では、移住希望者が移住候補地を検索するインターネットポータルサイトが数多く存在するが、その中には移住支援施策の比較が可能なものもあり、移住支援施策の充実度合いもまた移住希望者の移住候補地検討項目として挙げられるようになっている。また、移住地をアピールする動画やWebサイトの作成などの広報活動にも多額の予算を投入し、大手の広告会社により作成された魅力的な地方生活をアピールするPRが行われている。このような移住支援施策のKPI設定項目について、多田（2016）は第2－3表のようにまとめている。

第 2－3 表 都道府県版まち・ひと・しごと創生総合戦略での
移住・定住プロセス支援および移住関連指標の内容一覧

名称		総合戦略で確認された主な数値目標, KPI
移住・定住プロセス支援	①認知支援	【移住需要を喚起する広報等】 PR 映像再生回数, Web アクセス数, UJI ターン相談登録者数
	②入口支援	【具体的な相談, 移住希望者との対面接触】 移住に関する相談件数, 相談会・セミナーの開催回数
	③マッチング支援	【実践的な移住経験】 二地域居住, お試し居住, 暮らし体験ツアーの実施回数・参加者数 ※観光を主としたもの, 移住の需要喚起を意図する都市農村交流人口やグリーンツーリズム参加者数等の KPI は除外
	④就職支援	【仕事探しへの支援】 U ターン・移住による起業, 域外 (UJI ターン) からの就職人数 (希望者数を含む), プロフェッショナル人材の確保人数
	⑤定住支援	【移住者と地元住民とのかかわり合いの支援】 移住後のフォローアップに関する研修会, サポーター人員数, 地域おこし協力隊終了後の定着率, 中間支援団体・移住者受入団体数
移住関連指標	⑥空き家の活用	空き家への移住世帯数, 空き家の提供戸数, 空き家対策に関する計画策定市町村数
	⑦流出防止	高校・大学卒業者の地元進学・就職者数
	⑧農林水産業への新規就業	新規就農者数, 林業・漁業への新規就業者数 ※UJI ターン, 地元出身の両方を含むため, ④就職支援と区別
	⑨企業誘致	新規企業立地, 本社機能移転, 政府機関誘致, またこれらに関連して創出される新規雇用者数
	⑩愛着・満足度	住民アンケートによるもの, 民間調査機関の公表結果 (ブランドランキング, 移住先希望調査等)

資料：多田（2016, 26p 第 1 表）

2018 年に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針 2018」では、「わくわく地方生活実現政策パッケージ」として、6 年間で 6 万人の UJI ターンによる地方での起業・就業者創出, 地域おこし協力隊員の増員と協力隊員による後継者のいない地方中小企業の事業継承, 協力隊員に応募する前の「おためし地域おこし協力隊」の創設, 子供農山漁村体験活動の充実などを挙げ, 農泊の推進, 各自治体の支給する大学生への奨学金の, 卒業後 U ターン就職による免除など, 田園回帰の流れを強める方向に政策の舵を切っている。

特に都市部に住む 20～30 代の住民が地方生活を体験し移住するきっかけになっているのが地域おこし協力隊である。地域おこし協力隊は地域づくりに対する外部からのサポート人材の導入という位置付けであるが, 約 7 割が 20 代及び 30 代であり, 3 年間の任期が終了すると 5 割ほどが赴任先の市町村に定住しているとされる (総務省地域力創造グループ人材力活性化・連携交流室, 2011)。都市部の大学と市町村が地域連携協定を結び, 学生がフィールドワークを通じて地域づくりに関与し, 卒業後に協力隊員となり, さらに任期終了後にその市町村で定住するといった例も見られる (高田ら, 2015)。

人口減少に悩む多くの県の総合戦略中には, 2040 年時点の人口目標, 5 年後や 10 年後

の出生率、移住者獲得数の目標などが記述されているが、その出生率、移住者数を実際に当てはめた場合にどのように人口が推移するのかがシミュレーションされておらず、各々の KPI が 2040 年までの人口推移目標から逆算されたものでないことは注意が必要である。

また、食料・農業・農村基本計画では、これまで、中山間地域等における生活環境の整備による定住の促進、定住促進を通じて集落機能の維持・再生を図る等の記述や、現状として UIJ ターン、定年帰農や都市と農村の二地域居住等、都市住民を含む様々な人々が農業・農村に積極的に関わる動きがひろがっているとした上で、若者や子供も農山漁村に定住できる地域社会を構築する等の記述がなされていた。平成 19 年（2007 年）に制定された農山漁村活性化法は、第一条で「農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図る」と規定されている。2015 年 3 月に閣議決定された同計画では、「農村への移住・定住の促進」が初めて記され、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月閣議決定）等を踏まえ、関係府省の連携の下、総合的に推進するとされた。具体的には、「就農と住居をパッケージ化した総合的支援プランの策定等の取組を推進」と記述されており、移住者が移住当初から小面積の農地を持てる特例措置を取る自治体も増加している。

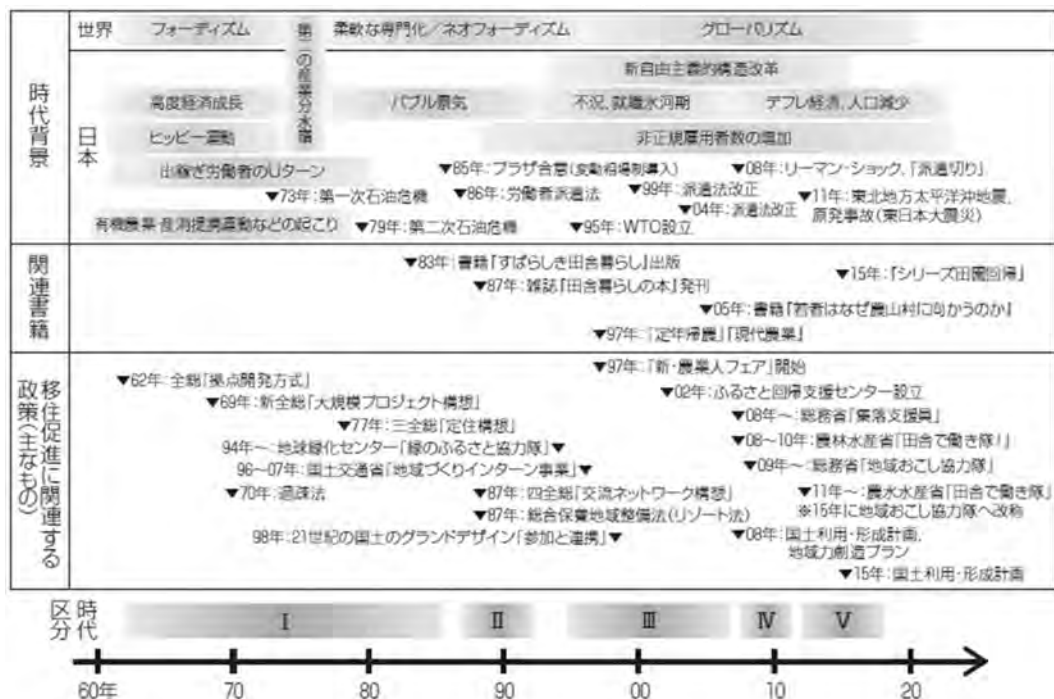
（６）移住政策の変遷

なお、移住政策の変遷について、多田（2016）は五つの時代区分に分けた（第 2－5 図）。その中で 1960 年代以降、人口集中緩和策が移住支援政策の性質を帯びたものの 1990 年代初めまでは機能することはほとんどなく、1990 年代半ば以降、国、都道府県、市町村が移住支援政策に取組はじめ、強化されてきたとしている。そして、1990 年代半ばから 2007 年までの時期（Ⅲ）を国や都道府県が移住支援政策に本腰を入れはじめた時期、2008 年から 2011 年 2 月までの時期（Ⅳ）を国が踏み込んだ移住支援政策を始めた時期、2011 年 3 月から現在（筆者注：2016 年）までの時期（Ⅴ）を地方創生が打ち出され、政府、都道府県、市町村が、具体策や数値目標を伴いながら移住を推し進める体制が構築され、移住支援政策が強化された時期としている。

多田（2016）によるとⅢの時期は、貿易自由化対策の一環である農村振興策として新規就農の促進が掲げられたほか、21 世紀の国土のグランドデザイン（第 5 次の全国総合開発計画）で「参加と連携」による国土づくりを掲げ、四つの戦略の一つとして「多自然居住地域の創造」がうたわれた。この時期の社会環境として特徴的なのは、バブル景気が崩壊して失われた 20 年と言われる構造不況へ突入したことで、非正規雇用者数のさらなる増加、また賃金の伸び悩みといった経済環境は、都市における就労から農村での就農、あるいは農山村への移住を後押しした（小田切，2014b）。また、リタイア層、団塊世代の大量退職を見据えた第二の人生の選択肢として「定年帰農」（1997 年『現代農業』）という造語が作られたほか、日本労働組合総連合会の呼びかけに JA 全中、生協、経済界が応じ、「ふるさと回帰運動」の取組をスタートさせたが、これも当初は中高年の移住を支援するものであった（小田切・筒井編著，2016）と説明している。Ⅳの時期は、地域力創造プランの下「地域おこし

協力隊」(総務省, 2009 年開始), 「田舎で働き隊」(農林水産省, 2009 年開始) といった若者世代を田舎へ送り込む移住支援政策が始まった。また, この時期の経済社会環境としては, リーマンショックを契機に発生した世界的な大不況のなか, 「派遣切り」という言葉も生まれるなど, これまで以上に地方への就職も視野に入れるという消極的な理由で地方に呼び込まれる側面が強調されがちな時期であるとしている。Ⅴの時期は, 2011 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波・原発事故を経験し, ライフスタイルを見直したいという社会環境が, 移住の動機につながった(小田切, 2014b)。まさにこれまで見てきた, 「田園回帰」の時代であり, 政府白書にも「田園回帰」という言葉が登場している。経済環境はⅣの時期より改善し, 都市部を中心に有効求人倍率がバブル期以来の高水準に達している一方で, 移住支援政策による移住者は増加傾向で, 雇用機会を求めて都市に向かう人の流れと反対の動きが確認されている。そしてこの動きは, 特に若者世代を中心としていることが特徴である(小田切・筒井編著, 2016)。

中島(2014)は, 定住政策, 特に UJI ターン施策について, 地域活性化センターが集約した 2240 事業を都道府県, 市町村の施策ごとに分類している(第 2-4 表)。都道府県は新規就業関連などの産業関連施策に特化していること, 市町村は住居関連施策が多く, 続いて新規就農支援や UJI ターン奨励金等が多くなっていることを指摘している。



第 2-5 図 移住促進に関連する政策とその時代背景(多田 2016, 22p 第 3 図)

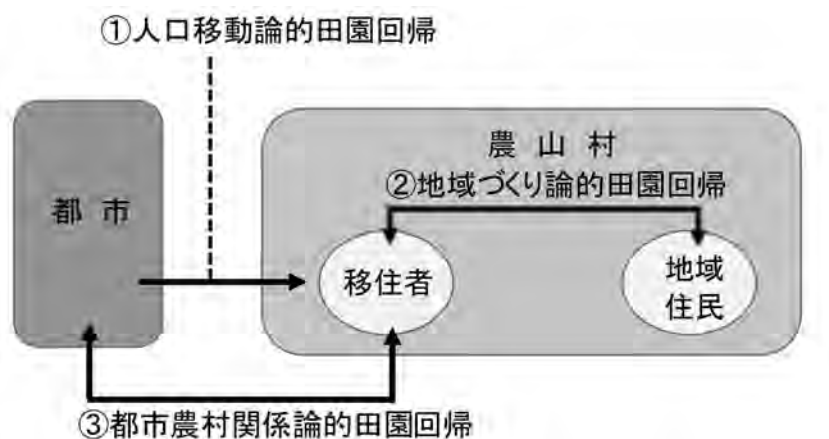
第2－4表 都道府県と市町村のUJIターン施策（中島 2014, 84p 表 1）

上段：件数，下段：%

	新規就農 関連	起業化 関連	その他 就職関連	住居関連	体験制度	情報提供	UJI ターン 奨励金	その他
都道府県	191 44%	101 23%	60 14%	39 9%	30 7%	82 19%	6 1%	17 4%
市町村	396 22%	116 9%	143 8%	566 31%	126 7%	260 14%	346 19%	147 8%

2. 農村移住者が農山村にもたらす影響

小田切（2016）は田園回帰の関係主体として都市住民，農山村への移住者，農山村の地域住民の3者に分け，これら3者の関係性からくる分析視点として①人口移動論的田園回帰，②地域づくり論的田園回帰，③都市農村関係論的田園回帰の三つの視点を示した（第2－6図）。①は人口が集中する都市部の住民が快適な住環境の追及等，何らかの理由で農山村を生活の場として選ぶ動き，②は移住者が移住地の伝統農産物や森・川などの未活用資源を使って経済活動を活発化させたり，寄り合いや伝統行事の復活などで地域に活力が戻ってきたりする動き，③は都市住民がファームステイや産直農産物の購入などを通じて農山村の住民とつながりを持ち，都市農村交流が生まれる動きを指している。



第2－6図 田園回帰の位置づけ（三つの局面）（小田切 2016, 21p 図序-3）

①の「人口移動論的田園回帰」では，UIターンをした者を「創造環境追求型」，「若者農業専心型」，「自然抱擁隠居型」，「サラリーマンマイホーム型」の4タイプに分け，それぞれのタイプが移住に当たって直面する問題と，地方自治体の施策のミスマッチを指摘した住田ら（2001），島根県などを事例に，Iターン者のタイプ分けを田舎暮らし志向型，農村起業型などに分類し，Iターン者による地域社会へのインパクトを明らかにした農林水産政策研究所（2005），「移住希望者」と「そうでない者」が持つ田園居住のイメージの

違いなどを明らかにした小林（2003）、「移住に関心がある者」と「移住が可能な者」について調査し、それぞれの者がイメージする移住後の地方生活が異なることを明らかにした佐藤ら（2014）、広島県での事例から、地方自治体の UJI ターン支援施策と UJI ターン数の関係を分析し、移住体験施設の移住への有効性を示した鈴木ら（2011）、農山村部から都市部への人口移動（人口減少）要因として、1人当たり所得が多いほど、生活環境施設の利用機会が多いほど、農山村部から都市部までの移動時間が短いほど、都市部の地価が安いほど、人口流出をすることを指摘した近藤ら（1995）の研究、宮崎県西米良村において、家族・親戚がいるというだけであった初期の移住者の移住理由が、村民の都市農村交流・地域活動が発端となり、若者の伝統文化に対する意識の高まりや、第3セクターによる雇用の創出も重なり、U ターン者が増加していったことを示した岡崎ら（2004）、山村留学をする者の移住の経緯について調査を行った前田・西村（2004）、移住希望者が求める移住地域の情報と、受入側が移住者に期待する地域活動の役割について明らかにした小森（2008）、地域住民への事例調査で、どのような属性を持つ移住者なら地域が受け入れたいのかを調べた本田ら（2011）、和歌山県那智勝浦町において、長い年月をかけて作られた、地域による移住者受入体制と移住実績について調査した西村ら（2015）、林業会社に就職した者の類型や移住後に転出した I ターン者の理由を分析し、転出者については、より就業条件の良い同業種への転職が多いことを明らかにした藤原・垂水（2005）、移住者と農村住民の共住という観点から、移住者が地域コミュニティに受け入れられた要因を分析した中西（2008）、京都府への移住者が新規就農する際に重視する点を調べ、農地の確保と住居の確保が最も重要であることを示した今井（2010）、農山漁村への移住支援に必要な自治体施策として都市住民にアンケートを行い、若い世代を中心に「お試し居住などの移住体験」の希望の高さや、20代～40代の女性で「出産・子育てに係る支援」や「教育に係る支援」の要望が高いことを明らかにした調査（総務省地域力創造グループ過疎対策室，2017）、緑のふるさと協力隊、地域おこし協力隊や集落支援員など「外部人材」として市町村にやってきた移住者が、任期終了までに仕事を軌道に乗せられず、収入の不安定さから子供の成長とともに他出を検討することが多いことを指摘した栗原・中島（2014）、このような外部人材が雇用機会の乏しい農山村で自ら起業をして所得を確保する形態として岡山県で6名の地域おこし協力隊員に調査を行い（1）地域支援－所得創出分離型（2）地域支援－所得創出一致型（3）中間型の三つに分類し、任期中に地域支援業務として取り組んだ内容と、任期後の起業内容が異なる（1）地域支援－所得創出分離型では、任期後に一から活動基盤を構築する困難があること、逆に（2）地域支援－所得創出一致型では、既に地域にある程度の仕事が確立されているため新たに起業要素を見つけることが困難であるが、地域住民の協力が得やすいこと、（3）中間型は任期後も地域支援活動と、それに関連した所得創出活動を行い、双方から収入を得ており、複数の分野で小額の収入源を足し合わせることで、比較的所得確保の可能性が高いことを指摘した房安（2015）、現状の人口から1%の人口流入と所得の域内環流で、過疎に直面する自治体の総人口や人口構成がおおむね安定するという推計（藤山，2015）などの

研究があり、地方自治体の移住支援施策、受入地域の受入態勢、移住希望者の類型や移住に必要とされる条件などといった視点で、移住が成功する要因が調べられている。

② 地域づくり論的田園回帰では、集落維持や農山村資源の活用に移住者など外部人材の受入れの有無が大きな影響を及ぼすことを明らかにした藤井ら（2009）、農村の経済活性化のために地域コミュニティや自治体に移住者をどのように受け入れていけばいいのかを述べた山田（2011）、移住者による新たななりわいづくりが、農山村の地域づくりとどのように結びついているのかを示した筒井ら（2015）、「集落支援員」や「地域おこし協力隊」といった外部からのサポート人材を活用した地域づくりが、どのようにうまくいっているのか、外部人材、受入側の地域、自治体の三つの主体の関係性を整理した図司（2013a）、地域づくりに関与する「集落支援員」及び「地域おこし協力隊」の人材育成プログラム並びに人材育成の方向性について述べた田口（2013）、Iターン者がグリーンツーリズムに従事し、体験メニューや企画作成に寄与していることを明らかにした吉川（2005）、地域づくりの状況次第で、地域おこし協力隊などの外部人材の役割が変わり、全体の中での位置付けが異なることを示した佐藤ら（2013）の研究などがあり、地域住民が地域づくりをする際に外部人材を活用することの重要性や、それによりどのように地域が変わったのかを調べたものが多い。

③ 都市農村関係論的田園回帰では、飯山市の都市農村交流施設を中心とした都市農村交流の実態を明らかにした小山ら（2015）、宮崎県諸塚村の山村集落を事例に、都市からUターンした者が、木材産地ツアーなどを通じて都市住民との交流を深め、神楽や村民文化祭などにも広がりを持った都市農村交流が展開されていることを示した佐藤（2005）、都市農村交流における受入側の地元 NPO 法人の課題を挙げた加藤（2009）、インターネットなどを利用し、都市住民の移住・就農林業・二地域居住意向を調べ、二地域居住者は移住希望者に比べて、現状への満足度が高いことなどを明らかにした藤井ら（2009）、農家の都市農村交流の意向の強弱が、地域ブランドへの取組や道の駅での販売実績をもつ地域などで高いことを示した衣笠ら（2013）の研究などがあり、都市農村交流の実態が調べられている。

3. 農村移住者の特徴

都市部から地方都市や農山村へ移住する者の特徴については幾つかの研究があり、その中では移住者が様々に分類されている（第2－5表）。

第2-5表 既存文献に見る移住者像の分類

著者	公表年	調査対象地	調査対象者	サンプル数	移住者の類型
満田	1987	米国	都市住民	—	(1)カウンターカルチャリスト (Counterculturist)、(2)アメニティ・ムーバー (Amenity mover)、(3)ジョブ・シーカー (Job seeker)、(4)アーリーリタイヤー (Earlier retiree)
井口ら	1995	広島市、岡山市、松江市	都市住民	364名	(1)潜在的Uターン希望者(2)リタイア移住者(3)ニューライフ志向
菅	1998	—	都市住民	—	(1)環境難民、(2)オルターナティブ・カルチャリスト、(3)「起業」家、(4)アメニティ・ムーバー
国土庁	2001	首都圏在住者(20～30代が85%)	Uターン志望者	1,013名	(1位)健康的な暮らしをしたい、(2位)のんびり暮らしたい、(3位)希望のライフスタイル、趣味をかなえたい(※移住希望理由として)
住田ら	2001	全国	「田舎暮らしの本」インタビュー記事	307名	(1)創造環境追求型(2)若者農業専心型(3)自然抱擁隠居型(4)サラリーマンマイホーム型
岡崎ら	2004	宮崎県西米良村	Uターン者	34名	転入要因として(1)家族・親戚(2)就職口(3)村民の交流・活動(4)伝統文化が挙げられた
農林水産政策研究所	2005	島根県邑智町	Iターン者	16名	(1)県の産業体験事業を利用したカヌー研修生、(2)就農志向型、(3)田舎暮らし志向型、(4)農村起業型、(5)仕事都合型
近江屋ら	2010	福島県鮫川村	Iターン者	32名	(1)定年退職タイプ(2)子育てタイプ(3)自然環境タイプ(4)その他のタイプ
総務省	2010	全国	IUターン者	—	(1)仕事やりがい探求派(2)生活革新チャレンジ派(3)悠々自適暮らし満喫派
図司	2013	山梨県小菅村	地域おこし協力隊員	6名	(1)田舎暮らし志向型(2)開業・起業志向型(※地域おこし協力隊員の応募志向として)
日野	2013	新潟県中越地区、長野県栄村	Iターン者	30世帯	(1)「地域との信頼関係」「最低限の収入の保障」(20～30代)(2)「地域の自然環境の良さ」「立地条件の良さ」(50代以降)(※重要視するもの)
柴崎と中塚	2016	全国	地域おこし協力隊員	152名	(1)都市拠点自立志向タイプ(2)農村外安定志向タイプ(3)農業農村定住タイプ(4)農村拠点起業タイプ
谷垣	2017	北海道清里町、小清水町	Iターン者	34名	(1)エコロジー志向(2)起業家志向(3)社交性志向
桑原と中島	2018	島根県美郷町	地域おこし協力隊員	8名	(1)地域おこし志向型(2)学習志向型(3)田舎暮らし志向型

資料：筆者作成。

満田(1987)は米国で都市部から農村へと移住する「ネオ・ルーラリズム(新田園主義)」の動きが見られる中で、移住者を(1)カウンターカルチャリスト(Counterculturist)、(2)アメニティ・ムーバー(Amenity mover)、(3)ジョブ・シーカー(Job seeker)、(4)アーリーリタイヤー(Earlier retiree)の4タイプに分類している。カウンターカルチャリストとは60年代～70年代にかけての既存の社会体制を否定し、農村でコミュニケーションを作り有機農業を実践しているような人々である。アメニティ・ムーバーとは、自然環境の快適性に魅せられ移住し、そこでやりたい仕事や新しい生き方を試みる、比較的裕福で高学歴な人々である。(3)ジョブ・シーカーとは、都市の物価高や生活環境から逃れて移住してきた、

新下層階級である。(4) アーリーリタイヤーとは、企業を支えてきた 40～50 歳代のホワイトカラーの中産階級移住者で、家族を伴って移住することが多い者である。

井口ら(1995)は、広島市、岡山市、松江市に在住する都市住民への調査で、移住者を(1)潜在的Uターン希望者、(2)リタイア移住者、(3)ニューライフ志向者に分類した。

(1) 潜在的Uターン希望者とは 59 歳以下の男性会社員で、農山村やその隣接地域の出身で、現在は都市部に在住しているが、幼少時などに多少なりとも農林業経験がある者であった。(3) ニューライフ志向者は、若くて比較的所得の少ない者で、都市の職場や生活環境に不満を持つ者であった。

菅(1998)は、移住者の特徴を「生業職業選択」「都市や近代文明を否定」という 2 軸からみて、(1) 喘息やアトピーなどの身体疾患、外で遊ばない子供に不安を抱える親など、根本的なライフスタイルの変革を望む「環境難民」、(2) 都市や文明を否定する一方で、地域社会には積極的に関与し、都市や物質文明に疑義を呈する「オルターナティブ・カルチャリスト」、(3) 職業や生業にこだわりがあり、農業ビジネスで独立する者、陶芸家、作家、音楽家などが含まれる「起業家」、(4) 温泉やスキーなど趣味・嗜好の満足に最大の価値を置き、場合によっては、都市と田舎の両方の魅力を求める「アメニティ・ムーバー」という、四つに分類した。

国土庁(2001)のアンケート調査では、首都圏在住の 20～30 代の移住希望者が移住したい四つの理由として、1 位は「健康的な暮らしをしたい」、2 位は「のんびり暮らしたい」、3 位として「希望のライフスタイル、趣味をかなえたい」を挙げている。

住田ら(2001)の研究では、UI ターン実践者は(1)創造環境追求型(2)若者農業専心型(3)自然抱擁隠居型(4)サラリーマンマイホーム型に分類された。(1)創造環境追求型は芸術家など居住地に左右されない職業の者で、移住者全体の中でこの割合が最も高かった。(2)若者農業専心型は資金や技術が不足しているが農業に従事しようとする若者であった。(3)自然抱擁隠居型は定年後の無職の者が多かった。(4)サラリーマンマイホーム型は、自分の家を持ちたい現役会社員であった。

岡崎ら(2004)は、宮崎県西米良村での調査で、他出した若者がUターンをしてふるさとに帰ってくる要因として(1)家族・親戚(2)就職口(3)村民の交流・活動(4)伝統文化の四つの要因を挙げ、それらの要因が個別でなく複数で作用していることを挙げている。

農林水産政策研究所(2005)では、島根県邑智町への 16 名の I ターン移住者調査から、移住者を(1)県の産業体験事業を利用したカヌー研修生、(2)就農志向型(3)田舎暮らし志向型(4)農村起業型(5)仕事都合型の五つに類型化している。ここでカヌー研修生とは、町内河川が島根国体(1982 年)のカヌー競技会場となったことでカヌー博物館や海洋センターなどが作られ、カヌーの里として研修生を募集し、研修終了後にセンターの正規職員となるものである。

近江屋ら(2010)の研究では、移住者は(1)定年退職タイプ、(2)子育てタイプ、(3)自然環境タイプ、(4)その他のタイプに分けられた。(1)定年退職タイプは 60 歳以上の定年退職者であった。(2)子育てタイプは 30 代が中心の者で、子育てのために農村環境を

選び、自身も自治体内で山村留学などの自営業を行っていた。(3) 自然環境タイプは 40 代が中心で、自然豊かな住環境を求めて移住しており、仕事は自治体外に努めている者が多かった。(4) その他のタイプは、年齢が様々で仕事も様々であった。

総務省地域力創造グループコミュニティ・交流推進室(2010)では、(1) 生活環境よりも自分のやりたい仕事ができる環境があるかを重視する「仕事やりがい探求派」、(2) 強い目的意識がなく、故郷や新天地での生活革新や新たな出発にチャレンジしたい「生活革新チャレンジ派」(3) 過去に観光で訪れるなどした、観光地として有名な地域の中で特に自然豊かで風光明媚な地域へ引退後に移住する「悠々自適暮らし満喫派」の 3 類型を示している。

図司(2013b)は、地域おこし協力隊の応募動機として、(1) 田舎暮らし志向型と(2) 開業・起業志向型という二つの傾向を見いだしている。(1) 田舎暮らし志向型の者は、赴任前に既に、実家などで農山村との接点があり、農山村での課題を見つけ自分ができることを考え、任期後に自身の地元への U ターンも視野に入れている傾向が見られた。(2) 開業・起業志向型は、赴任前から赴任地での起業を動機に応募し、任期終了後の継続的な居住は未定であった。

日野(2013)の I ターン移住者への研究では 20~30 代の移住者は「地域との信頼関係」と「最低限の収入の保障」を重視し、50 代以降の移住者は「地域の自然環境の良さ」と「立地条件の良さ」を重要視するとしている。

柴崎・中塚(2016)は、地域おこし協力隊員を、(1) 都市拠点自立志向タイプ(2) 農村外安定志向タイプ(3) 農業農村定住タイプ(4) 農村拠点起業タイプの四つに分類した。

(1) 都市拠点自立志向タイプは主に 20 代の若者で、就職することや農業との関わりを望まない傾向が見られた。(2) 農村外安定志向タイプは主に 20 代の若者で、農山村外での就職を望む傾向が見られた。(3) 農業農村定住タイプは 30 代以上の者が多く、農山村に住み続け、農林業との関わりを望む傾向が見られた。(4) 農村拠点起業タイプは、30 代以上の者が多く、農林業との関わりを望み、起業の意向が極めて高い傾向が見られた。

谷垣(2017)は、移住者の類型として(1) エコロジー志向(2) 起業家志向(3) 社交性志向を挙げている。(1) エコロジー志向の者は 50 歳代~60 歳代以上の女性に比較的多く、自給自足や健康、物質的より精神的な充足を求めるといった特徴があった。(2) 起業家志向の者は 30~40 歳代の女性に多く見られ、自己の技量に誇りを持ち、アイデアや創作意欲があり、社会的な地位を求めている。(3) 社交性志向をもつ者については 30 歳代~50 歳代の女性が多く、集団への貢献意欲が強く、ボランティア活動などに関わっていた。

栗原・中島(2018)の地域おこし協力隊員 8 名の調査では、隊員を(1) 地域おこし志向型、(2) 学習志向型、(3) 田舎暮らし志向型の 3 類型に分類した。(1) 地域おこし志向型は任期中に地域住民とのパーソナルネットワークを築き、任期終了後に起業が可能であった。(2) 学習志向型は在学しているが休学中の学生たちで、農山村とはいかなるものであるのか学習した後、キャンパスに帰ったり、赴任地とは別の場所で就職したりしていた。

(3) 田舎暮らし志向型は、任期中に地域住民とのパーソナルネットワークをほとんど築かず、定住意向は持っていたものの、希望する仕事や住宅が見つからずに他出していた。

他にも、都市部に居住する農林業就業希望者は1人暮らしや親同居の若齢者が多い（藤井ら、2009）といった結果がある。都心部に住む者へのアンケート調査では、居住年数が10年未満と短く、持ち家より賃貸住居、子供がいない、年収が600万円未満といった属性で、都心部から地方への転居意向が強かった（川島ら2005）。

佐藤ら（2014）は、東京都民へのアンケート調査により、潜在的な移住候補者として、経済的観点から移住が可能と回答した「移住可能層」と、二地域居住を含めた地方生活に関心のある「移住関心層」に分類した。移住可能層が働き方と暮らし方の質の双方を重視し、特に移住後のやりがいのある仕事を求めるのに対し、移住関心層は暮らし方の質のみ重視し、住居の質が重要であった。働き方への関心はまだ高まっていない段階と考えられた。

移住者は、移住の前段階に地方都市や農山村の生活に親しむための二地域居住を経験している可能性がある。国土交通省国土計画局広域地方整備政策課（2010）の調査では、30代～60代の者をメインとして都市部に住む者の10%近くが二地域居住を実践しており、その半数程度は地域への貢献意欲が高く、また地域への経済効果も高かった。一方で、二地域居住の先に移住を考えている者は、実践者の1～2割程度であった。別の国土交通省の調査（2009）でも、二地域居住実践者が9%おり、平成17年（2005）の2.5%から大幅に伸びている。二地域居住は、必ずしも移住の前段階の行動ではないが、将来的に移住を考えている者も少なからず存在しているが、本報告では、二地域居住については取り上げていない。これらの調査で二地域居住とは、年間で述べ1か月以上の中長期、かつ定期的・反復的な、同一地域の農山漁村への滞在を指し、日帰りの滞在や、実家への帰省も含まれている。

4. 移住者の移住要因と自治体の移住支援施策との結び付き

移住者に対し、移住の重要な決め手となる要因を尋ねた調査が様々に行われている。1990年代の移住希望者への調査では「仕事」と「自然環境」が地域を選ぶ決め手とされているが（国土ジャーナル1990）、2010年代以降の調査では、住宅等生活環境、仕事、コミュニティの重要性を指摘している（大橋ら、2011）。仕事を引退した者がUターンする際には、住宅関連の施策が重要である（尹ら、1990）という指摘があるが、移住者（Iターン者）は、Uターン者と異なり、地縁や同級生などがいないことから、仕事や住居に加え、移住先での居心地の良いコミュニティの重要性を指摘されることが多い。一方で移住支援施策に積極的に取り組んでいる市町村では、行政の施策として観光地づくり、住宅建設、起業家支援、地域づくり事業、山村留学などさまざまなものがあり（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、2017）、市町村は移住者を対象に近年様々な施策を打っている。

東日本の市町村における移住支援施策の取組内容を調べた結果では、首都圏や名古屋市、仙台市、新潟市といった大都市周辺の市町村では移住支援の取組が行われていない傾向が見られ、過疎法や山村振興法などに指定され、生活が比較的不便な市町村では、それ以外の市町村と比べて有意に移住支援施策が実施され、多くの種類の取組を実施していた（牧山ら、2014）。ここで移住支援施策とは、①空き家バンク、②補助金等、③分譲地等の紹介、④お

試し住宅、⑤就農支援、⑥移住体験ツアー、⑦移住助言・交流組織の七つの施策の有無である。山村への移住者数と市町村の UJI ターン推進の取組を調べた報告書（国土庁 1998）では、半数以上の山村が UJI ターンを何らかの形で推進しており、特に中国地方が高い割合を示している。また推進施策の内容は、移住者への移住奨励金の支給や受入住宅整備となっており、それらの取組を行っている市町村の半数以上は、UJI ターンをする者の獲得にある程度以上の効果があると回答している。一方で金田ら（2009）は、全国 732 の過疎自治体の UJI ターン支援施策の実施の有無を調べ、支援策の有無による人口の転入率には違いが見られず、人口移動という点で、移住や U ターンを促進する施策に効果が見られなかった。鈴木ら（2011）は、移住者の確保に当たり必要な就職支援、就農支援においては、自治体に体験・訓練型の施策があることで UJI ターン率に大きな影響を与えるということを指摘している。

特に住宅の確保については移住者に対して様々な施策が準備されており、それらをまとめると第 2－6 表のようになる。全国自治体を調査した事例では（藤本ら 2000）、住環境整備に関する公的支援を行っている自治体の 80%以上は中山間地で、メニューとしては都市では「情報提供」「利子補給」「資金融資」の順に多く、中山間地では「情報提供」「宅地分譲」「補助金」の順で、都市と比べて資金的により積極的な支援を行っている。また 2 種類までの支援メニューの組み合わせが多い（第 2－7 表）。I ターン移住者にとって重要とされる仕事の確保、住宅の確保、居心地の良いコミュニティの存在という 3 要素のうち、仕事や住宅の確保について取り組む自治体は多いが、コミュニティについての取組はこれからと言える。

第 2－6 表 自治体に見られる住宅施策の内訳

(1) 住宅・宅地の情報提供	自治体による空き家バンク登録制度や民間不動産会社と連携し分譲宅地、分譲住宅、公営賃貸住宅、空き家、貸アパートなどの情報を提供。提供大家に対しての荷物整理助成、改修助成
(2) 住宅取得資金融資	新築、改築、増築、購入、土地取得等に対する資金融資
(3) 住宅取得助成	取得費用、固定資産税、改修費等の助成、新築建築時優遇、地域財・地域工務店使用時優遇
(4) 住宅取得借入金の利子優遇	利子の補填、地銀による利子優遇
(5) 公営賃貸住宅斡旋	移住者への公営住宅斡旋、家賃補助、
(6) 宅地貸付制度	自治体整備済み移住者用住宅の貸付、一定期間終了後の払い下げ
(7) 宅地開発・分譲	新規宅地整備と販売、付随して農業団地造成
(8) その他	引越し費用助成、移住祝い金、移住時の移動旅費助成、中古住宅取得時粗大ゴミ回収

資料：筆者作成

第 2－7 表 2 種類の支援策を講じている市町村数

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
①情報提供	-	7	39	13	83	6	55	2
②資金融通		-	6	8	13	1	5	0
③補助金			-	9	40	4	25	2
④利子補給				-	22	1	15	2
⑤公営住宅					-	9	64	3
⑥宅地貸付						-	4	0
⑦宅地分譲							-	4
⑧戸建分譲								-

資料：藤本ら（2000，116p 表 5）

[引用文献]

- 浅川和幸（2015）「地方消滅論と小規模自治体の活性化のあり方を考える-西興部村の若き担い手の調査を
とおして-」『北海道大学教職課程年報』5：11-36.
- 阿部正太郎・近藤光男・近藤明子（2010）「地方圏への UIJ ターン人口移動の要因分析と促進施策に関す
る研究」『土木計画学研究論文集』27(2)：219-230.
- 井口梓（2012）「『田舎暮らし』の特徴とその変遷」『日本地理学会発表要旨集』
https://doi.org/10.14866/ajg.2012a.0_100150.
- 井口隆史・伊藤勝久・北川泉（1995）「中山間地域における農林業生産と定住促進政策に関する意向調査の
分析（Ⅰ）中山間地域の移住の可能性に関して」『日本林學會誌』77(5)：421-428.
- 今井正憲（2010）「農業への新規参入者の期待と満足との関係」『農林業問題研究』46(2)：195-200.
- 江川章・小野智昭・橋詰登・鈴木源太郎・渡部岳陽（2005）「公的機関の定住対策と I ターン者の実態－島
根県のケーススタディー」農林水産政策研究所『ライフスタイルプロジェクト研究資料第2号』.
- NHK・毎日新聞・明治大学共同調査（2016）「農山村の再生と田園回帰」『NHK 解説』2016 年 7 月 28 日.
<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/400/249980.html>（2019 年 4 月 1 日取得）.
- 近江屋一朗・齋藤雪彦・橋本早苗（2010）「移住背景別に見た農村移住者の余暇活動に関する研究」『環境
情報科学論文集』24：369-374.
- 大橋幸子・湯原麻子・神永希・高森秀司（2011）「地方部への移住者の価値観の特徴に関する研究」『土木
学会論文集 F4（建設マネジメント）』67(4)：47-56.
- 岡崎京子・後藤春彦・山崎義人(2004)「U ターン者増加の過程における転入要因の変遷：宮崎県西米良村
を事例として」『都市計画論文集』39(3)：25-30.
- 小田切徳美（2014a）「『田園回帰』の意味」『町村週報』第 2884 号.
- 小田切徳美（2014b）「『農村たたみ』に抗する田園回帰」『世界』9 月号：188-200.
- 小田切徳美（2015）「農村政策の展開と到達点－農政・国土政策は何を目指しているのか－（農政における
『農村政策』の今日的展開と農山村社会経済の課題）」『食農資源経済論集』66(1)：1-11.
- 小田切徳美（2016）「田園回帰の概況と論点」小田切徳美・筒井一伸編著『田園回帰の過去・現在・未来：
移住者と創る新しい農山村』農山漁村文化協会：10-22.
- 小田切徳美・中島聡・阿部亮介（2016）「人口減少・地域再生に挑む（第 11 回） 移住者総数，5 年間で
約 4 倍に－移住者の全国動向（第 2 回全国調査結果より）－」『Governance』103-105.
- 嵩和雄（2017）「地方移住の動向と特徴」農村計画学会春期大会シンポジウム「田園回帰」と農村計画学の
課題.
- 加藤克明（2009）「農業・農村体験の取り組みにおける NP0 法人の活用事例：取り組みの組織化における
利用場面と課題の考察」『農村生活研究』52(2)：40-52.
- 金田俊介・山口忠志・斎尾直子（2009）「自治体の UJ I ターン支援施策の評価と出身者の移住・定住意
識に関する研究」『日本建築学会大会学術講演梗概集』503-506.
- 川島崇・平居直樹・村橋正武（2005）「大都市都心部における人口回帰と転居意向を考慮した居住環境整備
に関する研究」『都市計画論文集』40(3)：781-786.

- 季刊地域編集部編（2017）『シリーズ田園回帰6 新規就農・就林への道 担い手が育つノウハウと支援』農山漁村文化協会。
- 衣笠智子・山口三十四・中川雅嗣(2013)「農家の都市農村交流への意識に関する計量的研究—大阪府豊能群能勢町の農家アンケートに基づいて—」『農林業問題研究』49(1)：76-81.
- 栞原良樹・中島正裕（2014）「地域サポート人材事業における定住促進のプロセスと課題—滋賀県高島市朽木地区における緑のふるさと協力隊を事例に—」『農村計画学会誌』33：251-256.
- 栞原芳樹・中島正裕（2018）「任期終了後に他出した地域おこし協力隊員の任期中の実態分析 任期中の活動とパーソナルネットワーク間の関係性および他出要因に着目して」『農村計画学会誌』37：237-243.
- 国土交通省国土計画局広域地方整備政策課（2009）『二地域居住等支援のための総合情報プラットフォーム整備等検討調査報告書』.
- 国土交通省国土計画局広域地方整備政策課（2010）『二地域居住推進施策のための基礎的調査』.
- 国土交通省国土計画局総合計画課（2008）『平成19年度地域への人の誘致・移動による市場創出の可能性及び方策に関する調査』.
- 国土交通省都市・地域整備局地方整備課（2001）『UJI ターンに関する意識調査報告書』.
- 国土ジャーナル（1999）『UJI ターンに関する意識「平成10年度 UJI ターンに関する意識調査報告書」より』7月号：14-17.
- 国土庁地方振興局（1998）『UJI ターンの円滑な推進のための基礎調査報告書』.
- 小林昭裕（2003）「都市住民の田園移住に対する意識構造に関する基礎的研究—北海道を事例として—」『農村計画論文集』第5集：37-42.
- 小森聡（2008）「農村地域への定住に係る移住者の意向と受入側の意識に関する研究—京都府の中山間地域を事例として（続報）—」『農林業問題研究』44(1)：146-149.
- 小山環・十代田朗・津々見崇（2015）「過疎地域における都市農村交流施設が中間組織として果たす役割に関する研究 長野県飯山市なべくら高原森の家を事例として」『都市計画論文集』50(2)：184-194.
- 近藤光男・青山吉隆・高田礼栄（1995）「地方圏内における人口の社会移動分析」『土木計画学研究・論文集』12：171-178.
- 坂本誠（2014）「人口減少対策を考える-真の『田園回帰』時代を実現するためにできること」『JC 総研レポート』32：2-11.
- 佐藤真弓・山浦陽一・神代英昭（2013）「日本の農山村における地域づくりの現場から：外部人材の役割と内発的発展論の検討に向けて（特集 外部人材と農山村再生：内発的発展論の新たな展開）」『農村計画学会誌』32(3)：370-373.
- 佐藤宣子（2005）「山村社会の持続と森林資源管理の相互関係についての考察」『林業経済研究』51(1)：3-14.
- 佐藤遼・城所哲夫・瀬田史彦（2014）「地方への移住関心層と移住可能層との間で地方移住生活イメージに対する選好パターンの違い・移住先地域での暮らし方・働き方の質に関するイメージに着目して」『都市計画論文集』49(3)：945-950.
- 柴崎浩平・中塚雅也（2016）「農山村に移住した若者が描く生活像に関する一考察 地域おこし協力隊を事例として」『農村計画学会誌』35（論文特集号）：253-258.

- 菅康弘(1998)「脱都市移住者の群像: 'stranger-native interaction'の理解のために」『甲南大学紀要文学編』109: 140-166.
- 鈴木健史・森尾淳・内山久雄・寺部慎太郎(2011)「広島県における UJI ターンの要因に関する研究 地域の特徴, UJI ターン支援施策からみた分析」『都市計画論文集』46(3): 325-330.
- 図司直也(2013a)「地域サポート人材の政策的背景と評価軸の検討」『農村計画学会誌』32(3): 350-353.
- 図司直也(2013b)「農山村地域に向かう若者移住の広がりを持続性に関する一考察 地域サポート人材導入策に求められる視点」『現代福祉研究』13: 127-145.
- 住田和則・渡邊貴介・羽生冬佳(2001)「地方自治体における UI ターン施策に関する研究」『都市計画論文集』36: 355-360.
- 総務省(2008)「都市から地方への移住・交流の促進—総務省の取組み—」『暮らしの複線化推進課長等会議提出資料』.
- 総務省自治行政局コミュニティ・交流推進室(2009)『平成 20 年度都市から地方への移住・交流の促進に関する調査報告書(概要版)』.
- 総務省地域力創造グループコミュニティ・交流推進室(2010)『都市から地方への移住・交流の促進に関する調査報告書(概要版)』.
- 総務省地域力創造グループ過疎対策室(2018)『「田園回帰」に関する調査研究中間報告書』.
- 総務省地域力創造グループ人材力活性化・連携交流室(2011)『地域おこし協力隊の任期終了に係るアンケート結果』.
- 総務省地域力創造グループ地域自立応援課(2013)『多自然町村の持続可能モデルに関する調査研究報告書』.
- 高田晋史・清野未恵子・中塚雅也(2015)「大学と連携した地域サポート人材の管理体制の構築と課題—地域おこし協力隊事業を事例にして—」『農林業問題研究』51(2): 122-127.
- 田口太郎(2013)「地域サポート人材の研修プログラムの構築—『地域おこし協力隊』『集落支援員』の研修プログラム—」『農村計画学会誌』32(3): 364-369.
- 多田忠義(2016)「移住促進政策の変遷と課題—鳥取県鳥取市の事例を踏まえて—」『農林金融』69(5): 18-35.
- 谷垣雅之(2017)「農村地域への移住動機・心理特性に関する考察—北海道清里町・小清水町を事例として—」『農村計画学会誌』36(1): 86-94.
- 筒井一伸・佐久間康富・嵩和雄(2015)「都市から農山村への移住と地域再生—移住者の起業・継業の視点から—」『農村計画学会誌』34(1): 45-50.
- 土居洋平(2016)「地域活動の展開と農村移住受入れ・定着—山形県西川町大井沢を事例に—」『新たな価値プロジェクト研究資料』第2号: 111-126.
- 独立行政法人労働政策研究・研修機構(2016)『UIJ ターンの促進・支援と地方の活性化—若年期の地域移動に関する調査結果—』.
- 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局(2017)『移住・定住施策の好事例集(第1弾)』.
- 内閣府地方創生推進事務局(2018a)『地方創生事業実施のためのガイドライン』.
- 内閣府地方創生推進事務局(2018b)『地方創生推進交付金の交付対象事業の決定(平成 30 年度第1回)』.

- <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/pdf/h30-suisin1.pdf> (2019年4月1日取得).
- 中山ちなみ (1998)「若者の地域移動と居住志向—生活意識に関する計量分析—」『京都社会学年報』6: 81-112.
- 中西宏彰 (2008)「田舎暮らしにおける新規定住者と農村側住民の共住に関する研究:京都府南丹市美山町 S 集落を事例として」『農林業問題研究』44(1): 140-145.
- 中島正博 (2014)「島根県海士町の取組みから見た定住政策の課題」『経済理論』376: 83-101.
- 西村亮介・嘉名光市・佐久間康富 (2015)「過疎地域の地区運営活動における地元住民と移住者の関係の変遷に関する研究—和歌山県那智群勝浦町色川地区を事例に—」『都市計画論文集』50(3): 1303-1309.
- 日本創成会議・人口減少問題検討分科会 (2014)『成長を続ける 21 世紀のために「ストップ少子化・地方元気戦略」』.
- 農林水産省 (2008)「農山漁村の場での再チャレンジ支援」『暮らしの複線化推進課長等会議提出資料』.
- 農林水産省 (2020)『食料・農業・農村基本計画～我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐために～』
- 林直樹・齋藤晋・高橋強 (2004)「農村地域における若年・壮年期の人口移動の純移動率」『農村計画学会誌』23: 295-300.
- 日野正基 (2013)「中山間地域における移住者の現状と課題—移住者の家計収支の観点から—」『農村計画学会誌』32(3): 360-363.
- 房安功太郎 (2015)「地域サポート人材の定住に向けた所得確保の現状と課題 岡山県 H 市の地域おこし協力隊を対象に」『農村計画学会誌』34 論文特集号: 207-212.
- 藤井多起・岡田麻由・藤原三夫 (2009)「農山村移住・農林業就業希望者の属性と意向」『林業経済研究』55(1): 87-98.
- 藤原三夫・垂水亜紀 (2005)「林業新規就業者の類型と転出者の特性—愛媛県の第 3 セクター林業会社を対象にして—」『林業経済研究』51(2): 67-74.
- 藤本信義・楠本侑司・三橋伸夫 (2000)「田園移住を促進する住環境整備の公的支援策に関する研究」『農村計画論文集』2: 115-120.
- 藤山浩 (2014)「田園回帰時代が始まった-『規模の経済』を超える定住促進の道筋- (もの申す『市町村消滅論』に異議あり)」『季刊地域』(19): 92-99.
- 藤山浩 (2015)『シリーズ田園回帰 1 田園回帰 1 %戦略: 地元の人と仕事を取り戻す』農山漁村文化協会.
- ふるさと回帰支援センター (2018)『2017 年の移住相談の傾向, ならびに移住希望地域ランキング公開』, <https://www.furusatokaiki.net/topics/2017> (2019年4月1日参照).
- 本田恭子・伊藤浩正・小田滋晃 (2011)「都市住民の農村への移住に対する中山間地住民の受け入れ条件: 三重県伊賀市 K 地区を事例に」『農林業問題研究』47(2): 185-193.
- 前田真子・西村一郎 (2004)「山村留学を契機とした都市住民の農山村地域への移住と移住家族の山村留学における役割」『農村計画学会誌』23(1): 8-15.
- 牧山正男・平林藍・細谷典史 (2014)「東日本における市町村主体の移住促進を目指した取組—悉皆的なホームページ検索を通じた現状把握と傾向分析—」『農村計画学会誌』33 論文特集号: 227-232.
- 増田寛也・日本創成会議人口減少問題検討分科会 (2014)「ストップ『人口急減社会』国民の『希望出生率』

の実現，地方中核拠点都市圏の創成（緊急特集 消滅する市町村 523：壊死する地方都市）」『中央公論』129(6)：18-31.

まち・ひと・しごと創生本部（2014）『まち・ひと・しごと創生総合戦略』. まち・ひと・しごと創生本部（2017）『地方創生関連交付金』, <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/kouhukin/>（2019年4月1日取得）.

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局（2018）『まち・ひと・しごと創生基本方針 2018 について』.

真庭なりわい塾（2018）『真庭なりわい塾ホームページ』 <https://maniwa-nariwai.org/>（2019年4月1日参照）.

満田久義（1987）『村落社会体系論』ミネルヴァ書房.

みずほ情報総研（2016）『平成 27 年度産業経済研究委託事業労働移動の実態等に関する調査』.

山田晴義（2011）「農村移住による農村再生のための計画的課題と展望」『農村計画学会誌』29(4)：414-417.

吉川光洋（2005）「グリーン・ツーリズムの発展における I ターン者の役割ー岩手県遠野市を事例にー」『農業経営研究』43(2)：55-59.

尹孝鎮・三村浩史・リムボン（1990）「転出時期別に類型化された地方都市出身者の“ふるさと回帰意” 構造ー津山市地域住民住宅計画にみる U ターン世帯向け住宅施策の課題ー」『日本都市計画学会学術研究論文集』25：745-750.

第3章 移住希望人気上位県・市町の移住支援施策

田中 淳志・佐藤 真弓・平形 和世

1. 人気上位県における移住支援施策

現地調査を実施した移住希望者人気上位県における移住支援施策をまとめたので以下に紹介する。

(1) 山梨県の移住支援施策

1) 地域概況

山梨県は27市町村(13市8町6村)からなり、東京圏に隣接しているながらも、北東部に秩父山塊、西部に赤石山脈、南部に富士山、また北部には八ヶ岳、茅ヶ岳と周囲を急峻な山々に囲まれている。栽培面積、生産量ともに日本一であるぶどう、もも、すももや、ミネラルウォーターは全国の約4割を生産している。また、貴金属製装身具出荷額が全国の約3割を占めており、全国第1位である。中央自動車道やJR中央線等の交通網が整っており、東京圏からの利便性が高い上、リニア中央新幹線の開業等も予定されており、さらなる利便性向上が期待されている。2015年末時点の人口は834,930人となっている。

2) 移住支援施策と実施体制

山梨県では、平成25年6月、山梨県への移住や二地域居住を考えている者に、住宅情報、生活情報、就職情報等をワンストップで提供する総合相談窓口「やまなし暮らし支援センター」を開設した。相談内容は、住宅情報(古民家などの空き家に関する情報)、生活情報(医療、福祉、教育、交通などに関する情報)、就職情報(山梨県やハローワークの求人情報)のほか、市町村窓口の紹介、市町村パンフレット等を提供している。場所は東京・有楽町のふるさと回帰支援センター内で、開設当時、都道府県で同センター内にブースを設けていたのは山梨県と福島県のみであった。また、山梨県での田舎暮らし実践者による体験談などが聞けるセミナーも年10回程度開催している。

移住担当窓口として平成25年に観光振興課に移住・交流推進担当を設置し、平成26年からは市町村が実施する空き家実態調査・サテライトオフィス整備モデル事業に要する経費の一部を補助、平成27年からは、空き家バンクに登録した空き家の所有者等が移住者と売買契約又は賃貸借契約を成約する際に、当該空き家の所有者等に対して市町村長が交付する奨励金の一部を助成してきた。観光振興課内で移住・交流推進担当者が対応していた移住支援は、平成27年には人口問題対策室の対応となり、平成28年からは地域創生・人口対策課が設置され、そちらで対応することとなった。

また、やまなし移住・定住総合ポータルサイトを平成26年に開設し、市町村と連携して

運営し、県と市町村の移住情報を提供している。さらに、山梨県に移住や二地域居住をしている者 100 人が、やまなし暮らしの魅力をインタビュー形式で語った話をまとめた冊子「JoYFuL」を発行し、Web サイトでも公開している。移住前の生活、移住のきっかけ・動機、移住を成功させるコツ、山梨の魅力等を紹介している。平成 26 年に官民共同で設立された富士の国やまなし移住・交流推進協議会は、山梨県や市町村、民間事業者が会員となっており、同協議会の移住定住推進部会（甲斐適生活応援隊）が運営するポータルサイト「甲斐適生活」では、移住相談会の情報や移住体験談、物件情報等を提供するほか、同協議会の農山村交流推進部会が運営するポータルサイトでは、農産物の収穫体験や自然観察等のプログラムを紹介している。

やまなし暮らし支援センター等に相談があった件数、同センターを通じて移住を決めた人数を把握しており、実績は第 3－1 表のとおりである。また、平成 28（2016）年度の実績では、移住前の都道府県は東京都が最も多く、次いで、神奈川県、千葉県、埼玉県で、相談者の年代は、移住相談では 30 代、40 代が各 2 割、就農相談では 20 代が 6 割、就職相談では 20 代が 5 割、30 代が 3 割で、全体では 20～40 代の相談が約 6 割を占める。なお、山梨県のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、同センターを通じた平成 32 年まで 5 年間の移住者数 1,300 人を目標としている。

第 3－1 表 やまなし暮らし支援センターにおける移住相談件数等について

年度	移住決定者数		相談件数
平成 25（2013）年度	52 人	22 世帯	1,742 件
平成 26（2014）年度	199 人	100 世帯	2,075 件
平成 27（2015）年度	210 人	108 世帯	2,445 件
平成 28（2016）年度	154 人	91 世帯	2,986 件
平成 29（2017）年度	117 人	77 世帯	-

注. 平成 25 年度は、平成 25 年 6 月から平成 26 年 3 月までの実績。相談件数は、やまなし暮らし支援センターへの移住相談、県への就農相談、ハローワークへの就職相談を合わせた件数。

資料：やまなし暮らし支援センターヒアリング調査（2016 年 11 月）及びその後の公表資料より筆者作成。

（２）長野県の移住支援施策

１）地域概況

長野県は 77 市町村（19 市 23 町 35 村）からなり、新幹線沿線で首都圏へのアクセスの良い北信・東信、中央本線の特急あずさや特急しなの、中央自動車道などで首都圏、中京圏と結びつきのある中信、首都圏からのアクセスは良くないが中央自動車道や飯田線などで中京圏との結びつきが強い南信に分けられる。

農産物では川上村などの東信でレタス、松本市や茅野市を含む中信ではセロリやパセリの栽培が盛んで、県内全域をまとめるとそれぞれ全国 1 位の生産量となっている。また、りんごとぶどうの生産量で全国 2 位となっている。

戦時中に航空機部品・光学機器などの工場が疎開してきたことから現在でも製造業が盛んで、情報通信機器の出荷額が全国1位（2017年工業統計調査）となっている。他には温泉やスキー場といった余暇施設が多く、それぞれ全国2位の数となっている。

南信の飯田市では2027年のリニア中央新幹線長野県駅（仮称）の開業が予定され、東京の品川駅から45分程度でアクセスできるようになるため、北信や中信との経済格差縮小や、地域の新しい発展が期待されている。2015年末時点の人口は2,098,804人となっている。

2）移住支援施策と実施体制

長野県での移住専門部署は、2006年近辺までは農政部が担い、その後2007年からは観光部が窓口となり、2012年からは観光部移住・交流課が作られ、2016年からは企画振興部地域振興課楽園信州・移住推進室（2019年4月には企画振興部信州暮らし推進課に改組）ができ、移住業務を担っている。

長野県では、一般社団法人長野県宅地建物取引業協会と連携協力し、移住者への住宅情報「楽園信州空き家バンク」を設置し、移住希望者に対する住まいの情報提供を行っている。

仕事に関しては、Webサイト「Iターン信州」を作成し、移住したい個人が仕事を探すために登録し、人材がほしい企業とマッチングできるようにしている。またWebサイト「楽園信州」では、「Iターン信州」を含む様々な仕事求人サイトにリンクが張られており、厚生労働省の「ハローワークインターネットサービス」や、地域の転職エージェント・人材紹介サービス会社などが掲載されている。

生活情報に関しては、「楽園信州」で、長野県への移住を考える者に対して、長野県内の市町村情報、様々な移住セミナーや地域でのイベント、利用できる移住支援制度などを紹介したり、先輩移住者の体験談を掲載したりしている。

移住支援ポータルサイト「楽園信州」は、県内への移住相談窓口を一元化する目的があり県内の自治体が紹介されている。

県外の移住相談窓口としては、東京に2か所、大阪、名古屋に1か所を設けている。東京は、2012年に長野県東京観光情報センターを、2014年に農産物販売などを行う銀座NAGANOの4階に長野県移住・交流センターを、2015年には有楽町のNPO法人ふるさと回帰支援センター内に相談デスクを設置した。2013年には大阪府の長野県大阪観光情報センター内に「長野県大阪移住・交流サポートデスク」と名古屋の長野県名古屋観光情報センター内に「長野県名古屋移住・交流サポートデスク」を設置した。移住者はここで、住宅情報、生活情報（医療、福祉、教育、交通などに関する情報）、就職情報（ハローワークの求人情報）のほか、市町村窓口の紹介、市町村パンフレット等を閲覧できる。また、東京有楽町のNPO法人ふるさと回帰支援センターでは、先輩移住者による体験談などが聞けるセミナーも頻繁に開催している。

田舎暮らし「楽園信州」推進協議会は、県、各市町村や民間事業者からなる長野県への移住を推進する協議会である。民間事業者には、（一社）長野県観光機構、（一社）長野県宅地建物取引業協会、（一社）長野県経営者協会、長野県商工会連合会、信濃毎日新聞社、（株）

八十二銀行、(株) ヤマト運輸長野主管支店、長野県信用組合などの県内事業者が加入している。

上記推進協議会では、移住者の受入態勢強化を図るため民間事業者を「楽園信州移住応援企業」として登録している。移住者は楽園信州移住応援企業を利用して移住することで、引っ越し費用・レンタカー・住宅ローン・リフォーム費用・自動車免許取得費用・コワーキングスペース利用料・ホテル宿泊料などの割引が利用できる。

長野県企画振興部地域振興課楽園信州・移住推進室の調査による、年度別移住者数は以下の第3-2表のとおりである。移住者は県や市町村の移住相談等を利用して移住に結びついた者を「行政サポートによる移住者」として集計しているものである。

第3-2表 年度別移住者数

年度	移住者数
平成18年(2006年)	215
平成19年(2007年)	325
平成20年(2008年)	398
平成21年(2009年)	297
平成22年(2010年)	396
平成23年(2011年)	456
平成24年(2012年)	408
平成25年(2013年)	510
平成26年(2014年)	763
平成27年(2015年)	927

資料：長野県企画振興部地域振興課ヒアリング調査（2016年12月）より筆者作成。

（3）岐阜県の移住支援施策

1）地域概況

岐阜県は日本のほぼ中央に位置し、大きく岐阜地域、飛騨地域、中濃地域、東濃地域、西濃地域の5地域に分かれている。県中南部に位置し、県庁所在地の岐阜市を擁する岐阜地域は、アパレル産業や航空産業が盛んな地域である。交通の要所である岐阜駅は、鉄道を利用すると東京まで約2時間、大阪まで約1時間、名古屋まで約20分で到着する。特に名古屋へのアクセスが良好で、近年の再開発により利便性が高まっている。県北部に位置し、飛騨山脈を擁する飛騨地区は木工業が盛んで、白川郷や高山市等の世界有数の観光地でもある。県中南部に位置する中濃地域は製造業やものづくり産業が盛んな地域で、大手の刃物メーカーや自動車メーカーが立地している。ユネスコ無形文化遺産に登録された美濃和紙等でも知られている。県南東部に位置する東濃地域は、美濃焼の産地として知られ、旧中山道の宿場町をはじめとした観光業や、栗や檜等の農林業を基幹産業とする地域である。県南西部に位置する西濃地域は、大手電子メーカー等の本社があり、IT関連産業も盛んな地域である。

同県ではまた、「日本の縮図」とも言われる変化に富んだ自然条件と、大消費地に近い立

地条件を生かした多様な農業が営まれている。特に「飛騨牛」や「富有柿」、「ハツシモ」（水稲）等は、銘柄品として知られている。水産業では、アユやマス類等の河川漁業や養殖漁業を中心とした水産業も盛んである。

県内の 2015 年の人口は約 2,033,000 人で、2000 年の約 2,108,000 人をピークに減少傾向にある。2006 年以降は出生数が死亡数を下回る自然減少に入った。若い世代（15～49 歳）の人口減少と、20～30 代の未婚率の上昇傾向が続く、今後、少子化が進むことが懸念されている。同時に、同県の人口は 2005 年以降、県外への転出超過が続いている。年齢別に移動理由をみると、10 代では進学に伴う移動、20～30 代では就職や結婚などによる移動が挙げられている。このように岐阜県では、若い世代の呼び込みや、子育て環境の整備・充実による出生数の上昇が課題となっている⁽¹⁾。

こうした状況下において、岐阜県では、2009 年に「岐阜県長期構想～人口減少時代への挑戦～」を策定し、全国に先駆けて、人口減少社会を見据えた政策の方向性を示してきた。現在は、2015 年に策定された『『清流の国ぎふ』創生総合戦略』の下、具体的な施策を展開している。このうちの一つの柱となっているのが移住定住に関する施策である。ここでは、2015 年度から 5 年間の移住者累計数の目標を 6,000 人と定め、施策の充実を図っている⁽²⁾。

2) 移住施策と実施体制

岐阜県では、平成 21 年に総合企画部観光交流推進局地域振興課内に移住・定住を担当する部署が設置された。その後、組織改編を経て、現在の「清流の国推進部清流の国づくり政策課移住定住まちづくり室」が開設されたのは平成 27 年のことである。

その中の移住定住係が移住定住に関する施策の立案や企画及び調整などの業務全般を担っており、同係には平成 28 年度現在 9 名の職員が配置されて、このうち 7 名が正規職員となっている。この他の 2 名は、名古屋での移住相談業務を担当する職員と、「岐阜県ファンクラブ」に関する事務作業等を担当する職員である。また、これらの職員に加え、県東京事務所においても移住定住の推進に関する業務を担う職員が配置されている。

岐阜県では、2015 年 8 月に、総合戦略の策定機関である「ぎふ創生県民会議」内に「移住定住推進部会」を設置した。この中で、県、市町村、民間団体（移住支援団体など）、就業支援機関、金融機関、産業界、教育機関などが一体となって、移住定住を推進する体制を整備・強化している。

岐阜県の移住支援施策は移住支援ポータルサイト「ふふふぎふ」にまとめられている。現在大きく五つの柱立てで、移住定住支援策を実施している。

一つは、「移住候補地などの情報提供」に関する取組で、三大都市圏での相談対応や情報発信などがそれに当たる。このうち東京及び大阪では、ふるさと回帰支援センターや移住交流推進機構（JOIN）などと連携しながら、「ふるさと回帰フェア」などのイベントが定期的に開催されている。

二つ目は、「暮らし体験サポート」に関わる取組である。WEB サイト「Classca-gifu」に

において、県内各地の移住体験プログラムが紹介されている他、「ぎふの暮らし体験ツアー」を東京、大阪、名古屋発着による計6コース準備している。

三つ目は、「仕事」への支援として、企業、林業、農業への就職支援の体制を整えている。企業への就職に関しては、「岐阜県地域しごと支援センター」⁽³⁾内にUIターン就職希望者を対象とした窓口を開設し、職業相談や職業紹介を受け付けている。林業に関しては、「岐阜県林業労働力確保支援センター」において、相談会や研修会、給付金などの各種情報を提供している。農業に関しては、「地域就農支援協議会」や「就農応援隊」において、農業経営と生活を地域ぐるみで一貫してサポートする体制を整えている。なお、新規就農支援策については、後述する。

四つ目の「住まい」への支援としては、住居の建設や改修の際に利用できる「空き家活用支援事業費補助金」⁽⁴⁾や「岐阜県住宅資金利子補給制度」、「ぎふの木で家づくり支援事業」、「ぎふの木で家づくりローン支援事業」等を準備している。このうち県産材の使用を促すために発足された二つの事業については、平成28年度から移住者のための枠が拡充された。

五つ目の「生活サポート」に関しては、教育支援、子育て支援、ワーク・ライフ・バランス支援の3分野に分けられる。まず教育支援については、平成28年度に県内へのUターン就職を前提とした給付型奨学金が創設された。対象は県外進学者で年間36万円、四年間で144万円が支給される。次に、子育て支援については、各種支援策を総合的に発信するためのWEBサイトが開設されている。最後に、ワーク・ライフ・バランス支援に関しては、子育て支援の「応援企業」の登録及び「エクセレント企業」の認定を進めている。平成28年7月現在の実績では、「応援企業」の登録事業所が2643、「エクセレント企業」の認定事業所が55となっている。

平成28年度当初の移住定住に関わる事業予算は総額1億7824万円で、このうち最も多くを占めているのが三大都市圏での情報提供・相談窓口の設置やセミナー開催、移住体験ツアーに関わる予算で、全体の3分の1を占めている。次いで多いのが空き家活用に関わる事業で、予算全体の28.1%を占めている。以下は、「Uターン大学生奨学金事業費」(全体の21.2%)と続く。

岐阜県では、平成26年から3か年の計画で、「担い手育成プロジェクト1000」を実施している。新規就農者は、同プロジェクトにおいて定年帰農者や雇用就農者などとともに担い手として位置付けられ、「岐阜県方式」と呼ばれる新規就農支援施策が実施されてきた。プロジェクト開始からの2年間で、新規就農者、定年帰農者、雇用就農者、農業参入法人合計658を育成し、このうち県外からの新規就農者は2割を占めている。

「岐阜県方式」とは、具体的には、県、市町村、JA、農業委員会が連携して、①就農相談、②就農研修、③営農定着支援という各段階の支援を一貫して行うものである。このうち岐阜県が力を入れている支援策の一つとして、短期から長期研修の実施が挙げられる。短期研修として、県内農家で2～4週間の農業体験の機会を提供している。一方で、本格的に農業を学びたい人のために、プロ農家や専門の技術者の下で、1～2年間の長期研修を受けられる研修体制も整備され、就農に向けた支援が行われている。この他に、同県では国の青年

就農給付金（経営開始型）の対象とならない農業後継者や 45 歳以上の新規就農希望者に対して、就農直後の所得補完を目的とした後継者等就農給付金制度⁽⁵⁾を県独自で実施している。

岐阜県内への移住者数の推移は、第 3－3 表のとおりである。平成 27 年の移住者数は 1,129 人で、統計を取り始めた平成 22 年の 165 人に比べ、大きく増加している。地域別にみると、愛知県からの移住者数が最も多く、平成 27 年の 670 人は移住者全体の半数以上を占めている。近年では関東からの移住者も増加傾向にあり、平成 27 年では 159 人となっている。また世帯主の年齢別にみると、30 代以下が全体の 7 割以上を占めている。岐阜県ではこれらの背景として、第 1 に、東京を含む都市部において若い世代を対象としたセミナーを開催してきたこと、第 2 に、各市町村において子育て世代をターゲットとした支援策が充実してきたことの 2 点を挙げている⁽⁶⁾。なお岐阜県では、「市町村の移住相談窓口を通じ、あるいは市町村の移住定住支援を利用して、当該市町村に生活の拠点を移した人数」を移住者数としてカウントしている。

第 3－3 表 年度別移住者数

年度	移住者数
平成22年(2010年)	165
平成23年(2011年)	309
平成24年(2012年)	422
平成25年(2013年)	596
平成26年(2014年)	782
平成27年(2015年)	1,129

資料：岐阜県庁ヒアリング調査（2016 年 12 月）より筆者作成

（４）岡山県の移住支援施策

１）地域概況

岡山県は中国地方南東部に位置し、27 市町村（15 市 10 町 2 村）からなり、中国山地とその麓の盆地からなる北部、吉備高原などの丘陵地の中部、瀬戸内海に面した平野部の南部に大きく分けられる。県庁所在地は南部の岡山市で岡山駅から新大阪駅までは約 50 分と近く、経済的に関西圏との結びつきが強い。

農産物ではマスカット、ピオーネ、白桃の生産量が全国 1 位で、これらは市場評価が高く、比較的高値で流通している。同じく高級品種のシャインマスカットも近年生産面積・生産量が増えている。2015 年末時点の人口は 1,921,525 人となっている。

２）移住支援施策と実施体制

岡山県は、首都圏や関西圏の都市住民にとっては、「災害が少ない」、「気候が温暖」、「交通が便利」といった理由で移住候補地として人気がある（藤代，2016）。就農希望者についてはピオーネとトマトに関して岡山県独自の栽培マニュアルと所得モデルを整備し、地域

の専業農家の元で修行する産地一体型の研修制度を持っている。研修終了5年後の受講者の営農継続率は80%もあり、その理由としては、研修により安定して収入が得られるようになっていることが挙げられる。

現在の移住者相談窓口は、平成28年（2016年）にできた中山間・地域振興課移住促進班が行っている。中山間・地域振興課は平成22年（2010年）にできたが、移住促進班ができるまで、特に移住を担当する部署がなかった。

移住支援ポータルサイトとしては「おかやま晴れの国ぐらし」があり、住居、仕事、生活全般に利用可能な移住支援制度一覧、各市町村情報の紹介など、移住者が知りたい情報を得ることができる。

移住支援施策では、住居に関しては空き家を掘り起こすための空き家活用促進事業として、県から市町村に対し、空き家調査費、空き家活用推進員設置、お試し住宅整備事業、空き家改修費などに助成を行い、空き家バンクについては各市町村で整備を進めている。また移住希望者の移住体験のために、市町村に対して移住体験事業費の助成を行っている。移住者に対しては「岡山県空き家情報流通システム」として空き家バンク物件情報をインターネットで提供しており、幾つかの市町村が既に情報を掲載している。このインターネットサイトは、（公社）岡山県宅地建物取引業協会、（一社）岡山県不動産協会により合同で運営されており、おかやま晴れの国ぐらしからもリンクが張られている。

仕事に関しては、「ハローワークインターネットサービス」に加え、高度なスキルを持った人材と岡山県内の中小企業とのマッチングを図ることを目的に岡山県が設置している「おかやま就職応援センター（岡山県無料職業紹介所）」を通じて仕事を探すことができる。移住希望者はおかやま就職応援センターのインターネットサイトに登録し、希望に合った仕事の紹介を受けることができる。

岡山県交流・定住促進協議会議は2008年7月に設立された任意団体で、岡山県、27市町村と11の民間団体で構成されている。団体の目的は、「県、市町村、民間団体等の協働により、交流・定住希望者への情報発信や受入体制の整備を進め、本県における交流・定住人口の拡大を図ること」とされ、都市農村交流、定住促進のPRと、地域での受入態勢の整備、そのために空き家の掘り起こしや移住後の支援体制の構築等について情報共有を行う場となっている。民間団体には岡山県経済団体連絡協議会、岡山県商工会議所連合会、岡山県経営者協会、岡山県中小企業団体中央会、岡山県商工会連合会、一般社団法人岡山県宅地建物取引業協会などが含まれている。岡山県交流・定住促進協議会議の中では、他県であるような民間企業による移住者への住宅取得ローンの利子率の軽減や引っ越し費用の助成などの移住支援の提供は話されていない。

平成24年にNPO法人ふるさと回帰支援センターの東京と大阪の各事務所に県の移住相談ブースを設け、加えてセンター職員とは別に移住者の相談に乗るアドバイザー「晴れの国ぐらしIJUアドバイザー」を平成25年（2013年）から東京に、平成26年（2014年）から大阪に各1名配置している。これらのアドバイザーは、移住希望者の相談内容に応じて、移住希望者にふさわしいと思われる県内市町村の移住相談担当者等に移住希望者を紹介し

たり、様々なツテを頼って移住してほしい人材に声をかけたりして、積極的に人材獲得に動いている。また平成 24 年には東京新橋に「とっとり・おかやま新橋館」がオープンし、県内各市町村を紹介したり、先輩移住者が移住体験談を話したり、移住相談会を開催したりといった催しを行っている。

中山間・地域振興課移住促進班の調査による、年度別移住者数は以下の第 3－4 表のとおりである。全市町村にヒアリングする形で移住者数の統計を取り始めたのは平成 26 年からとなっており、調査方法は、各市町村の住民課に転入手続きにくる者に対してアンケート協力をお願いし、会社辞令による転勤、大学入学による引越しなどを除き、その市町村に他の都道府県から来た者をカウントしている。またアンケートは任意回答のため、回答を断られたり、担当者が渡し忘れたりといったこともあり、悉皆調査とはなっていない。

第3－4表 年度別移住者数

年度	移住者数
平成26年(2014年)	1,737
平成27年(2015年)	1,854
平成28年(2016年)	2,773

資料：ヒアリング時（2017 年 9 月）に岡山県中山間・地域振興課移住促進班より提供

（５）島根県の移住支援施策

１）地域概況

島根県は中国山地を背に日本海側に面し、19 市町村（8 市 10 町 1 村）から構成されている。同県は、県東部に位置し県庁所在地の松江市を擁する出雲地方と、県西部に位置し人口減少率が高い石見地方、隠岐の島を中心とした島嶼部から成る隠岐地方に大きく分けられる。県庁所在地の松江市は、出雲の中心地として古くから栄え、山陰の中核都市として発展してきた。広島市までは約 180km、大阪市までは鉄道距離で約 370km の距離がある。2015 年の人口は 694,000 人で、1985 年から一貫して減少している。

農産物では、米が県の農業産出額の中心を占め、集落営農組織による経営が多く見られる。また、メロンは県を代表する特産物で、平坦部から山間部まで広く栽培されている。

２）移住支援施策と実施体制

島根県では、全国に先駆け、県内人口が自然減に転じた 1990 年代初頭から、移住定住対策に取り組み、島根県、ふるさと島根定住財団、市町村、島根県中山間地域研究センターなどの関係機関などが相互に連携し、役割を分担している。その中で、総合窓口として中心的な役割を果たしているのが、1992 年に設立された公益財団法人ふるさと島根定住財団である。同財団は、定住人口の増加を図るため、①若年者を中心とした県内就職の促進、②県外からの UI ターンの促進、③活力と魅力ある地域づくりの促進の三本柱を掲げ設立され（公益財団法人ふるさと島根定住財団 2012）、後述の産業体験事業においては、体験希望者の面

談や体験状況の確認などのフォローアップに加え、計画書の審査や助成金の支給などの事務手続きなど、申込みから体験終了まで、一貫したサポートを行っている。

現在は、2015年に策定された「まち・ひと・しごと創生 島根県総合戦略」の下で、基本目標の一つとして「しまねに定着，回帰・流入するひとの流れづくり」を掲げ，移住定住施策を展開している⁽⁷⁾。

島根県では，UI ターンの入口段階に当たる情報発信から移住後のフォローアップまで，切れ目のない支援体制を整えている。段階的な支援の具体的な内容は次のとおりである。

第一段階の「情報発信」においては，UI ターン総合サイト「くらしまねっと」と若者向け就活支援サイト「しまね就活情報サイト」を整備している。

第二段階の「相談・誘致」においては，移住相談会（しまね UI ターンフェア，県外巡回相談事業）の開催や，東京，大阪，広島での相談窓口・職員の設置（定住アドバイザーを配置）に加え，東京及び大阪に「人材誘致コーディネーター」を配置し，将来的な UI ターンに向けた人材の掘り起こしが行われている。

第三段階の「体験・交流」では，短期体験から長期体験まで，様々なニーズに合わせた体験事業を準備している。このうち農林漁業や伝統工芸などの産業体験を希望する者向けとして，「UI ターンしまね産業体験事業」がある。対象は，県外在住の UI ターン希望者で，3か月以上1年以内（伝統工芸は2年）を期間として，滞在経費が助成される。新規就農希望者には，国の青年就農給付金事業につなげるための前段階として活用される場合が多い。

第四段階は，「受入（仕事）」と「受入（住居）」に分けられる。仕事に関する事業としては無料職業紹介，住居に関する事業としては空き家バンクの運営や空き家改修などに関する助成が準備されている。上記産業体験事業は平成8～27年度末までのべ1,659名が利用し，このうち718名（45.4%）が体験終了後に地域に残っている。

最後の第五段階は，「フォローアップ」としては，県内の全19市町村に定住支援員（ワンストップパーソン）を配置し，移住希望相談から移住後のフォローアップまで一貫した支援体制を整えている。

同県における平成28年度の定住対策に関する予算総額は7億3,900万円で，対策が始まった平成4年当時の1,300万円から大きく増加している。このうち4分の1が人件費で占められている。

島根県では移住希望者に対する相談窓口を県内外に設けている。県内では，定住財団の松江事務所及び石見事務所（浜田市）に相談窓口を開設し，定住財団の職員が対応に当たっている。同時に，近年特に力を注いでいるのが，都市圏での人材誘致である。2007年に東京，大阪，広島に相談窓口を開設し，「定住アドバイザー」が相談に常時対応している。その後，2014年には更に体制を強化し，東京及び大阪に「人材誘致コーディネーター」を配置し，島根県の魅力を発信するイベントやツアーを企画している。これらの取組を通して，島根県に関心を持つ層（ファン）の拡大や潜在的な移住者の掘り起こしが図られている。

第3－5表では島根県の年度別Iターン者数を示している。島根県では，2015年度よりIターン（及びUターン）の定義を変更しており⁽⁸⁾，単純に比較はできないが，2010年度

の 336 人から 2016 年度の 1,560 人へ増加している。

第 3－5 表 年度別移住者数

年度	移住者数
平成22年(2010年)	336
平成23年(2011年)	483
平成24年(2012年)	416
平成25年(2013年)	435
平成26年(2014年)	483
平成27年(2015年)	699
平成28年(2016年)	1,560

資料：ヒアリング時（2016 年 12 月）及び 2016 年度終了時に島根県地域振興部しまね暮らし推進課より提供

2. 人気上位県の各市町における移住支援施策

移住希望者人気上位県の移住担当者からのヒアリング調査において特に熱心に移住支援に取り組む自治体を挙げてもらい、移住支援の実態について現地調査を実施したので以下に紹介する。

（１）９市町村の移住支援施策

１）山梨県北杜市

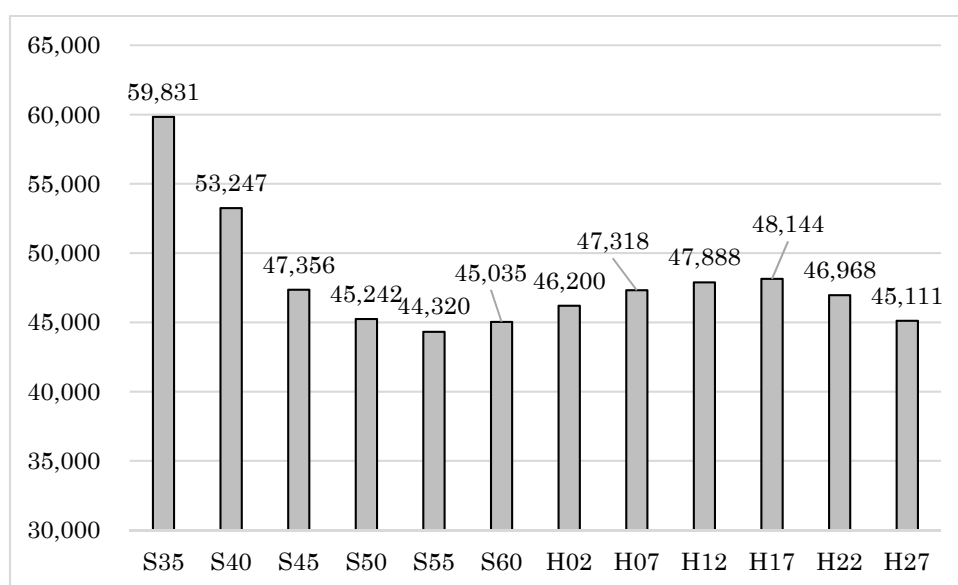
（ア）地域概況

北杜市は平成 16（2004）年，7 町村（北巨摩郡明野村・須玉町・高根町・長坂町・大泉村・白州町・武川村）が合併して発足した。平成 18（2006）年には，北巨摩郡小淵沢町も北杜市に合併した。山梨県の中央に広がる甲府盆地の北西部に位置し，北は八ヶ岳連峰，北東は瑞牆山・金峰山を代表とする秩父山地，東は茅ヶ岳，南西は甲斐駒ヶ岳から連なる南アルプスと周囲を山々に囲まれている。また，秩父多摩甲斐国立公園，南アルプス国立公園，八ヶ岳中信高原国定公園，県立南アルプス巨摩自然公園などの自然公園を有し，全国有数の美しい自然環境を有する地域である。北杜市の総面積は県の 13.5%を占める 602.48km²で（東京都 23 区とほぼ同じ），合併により山梨県で最も面積の大きな市となった。北巨摩郡全体では，昭和 55（1980）年まで人口の減少傾向が続いたが，その後平成 16（2004）年まで僅かに増加が続いた。しかし，再び減少の一途をたどり，平成 27（2015）年の国勢調査では，人口は 45,111 人となっている（第 3－1 図）。

北杜市への交通手段は，車利用では，中央自動車道が市域を横断しており，市内にある三つのインター・チェンジからアクセスすることができる。また，鉄道（中央本線）利用では，東京から約 2 時間，名古屋から約 2 時間半でアクセスすることができる。就業人口の構造は，山梨県平均に比べ農業の比率が高く，農業は基幹産業と位置付けられるが，近年，農業従事者の高齢化や後継者不足等により，農家数，経営耕地面積が減少している。こうした産

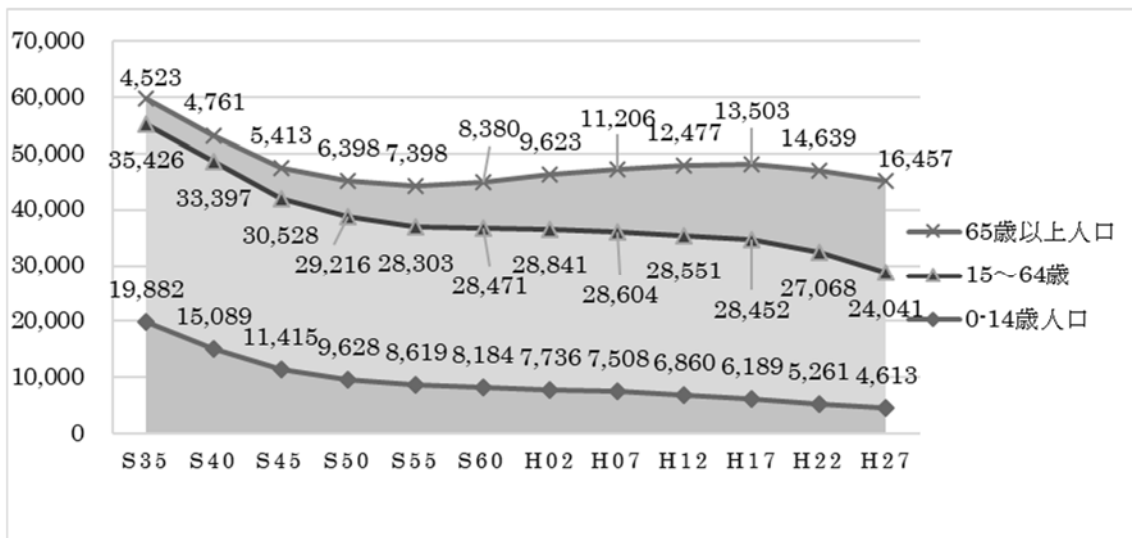
業構造の変化に伴い、サービス業の伸びが大きく、観光レクリエーション施設も多く立地している。

北杜市の総人口を人口構成比で見ると「年少人口」（15歳未満の人口）と「生産年齢人口」（15歳以上 65歳未満の人口）は近年減少傾向が続いているが、高齢人口（65歳以上）では、大幅な増加を続けている（第3－2図）。北杜市は首都圏からのアクセスの良さから頻繁に雑誌等の移住したい市町村ランキングの上位に位置付けられ、退職者の居住地として選ばれてきた。また、住宅の3分の1が別荘として利用され、二地域居住地として週末を過ごす現役の世代も多い。人口減少率は総じて、総務省の定義する過疎地域平均より少なく、全国平均に近い（第3－3図）。



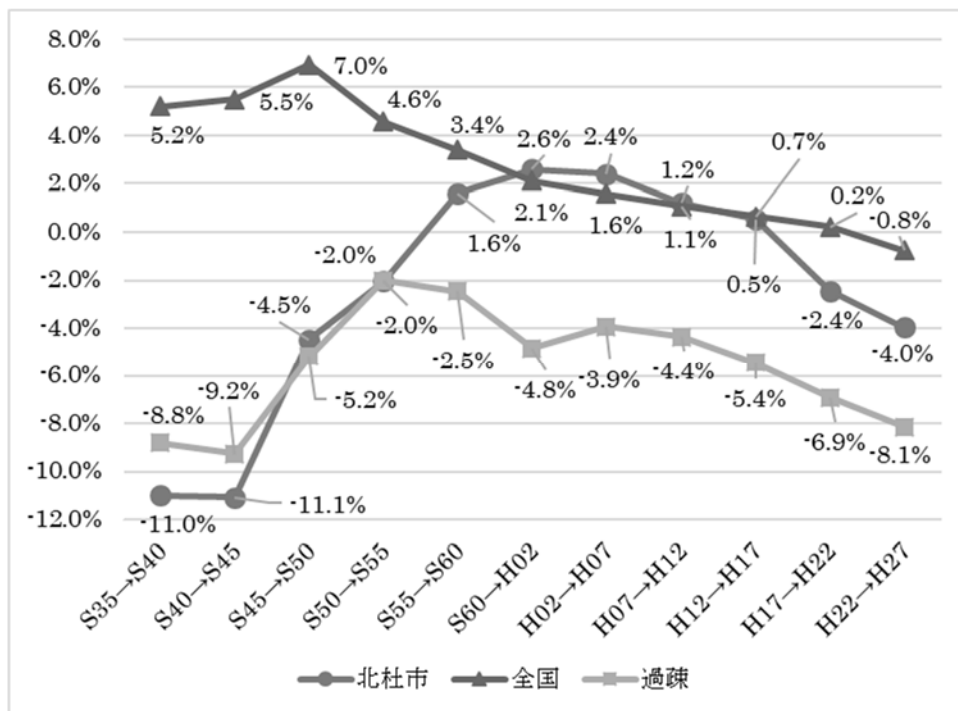
第3－1図 北杜市の人口

資料：各年国勢調査より筆者作成。



第 3－2 図 北杜市の人口構成

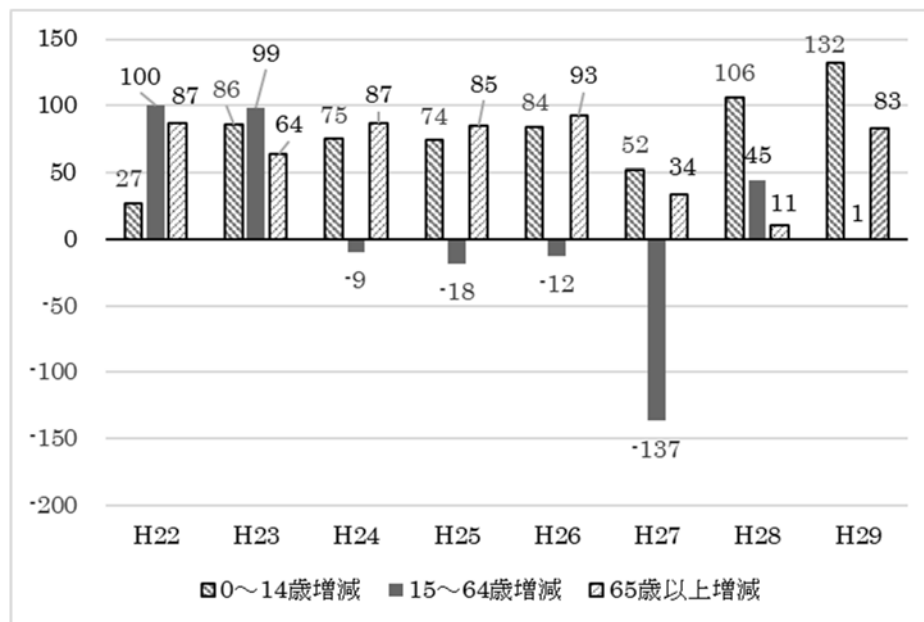
資料：各年国勢調査より筆者作成。



第 3－3 図 北杜市の人口減少率

資料：各年国勢調査より筆者作成。

データの存在する平成 22 年からの、年齢を 3 区分した北杜市への社会増減は第 3－4 図で表せる。また、第 3－4 図をまとめると第 3－6 表のようになる。この社会増減の転入者は I ターンにより北杜市に移住した者だけでなく、U ターンや J ターンで北杜市に帰ってきた者も含む。



第3－4図 平成22年～平成29年までの各年の人口の社会増減（3区分）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15－1表，第15－2表より筆者作成。

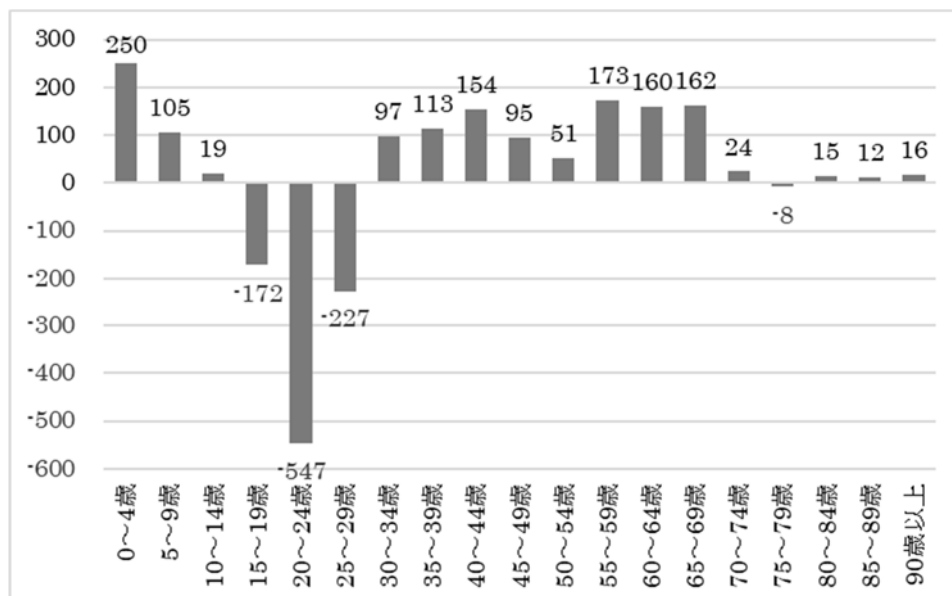
人口が減少しているにもかかわらず北杜市は社会増が続いており，0～14歳，15～64歳，65歳以上の全てのカテゴリーではほぼ毎年の社会増が見られる。人口減少は主に自然減にあると言える。特に0～14歳人口（年少人口）の大幅な転入超過が見られるが，親のUJIターンに伴う移動と考えられ，親の移住者が多いことを反映した結果と言える。平成27年の生産年齢人口（15～64歳）の大幅な社会減については，学校の廃止や移転，企業の倒産等を調べたが原因は不明である。

第3－6表 平成22年～平成29年までの人口の社会増減集計（3区分）

人口3区分		計
0～14歳	転入者数	1,613
	転出者数	977
	増減	636
	増減（％）	(165.1%)
15～64歳	転入者数	9,117
	転出者数	9,048
	増減	69
	増減（％）	(100.8%)
65歳以上	転入者数	1,754
	転出者数	1,210
	増減	544
	増減（％）	(145.%)
社会増減		1,249

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15－1表，第15－2表より筆者作成。

データの存在する平成 26 年からの、年齢を 5 歳階級区分した北杜市への社会増減は第 3－5 図で表せる。この社会増減の転入者は I ターンにより北杜市に移住した者だけでなく、U ターンや J ターンで北杜市に帰ってきた者も含む。



第 3－5 図 平成 26 年～平成 29 年までの人口の社会増減集計（5 歳階級）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第 16－1 表，16－2 表より筆者作成。

特に 0～4 歳人口の社会増が多く、また 30 歳以降のどの階級でも社会増が見られる。一方、15～19 歳，20～24 歳，25～29 歳人口の社会減が多いのは、高等学校・短期大学，大学を卒業した後，市外に就職している現状を表していると考えられる。

（イ）移住支援施策と実施体制

まち・ひと・しごと創生法を受けて、平成 27 年 9 月，北杜市人口ビジョン（平成 27～平成 72 年），北杜市総合戦略（平成 27～平成 31 年度）が策定された。なお同総合戦略は、平成 29 年 3 月，平成 30 年 3 月と 2 回改定されている。平成 27 年 4 月にふるさと創生担当が新設され，それまで関係課で各々対応していた移住定住相談窓口を同担当で一元化し，移住定住相談員を新設して市民から任命した。移住定住相談員は 10 名（平成 28 年 12 月現在）である。総合戦略に基づく施策の展開では，特に子育て世代への支援を充実させること，定住人口を増やすためには，まず交流人口を増やし，定住につなげるという戦略が見られる。

転出入者数でみると，平成 27（2015）年度転入者は約 1,770 人，転出者は約 1,670 人となっており，約 100 人の社会増となっている。転入者の年齢は，30 代が最も多く，全体の約 3 分の 1 を占める。次に 40 代，50 代と続く。移住実績（やまなし暮らし支援センターを通じて移住した者数）では，同センター開設以降，北杜市は県内で最も多く，平成 27 年度

で 200 名程度となっている。また、東京都からの移住者が最も多い。県の担当者によれば、移住理由として、首都圏に近いことが圧倒的に多いということである。

北杜市総合戦略では、子育て世代が魅力を感じる地域を創生することが基本目標の一つになっており、経済的支援や保育の充実等だけではなく、住まいにおいても子育て支援住宅の整備や子育て世代マイホーム補助金の交付を行っている。具体的には、新築・建売・中古住宅の建築費又は購入費の 10%の支援（新築・建売は 150 万円、中古住宅は 100 万円が限度）、また住宅ローンを利用する場合は年 20 万円を限度に 5 年間の利子補給を行い、毎年 100 件を超える利用がある。加えて、平成 29 年には住宅金融支援機構と協定を結び、35 年固定金利（フラット 35）を利用して金融機関で住宅取得ローンを組む UJI ターンに該当する者に対して、最初の 5 年間の金利が 0.25%引き下げられる制度を作っている。また移住希望者の求める様々な情報をポータルサイト「いいじゃん、北杜市」で提供している。

移住支援施策は、①移住前の北杜市体験ツアー、②住宅、③新生活応援、④子育て支援、⑤仕事探し・産業支援に大別される。各項目における制度の詳細については以下の第 3－7 表のとおりである。

第 3－7 表 北杜市の主な移住支援施策（2017 年（平成 29 年）度末時点）

項目	制度名	内容	担当部署
移住前 視察	田舎体験ツアー	子育て世帯向けに、田舎暮らしのことがわかる日帰り・1泊2日の「北杜市田舎体験ツアー」を年に数回開催	地域課
	北杜市移住定住相談員	移住希望者の様々な相談に応えるため、市民の中から非常勤の相談員を任命。	地域課
住宅	お試し住宅	北杜市営就業促進住宅棟のマンションの1室をお試し住宅として無料で貸出し。2泊3日以上7泊8日以内。 入居日と退去日は平日限定。平成 28 年度（2016）より。	住宅課
	空き家バンク	売却物件、賃貸物件の登録、紹介。	地域課
	子育て世代マイホーム補助金	中学生以下の子供がいる世帯を対象に、住宅の新築・購入の場合に 150 万円を上限に、増築・リフォームの場合 100 万円を上限に、住宅ローンの利子補給は年 20 万円を上限に 5 年間補助。	子育て応援課
	子育て支援住宅	子育てに配慮した間取りに加え、共益施設として、プレイルーム、学習ルームなどを備えた市営住宅団地を 3 か所に整備	子育て応援課
	就労支援賃貸住宅等建設	就労者等の住環境の向上と移住・定住人口の増加を図	商工・食農課

	促進補助金制度	るため、市内に賃貸住宅等（賃貸アパートや社員寮）を建設する個人又は法人に対して、建設費の一部を補助。上限 1 戸当たり 60 万円。	
新生活 応援	定住促進就職祝金支給制度	新規学卒者、U ターン・I ターン者を対象に、新規学卒者は 3 万円、転入就職者は 2 万円を支給。	商工・食農課
子育て 支援	子ども医療費助成制度	中学 3 年生までの医療費無料。平成 28 年（2016 年）1 月よりスタート。	子育て応援課
	病児・病後時保育	病児・病後児保育園を H28 年 1 月に開設。事前登録することで、生後 6 か月から小学校 6 年生までの子供が利用できる。2000 円／日。	子育て応援課
	保育料無料化	第 2 子以降の保育料は無料	子育て応援課
	出産祝い	紙おむつ 2 袋の贈呈	北杜市社会福祉協議会
	不妊治療支援事業（旧こ うのとり支援事業）	1 回の治療に 10 万円を限度に、同一夫婦に対して通算 6 回まで助成。	ほくとっこ元気課
仕事探 し・産 業 支援	創業者支援事業	市内の地域資源等を活用し、新たに市内で創業しようとする事業者を支援。事業開始時に必要となる経費の一部を補助。また、市内金融機関等創業対象資金を借り受けて創業する場合には、利子補給及び保証料補助を行う。平成 28 年（2016 年）度から実施。	商工・食農課
農業	担い手農業者育成助成金事業	担い手農業者育成助成金事業：市内に新規に就農しようとする者の農業研修を受け入れる市内農家に、研修生 1 人につき日額 1500 円以内を支給。 農地集積助成金：3 年以上の新規の賃借権設定で、賃借料の 1／2 以内を助成。 チャレンジ農業助成金：休耕田等を活用した新しい取組で、高収益の農業にチャレンジ及び特産品を開発した場合、資材費等の 1／2 以内（限度額 100 万円）を助成。2004 年度から実施。	農政課

資料：北杜市 Web サイト及びヒアリング調査（2016 年 12 月）より筆者作成。

北杜市への移住者数は第 3－8 表のとおりである。この数は北杜市の移住定住相談窓口や、都内等で行われた移住相談会を利用して移住した者の数である。移住担当者へのヒアリング調査からは、平成 27 年度に北杜市へ転入した者は 1,770 人で、市民課の窓口で実施している任意回答のアンケート調査からは転入者の 60%が移住者となっているので、実際には、転入者のうち約 1,000 人が移住者であると見込まれる。

第 3－8 表 北杜市の移住者数

		H27
移住者	移住者数 (人数)	200

資料：北杜市ヒアリング調査（2016 年 12 月）より筆者作成。

2) 長野県茅野市

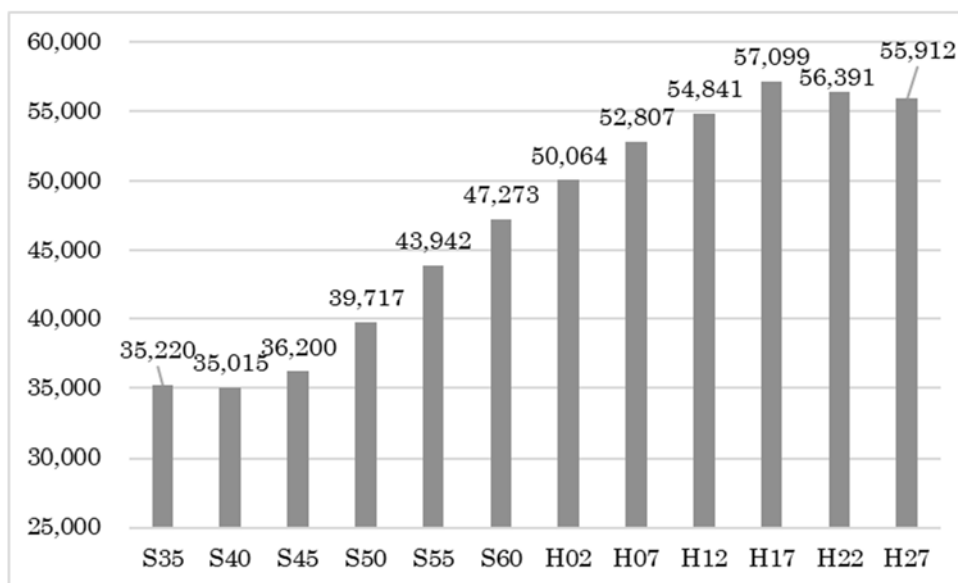
(ア) 地域概況

1955 年、1 町 8 村（諏訪郡ちの町・宮川村・金沢村・玉川村・豊平村・泉野村・北山村・湖東村・米沢村）が合併し茅野町となり、1958 年、市制施行により茅野市が誕生した。市の総面積は 266.59km² で、長野県中部のやや東寄りに位置する諏訪盆地の中央にあり、八ヶ岳の西側、標高 770m から 1200m にわたるゆるやかな裾野に、多くの市街地、集落、農地が展開している。また、八ヶ岳連峰、蓼科、白樺湖・車山、縄文遺跡等、多くの観光資源を有する地域である。人口は、市制施行以来、工場の立地や住宅団地の整備等に伴い順調に増え続け、1990 年の国勢調査で 5 万人を超えたが、2005 年をピークに減少に転じ、2015 年の国勢調査では、55,912 人となった（第 3－6 図）。

中央本線、国道 20 号線及び中央自動車道が市の西南部を走っており、東京から約 2 時間、名古屋からも約 2 時間半でアクセスすることができる。就業人口の構造は、1985 年には第 1 次産業と第 2 次産業で全体の約 6 割を占めていたが、2015 年では 4 割程度に減少している。一方、第 3 次産業は、2005 年に 50%を超え、2015 年では全体の 56.3%をしめている。

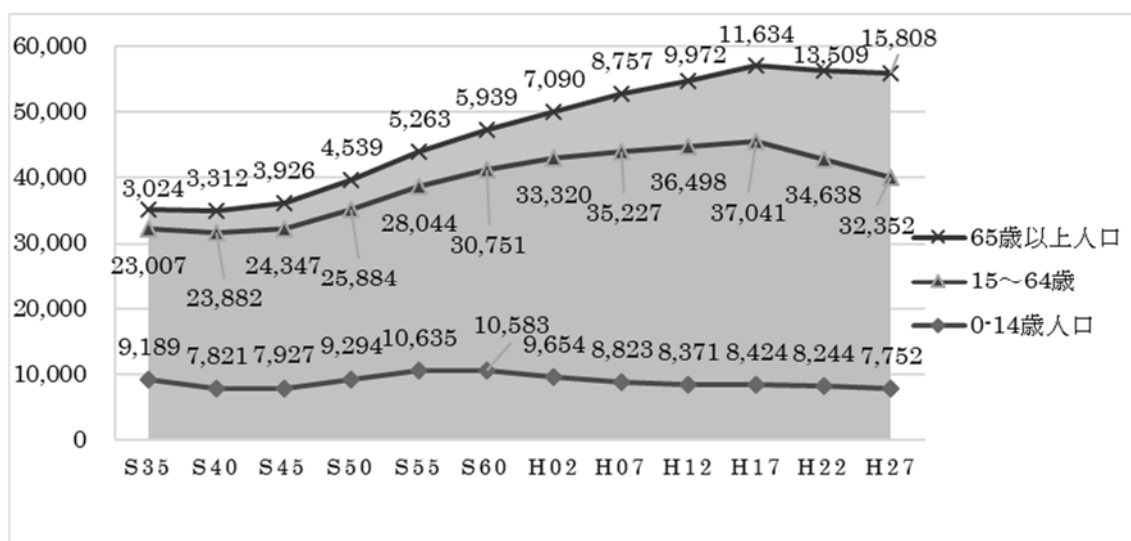
茅野市の総人口は 2005 年までは「年少人口」（15 歳未満の人口）は減少しつつも、「生産年齢人口」（15 歳以上 65 歳未満の人口）は増加を続けていたが（第 3－7 図）、2010 年（平成 22 年）以降、両者ともに減少を始めた。茅野市のある諏訪盆地はセイコーエプソンを中心とする精密機械産業が発達し、加えて霧が峰や白樺湖、蓼科高原などの観光地も抱えているため、多くの雇用を吸収してきたが、製造業の海外移転、少子化などで地域の雇用環境が悪化していると思われる。

人口減少率は総じて、総務省の定義する過疎地域平均及び全国平均より少なく（第 3－8 図）、出生率も 1.64 で全国平均 1.38 より高い。



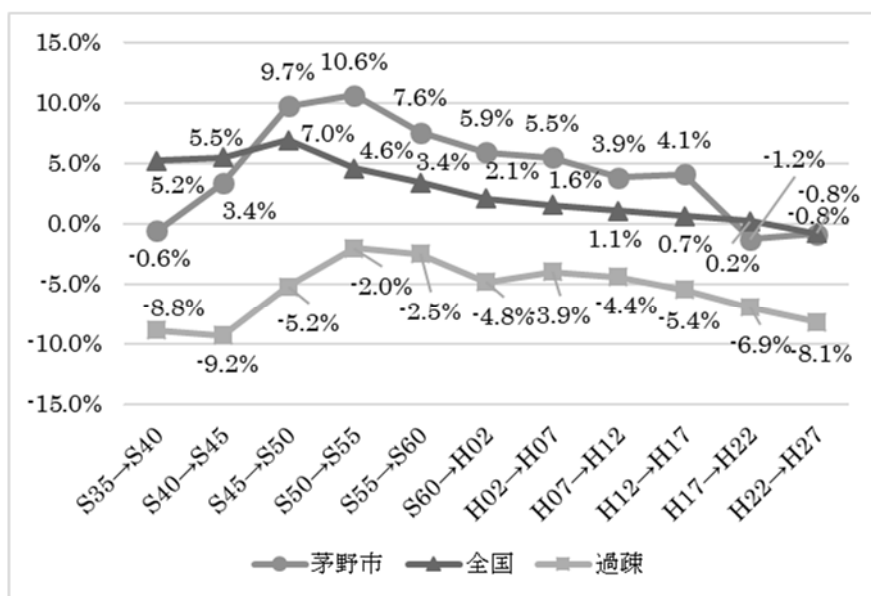
第３－６図 茅野市の人口

資料：各年国勢調査より筆者作成。



第３－７図 茅野市の人口構成

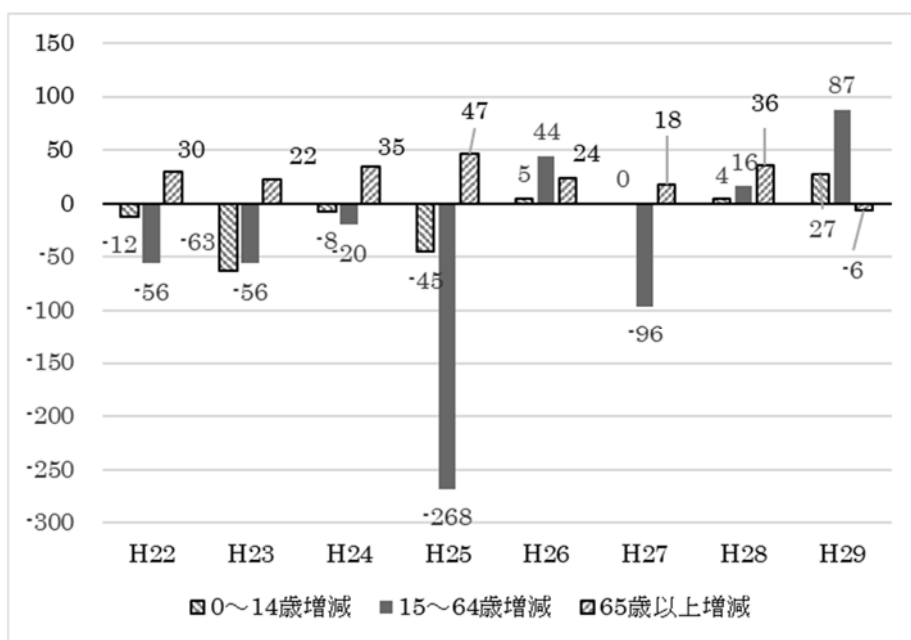
資料：各年国勢調査より筆者作成。



第 3－8 図 茅野市の人口減少率

資料：各年国勢調査より筆者作成。

データの存在する平成 22 年からの、年齢を 3 区分した茅野市への社会増減は第 3－9 図で表せる。また、第 3－9 図をまとめると第 3－9 表のようになる。この社会増減の転入者は I ターンにより茅野市に移住した者だけでなく、U ターンや J ターンで茅野市に帰ってきた者も含む。



第 3－9 図 平成 22 年～平成 29 年までの各年の人口の社会増減（3 区分）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第 15－1 表、第 15－2 表より筆者作成。

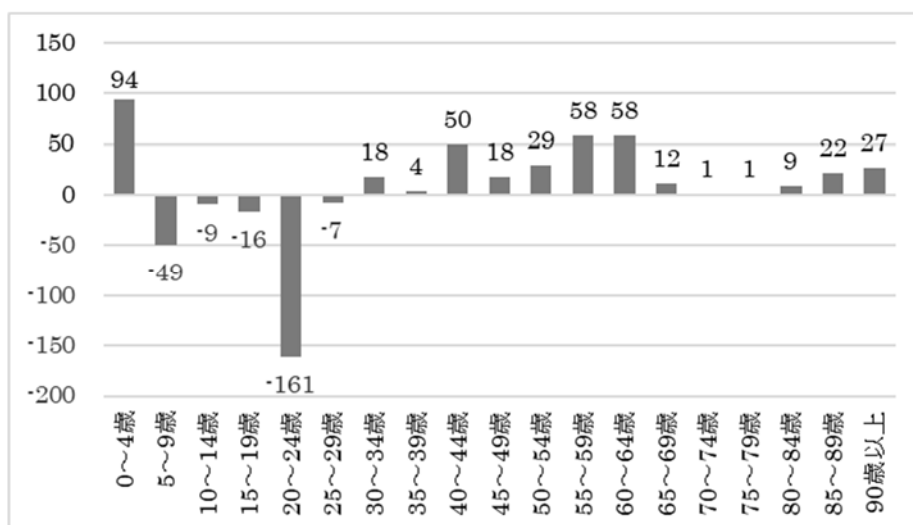
茅野市は年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）ともに減少傾向が見られるが、老年人口（65歳以上）については大幅な増加傾向が見られる。平成25年の生産年齢人口（15～64歳）の大幅な社会減については（第3－9図）、学校の廃止や移転、企業の倒産等を調べたが原因は不明である。

第3－9表 平成22年～平成29年までの人口の社会増減集計（3区分）

人口3区分		計
0～14歳	転入者数	1,783
	転出者数	1,875
	増減	-92
	増減(%)	(95.1%)
15～64歳	転入者数	11,729
	転出者数	12,078
	増減	-349
	増減(%)	(97.1%)
65歳以上	転入者数	1,039
	転出者数	833
	増減	206
	増減(%)	(124.7%)
社会増減		-235

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15－1表、第15－2表より筆者作成。

データの存在する平成26年からの、年齢を5歳階級区分した茅野市への社会増減は第3－10図で表せる。この社会増減の転入者はIターンにより茅野市に移住した者だけでなく、UターンやJターンで茅野市に帰ってきた者も含む。



第3－10図 平成26年～平成29年までの人口の社会増減集計（5歳階級）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第16－1表、第16－2表から筆者作成。

人口 3 区分では見えないが、5 歳階級区分で見ると特に 0～4 歳人口の社会増が多く、また 30 歳以降のどの階級でも社会増が見られる。一方、20～24 歳人口の社会減が多いのは、市内の大学を卒業したり、卒業して市内に就職後に第 2 新卒等で市外に流出したりしている現状を表していると考えられる。

（イ）移住支援施策と実施体制

移住に関する相談は 2015 年に産業経済部商工課に設置された移住推進室（2019 年 12 月現在は、産業経済部観光まちづくり推進課移住推進係）が行っており、移住イベント、仕事や住まいなどを探することができるポータルサイト「楽園信州ちの」を運営している。また 2016 年には、茅野市を含む諏訪地域の 6 市町村（岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村）で費用を分担し、諏訪圏移住相談センター（後述）を設立し、移住専門相談員 1 名を雇用し、諏訪地域への移住を考える移住希望者の様々な問い合わせや相談にワンストップ相談窓口として対応している。

茅野市における移住支援施策は、①移住前の空き家物件見学、②住宅、③子育て支援、④仕事探し・産業支援に大別される。各項目における制度の詳細については以下の第 3－10 表のとおりである。

第 3－10 表 茅野市の主な移住支援施策（2017 年（平成 29 年）度末時点）

項目	制度名	内容	担当部署
移住前 視察	移住前物件見学ツアー	田舎暮らし楽園信州ちの協議会による、空き家物件紹介ツアーを日帰りです年に 4 回開催	田舎暮らし楽園 信州ちの協議会
	交流会（制度ではないので参考掲載）	移住前物件見学ツアー開催日の夜に、移住者、ツアー参加者、地元住民で交流会を開催し情報交換。主催者の楽ちの倶楽部は、移住者、別荘等の二地域居住者と地域住民の交流サークルだが、多くの地元不動産関係者が倶楽部のメンバーとなっている。	楽ちの倶楽部
住宅	お試し住宅	茅野市玉川 3597-1 にある教員住宅 1 戸を「移住体験住居」として、茅野市への移住検討者に 1～2 か月間貸出し。	田舎暮らし楽園 信州ちの協議会
	空き家バンク	長野県宅地建物取引業協会の把握する物件を、移住希望者へ情報提供しマッチングを行い、不動産業者を通じて賃貸・売買ができる。	田舎暮らし楽園 信州ちの協議会
	空き家住宅改修補助金	空き家住宅を改修する者が市内の施工業者を利用して行う住宅改修工事に対して、上限 25 万円の補助	都市計画課
	建設パスポート	移住者が 100 万円以上のリフォーム成約をすると 5 万	田舎暮らし楽園

		円のキャッシュバック，新築工事の成約で 10 万円のキャッシュバック	信州ちの協議会
	不動産パスポート	移住者が賃貸物件を成約すると 1 万円，土地・建物の購入で 5 万円をキャッシュバック	田舎暮らし楽園 信州ちの協議会
	子育て世帯住宅新築補助金	市が所有する分譲住宅地を，自らが居住する目的で取得し住宅を新築した者に対して，100 万円を上限に助成	都市計画課
	子育て世帯住宅改修事業	30 万円以上の工事に対して，改修費用を上限 10 万円で助成（平成 30 年度までで終了）	都市計画課
子育て支援	福祉医療給付金制度	15 歳までの子や母子家庭に，一医療機関月額 500 円以上の医療費分を給付	保険課
	病児病後児保育施設「おやすみ館」	事前に登録することで，無料で保育施設を利用できる	茅野市教育委員会事務局こども部幼児教育課
仕事探し・産業支援	開業資金融資（空き店舗含む）	市内で開業しようとする者，又は市内で開業して間もない者（開業後 1 年未満）で，個人及び法人の代表者が市内に住所を有しているものに対して，融資額上限 1500 万の利率の 1 / 2 を補助。中心市街地活性化基本計画に基づき空き店舗を活用して開業する者は 4 / 5 を補助。	茅野商工会議所・茅野中小企業相談所
	仕事紹介	ハローワーク以外に，地元の人材派遣会社と提携し仕事探しサイト「はたらこつと信州」を運営し移住者の就職支援を実施	株式会社ミット
	地域資源を活用した移住促進事業創業支援補助金	市を訪れた市外の者が地域住民と交流できる場所（ゲストハウス，シェアハウス，交流カフェ，農業体験施設等）を創業する者に対して上限 300 万円の補助（平成 28 年度のみ）	移住推進室
	長野県創業支援資金	県内で開業する者への融資。貸付利率年 1.1% で，設備投資の場合 3000 万円以内，運転資金の場合 1500 万円以内	茅野市商工会議所
農業	就農支援	茅野市農業支援センターを市役所 5F に設置し，就農相談員・JA 技術員が在籍し，農業者支援及び農業振興ビジョンの推進を図っている。	農林課
	農作物目別アドバイザー制度	就農相談中の者を対象に，実際に行っている農業を見学・体験できる茅野市独自制度	農林課
	長野県新規就農里親制度	専任の就農コーディネーターの支援によって就農まで	農林課

		のプランを作成し、県農業大学校での研修に加え、里親農家の指導の下、就農までの2年間、課題を一つずつ解決していくもの。里親農家が栽培技術の習得から、農地・住宅の情報の提供、就農後の相談までをマンツーマンで支援するシステム。長野県全体の制度で、要研修費用。	
--	--	--	--

資料：茅野市 Web サイト及びヒアリング調査（2017 年 2 月）より筆者作成

茅野市への移住者数は第 3－11 表のとおりである。この数は茅野市の移住支援施策である「不動産パスポート」又は「建設パスポート」制度を利用した者をカウントしたものであり、移住者数のごく一部が把握されている。不動産パスポートは、移住者が賃貸物件を成約すると 1 万円、土地・建物の購入で 5 万円をキャッシュバックする制度で、建設パスポートは移住者が 100 万円以上のリフォーム成約をすると 5 万円のキャッシュバック、新築工事の成約で 10 万円のキャッシュバックをする制度である。これらのパスポートは移住体験ツアー及び移住体験住宅を利用した場合に配布されるサービス券で、それらを利用しないで移住する者が大勢いることがヒアリング調査で分かっている。

第 3－11 表 茅野市への移住者数

		(年度)							
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28 (4月～12月)
Iター	移住者数 (世帯数)	3	2	17	8	10	7	11	9
	移住者数 (人数)	－	－	－	－	－	－	21	15
		計							
		58							
		21							

資料：茅野市ヒアリング調査（2017 年 2 月）より筆者作成

3) 長野県大町市

(ア) 地域概況

大町市は長野県北西部に位置し、市の西部には北から五龍岳、鹿島槍ヶ岳、烏帽子岳といった北アルプスの峰々が岐阜県との境界を作り、東部には長野盆地との間に 1,000m 級の山々が連なっている。市の中心部には高瀬川が南北に流れている。白馬村、小谷村、池田町、松川村とともに北アルプス広域連合を形成し、その中では大町市が唯一の市であり、経済活動の中心となっている。2006 年に八坂村と美麻村を編入し、現在の市域となった。

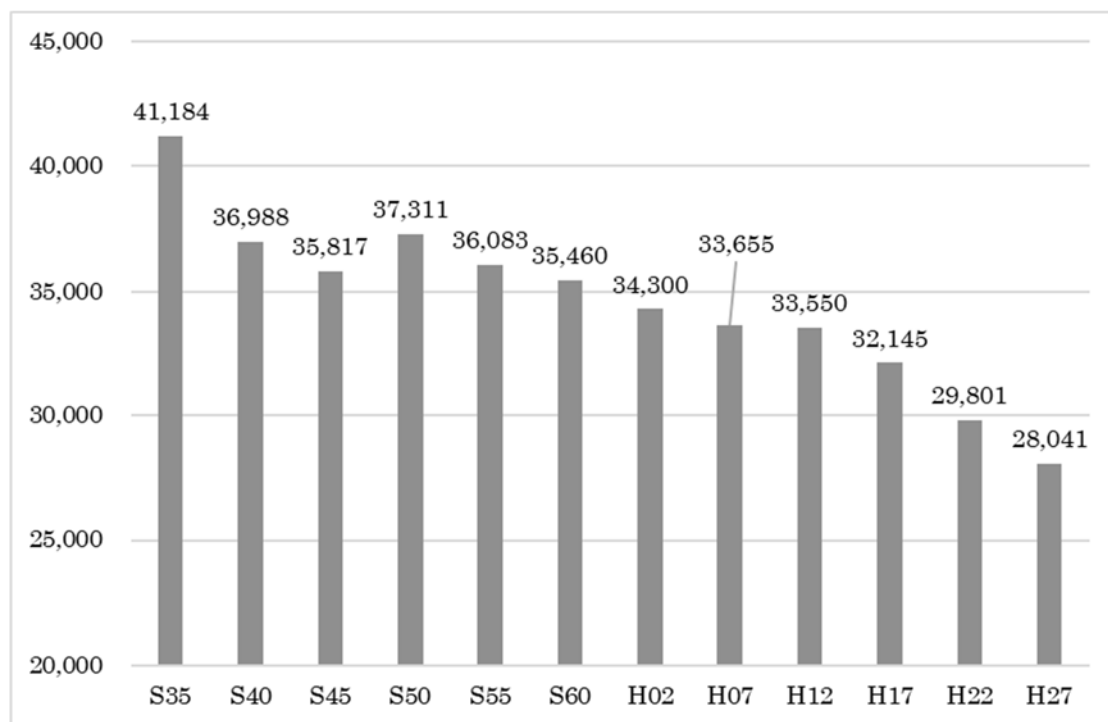
首都圏からの交通アクセスで最も早いのは新幹線とバスを組み合わせるもので、東京から長野駅まで北陸新幹線を利用し約 80 分で来た後、バスに乗り換え約 60 分で市中心部に到着する。高速バスを利用すれば新宿からは約 4 時間半である。関西方面からの直通バスは

なく、特急しなので松本駅に到着後に大糸線に乗り換える。その場合、名古屋からは約3時間、大阪からは約4時間である。

大町市の人口は2015年現在で28,041人、総世帯数は11,774戸である。高齢化率は34.8%で、長野県平均30.1%より高く、全国平均26.7%より大幅に高い。

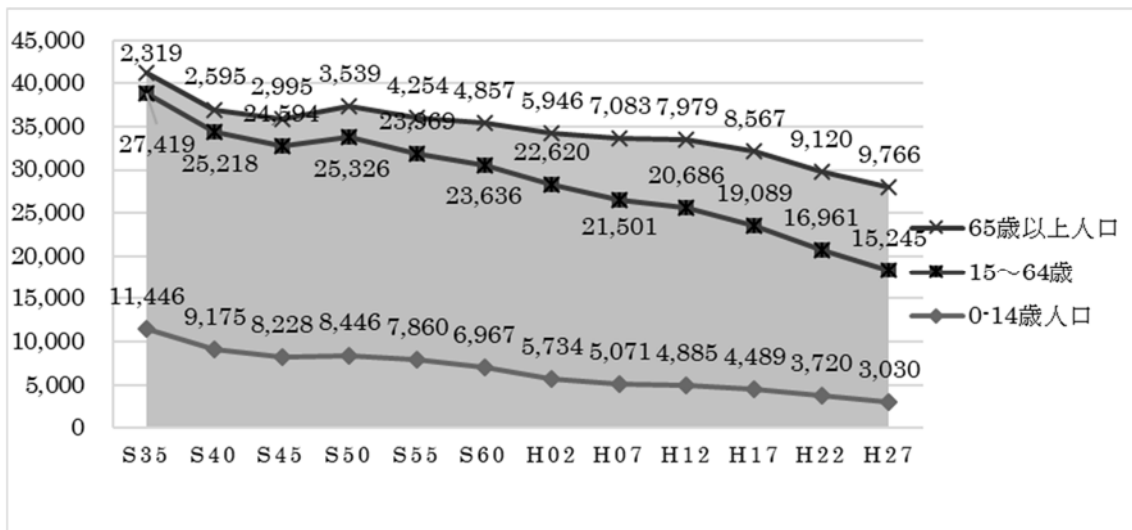
同市の総農家数は1,760戸で、このうち販売農家は1,088戸（61.8%）となっており、自給的農家は半数以下である（2015年農業センサス）。農業産出額は約40億円で、品目別では米が20億円あり半分を占める。次に豚の畜産が7億4千万円で約1割6分を占めるが、これは3経営体しかない豚の畜産部門を合計したものである。

大町市の総人口は減少を続けており（第3-11図）、この背景には、「年少人口」（15歳未満の人口）及び「生産年齢人口」（15歳以上65歳未満の人口）の一貫した減少がある（第3-12図）。人口減少率は、総務省の定義する過疎地域平均よりは少なく（第3-13図）、市内から約1時間をかけて松本市等の大学に通学する学生は存在するが、高校卒業時に多くの若者が進学や就職で市外へ流出する。雇用の受け皿としては、市内に昭和電工やフジゲンといった製造業や、第三次産業として医療・福祉、卸売・小売業や宿泊・飲食サービス業などがあるが、人口減少を止めるには至っていない。



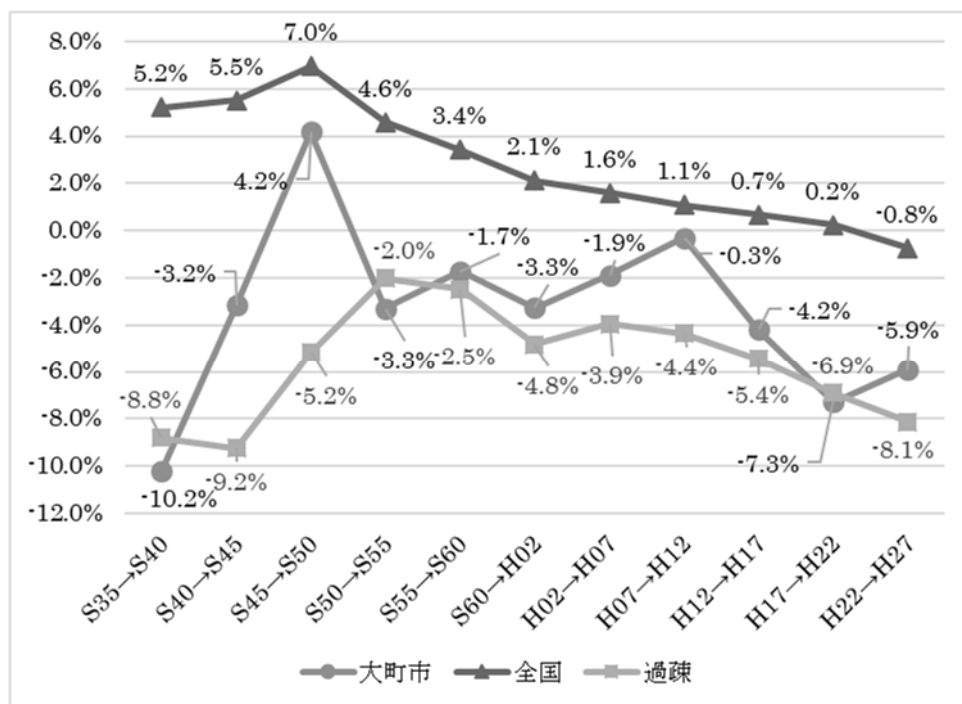
第3-11図 大町市の人口

資料：各年国勢調査より筆者作成。



第3-12図 大町市の人口構成

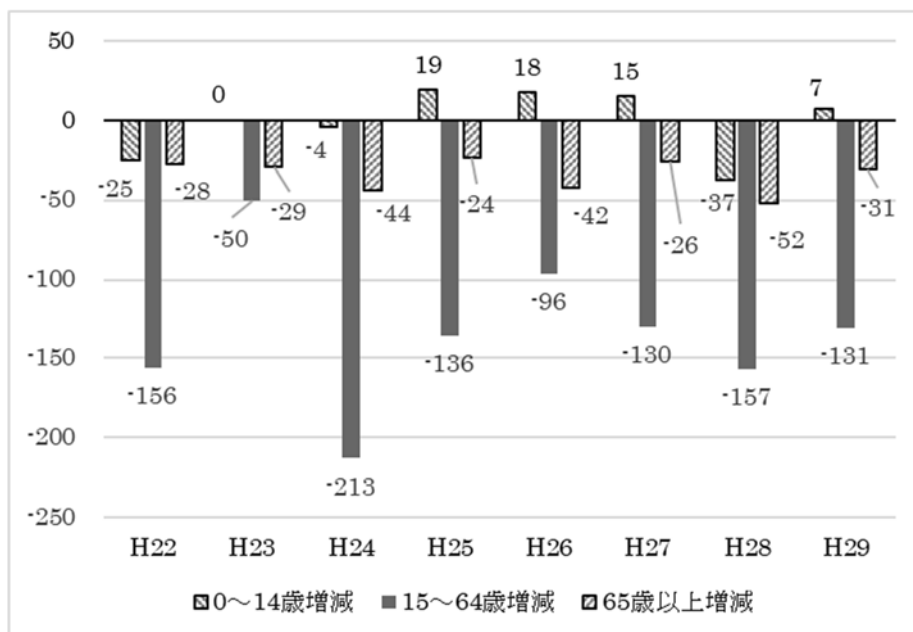
資料：各年国勢調査より筆者作成。



第3-13図 大町市の人口減少率

資料：各年国勢調査より筆者作成。

データの存在する平成22年からの、年齢を3区分した大町市への社会増減は第3-14図で表せる。また、第3-14図をまとめると第3-12表のようになる。この社会増減の転入者はIターンにより大町市に移住した者だけでなく、UターンやJターンで大町市に帰ってきた者も含む。



第3-14図 平成22年～平成29年までの各年の人口の社会増減（3区分）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15-1表，第15-2表より筆者作成。

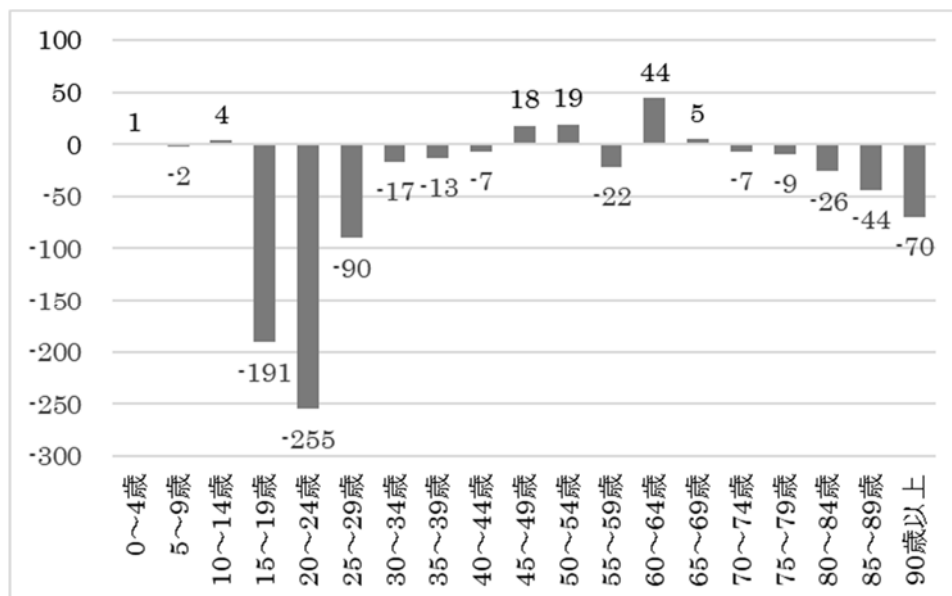
大町市は特に生産年齢人口（15～64歳），老年人口（65歳以上）の減少割合が多い。生産年齢人口の減少の大きさについては，高校を卒業してからの市内での就職や，大学を卒業してからの市内へのUターン就職が課題である。生産年齢人口の減少に比べて年少人口（0～14歳）の社会増減はほぼプラスマイナスゼロとなっており，親の転出に伴う子供の社会減少がある一方で，子供を伴った親の転入者数も同程度の数であることを意味する。

第3-12表 平成22年～平成29年までの人口の社会増減集計（3区分）

人口3区分		計
0～14歳	転入者数	897
	転出者数	904
	増減	-7
	増減(%)	(99.2%)
15～64歳	転入者数	4,679
	転出者数	5,748
	増減	-1,069
	増減(%)	(81.4%)
65歳以上	転入者数	479
	転出者数	755
	増減	-276
	増減(%)	(63.4%)
社会増減		-1,352

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15-1表，第15-2表より筆者作成。

データの存在する平成 26 年からの、年齢を 5 歳階級区分した大町市への社会増減は第 3－15 図で表せる。この社会増減の転入者は I ターンにより大町市に移住した者だけでなく、U ターンや J ターンで大町市に帰ってきた者も含む。



第 3－15 図 平成 26 年～平成 29 年までの人口の社会増減集計（5 歳階級）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第 16－1 表，16－2 表より筆者作成。

特に 0～14 歳までの社会増減はプラスマイナスゼロとなっている一方で、15 歳～44 歳までの転出が多い。45 歳を過ぎて定年前後となる 69 歳までは転入超過が見られる。

（イ）移住支援施策と実施体制

移住に関する相談は 2012 年に設置された総務部企画財政課定住促進係（現在は総務部まちづくり交流課定住促進係）が行っており、移住関連施策の利用申請の受付や、移住情報を提供する「大町市移住情報総合サイト」や、大町市の暮らしを紹介する「大町市定住促進サイト」を運営している。また、2012 年には大町市に移住してきた者の中から定住促進アドバイザーを 6 名委嘱し（2020 年現在は 7 名）、移住相談者の様々な相談事や、先輩移住者ならではの移住に当たっての体験談を話している。これらのアドバイザーは普段は農業、林業、飲食店経営、ライター、建築士等様々な仕事を持っており、相談者がいれば空いている時間に相談に乗ることとなっている。

大町市における移住支援施策は、①移住前の相談、②住宅、③新生活応援、④子育て支援、⑤産業支援に大別される。各項目における制度の詳細については以下の第 3－13 表のとおりである。

第 3-13 表 大町市の主な移住支援施策（2017 年（平成 29 年）度末時点）

項目	制度名	内容	担当部署
移住前 視察	定住促進アドバイザー	先輩移住者 7 名が、自身の体験を踏まえて移住希望者の相談に対応。7 名は農業、林業、飲食店経営、ライター、建築士等普段さまざまな職業に就いており、相談の都度に対応する、市の臨時相談員	まちづくり交流 課定住促進係
住宅	お試し暮らし体験	美麻地区のクラインガルデンを利用。 短期 1 泊 3000 円、2 泊目以降は 1500 円。	まちづくり交流 課定住促進係
	空き家バンク	市民への広報や不動産会社との協働で利用可能な空き家を掘り起こし登録。移住希望者へ情報提供しマッチングを行い、不動産業者を通じて賃貸・売買ができる	まちづくり交流 課定住促進係
	住宅リフォーム助成	工事費の 20%以内、上限 20 万円まででリフォーム費用を助成	建設課建築住宅 係
	マイホーム取得助成	平成 25 年 4 月 1 日以降に市内に定住のための住宅を新築又は購入した者を対象に、住宅の新築は 20 万円、購入は 20 万円を助成（市内建築業者利用で 5 万円上乗せなどの加算金あり）。	まちづくり交流 課定住促進係
	耐震診断・改修助成	対象家屋の耐震診断費無料、改修の場合上限 100 万円まで助成	建設課建築住宅 係
	大町市過疎地域住宅新築 資金等利子補給金	旧美麻村・八坂村地区限定で、新築は 8 年間、増改築は 5 年間、金融機関からの借入金利子額の 20%を助成	美麻支所・八坂 支所の総務係
	大町市過疎地域定住促進 奨励金	旧美麻村・八坂村地区限定で、55 歳未満の転入者に 20 万円助成	美麻支所・八坂 支所の総務係
新生活 応援	定住奨励助成	60 歳未満で 4 年以上大町市に定住する意思のある者に市内で利用できる商品券 3 万円を支給	まちづくり交流 課定住促進係
	新婚生活応援事業	結婚して 1 年以内で、4 年以上大町市に定住する意思のある 50 歳未満の夫婦に、市内で利用できる 3 万円分の商品券を贈呈。	まちづくり交流 課定住促進係
	県有料道路利用者負担軽減事業	長野市等へ通勤する者のために有料道路の通行料金の 5 割引となる通行券を販売	まちづくり交流 課定住促進係
	大町市過疎地域起業育成 支援事業補助金	旧美麻村・八坂村地区限定で、地区に移住し地区内で就職した I ターン者に 1 年後に 10 万円、U ターン者は 5 万円を支給（世帯の生計を担う 50 歳未満の者）	美麻支所・八坂 支所の総務係
子育 支援	福祉医療費の給付	中学卒業までの子供の医療費負担が月 500 円（注 1）	市民課
	出産祝い	第 1 子 5 万円、第 2 子 8 万円、第 3 子以降 10 万円を支給	子育て支援課

	育児家庭応援助成	3歳になる子供に3万円を支給	子育て支援課
	入学祝い	7歳になる子供に3万円を支給	学校教育課
仕事探し・産業支援	起業支援	旧美麻村・八坂村地区限定で、50歳以下の個人を対象に、研修費として月額20万円を12か月間助成、事業所開設費として300万円を上限に助成（注2）	美麻支所・八坂支所の総務係
	空き店舗活用事業補助金（家賃補助）	中心市街地の空き店舗を賃借して開業する者に、集客施設として賃借する場合は家賃の2分の1以内、事務所等として賃借する場合は家賃の3分の1以内を補助（月額10万円、12か月を限度）	産業観光部商工労政課
	空き店舗活用事業補助金（改修費用補助）	中心市街地の空き店舗を改装して開業する場合、集客施設の場合は改修費用の2分の1以内で500万円を上限、商業用施設の場合は改修費用の3分の1以内で100万円を上限に補助	産業観光部商工労政課
	新規開業支援資金	市内で開業する者への融資。貸付利率年1.4%で、設備投資の場合2000万円以内、運転資金の場合1500万円以内	大町商工会議所
	長野県創業支援資金	県内で開業する者への融資。貸付利率年1.1%で、設備投資の場合3000万円以内、運転資金の場合1500万円以内	大町商工会議所
農業	長野県新規就農里親制度	専任の就農コーディネーターの支援によって就農までのプランを作成し、県農業大学校での研修に加え、里親農家の指導の下、就農までの2年間、課題を一つずつ解決していくもの。里親農家が栽培技術の習得から、農地・住宅の情報の提供、就農後の相談までをマンツーマンで支援するシステム。長野県全体の制度で、要研修費用。	農林水産課

資料：大町市 Web サイト及びヒアリング調査（2017年3月）より筆者作成。

注（1）令和2年（2020年）度より高校生も対象。

（2）平成31年（2019年）度より、美麻・八坂地区を除くエリアで起業する場合100万円を上限に助成。

大町市への移住者数は以下の第3-14表のとおりとなっている。移住者数は平成26年度をピークに年々減少しており、調査時点（2017年3月）では、平成28年度は更に減少する見込みで、平成26年度の半分程度（15世帯程度の見込み）を見込んでいた。Uターンの者は窓口に移住相談に来ないため、この数は主にIターンの者の数である。また、移住した83世帯のうち、既に10世帯が都市部へ帰ってしまったとのことであった。理由を正式に把握するための調査をしているわけでないが、雪が多かったり、交通が不便で仕事場に通えなかったりするからという理由を聞いたとのことであった。

第 3－14 表 大町市への移住者数

	(年度)			
	H24	H25	H26	H27
移住者数 (世帯数)	5	21	32	25
移住者数 (人数)	10	45	62	48
計	83	165		

資料：大町市ヒアリング調査（2017 年 3 月）より筆者作成。

平成 28 年 6 月から移住者に対して、移住のきっかけや以前の居住地等についてまちづくり交流課定住促進係でアンケートをとり始めており、移住者の以前の居住地としては 5 割が関東方面、中京地域と関西地域から各 1 割 5 分、その他で 2 割となっていた。

大町市内でも特に移住者が多いのは八坂地区（旧八坂村）と美麻地区（旧美麻村）で、八坂地区は陶芸家、クラフト作家、整体師などの自営業者が多く、例えば陶芸家が広いスペースで個展を開くような環境があるということである。また、地域に溶け込む人も、溶け込みたくないという人もいるが、傾向としては、自然環境・山が好きという人、子育て環境がいいという人が多いということである。

美麻地区は小中一貫教育のコミュニティ・スクール（平成 26 年度より学校教育法で「義務教育学校」と呼ばれる）を運営しており、学校の運営に先生に加え地域の住民が加わり、様々な活動方針を決め、授業にも地域住民が関与し、グループ学習による発表・対話型学習が多く、質の高い教育を実践する方針を持っている。このような開かれた学校や開かれた地域運営に共感する移住者が多く、人口 1,086 人（2010 年国勢調査）の 40%が移住者となっている。この取組を参考に平成 28 年度からは大町市全域でコミュニティ・スクールを取り入れる方針を決めた。

4）長野県飯田市

（ア）地域概況

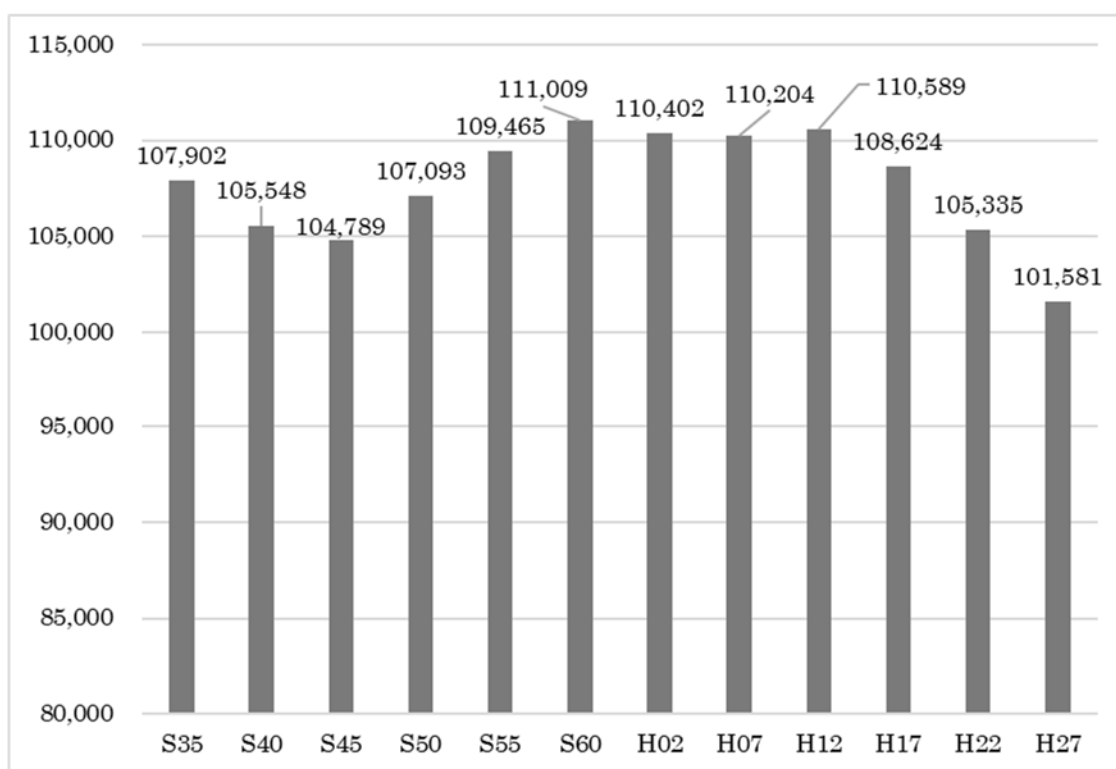
長野県の南端、伊那谷に位置する飯田市は、南信州広域連合を形成する 14 市町村のうち、面積、人口ともに最大規模の自治体である。2005 年に上村と南信濃村を編入し、現在の市域となった。飯田市の人口は 2015 年現在 101,581 人、総世帯数は 37,694 戸で、高齢化率 31.0%は長野県平均 30.1%とほぼ同水準である（第 3－16 図）。

主要都市からの交通アクセスは、高速道路の利用が一般的であり、高速バスを利用すれば新宿、大阪から約 4 時間、名古屋から約 2 時間である。また JR 飯田線を使うと豊橋まで特急で 2 時間 30 分程かかる。なお、2027 年にリニア中央新幹線の駅が飯田市内に設置される予定である。

同市の総農家数は 4,502 戸で、このうち販売農家は 2,053 戸（45.6%）で、半数以上を自給的農家が占めている（2015 年農業センサス）。農業産出額は約 81 億円で、品目別では

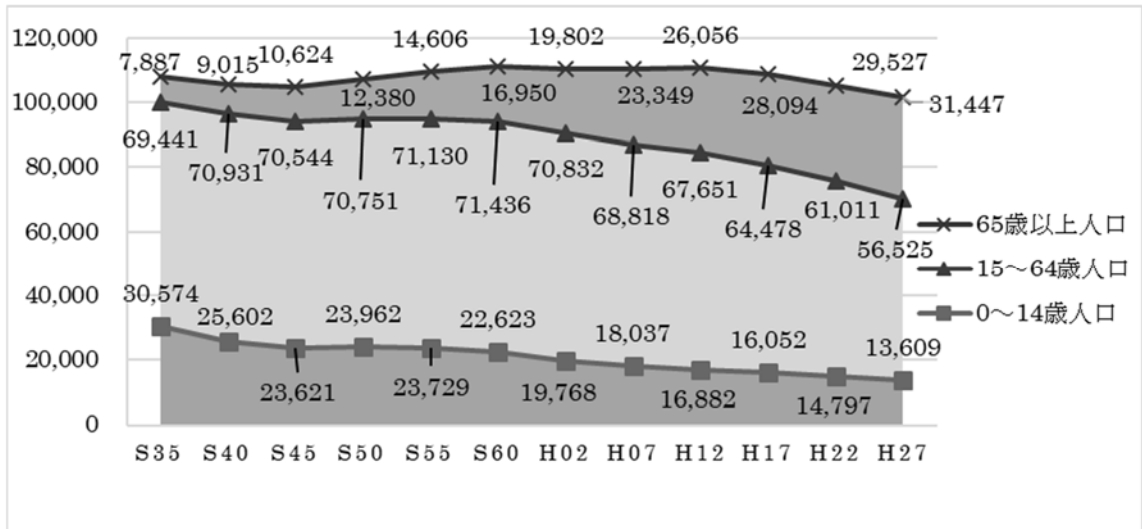
畜産と果樹がそれぞれ 3 割以上を占める。

飯田市の総人口は 1985 年（昭和 60 年）の 111,009 人をピークに減少している。この背景には、「年少人口」（15 歳未満の人口）及び「生産年齢人口」（15 歳以上 65 歳未満の人口）の一貫した減少がある（第 3－17 図）。飯田市には市内から通学が可能な四年制の大学が存在せず、高校卒業時に約 8 割が進学や就職で市外へ流出する。その後 U ターンする者は高卒時の 4 割程であるという推計結果も出されている。特に市内の中山間部での人口減少が進んでいる。人口減少率は全国より高く、過疎地全体よりは低くなっている（第 3－18 図）。



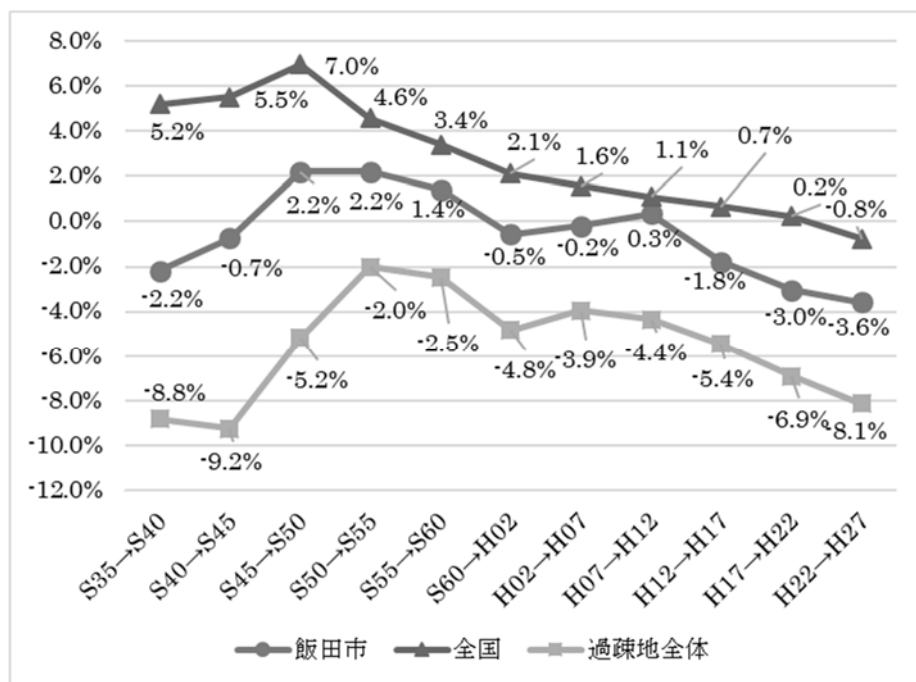
第 3－16 図 飯田市の人口

資料：各年国勢調査より筆者作成。



第3-17図 飯田市の人口構成

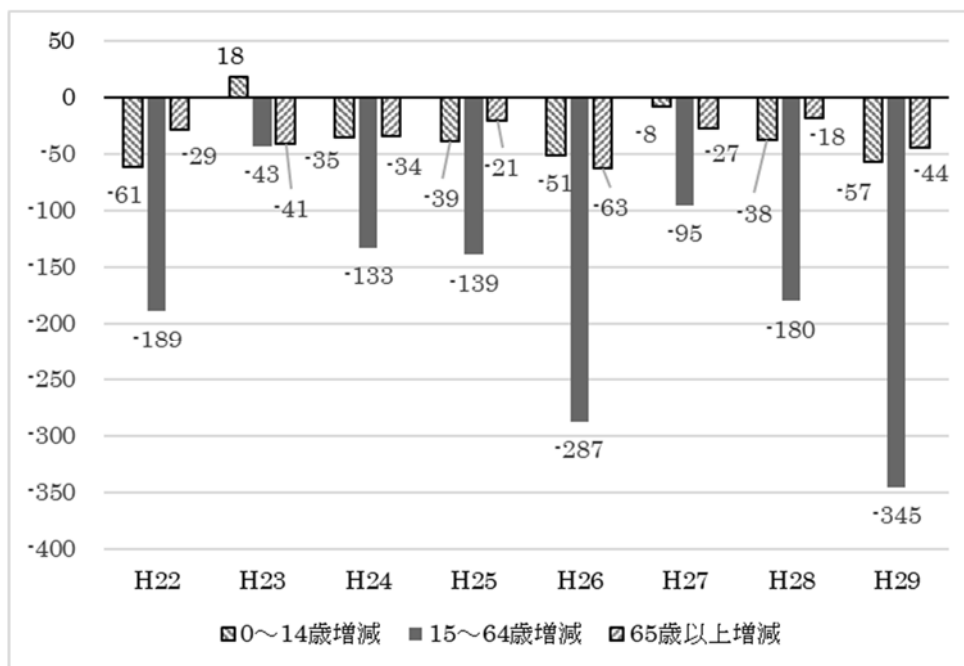
資料：各年国勢調査より筆者作成。



第3-18図 飯田市の人口減少率

資料：各年国勢調査より筆者作成。

データの存在する平成22年からの、年齢を3区分した飯田市の社会増減は第3-19図で表せる。また、第3-17図をまとめると第3-15表のようになる。この社会増減の転入者はIターンにより飯田市に移住した者だけでなく、UターンやJターンで飯田市に帰ってきた者も含む。



第3-19図 平成22年～平成29年までの各年の人口の社会増減（3区分）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15-1表，第15-2表より筆者作成。

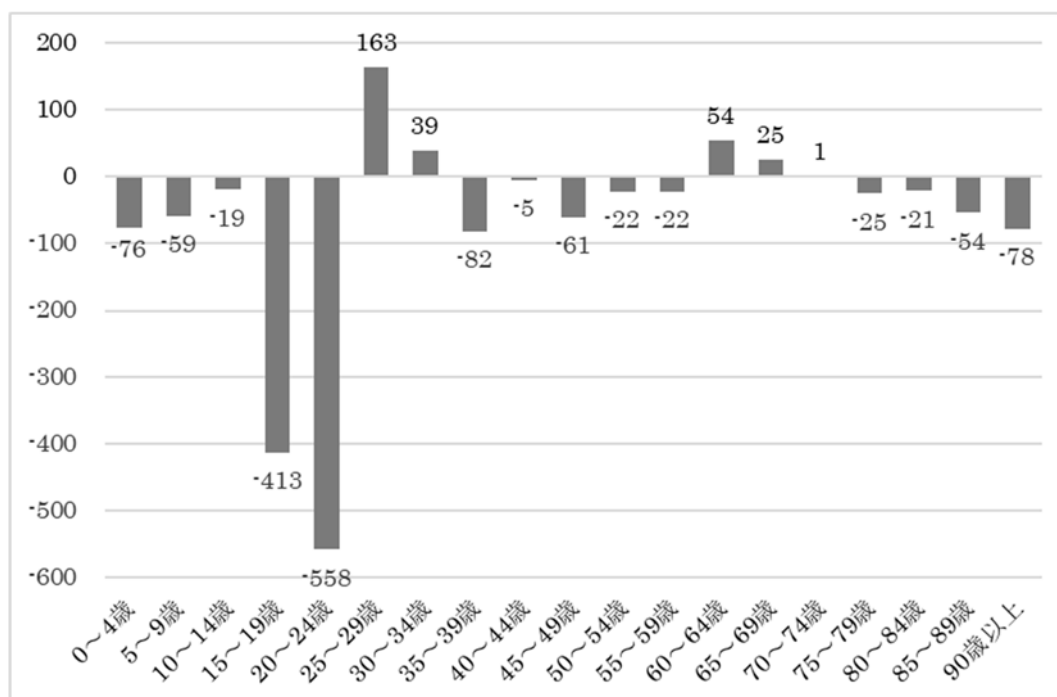
0～14歳，15～64歳，65歳以上の全てのカテゴリーで社会減少が見られる。第3-15表では，特に65歳以上の人口の，転入者に対する転出者の割合が多い。飯田市は中心部に大型ショッピングセンターや医療設備などが整っており，生活に不便なことはないが，特に中山間地に住む高齢者を中心に，一人暮らしが難しくなり，子供のいる都会に転出する者が一定程度いることを示していると思われる。

第3-15表 平成22年～平成29年までの人口の社会増減集計（3区分）

人口3区分		計
0～14歳	転入者数	2,638
	転出者数	2,909
	増減	-271
	増減(%)	(90.7%)
15～64歳	転入者数	16,488
	転出者数	17,899
	増減	-1,411
	増減(%)	(92.1%)
65歳以上	転入者数	1,198
	転出者数	1,475
	増減	-277
	増減(%)	(81.2%)
社会増減		-1,959

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15-1表，第15-2表より筆者作成。

データの存在する平成 26 年からの、年齢を 5 歳階級区分した飯田市の社会増減は第 3 - 20 図で表せる。この社会増減の転入者は I ターンにより飯田市に移住した者だけでなく、U ターンや J ターンで飯田市に帰ってきた者も含む。



第 3 - 20 図 平成 26 年～平成 29 年までの人口の社会増減集計（5 歳階級）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第 16 - 1 表，16 - 2 表より筆者作成。

25 歳～34 歳，60 歳～74 歳の人口に社会増が見られる。前者は一度都市部で就職した者が U ターンをして飯田市に戻って働くような場合が考えられ，後者は定年によって飯田市に UJI ターンした者を含むと考えられる。

一方，15～24 歳人口の社会減が多いのは，高等学校・市内の短期大学を卒業したり，卒業して市内に就職後に第 2 新卒等で市外に流出したりしている現状を表していると考えられる。

飯田市への移住者数は以下の第 3 - 16 表のとおりとなっている。I ターン移住者数，U ターン移住者数ともに近年横ばいで推移していると言え，ピークは平成 19 年～20 年頃となっている。

第3-16表 飯田市への移住者数（年度）

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
Iター ン	移住者数 (世帯 数)	21	31	20	16	13	10	11	10	9	12	153
	移住者数 (人数)	39	51	36	24	29	20	22	23	20	24	288
Uター ン	移住者数 (世帯 数)	7	14	32	14	18	17	24	24	20	20	190
	移住者数 (人数)	10	23	44	23	31	25	31	27	31	25	270

資料：飯田市ヒアリング調査（2016年8月）より筆者作成。

（イ）移住支援施策と実施体制

飯田市では、人口流出に歯止めをかけ、地域産業を支える新たな人材誘導を促すために、2006年（平成18年）に「結い（UI）ターンプロジェクト」を開始した⁽⁹⁾。同時に、移住支援施策を総合的に担う窓口として「結い（UI）ターンキャリアデザイン室」（以下、キャリアデザイン室）が産業経済部産業振興課内に設置された。「結い（UI）ターン」とは、「人と人を結ぶ」という意味が込められ、飯田の語源（結いの田）ともされる「結い」と、「一度離れた飯田出身者が戻り定住する」Uターン、そして「他地域の出身者が新たに飯田に定住する」Iターンを掛け合わせた造語である。キャリアデザイン室では、移住希望者への相談対応や無料の職業紹介を行うほか、移住希望者を対象としたセミナーの開催や企業説明会、地元高校卒業生のUターンを促進するための情報発信などを行っている。担当職員は課長を含め合計7名で、このうちキャリアデザイン室の業務に専任で当たる職員は3名で、残りの者は農業課、観光課及び工業課を兼任している。

飯田市の「結い（UI）ターンプロジェクト」は、「総合」、「プロモーション戦略」、「インキュベーション戦略」の3本柱で構成されている。それぞれの取組内容は第3-17表のとおりである。

こうした戦略の下、飯田市では、具体的な移住支援施策を展開している（第3-18表）。それらは①住宅、②新生活応援、③子育て支援、④仕事探し・産業支援、⑤農業に大別される。

第3-17表 飯田市における「結い（UI）ターンプロジェクト」の概況

プロジェクトの柱	取組内容	詳細
総合	人材誘導総合窓口の運営	無料職業紹介所として厚生労働大臣に届出，スタッフは職業紹介責任者講習会を受講
プロモーション戦略	地域まるごと PR	インターネットでの情報発信，パンフレット，夏・冬のキャンペーン実施（相談会，就職支援）
	地域まるごとスクラム	大学就職課，飯田職業安定協会などとの連携，高校生への働きかけ
	地域セールスマン	各担当がそれぞれの分野で人材誘導（求人情報収集・マッチング），飯田ファンの拡大（ワーキングホリデー，体験教育旅行，フィールドスタディなどとの連携）
インキュベーション戦略	就職，起業，就農支援	ハローワーク飯田と連携した職業紹介，UI ターン者人材バンク制度による人材供給，新規就農里親制度
	住宅情報	公営住宅や宅建協会と連携した住宅情報提供
	豊かなライフスタイルの提案	UI ターン者のアフターケア（ネットワーク化とフォローアップ）

資料：長野県飯田市「人材誘導のダイナミズム～結いターンプロジェクトの取り組み～」(2016 年 8 月提供) より筆者作成。

飯田市において，移住支援施策は中山間地域振興の一環としても実施されている。2009 年に策定された「中山間地域振興計画」において，10 年間で UIJ ターン者 300 人という数値目標を掲げ，中山間地域（下久堅，上久堅，千代，龍江，三穂，上村，南信濃地区）への移住・定住を促すための施策に取り組んできた。その中心は，中山間地域の産業やまちづくりを担う人材の定住を目的とした「中山間地域振興住宅」の整備であり，「飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例」では，「中山間地域における地域振興住宅を設置し，並びにこれらを地域の農林水産業，工業，商業その他の産業を担う者の育成及び確保を図る事業，地域のまちづくりを担う者の定住を促進する事業等」に供することについて定めることにより，飯田市における中山間地域の振興を図り，もって持続可能な市域の形成に寄与することを目的とする」としている。現在，市内の中山間地域全域に 48 棟が建設され，入居者数は 166 名にのぼる。

飯地域自治組織が移住支援施策の地区段階での受け皿になっている。同市の地域自治組織は，地域自治区の事務機能を担う「自治振興センター」，飯田市の諮問機関である「地域協議会」，そして「まちづくり委員会」の三組織から構成されている。このうち，まちづくり委員会は，自治会，公民館，各種委員会等の既存の地域団体を統合した横断的な住民組織である。市内全 20 のまちづくり委員会のうち 17 では（2016 年 3 月現在），基本構想を独自に策定し，それに沿った様々な取組を行っている⁽¹⁰⁾。この中で，①地域振興住宅の建設

における用地の確保、入居者の選定や住宅の管理、②市の空き家対策のための調査研究助成事業の活用など、移住者の受入れ促進に取り組む動きがみられる地域自治組織も存在する（佐藤，2018）。

飯田市への移住者数の推移をみると、キャリアデザイン室が設置された 2006 年度からの累計では、U ターンが 190 件、270 人、I ターンが 153 件、288 人となっている。同様に、年度別の変化をみると、U ターンは、2006 年度当初の 7 件、10 人から 2015 年度の 20 件、25 人まで増加しているのに対して、I ターンは 21 件、39 人から 12 件、24 人に減少している。ただし、これはあくまでもキャリアデザイン室を介した移住の実績であり、実際の移住件数は UI ターンともにこれを上回っているものと考えられる。移住者の家族構成別にみると、U ターンでは単身者が多く、I ターンでは夫婦や子供のいる家族が多くみられる。同様に、市内の居住地区別の内訳では、I ターン 288 人のうち 40 人が「中山間地域」に指定されている 7 地区に居住している。

このように、近年行政の窓口を介した移住件数は、特に I ターンにおいては減少傾向にある⁽¹¹⁾。この背景として、一方では、農村移住に関する情報が入手しやすくなってきたことで行政の窓口を介さずに移住することが容易になっていること、他方では、各自治体における新規居住者の受入体制の整備が進み、新規居住者の獲得競争が激しくなっていることなどが指摘されている。

第 3－18 表 飯田市の主な移住支援施策（2017 年（平成 29 年）度末時点）

項目	制度名	内容	担当部署
住宅	中山間地域振興住宅	市が地主と借地契約を行い、地域振興住宅を建設。家賃は、建設にかかった費用などに応じて、住宅ごとに決定される。	ムトスまちづくり推進課
	勤労者住宅建設資金融資 利子補給制度	市内で住宅の新築又は宅地購入などをした勤労者を対象に、長野県労働金庫から資金の融資を受けた場合、その利子の一部を補助	産業振興課
	空き家バンク	飯田市ウェブサイト空き家情報を掲載することで、所有している空き家を売りたい・貸したい者と、買いたい・借りたい者を結びつける。	ムトスまちづくり推進課
	耐震診断	昭和 56 年以前に建築された戸建木造住宅について、無料の耐震診断を実施	危機管理室
新生活 応援	飯田市子育て世帯引越費用補助金交付要綱	飯田市空き家バンクの登録物件を購入又は貸借して移住する子育て世帯を対象に、10 万円を限度に引っ越し費用を補助	ムトスまちづくり推進課
子育て 支援	子供福祉医療費給付制度	0～満 18 歳までの子供の医療費負担が 500 円／回。	保健課
	一時預かり事業（在園	家庭において保育を受けることが一時的に困難となっ	子育て支援課

	児，在園児除く両方)	た乳幼児について，保育所や認定こども園で一時的に預かり，必要な保護を実施。	
	子育て短期支援事業	仕事等の理由により，夜間に保護者がいない場合，児童養護施設等で児童の養護・保護を実施。平成 23 年度より開始。	子育て支援課
	養育支援家庭訪問事業	子育てに不安を感じている家庭，養育が困難な家庭に対し，面接相談・訪問援助・子供の発達指導などを実施して，子育てが安定してできるよう支援。	子育て支援課
	保育園・認定子ども園の保育料軽減	子育て世代の負担軽減のため，保育所等保育料を約 30%減。幼稚園についても同様。	子育て支援課
	就学援助事業	経済的理由により，就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して，学用品・学校給食費等の一部を援助	学校教育課
	奨学金貸与制度	経済的理由により高等学校，大学等に進学が困難な若者に奨学金を貸与して，教育の機会均等を確保。また，当地域への Uターンを促進するため，償還期間となった者が飯田市に就職等により居住した場合には，償還金の一部免除。	学校教育課
	地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場)	公共施設の空きスペースなどのほか，市民から提供される建物等を有効利用し，子育てアドバイザーが常駐して家庭・地域での子育て・親育ちを支援	子育て支援課
	出産祝い	1 子につき 10 万円を支給（上村・南信濃地区のみ）。	子育て支援課
仕事探し・産業支援	起業支援	飯田市商工会議所や地域金融機関と連携し，ワンストップ型の起業・創業窓口「チャレンジ起業相談室」を設置。	金融政策課
	飯田市制度資金	中小企業の事業活動や新規開業に必要な資金を低利で貸付け。	金融政策課
	長野県創業支援資金	県内で開業する者への融資。貸付利率年 1.1%で，設備投資の場合 3,000 万円以内，運転資金の場合 1,500 万円以内	金融政策課
農業	飯田市ワーキングホリデー	農業に関心がある者や農業に取り組んでみたい者と，農繁期の手助けを必要としている農家を結びつける飯田市の援農制度。春と秋が中心だが通年実施しており，お試し就農的な位置付けで来ている新規就農希望者もいる。新規就農者のうちの何人かは，就農前に参加している実績がある。平成 10 年度（1998）より実施。16 歳以上 70 歳未満であれば可。交通費実費。食	ワーキングホリデー飯田事務局

		費を含め滞在費無料	
	農地賃借料助成事業	就農後の3年間、経営が安定しにくい期間の農地賃借料を助成。年額85,000円以内。要件として、飯田市新規就農者就農時支援事業の補助金を受けた者であること、営農のための農地を賃借している者であること、青年就農給付金（経営開始型）を受給していないこと。	農業課
	住居費助成事業	就農後の3年間、経営が安定しにくい期間の住居費を助成。月額1万円以内。要件として、飯田市新規就農者就農時支援事業の補助金を受けた者であること、営農のための農地を賃借している者であること、青年就農給付金（経営開始型）を受給していないこと。	農業課
	長野県新規就農里親制度	専任の就農コーディネーターの支援によって就農までのプランを作成し、県農業大学校での研修に加え、里親農家の指導の下、就農までの2年間、課題を一つずつ解決していくもの。里親農家が栽培技術の習得から、農地・住宅の情報の提供、就農後の相談までをマンツーマンで支援するシステム。長野県全体の制度で、要研修費用	農業課
	あぐり実践塾	長野県新規就農里親制度の飯田市内受講生が一緒に集まり座学で農業経営に必要な知識を学ぶ機会	ワーキングホリデー飯田事務局
	飯田市新規就農者支援事業	長野県新規就農里親制度で里親研修中の生活支援（月額4万円）。要件として、認定就農者であること、長野県新規就農里親制度にのっとり研修を開始した者であること、飯田市内に居住していること、里親研修終了後、1年以内に飯田市内で営農を開始して3年以上営農を継続する見込みであること、青年就農給付金（準備型）を受給していないこと。	農業課
	飯田市新規就農者就農時支援事業	里親研修を修了して就農した際に当面の営農・生活資金として一時金を支給。1人1回35万円。年間150日以上農作業に従事する配偶者と共に就農した場合は45万円。要件として、認定就農者であること、飯田市内に居住していること、里親研修終了後、1年以内に飯田市内で営農を開始した者であること、就農後3年以上営農を継続すること、農業後継者就農時支援事業の補助金を受けていない者であること。	農業課

資料：飯田市 Web サイト（2017 年度末現在）及びヒアリング調査（2016 年 8 月）より筆者作成。

5) 岐阜県白川町

(ア) 地域概況

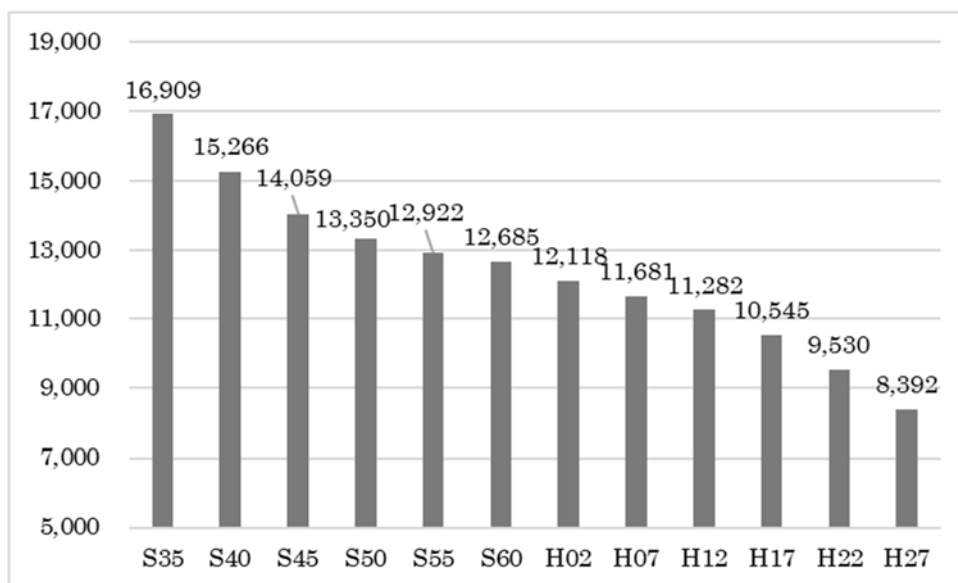
白川町は岐阜県南西部に位置し、町の中心部にある白川町役場の海拔は 170 m であるが、町域には標高 1,133m の尾城山、標高 1,223 m のニッ森山があり山間部が多く、町域の 9 割を山林が占める。標高差が大きいため平野部がごく僅かで、町の中心部を流れる白川沿いの開けた場所に多くの住宅や施設が集中している。

中京圏からのアクセスが良く、名古屋から鉄道を使い約 1 時間、車では約 1 時間 40 分で到着する。高速バスは通っていない。首都圏からの交通アクセスで最も早いのは新幹線と特急を組み合わせるもので、東京駅から名古屋駅まで東海道新幹線を利用し約 2 時間で来た後に特急ワイドビューひだに乗り換え、約 1 時間で白川口駅に到着する。

白川町の人口は 2015 年現在で 8,392 人、総世帯数は 3,002 戸である。高齢化率は 43.0% で、岐阜県平均 28.1%、全国平均 26.7% より大幅に高い。

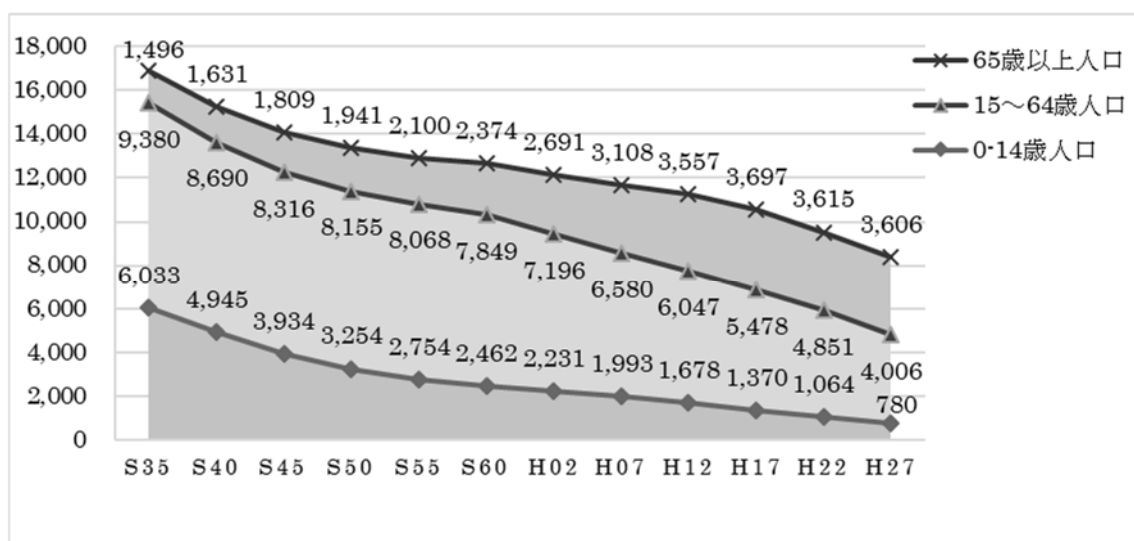
同町の総農家数は 1,153 戸で、このうち販売農家は 475 戸 (41.1%) となっており、自給的農家が半数以上である (2015 年農業センサス)。農業産出額は約 8 億 3 千万円で、品目別では米が 2 億 4 千万円、野菜が 2 億円ありこれらで半分を占める。有機農業が盛んで、名古屋市内のオアシス 21 で、毎週土曜日に「オーガニックファーマーズ朝市村」と題して町内の生産者グループが出店している。他には、朝夕の寒暖差が大きいため白川茶と呼ばれる茶の生産が有名で産出額は約 1 億 3 千万円あるが、小規模生産者が多く町内に 187 の経営体がある。加えて夏秋トマトの栽培も盛んである。

白川町の総人口は特に近年激しい減少を続けている (第 3-21 図)。この背景の一つとして挙げられるのは、2009 年度末 (平成 21 年度末) の町内唯一の高校の廃校に伴い、中学校卒業後に全生徒が町外の高校に通うこととなり、生徒の中には高校近くのアパートを借りて転出する者もいることである。その際には、高校生の子供の町外での一人暮らしを不安に思う親を伴った転出となることも多い。「年少人口」(15 歳未満の人口) 及び「生産年齢人口」(15 歳以上 65 歳未満の人口) が一貫して減少しているが、50 年前 (昭和 40 年) と比較すると生産年齢人口が半分程度になったのに比べ、年少人口は 6 分の 1 に減少している (第 3-22 図)。町内に目ぼしい産業や観光地、温泉などがなく、若者の雇用の受け皿がないため、学業で一旦転出した若者が U ターンすることが少ないと思われる。人口減少率は、総務省の定義する過疎地域平均と同様の傾向が見られていたが、近年では減少率増に拍車がかかっている (第 3-23 図)。



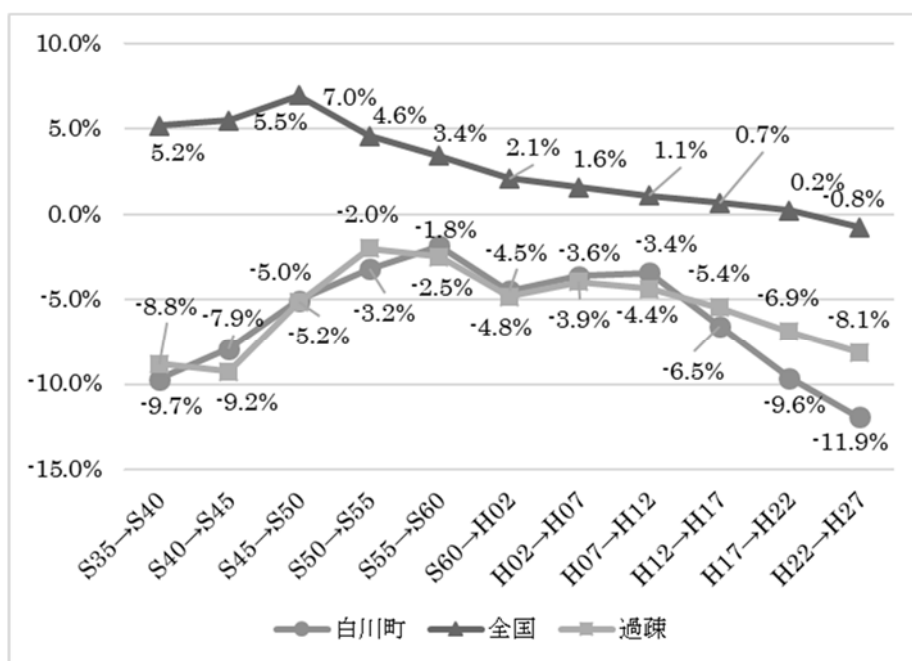
第3-21図 白川町の人口

資料：各年国勢調査より筆者作成。



第3-22図 白川町の人口構成

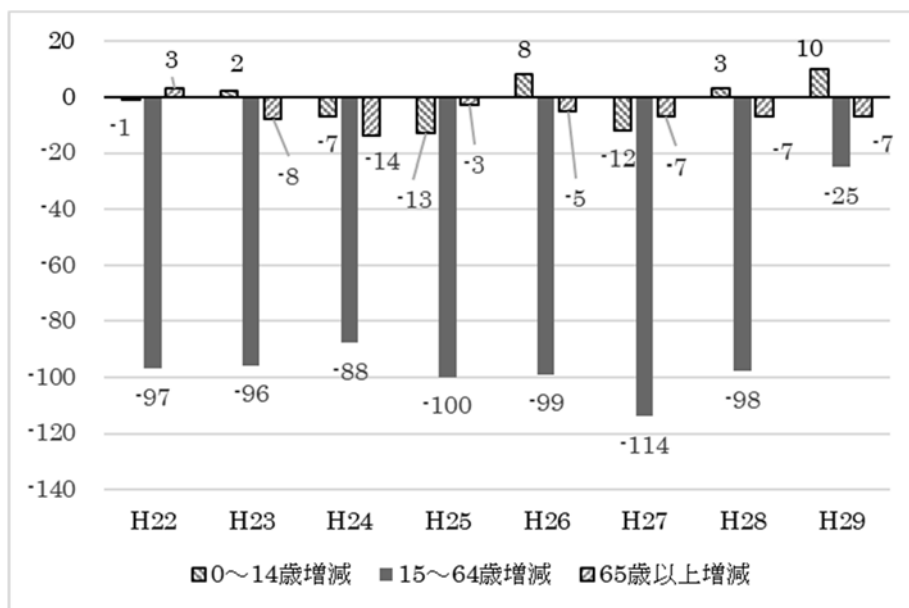
資料：各年国勢調査より筆者作成。



第3-23図 白川町の人口減少率

資料：各年国勢調査より筆者作成。

データの存在する平成22年からの、年齢を3区分した白川町の社会増減は第3-22図で表せる。また、第3-24図をまとめると第3-19表のようになる。この社会増減の転入者はIターンにより白川町に移住した者だけでなく、UターンやJターンで白川町に帰ってきた者も含む。



第3-24図 平成22年～平成29年までの各年の人口の社会増減（3区分）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15-1表、第15-2表より筆者作成。

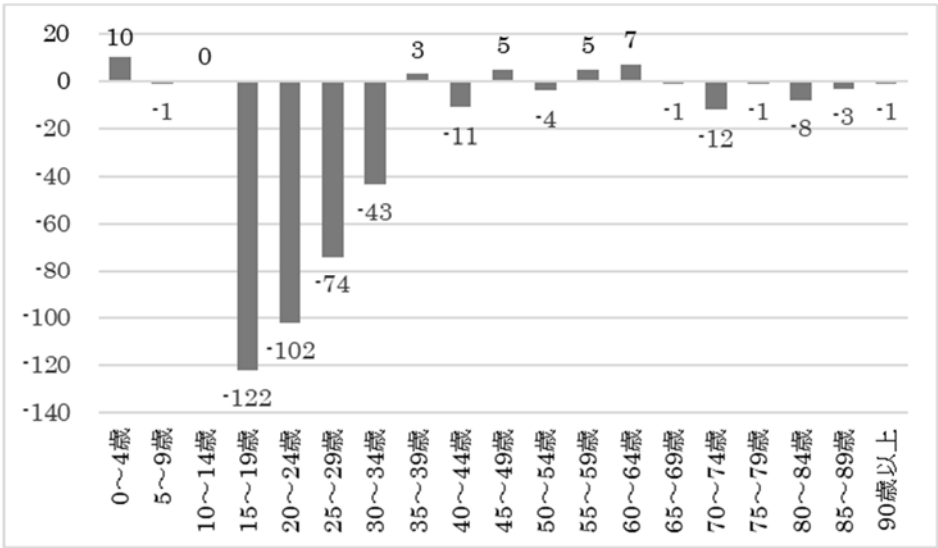
白川町は全体的に人口の社会減が見られる中で、0～14歳の年少人口についてはほぼプラスマイナスゼロとなっている。親と一緒に転出する子供がいる一方で、親のUJIターンなどに伴い転入する子供も多いことを表している。

第3-19表 平成22年～平成29年までの人口の社会増減集計（3区分）

人口3区分		計
0～14歳	転入者数	185
	転出者数	195
	増減	-10
	増減(%)	(94.9%)
15～64歳	転入者数	1,066
	転出者数	1,783
	増減	-717
	増減(%)	(59.8%)
65歳以上	転入者数	138
	転出者数	186
	増減	-48
	増減(%)	(74.2%)
社会増減		-775

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15-1表、第15-2表より筆者作成。

データの存在する平成26年からの、年齢を5歳階級区分した白川町の社会増減は第3-25図で表せる。この社会増減の転入者はIターンにより白川町に移住した者だけでなく、UターンやJターンで白川町に帰ってきた者も含む。



第3-25図 平成26年～平成29年までの人口の社会増減集計（5歳階級）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第16-1表、第16-2表より筆者作成。

特に0～4歳人口の社会増が見られ、親の UJI ターンなどに伴い子供も白川町に転入超過となっていることがわかる。一方で、15歳～34歳までの人口で大幅な転出超過となっており、町内に高等学校がないこと、町内に製造業、温泉や観光地などのサービス業がないため雇用の受け皿が乏しいことなどの影響を受けている。

（イ）移住支援施策と実施体制

2015年4月に白川町役場内に白川町移住・交流サポートセンターを作り、企画課地域振興係が移住希望者に対応する体制を作った。それ以前には移住対応窓口が定まっておらず、就農希望者が多いことから、農林課農務係が対応することが多かった。白川町移住・交流サポートセンター発足当時から、上記職員1名に加えて、集落支援員1名、地域おこし協力隊員1名を雇用し、空き家バンクに登録する空き家の掘り起こしや移住希望者に対する町案内、イベントの企画などを行っている。震災以降、都市部での生活の脆さに疑問を感じ、一流と言われる企業を退職して就農する者が増えたということである。

白川町移住・交流サポートセンターは2019年2月に法人化され、一般社団法人となった。行政と民間の中間支援組織として職員1名がセンター長として町役場から出向し、行政の信用度を確保しつつ、役場内で必要な逐一の決裁行為を無くすことで事務作業の合理化を図りスピード感を持った相談業務を行うことを目的とした。将来は様々なまちづくり活動の拠点としての活動や空き家ビジネスも視野に置いている。現在は企画課職員1名の出向に、集落支援員2名、地域おこし協力隊5名が所属しており、移住者でもある地域おこし協力隊においては移住促進以外の活動としてグリーンツーリズムの推進、林業後継者の育成、農産物加工販売の支援等で活躍をしている。

白川町における移住支援施策は、①住宅、②新生活応援、③農業、④子育て支援、⑤産業支援に大別される。各項目における制度の詳細については以下の第3-20表のとおりである。

第3-20表 白川町の主な移住支援施策（2017年（平成29年）度末時点）

項目	制度名	内容	担当部署
移住前 視察	-	白川町移住・交流サポートセンター職員及びセンターに常勤する地域おこし協力隊員が適宜案内	白川町移住・交流サポートセンター
住宅	お試し住宅	月3万円で最長3か月借りられる一軒家が二つ。他に、1年契約で月当たり6.3万円の農園付きコテージ19棟がある。	白川町移住・交流サポートセンター
	空き家バンク	市民への広報や不動産会社との協働で利用可能な空き家を掘り起こし登録。移住希望者へ情報提供しマッチ	白川町移住・交流サポートセン

		ングを行い、不動産業者を通じて賃貸・売買ができる	ター
	住宅取得等支援事業補助金	新築住宅で 50 万円を支給。県産材利用で 30 万円加算、扶養する子供一人につき 10 万円加算。中古住宅では 30 万円上限、実家改修で 50 万円、賃貸住宅で月額 1 万 5000 円を上限に 36 か月支給等	企画課企画係
新生活 応援	結婚相談（ぎふマリッジサポートセンター）	県内他市町村の結婚相談所に登録されている人とのマッチングやお見合いの機会を提供	白川町社会福祉協議会
	ハローワーク出張相談	毎月第 3 金曜日の 13 時～16 時まで、白川町移住・交流サポートセンターにて、ハローワークの出張相談所を開設。	白川町移住・交流サポートセンター
子育て 支援	出産育児給付金	出産祝金 1 万円、出産育児給付金第 1 子 10 万円、第 2 子 20 万円、第 3 子以降 30 万円	教育課子育て支援係
	保育料無償化	3 歳～5 歳までの保育料無料	教育課子育て支援係
	保育園通園費助成	町内保育園通園に利用する路線バス運賃の 1／2 を助成	各町立保育園
	家賃補助	町営、民間賃貸住宅に入居する子育て世帯の家賃を子供一人当たり 5000 円補助	建設環境課環境係
	こども医療費無料化	高校生まで医療費無料	保健福祉課福祉係
	高校生通学支援事業（JR 定期券補助）	年間 3 万円を限度に町内の高校生が通学のために購入した JR 定期券代金の一部を助成	教育課学校教育係
仕事探し・産業 支援	まちおこし推進事業補助金	団体又は個人等が行う各種まちおこし事業に対し、補助金を交付。最大で経費の 2 分の 1 以内で 100 万円を限度。	企画課企画係
	スモールビジネスチャレンジ交付金【女性限定】	会議、講演会、研修、視察、各種企画の研究及び小さなビジネスの実践に係る経費等を助成。20 万円を限度に 2 年以内。	企画課企画係
	白川町創業支援事業補助金	補助率最大 2 分の 1 で、事業所開設支援に 100 万円を限度に助成等	企画課企画係
農業	白川町新規就農者等支援事業交付金	新規就農希望者受入農家奨励金として受入農家に 1 万円を 12 か月、その後、新規就農者が経営開始後に新規就農者就農奨励金として新規就農者に 5 万円の補助	農林課農務係
	特産物施設建設負担金	新規就農者に対してトマトハウスの建設費（ビニールハウス一式）の 1／3 を町が補助、1／3 を県が補助。事業者は残りの 1／3 を負担	農林課農務係

白川町元気な農業産地構造改革支援事業	新規就農者に対してトマト栽培資材（支柱）の購入代金の2／3を町が補助。	農林課農務係
あすなろ農業塾	岐阜県の研修制度。約1年間（複数年も可能）、農業者の下で指導を受けながら、就農に必要な技術を習得。農家には指導謝金として月5万円支給。研修生に対しては45歳未満であれば国の青年就農給付金を使って年間150万円を支給、45歳以上であれば、岐阜県「後継者等就農給付金事業費補助金」より年間100万円を支給	農林課農務係

資料：白川町 Web サイト及びヒアリング調査（2017 年 12 月）より筆者作成。

白川町への移住相談者の特徴は就農を希望する者が多く、全体の3～4割に及ぶ。白川町内には、有機農家グループ NPO 法人 O があり、毎週土曜日に名古屋のオアシス 21 で開催されるマーケットでグループとつながりを持って移住する者が多い。また、M トマト部会の生産者も就農者受入れを行っており、岐阜県への就農相談に来た移住希望者を、県の担当者が白川町の生産者に紹介して移住する形も存在する。これらの結果、移住者の7割が中京圏から来た者である。

白川町への移住者数を示したのが下の第3-21表である。白川町移住交流サポートセンターによれば、白川町は岐阜県や名古屋へのアクセスが良く、移住者は若干の増加傾向が見られるということであった。また、移住者数は、町の移住担当窓口である白川町移住交流サポートセンターを経由した者の総数であり、独自に家や仕事を探して移住した者は数えていない。町内に高等学校がないことから、子供を連れて移住した世帯にとっては子供の高校進学時に町に留まるのかどうかという点で再度の移住が起こり得る場所であり、実際に子供の高校進学を期に転出する世帯が存在する。

第3-21表 白川町への移住者数

	(年度)		
	H27	H28	H29
移住者数 (世帯数)	7	17	13
移住者数 (人数)	15	30	35

資料：白川町ヒアリング調査（2017 年 12 月）及びその後に提供していただいたデータより筆者作成

注．数字は白川町移住・交流サポートセンターを通じて移住した者のみ。また移住者に「地域おこし協力隊」は入っていない。移住後に転出した者も入っていない。

6) 岡山県高梁市

(ア) 地域概況

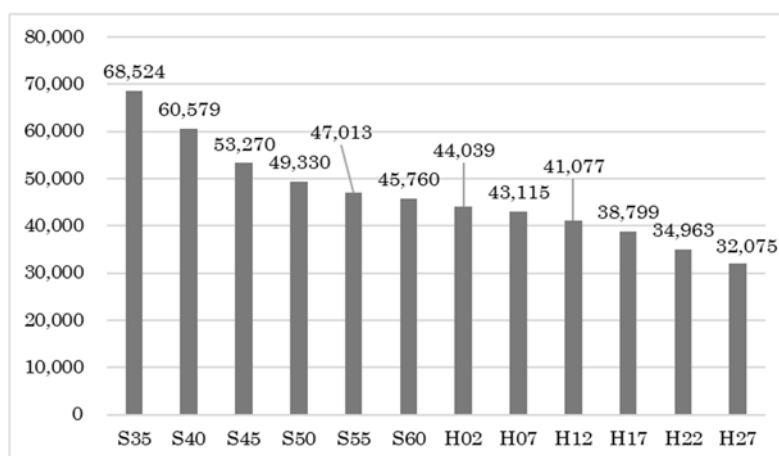
高梁市は岡山県西部に位置し、特に広島県と接する北西部の旧備中町、旧成羽町は成羽川が流れ下り標高が高く、宇治町とともにブドウの栽培が盛んである。市域の標高は 50～500m で、市の中心部には高梁川が流れ、高梁川沿いの開けた場所に盆地を形成し、そこに市の中心部がある。また雲海上の城として有名な備中松山城が市の北部にある小松山（標高約 430m）から市中心部を見下ろしている。

関西圏からのアクセスが良く、電車では新幹線で新大阪駅から約 50 分で岡山駅に着き、岡山駅からは JR 伯備線の特急に 35 分乗車すると JR 備中高梁駅に到着する。自動車の場合、大阪市中心部より山陽自動車道などを經由して 3 時間弱で高梁市中心部に到着する。岡山空港からは自動車で 40 分である。

高梁市の人口は 2015 年現在で 32,075 人、総世帯数は 13,841 戸である。高齢化率は 38.6%で、岡山県平均 28.7%、全国平均 26.7%より大幅に高い。

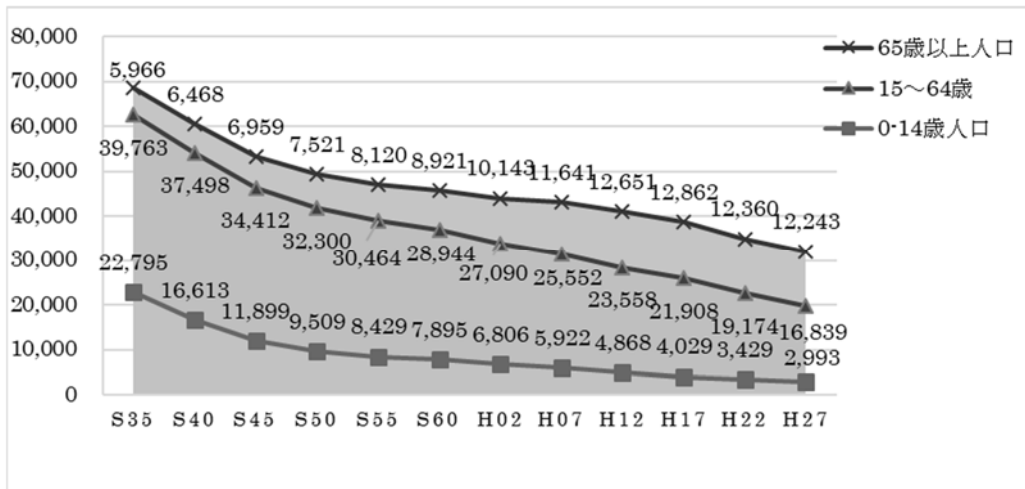
同市の総農家数は 3,212 戸で、このうち販売農家は 1,722 戸（53.6%）となっており、自給的農家は半数以下である（2015 年農業センサス）。農業産出額は約 79 億 6 千万円で、品目別では畜産が 35 億 5 千万円、果樹が 21 億 8 千万円ありこれらで半分以上を占める。畜産は主にブロイラーで 8 経営体によるものである。果樹はブドウが中心で 478 ある果樹経営体のうちの 382 経営体が取り組んでいる。

高梁市の総人口は減少を続けており（第 3－26 図）、岡山市や広島市、関西方面等への人口流出が続いている。「年少人口」（15 歳未満の人口）及び「生産年齢人口」（15 歳以上 65 歳未満の人口）が一貫して減少しているが、50 年前（昭和 40 年）と比較すると生産年齢人口が半分弱程度になったのに比べ、年少人口は 5 分の 1 に減少している（第 3－27 図）。町内には吉備国際大学があり、入学時に学生の転入があるが、そのほとんどは卒業とともに転出する。人口減少率は、総務省の定義する過疎地域平均と同様の傾向が見られている（第 3－28 図）。



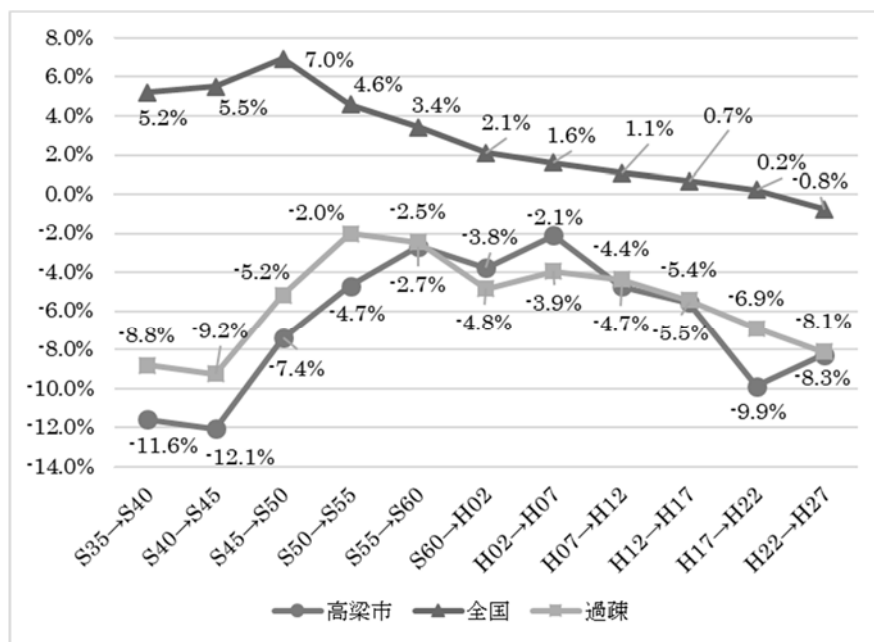
第 3－26 図 高梁市の人口

資料：各年国勢調査より筆者作成。



第3-27図 高梁市の人口構成

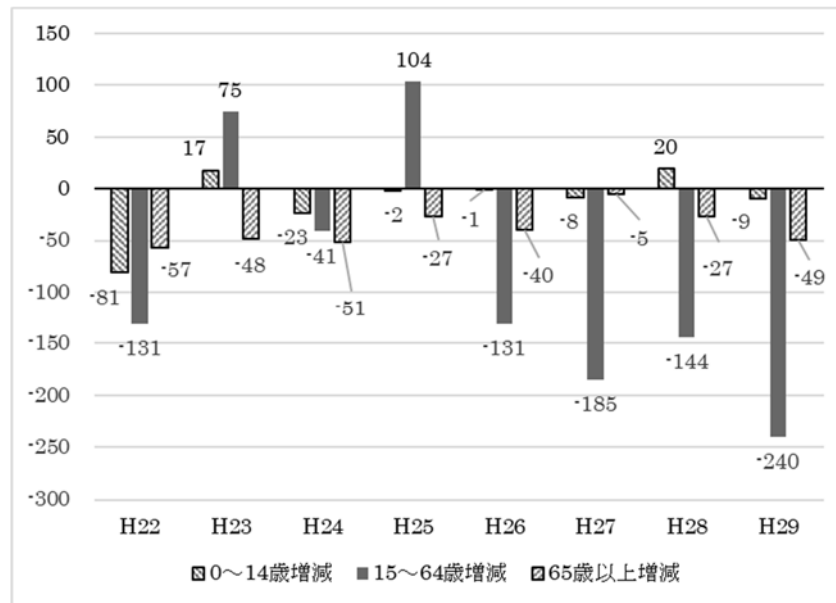
資料：各年国勢調査より筆者作成。



第3-28図 高梁市の人口減少率

資料：各年国勢調査より筆者作成。

データの存在する平成22年からの、年齢を3区分した高梁市の社会増減は第3-29図で表せる。また、第3-29図をまとめると第3-22表のようになる。この社会増減の転入者はIターンにより高梁市に移住した者だけでなく、UターンやJターンで高梁市に帰ってきた者も含む。



第3-29図 平成22年～平成29年までの各年の人口の社会増減（3区分）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15-1表、第15-2表より筆者作成。

高梁市は65歳以上の転出者が大変多く、第3-22表では、転入者に対して約2倍の転出者がいることを示している。これは高齢となり住み慣れた自宅を離れ、岡山市周辺や関西圏に住む子供の近くに引っ越す高齢者の動きを示していると思われる。

3区分で見ると、どの人口層も転出超過となっており、自然減に加えて、社会減でも人口減少を加速している。

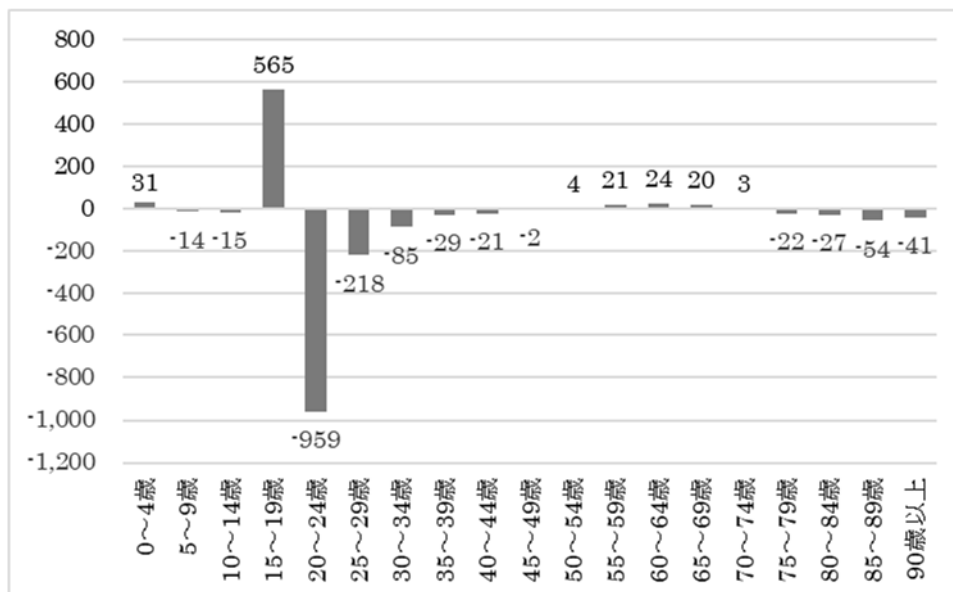
第3-22表 平成22年～平成29年までの人口の社会増減集計（3区分）

人口3区分		計
0～14歳	転入者数	742
	転出者数	829
	増減	-87
	増減(%)	(89.5%)
15～64歳	転入者数	6,411
	転出者数	7,104
	増減	-693
	増減(%)	(90.2%)
65歳以上	転入者数	332
	転出者数	636
	増減	-304
	増減(%)	(52.2%)
社会増減		-1,084

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15-1表、第15-2表より筆者作成。

データの存在する平成26年からの、年齢を5歳階級区分した高梁市の社会増減は第3-

30 図で表せる。この社会増減の転入者は I ターンにより高梁市に移住した者だけでなく、U ターンや J ターンで高梁市に帰ってきた者も含む。



第 3－30 図 平成 26 年～平成 29 年までの人口の社会増減集計（5 歳階級）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第 16－1 表，16－2 表より筆者作成。

3 区分の人口層全体で社会減が見られる一方で，5 歳階級別に見ると近年は 0～4 歳人口では逆に社会増となる。これは UJI ターンによる親の移住に伴って市内に転入した子供が多いためと思われる。また 50～74 歳までの転入超過は，定年間際になり高梁市に帰郷したり I ターンしたりする移住者の動向を示していると思われる。15～19 歳の転入超過と 20～24 歳の転出超過は，市内にある大学の入学，卒業に伴う学生の移動が主な理由である。

（イ）移住支援施策と実施体制

高梁市の移住担当窓口は，住もうよ高梁推進課田舎暮らし推進係である。当初は平成 19 年 4 月に企画課定住促進係を設置しており，移住担当窓口設置年度としては早い市町村と言える。その後，平成 23 年 4 月に市民課市民定住係に担当課が代わり，平成 24 年には市民課定住対策室へと昇格し，平成 25 年には定住対策室が定住対策課へと更に昇格した。平成 28 年 4 月には定住対策課の名称が変わり，今の「住もうよ高梁推進課」となった。移住相談は，担当職員 1 名と地域おこし協力隊員 1 名，他に移住コンシェルジュ 1 名がいる。

山間部に位置する地区 U と地区 H の 2 地域が地域自治組織を中心とした移住者受入れに特に熱心に取り組んでいる。この二地域は，トマトや高い評価を受けるブドウ（ピオーネ）の産地として有名で，ピオーネは東京の高級デパートなどに出荷され，生産者の所得も高い。毎年 1 名以内の就農希望者を地域自治組織で受け入れ，住宅，農地，生活全般で支援を行っている。

高梁市における移住支援施策は、①移住前相談、②住宅、③新生活応援、④農業、⑤子育て支援、⑥産業支援に大別される。各項目における制度の詳細については以下の第3-23表のとおりである。特徴的なのは移住コンシェルジュの存在で、既に移住して定住している者が市より移住コンシェルジュとして任命され、移住希望者に対して随時、町内の案内や気になる地域での地域住民との顔合わせ、不動産物件の案内などを行う。移住コンシェルジュは当初市の臨時職員として単年度契約の通年雇用で始まり、平日9時～17時の就業規定があった。一方で移住希望者は週末を利用して高梁市に来ることが多く、移住コンシェルジュは平日、土日関係なく業務に当たる必要があり勤務時間はフレックスである必要があった。現在は、移住者が起業した一般社団法人Hに移住コンシェルジュ業務を委託する形をとり、業務を請け負った一般社団法人Hが、移住コンシェルジュ2名体制で移住希望者への対応や移住イベント開催支援、高梁市移住ポータルサイト「ふらっと高梁」の運営などをフレックスに行っている。

第3-23表 高梁市の主な移住支援施策（2017年（平成29年）度末時点）

項目	制度名	内容	担当部署
移住前 相談	たかはし移住コンシェルジュ	移住希望者に対するきめ細やかな移住相談、市内案内、空き家調査、紹介できる仕事調査、移住ツアーの企画など、移住・まちづくりに関する業務を実施するために平成27年9月から設置	住もうよ高梁推進課田舎暮らし推進係
住宅	お試し住宅	地区Hに3戸、地区Uに2戸あり、各月額7,000円、9,000円で1年以内の期間で借りられる。	住もうよ高梁推進課田舎暮らし推進係
	空き家情報バンク	市民への広報や不動産会社との協働で利用可能な空き家を掘り起こし登録。移住希望者へ情報提供しマッチングを行い、不動産業者を通じて賃貸・売買ができる制度。平成19年に作ったもの	住もうよ高梁推進課田舎暮らし推進係
	空き家情報バンク活用促進助成金（家賃助成事業）	空き家情報バンク登録物件へ入居する40歳以下の者を含む世帯（単身世帯を除く）に月額1万円を最大1年間家賃助成。	住もうよ高梁推進課田舎暮らし推進係
	空き家情報バンク活用促進助成金（空き家再生助成事業）	空き家情報バンク登録物件を対象に、家主の家財処分・賃貸物件の改修に対して助成。 ・家財処分：補助率2／3（上限20万円） ・賃貸物件の改修：補助率1／3（上限50万円）	住もうよ高梁推進課田舎暮らし推進係
	高梁市若者定住促進住宅助成金（住宅リフォーム助成事業）	15歳以下の子を養育している者、若しくは40歳以下の者を対象に住宅の新築、取得に助成。 住宅の新築：用地購入代金の1／10（上限100万円）	住もうよ高梁推進課田舎暮らし推進係

		+世帯構成等により 15～60 万円 ・中古住宅又は建売住宅の取得：購入代金の 1／10 （上限 100 万円）	
	住宅リフォーム助成	15 歳以下の子を養育している者を対象に、住宅リフォームに対して助成。費用の 1／10（上限 50 万円）	住もうよ高梁推進課田舎暮らし推進係
新生活 応援	まちづくり結婚推進事業	独身男女の出会いのイベントを年間 4～5 回開催	住もうよ高梁推進課田舎暮らし推進係
	縁結びサポーター制度	独身男女の出会いから結婚に至るまでの支援をする個人・団体・企業を「縁結びサポーター」として登録。サポーターへの成婚奨励金やサポーター団体間の独身男女交流会への助成金支給	住もうよ高梁推進課田舎暮らし推進係
	ハッピーウエディング奨励金	市内で結婚式又は披露宴を行う新郎新婦に対して奨励金支給 市内在住者（在住予定者を含む）：結婚式・披露宴に要する費用の 1／2（上限 20 万円） 市外在住者：結婚式・披露宴に要する費用の 1／5（上限 20 万円）	産業観光課
	新婚世帯家賃助成金	市内の民間住宅に入居する新婚世帯に対して家賃を助成。月額 1 万円を最大 1 年間支給	住もうよ高梁推進課田舎暮らし推進係
	住宅リフォーム助成事業（新婚世帯版）	新婚世帯を対象に、住宅リフォームに対して助成金を支給。補助率 1／10（上限 50 万円）	住もうよ高梁推進課田舎暮らし推進係
子育て 支援	こども医療費無料化	18 歳まで医療費無料	こども未来課
	産後ヘルパー	身の回り整理，家事，育児が困難な出産直後の家庭に産後ヘルパーを派遣	こども未来課
	幼児 2 人同乗用自転車の貸出	幼児 2 人同乗用自転車の普及啓発，子育て支援及び自転車の安全運転の意識向上を推進することを目的に，子育て中の家庭に対し，幼児 2 人同乗用自転車を貸出。メンテナンス費用，対人賠償保険加入費（1000 円程度），返却時における点検整備費（各 1000 円程度）等は自己負担	こども未来課
	高校生バス通学支援	高校生がバスで通学する際に必要な通学定期券購入費の半額を助成	市民課

	私立学校入学奨励金	市内私立学校の入学金を全額又は半額助成	総合戦略課
	代表選手等奨励金	国若しくは県代表として国際大会及び全国大会へ出場する選手に奨励金を支給	スポーツ振興課
	高梁市奨学金貸付制度	高等学校生月額 18,000 円、大学等学生月額 44,000 円。卒業後、市内に継続して 2 年以上居住し、引き続き居住する場合は、奨学金返還に係る債務の一部又は全部を免除。	教育総務課総務係
仕事探し・産業支援	高梁市起業等支援	市内で起業等をする者に設備整備費を助成。補助率 1／3（上限 50 万円）。 地域資源を活用した新製品やパッケージデザインの開発費用を助成。補助率 1／2（上限 50 万円）	産業観光課
	高梁市地域商業の活性化支援	市内商業施設や空き店舗等をリニューアルするための補助金を支給。新規開業の場合、補助率 1／2（上限 50 万円）。	産業観光課
農業	高梁市新規就農者向け農業スクール	栽培技術習得のため通年で講習会を開催（トマト・ピーオーネ・モモの 3 コース。マニュアルは岡山県が準備）。受入農家の同意が必要	農林課農業振興係
	高梁市就業奨励金支給事業	新規就農し 6 か月を経過し、将来にわたり専業として農業経営を続けていく認定農業者等で、55 歳以下の者に就業奨励金を支給。後継型は 10 万円、経営分離独立型は 10 万円、新規参入型は 100 万円。	農林課農業振興係
	岡山県統合補助金	3 戸以上の生産者団体に購入資材費を補助。県から 1／3、町から 1／3 の補助率	農林課農業振興係
	岡山県就業奨励金	40 歳未満の新規就農者に奨励金 5 万円を交付	産業振興課

資料：高梁市 Web サイト及びヒアリング調査（2017 年 10 月）より筆者作成。

住もうよ高梁推進課では、ふらっと高梁以外に、移住・定住に関する情報を提供するポータルサイト「住もうよ高梁」を運営している。ふらっと高梁の内容は、移住者の体験談を顔写真や住まいの写真を掲載しながら紹介したり、仕事や住まいの情報を取得するためのフローチャートが掲載されていたりと、直感的でビジュアルに訴えるものである。一方で、住もうよ高梁の内容は、各種手続きの申請担当課や申請要件が細かく書かれ、申請の種類、書式、必要書類などの事務的情報が得られる。

高梁市への移住者数は以下の第 3－24 表のとおりである。移住者の定義は、市外からの転入者としているが、実際には 6 割が岡山県外の者で、4 割が岡山県内からの者である。県外からの者については、関東からと関西からでほぼ全体を占め、割合としては関東よりも少し関西からの者の方が多く、関東の場合、東京からの者が多い。担当者の実感としては平成

23 年の東日本大震災以降、関東から来る者が増えている印象を受けている。

平成 27 年以降、世帯数や人数に加えて移住者の年代も記録しており、50 代未満が 70% を占めている。平成 27 年 9 月に移住コンシェルジュを始めてから大幅に移住者が増加しており、調査をした平成 29 年 8 月までの 2 年間で、移住コンシェルジュを経由して少なくとも 10 件以上の移住が決まっている。移住者からは移住コンシェルジュを通じて出会った地域の人たちが親切であったことが重要だったという評価が多い。

第 3－24 表 高梁市の移住者数

	(年度)			
	H25	H26	H27	H28
移住者数 (世帯数)	14	23	54	64
移住者数 (人数)	－	－	114	127
移住相談 件数	68	88	132	179

資料：高梁市ヒアリング調査（2017 年 10 月）より筆者作成。

担当課では移住者の中で既に他出した者の情報を断片的に把握しており、その理由について（１）住まいが老朽化したために転出引っ越し、（２）地域の住民とうまくいかなかった者が 1 件（150 件ほどの移住の中で 1 件）、（３）賃貸住まいの家の庭の草刈り等の手入れを怠り、家主が更新を拒否して他出、（４）東日本大震災の避難でしばらく滞在した後、子供の大学進学に伴い子供と一緒に他出、（５）高齢となりもともと住んでいた市町村へ戻った、の五つを挙げ、9 割以上は今も高梁市に定住しているということであった。

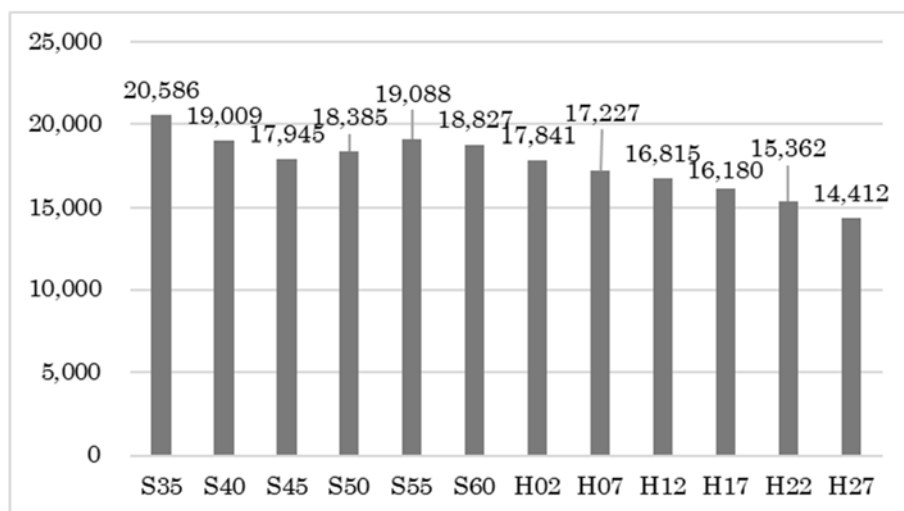
7) 岡山県和気町

(ア) 地域概況

和気町は岡山県の南東部に位置する町で、2006 年に（旧）和気町と佐伯町の合併により誕生した。主な産業は農業であり、ブドウやリンゴをはじめ、スモモ、サクランボなどの果樹栽培が盛んである。町内には、乳酸菌飲料メーカーの生産子会社や、プラスチックマグネットの国内シェア 1 位を誇るメーカー企業等が立地する。町中心部から岡山市内までは JR 山陽本線を使って 30 分の距離にあり、町中心部を通る山陽自動車道を使うと山陽地域の各都市へのアクセスも良好で、各都市のベッドタウンとしても機能している。全国的には、和気清麻呂の生誕地として有名であり、和気清麻呂らを祀る和気神社や全国各地のおよそ 100 種類のフジを集めた藤公園、和気鵜飼谷温泉、岡山県自然保護センターなどの観光名所を有し、県内や近畿地方を中心に各地から観光客を集めている。

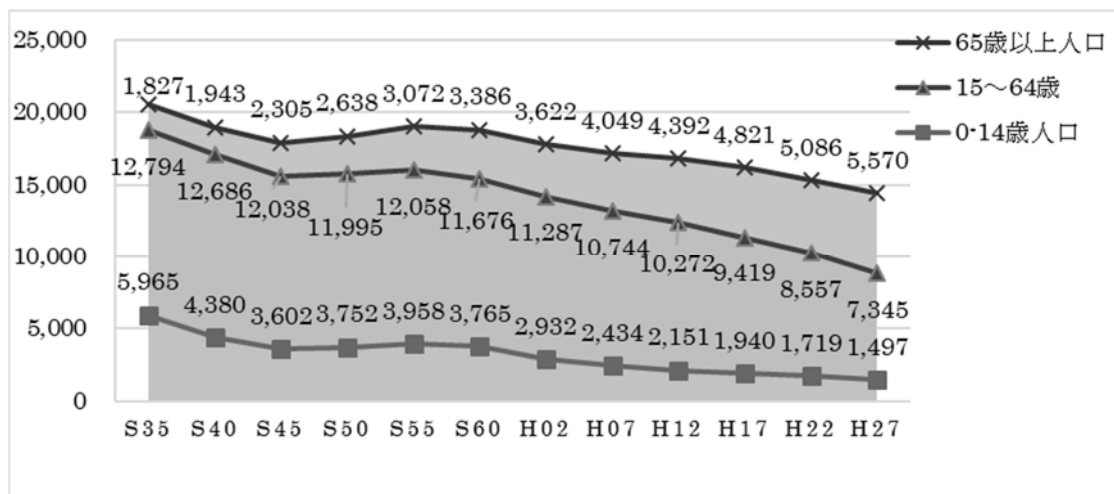
和気町の人口は 14,412 人（第 3－31 図）、世帯数 5,236 戸で（2015 年現在）で、高齢化率 38.6%は岡山県平均 28.7%を大きく上回っている。町の人口は、2040 年には 1 万人を切

ると予想されている。「年少人口」（15歳未満の人口）及び「生産年齢人口」（15歳以上65歳未満の人口）が一貫して減少しているが、老年人口（65歳以上）は増加を続けている（第3-32図）。人口減少率は、総務省の定義する過疎地域平均より少ない傾向が見られている（第3-33図）。こうした状況下において、和気町では現在、「和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口減少対策として移住・定住支援に取り組んでいる。その際、同町では、上述したような、自然環境の良さと生活利便性を兼ね備えた地域特性を「とかいなか」と表現し、町をPRしている。



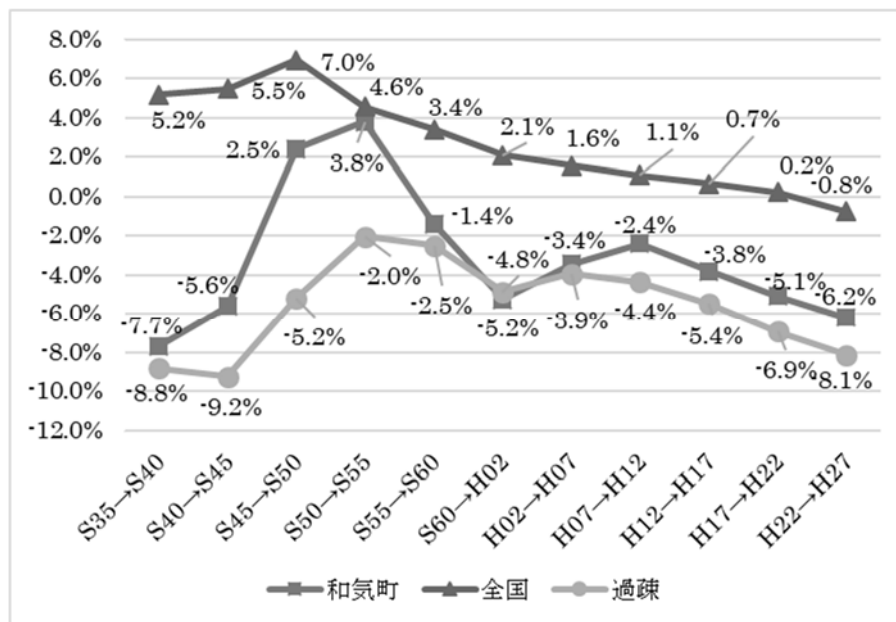
第3-31図 和気町の人口

資料：各年国勢調査より筆者作成。



第3-32図 和気町の人口構成

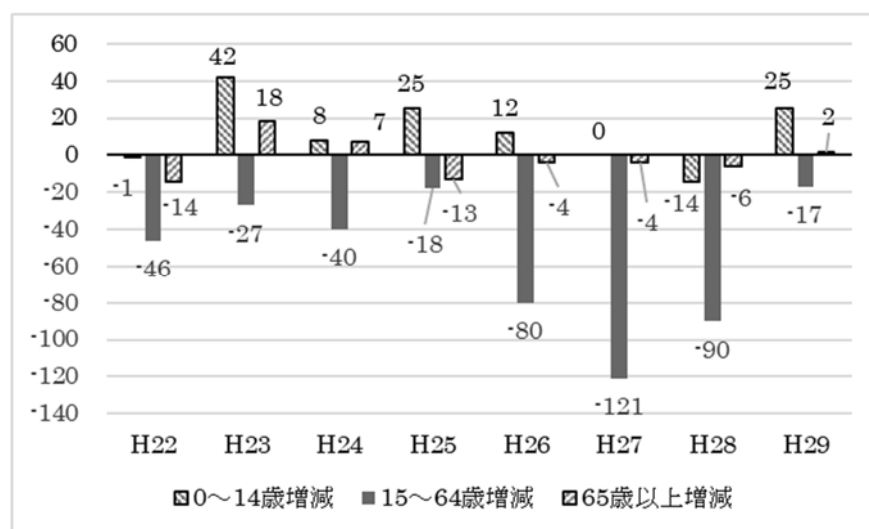
資料：各年国勢調査より筆者作成。



第 3－33 図 和気町の人口減少率

資料：各年国勢調査より筆者作成。

データの存在する平成 22 年からの、年齢を 3 区分した和気町の社会増減は第 3－32 図で表せる。また、第 3－34 図をまとめると第 3－25 表のようになる。この社会増減の転入者は I ターンにより和気町に移住した者だけでなく、U ターンや J ターンで和気町に帰ってきた者も含む。



第 3－34 図 平成 22 年～平成 29 年までの各年の人口の社会増減（3 区分）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第 15－1 表，第 15－2 表より筆者作成。

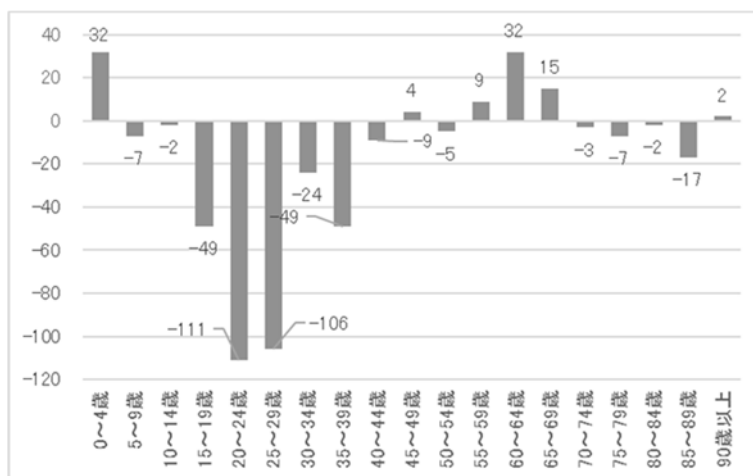
人口3区分で見た和気町の特徴は第3-25表で見られるように年少人口（0～14歳）の社会増である。町中心部から車で1時間程度かかる町内中山間部への移住者が多いことに加え、町中心部には山陽本線が通り、電車を利用すれば岡山市まで1時間以内で通勤できることから、山に囲まれた町でありながらベッドタウンとしての側面も持っている。生産年齢人口（15～64歳）の社会減については岡山市などの近隣都市部への人口流出が主な原因である。

第3-25表 平成22年～平成29年までの人口の社会増減集計（3区分）

人口3区分		計
0～14歳	転入者数	502
	転出者数	405
	増減	97
	増減(%)	(124.%)
15～64歳	転入者数	2,105
	転出者数	2,544
	増減	-439
	増減(%)	(82.7%)
65歳以上	転入者数	295
	転出者数	309
	増減	-14
	増減(%)	(95.5%)
社会増減		-356

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15-1表、第15-2表より筆者作成。

データの存在する平成26年からの、年齢を5歳階級区分した和気町の社会増減は第3-35図で表せる。この社会増減の転入者はIターンにより和気町に移住した者だけでなく、UターンやJターンで和気町に帰ってきた者も含む。



第3-35図 平成26年～平成29年までの人口の社会増減集計（5歳階級）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第16-1表、第16-2表より筆者作成。

人口3区分では0～14歳までの年少人口の社会増が見られたが、5歳階級区分では特に0～4歳人口の社会増が多いことがわかる。また45～69歳でも社会増が見られる。0～4歳人口の社会増についてはUJIターンによる親の移住と、それに伴って市内に転入した子供が多いためと思われる。また45～69歳までの転入超過は、定年間際になり和気町に帰郷したりIターンしたりする移住者の動向を示していると思われる。15～39歳の転出超過は、岡山市内や関西圏への人口流出が主な理由である。一方、15～29歳人口の社会減が多いのは、高等学校・市内の短期大学を卒業したり、卒業して市内に就職後に新卒や第2新卒等で町外に流出したりしている現状を表していると考えられる。

（イ）移住支援施策と実施体制

和気町では、「教育」を地方創生の柱に据え、子育て世代の移住支援に力を注いでいる。総合戦略においては、以下の4点が基本目標として掲げられている。その概要は第3-26表のとおりである。この中で、移住・定住支援は主として3点目の「和気町への新しい人の流れをつくる」に位置付けられている。具体的に取り組まれている施策としては、情報の発信、移住希望者や移住者に対する支援員の配置、空き家の活用、観光プログラムの開発や外部人材を活用した町の活性化などが挙げられる。

和気町の移住・定住支援は平成27年に設置されたまち経営課⁽¹²⁾が窓口となっており、移住支援施策は第3-27表のようになっている。和気町での先輩移住者の体験談、生活情報や生活イメージなどを提供する移住支援ポータルサイト「ワケスム」なども運営している。移住支援施策の中で特徴的で中心的な役割を發揮しているのが、「移住推進員」や「移住定住アドバイザー」による移住・定住支援で、現在各1名を配置している。このうち移住推進員は役場に常駐し、移住相談等の任に当たっている。他方、移住定住アドバイザーは非常勤で、必要に応じて移住推進員と連携しながら、業務に当たる体制をとっている。両者は県外からの移住者であり、当事者として、移住希望者からの問い合わせや相談、町内案内などに対応するほか、移住・定住に関する情報発信や移住体験バスツアーの企画・運営、お試し住宅の運営などによる移住・定住施策の立案や受入体制整備にも関わっている。さらに、移住者の移住後のケアにも関わり、町内の移住者を集めた交流会の企画・運営や、移住者と地域住民の円滑なコミュニケーションを促すための声かけなどを積極的に行っている。

移住推進員と移住定住アドバイザーの役割分担は明確に定められているわけではないが、自然と棲み分けがされてきた。現在は、移住推進員が新規の移住者獲得や受入れに関する取組を、移住定住アドバイザーが移住後の定住に向けたフォローアップや地域での場づくりに関する取組をそれぞれ中心的に担っている。

第 3－26 表 和気町の人口減少対策における基本目標と施策概要

基本目標	概要	主な施策
①和気町の優位性を活かしたまちづくりを推進する	本町の優位性を最大限に活かし、移住・定住促進や企業誘致などに繋げていくことで、本町への新しい人の流れをつくる	・英語特区の導入 ・公営塾の運営 ・ふるさと教育の推進 ・新規賃貸住宅の建設支援助成金制度等の推進等
②若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる	結婚・出産・子育てについて切れ目なく支援することで、若い世代の希望をかなえ、出生数の増加を図る	・出会いイベントの活性化 ・不妊治療助成制度・不育治療助成制度の充実 ・子育て環境の充実 ・結婚、子育ての魅力に関する情報発信等
③和気町への新しい人の流れをつくる	若い世代が住む場所を検討する際に重視する教育・保育環境の充実に取り組むとともに、移住促進施策の充実にも積極的に取り組むことで、本町の定住人口の増加を図る	・移住・定住情報の発信 ・移住推進員・定住促進アドバイザーによる移住・定住支援 ・空き家の有効活用 ・新しい観光プログラムの開発 ・地域おこし協力隊員による町の活性化等
④和気町内で安定して暮らせるための雇用を創出する	本町の優位性を活かし、企業誘致に取り組むとともに、地元企業の生産性を向上させる体制を整備することで、町民が安心して働ける安定した雇用の創出に取り組む。また、起業支援・農業支援に取り組むことで、新規の雇用を創出する。	・工業団地の整備 ・高速道路 IC 周辺の農用地区域の指定除外 ・町民の希望を反映した店舗誘致・起業募集 ・町内企業の持続的成長・発展の支援 ・農業支援の充実 ・新規就農の促進 ・ふるさと納税の充実

資料：和気町地方創生課提供資料及び聞き取り調査（2018 年 2 月）より筆者作成。

和気町の総合戦略において新規就農支援は基本目標の 4 点目「和気町内で安定して暮らせるための雇用を創出する」の施策の一つとして位置付けられている（第 3－26 表）。具体的な施策としては、第 1 に、県や農協、農家と連携しながら、就農相談から農業体験研修まで一貫したサポート体制を整えている。新規就農希望者の約半分はブドウなどの果樹を希望している。他方で、残りの半分は作目を決定していないことが多い。第 2 に、体験研修終了後には、県担当者と連携しながら、就農計画の作成と農業実務研修に入るまでのサポートを行う。第 3 に、上記のような専門的な農業経営を志す移住者だけでなく、趣味や余暇とし

て農業に携わりたい移住者などに対する、空き家バンク制度を活用した農地付きの住宅のあっせんや、地元農家が運営する農園の貸出しなども行っている。この他に、和気町では、首都圏（岡山県のアンテナショップなど）での町奨励作物の宣伝活動を通じた、新規就農者の呼び込みなども実施している⁽¹³⁾。

第3-27表 和気町の主な移住支援施策（2017年（平成29年）度末時点）

項目	制度名	内容	担当部署
移住前 相談	移住推進員、定住促進アドバイザーによる移住支援	単年度契約の嘱託職員として移住推進員1名（2016年4月～）、定住促進アドバイザー1名（2015年8月～）がそれぞれ移住相談、移住後の定住相談に対応。移住希望者に対して町内案内、空き家バンクの紹介、保育園・小中学校見学、先輩移住者訪問、一緒に地元企業訪問、移住者交流会の開催などを実施	まち経営課
	移住活動用自動車貸出制度	県外から和気町への移住活動を支援するため、無料で自動車を貸出	まち経営課
	移住希望者滞在費補助金	県外在住者で、和気町への移住を目的とする活動のため、町内の宿泊施設を利用する場合、和気町移住推進員等と面談をすることなどを条件に、宿泊料の3分の2以内、1泊当たり1人4,000円を上限に1人10泊を限度に補助	まち経営課
住宅	空き家バンク	市民への広報や不動産会社との協働で利用可能な空き家を掘り起こし登録。移住希望者へ情報提供しマッチングを行い、当事者間又は不動産業者を通じて賃貸・売買ができる	まち経営課
	お試し住宅	3地区に各1棟。月3万円で最長4か月滞在可能。	まち経営課
	空き家改修補助金	空き家を購入又は賃借し、5年以上定住しようとする者に対し、改修費の2分の1、50万円を上限に改修費を助成	まち経営課
	住宅リフォーム助成事業	居住の用に供する建築物を、町内の施工業者が施行するリフォーム工事において、10万円を限度に助成	建設課
新生活 応援	若者及び子育て世帯の定住化促進に係る固定資産税の課税免除	子供を扶養しているか、住宅の所有者若しくはその配偶者が40歳未満の場合、新築又は購入した住宅の固定資産税を、120平方メートルを限度として5年間半額助成。	税務課
子育て 支援	幼稚園無料	町内の幼稚園使用料と預かり保育料は無料、保育所保育料を基準額から最大6200円減免	教育総務課

	医療費無料化	高校生までの医療費が無料	住民課
	通学補助金	通学定期券実質購入費用（手当等を除く）の1/2（最大7,500円/月）を補助	まち経営課
	給食の地産地消	保育園、幼稚園、小学校、中学校での給食において、県内トップクラスの地産地消率を達成中	学校教育課
	英語特区	岡山県内で始めて、町内の全ての小・中学校に対し独自カリキュラムを導入できる特例校指定を受け、英語特区を設定。ALTが常駐し英語の授業が豊富。また放課後に無料の英語公営塾、無料のオンライン英会話講座も開設。海外ホームステイ制度、留学生と過ごすイングリッシュキャンプも実施	学校教育課
	放課後学習支援	小・中学校において放課後に、ベネッセのノウハウを取り入れた学習支援員による学習指導を実施	学校教育課
	子ども塾	学校と地域、家庭とを結びながら、地域ぐるみで子供を育てるための活動を実施。具体的には、地域素材を使った野外での学習プログラム、体験学習の企画など	社会教育課
仕事探し・産業支援	経営指導員	新規事業者に対し資金調達、税、経理などの相談に応じる	和気商工会
農業	和気町支柱助成	町内農家の夏秋なす、黄ニラ、リンドウ生産に対する支柱購入助成（上限100万円）	産業振興課
	和気町ハウス助成	町内農家のブドウのハウス資材購入助成（上限100万円）	産業振興課
	和気町新規就農者家賃補助	町内への新規就農者の家賃を、月3万円、12か月を限度に補助	産業振興課
	和気町産地づくり助成金	町内のナス、ネギ生産者に対し2万円/1000平方メートルの単価で助成	産業振興課
	岡山県統合補助金	3戸以上の生産者団体に購入資材費を補助。県から1/3、町から1/3	産業振興課
	岡山県就業奨励金	40歳未満の新規就農者に奨励金5万円を交付	産業振興課

資料：和気町 Web サイト及びヒアリング調査（2018年2月）より筆者作成。

和気町への移住者数及び世帯数の推移は第3-28表のとおりである。同町への移住者数は、近年増加傾向にあり、特に2016年（平成28年）度は前年度の約3倍となっている。2017年度も前年度を上回るペースで移住者数の増加がみられる。

移住者の年代別では20～40歳代が全体の約7割を占めている⁽¹⁴⁾。同様に、移住前の居

住地をみると、関東が最も多く全体の4割近くを占め、次いで関西が3割以上となっている⁽¹⁵⁾。なお、和気町において「移住者」とは、「田舎暮らしなど、自らの意思により和気町を選んで移り住み、定住することを目的として県外から転入した者」と定義している。

移住相談の件数や、下見のために現地へ訪れる人数も増加傾向にある。2015年度には54組であった移住相談件数は、移住推進員を設置した2016年度には210組と大幅に増加している。同様に、町内案内の件数も2016年度の223人（100世帯）から2017年度は12月時点で229人（104世帯）と前年度を上回っている状況である。

同様に、和気町外から新規就農した世帯は、2013年度には4世帯、2014年度と2015年度にはそれぞれ1世帯であった。なおこれらの数値は、町の窓口を介して就農した専門的な農家のみを計上したものである。

和気町では、こうした移住者数の増加などを背景として、2017年には6年ぶりに転入人口が転出人口を上回る転入超過がみられた。他方で、出生数から死亡者数を引いた自然動態では依然として減少が続いている。和気町では、引き続き移住・定住支援策を進めることで、人口の社会増を自然増につなげていきたいと考えている。特にお試し住宅の効果が高く、全3棟はほぼ常に誰かが入居している状況であり、これらのお試し住宅を経験して移住した先輩移住者が、さらに次のお試し住宅経験者にアドバイスをして移住してくるという好循環が続いている。町がお試し住宅として貸出す物件の一つでは、家主が世話好きで地域での顔が広いといった条件も考慮されている。

第3-28表 和気町における移住者数の推移（年度）

	H25	H26	H27	H28	H29 (4～12月)	計
移住者数 (世帯数)	14	16	14	41	37	122
移住者数 (人数)	27	32	28	80	63	230

資料：和気町地方創生課提供資料（2018年2月）より筆者作成。

8) 島根県雲南市

(ア) 地域概況

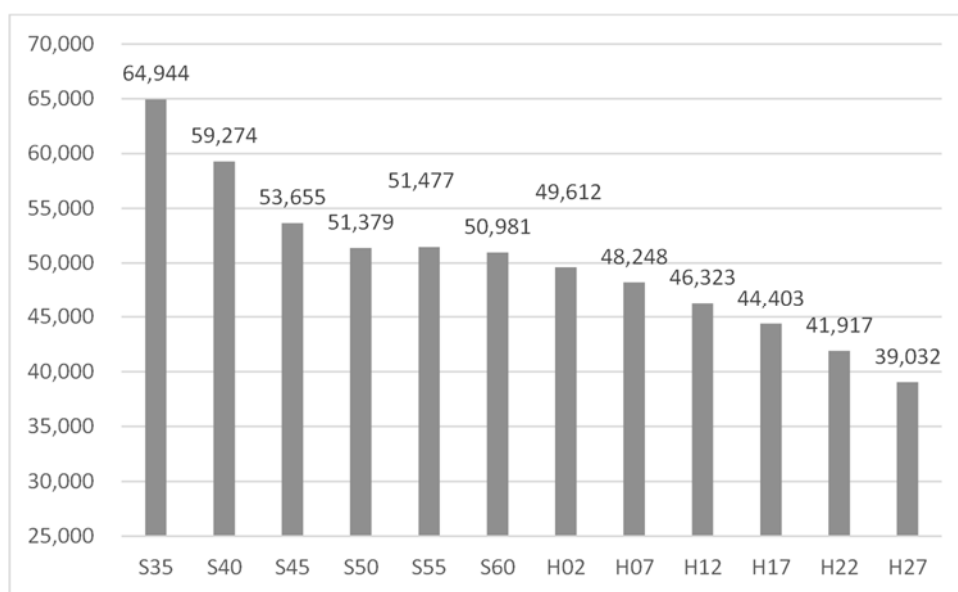
雲南市は島根県東部に位置し、市の南部では中国山地を境に広島県に接している。標高は40m～1,000mで、南部の毛無山（1,062m）から徐々に標高が下がり、北部は出雲平野につながっている。斐伊川本流に支流の三刀屋川が合流するあたりから赤川が合流するあたりまでに平野部が広がり、市の中心部を形成している。

大都市圏からのアクセスは悪いが、飛行機を利用することで短縮され、羽田空港から出雲空港までは1時間25分、伊丹空港からは1時間、福岡空港からは1時間5分となっている。出雲空港から市の中心部までは車で30分ほどである。鉄道の場合は、新大阪から約4時間40分、東京からは7時間以上を要する。車の場合は鉄道以上に時間がかかる。

雲南市の人口は 2015 年現在で 39,032 人、総世帯数は 12,527 戸である。高齢化率は 36.5%で、島根県平均 32.5%、全国平均 26.7%より大幅に高い。島根県の高齢化率 32.5%は、秋田県（33.8%）、高知県（32.8%）に次いで全国で 3 番目に高い。

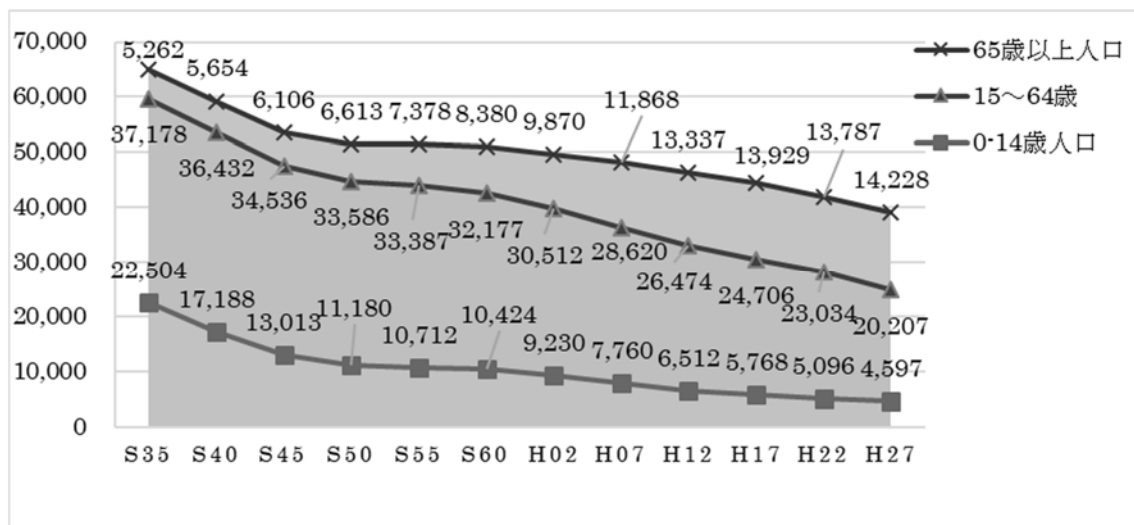
同市の総農家数は 3,894 戸で、このうち販売農家は 2,374 戸（60.9%）となっており、自給的農家は半数以下である（2015 年農業センサス）。農業産出額は約 52 億 7 千万円で、品目別では畜産が 24 億 9 千万円、米が 17 億 2 千万円ありこれらでほとんどを占める。畜産は鶏卵と肉用牛で 65%を占める。

雲南市の総人口は減少を続けており（第 3－36 図）、関東、関西方面等への人口流出が続いている。「年少人口」（15 歳未満の人口）及び「生産年齢人口」（15 歳以上 65 歳未満の人口）が一貫して減少し、老年人口（65 歳以上の人口）が増加を続けている（第 3－37 図）。市の産業は農業と製造業で、製造業では精密部品工場などで多くの雇用者がいる。人口減少率は、総務省の定義する過疎地域平均よりは少ないという傾向が見られている（第 3－38 図）。



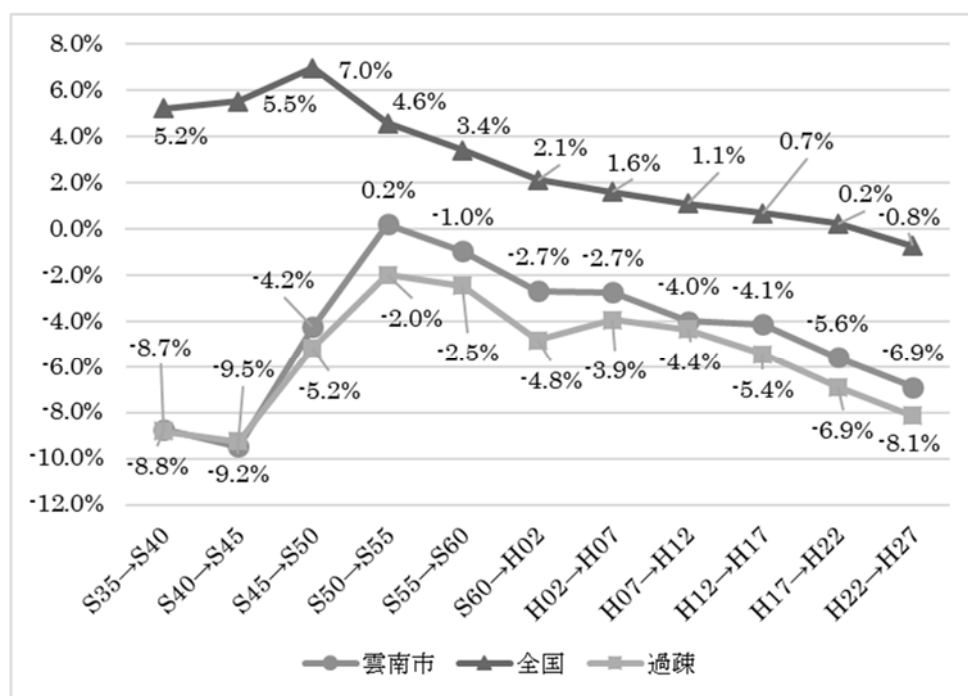
第 3－36 図 雲南市の人口

資料：各年国勢調査より筆者作成。



第3-37図 雲南市の人口構成

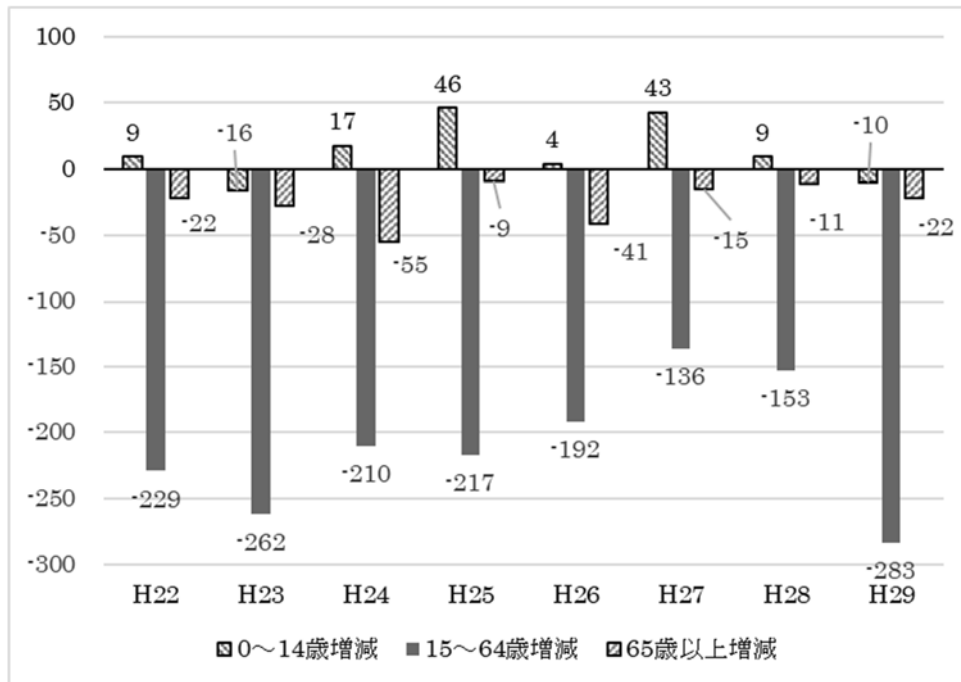
資料：各年国勢調査より筆者作成。



第3-38図 雲南市の人口減少率

資料：各年国勢調査より筆者作成。

データの存在する平成22年からの、年齢を3区分した雲南市の社会増減は第3-39図で表せる。また、第3-39図をまとめると第3-29表のようになる。この社会増減の転入者はIターンにより雲南市に移住した者だけでなく、UターンやJターンで雲南市に帰ってきた者も含む。



第3-39図 平成22年～平成29年までの各年の人口の社会増減（3区分）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15-1表，第15-2表より筆者作成。

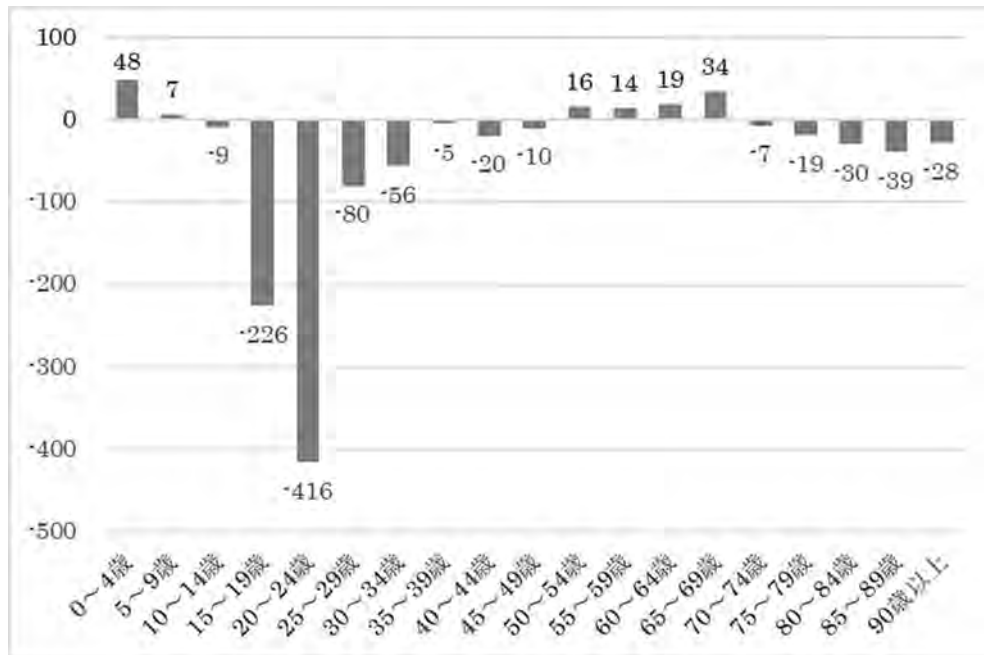
第3-29表を見ると雲南市は生産年齢人口（15～64歳）と老年人口（65歳以上）の社会減が多く，特に老年人口は転入者数に対してはほぼ2倍の転出者数となっている。一方で年少人口（0～14歳）は大幅な転入超過が見られ，親のUJIターンに伴い移住してくる子供が多いと思われる。

第3-29表 平成22年～平成29年までの人口の社会増減集計（3区分）

人口3区分		計
0～14歳	転入者数	947
	転出者数	845
	増減	102
	増減(%)	(112.1%)
15～64歳	転入者数	4,926
	転出者数	6,608
	増減	-1,682
	増減(%)	(74.5%)
65歳以上	転入者数	289
	転出者数	492
	増減	-203
	増減(%)	(58.7%)
社会増減		-1,783

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15-1表，第15-2表から筆者作成。

データの存在する平成 26 年からの、年齢を 5 歳階級区分した雲南市の社会増減は第 3 - 40 図で表せる。この社会増減の転入者は I ターンにより雲南市に移住した者だけでなく、U ターンや J ターンで雲南市に帰ってきた者も含む。



第 3 - 40 図 平成 26 年～平成 29 年までの人口の社会増減集計（5 歳階級）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第 16 - 1 表、16 - 2 表から筆者作成。

雲南市の特徴は 0 ～ 9 歳にかけての人口の社会増である。人口 3 区分では 0 ～ 14 歳までの年少人口の社会増が見られたが、5 歳階級区分では特に 0 ～ 4 歳人口の社会増が多いことがわかる。また 50 ～ 69 歳でも社会増が見られる。0 ～ 4 歳人口の社会増については UJI ターンによる親の移住と、それに伴って市内に転入した子供が多いためと思われる。また 50 ～ 69 歳までの転入超過は、定年間際になり市内に帰郷したり I ターンしたりする移住者の動向を示していると思われる。15 ～ 34 歳までの転出超過は、進学や雇用先の選択肢の少なさなどが原因で関西圏等への人口流出が主な理由である。

（イ）移住支援施策と実施体制

雲南市における移住支援施策は、平成 27 年に組織再編され誕生したうなん暮らし推進課が窓口となり、①移住前相談、②住宅、③新生活応援、④農業、⑤子育て支援、⑥産業支援に大別される。各項目における制度の詳細については以下の第 3 - 30 表のとおりである。雲南市にはお試し住宅は用意されていない。

特徴的なのは、定住企画員、定住推進員、定住協力員の体制である。定住企画員 2 名と定住推進員 3 名は市の嘱託職員で、定住企画員については平成 27 年（2015 年）よりはじま

り、人材を外から呼び込むような企画立案、雲南市の情報発信、定住後の生活サポートを主として活動している。定住推進員は平成 17 年（2005 年）より始まり、移住定住の相談、空き家バンクの運営を主に行っている。それぞれが主となる仕事をしながら、他方で定住企画員は定住推進員の、定住推進員は定住企画員のサポート業務も行っている。5 名の職員は全て男性であったが、平成 28 年度からは定住推進員に女性を 1 名加え、女性からの移住相談をしやすい体制とした。移住相談の過程で移住の最終決断をするのに妻や母親の声が非常に重要であったことがあり、女性の声を取り入れた移住定住支援を心掛けることとしている。

雲南市には 30 の地区と 30 の地域自治組織があり、各組織に 1 名（1 箇所だけ 2 名）2012 年から定住協力員を配置している。定住協力員は、空き家の情報を収集したり、地域での移住者の受入れ機運の醸成をしたりすることを仕事としている。行政だけではなく地域と一緒にあった移住者の獲得、定住を進めていくために、受入地域の住民との協力関係を持ちながら移住を推進している。

第 3－30 表 雲南市の主な移住支援施策（2017 年（平成 29 年）度末時点）

項目	制度名	内容	担当部署
移住前 相談	定住企画員、定住推進員、 定住協力員	移住イベント企画、情報発信、移住相談、定住サポート、 空き家バンク掘り起しなどの業務を実施	うんなん暮らし 推進課
	うんなん暮らし体験プロ グラム	随時募集する 1 泊 2 日の雲南市での暮らし体験。体験 内容は、移住相談者の希望によりオーダーメイドとな る	うんなん暮らし 推進課定住企画 員
	UI ターン者交流会	UI ターン者の情報交換、交流の場として、また市の定 住ニーズ把握の場として年 2 回ほど開催	うんなん暮らし 推進課
住宅	空き家バンク	市民への広報や不動産会社との協働で利用可能な空き 家を掘り起こし登録。移住希望者へ情報提供しマッ チングを行い、当事者間又は不動産業者を通じて賃貸・ 売買ができる	うんなん暮らし 推進課
	空き家片付け事業補助金	空き家所有者、地域自主組織、自治会等に対し、居住 に必要な部分の片付けに要する経費を上限 5 万円で補 助	うんなん暮らし 推進課
	空き家改修事業補助金	UI ターン者に対し、住宅機能向上のために行う改修に 要する経費を上限 50 万円、子育て世帯は上限 100 万 円で補助。ただし、市内に事務所や事業所を有する、 法人や個人事業所を利用すること	うんなん暮らし 推進課
	木造住宅耐震改修助成事 業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手された木造住宅に 対する助成。（1）耐震診断費の 9 割（上限 6 万円）	建築住宅課

		を助成（２）改修設計費の 50%を助成（上限 20 万円）（３）耐震改修工事費の 23%を助成（上限 80 万円）	
	子育て世帯定住宅地購入補助金	夫婦いずれか一方の年齢が 40 歳未満又は 16 歳未満の子供がいる世帯に対する補助。住宅を新築又は購入する際、宅地購入価格の 10 分の 1（上限 50 万円）を補助	建築住宅課
	住宅リフォーム支援事業（しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業への上乗せ助成）	バリアフリーリフォーム又は一室耐震リフォーム助成額の 2 分の 1（上限 10 万円）を助成	建築住宅課
	市営住宅転入子育て世帯への家賃減額	15 歳までの同居する子供 1 人につき 5,000 円を家賃から減額。3 人（15,000 円）を上限。	建築住宅課
	雲南市木材利用促進事業費補助金	市産木材を含む県産木材を使って住宅を新築、増改築又は購入する者に対し、市産木材の使用状況に応じて補助。市産木材使用 1 立方メートル当たり 2 万円（上限 30 万円）	林業畜産課
	新築住宅の固定資産税額減額措置	床面積 120 平方メートルまでの部分の固定資産税額を 3 年間 2 分の 1 に減額。Ｕターン者、子育て世帯の場合 5 年間に延長。Ｉターン者で子育て世帯の場合は 7 年間に延長	税務課
	土地分譲	私有地等を分譲住宅地として造成し提供	雲南市土地開発公社
新生活 応援	無料結婚相談所事業	結婚相談所「内縁結びの会」に業務委託をし、毎月第 4 土曜日や第 2・4 木曜日に無料結婚相談を開催	地域振興課
	結婚活動支援団体支援事業	市内の結婚活動支援団体による婚活事業に対し、年額 20 万円を助成	地域振興課
子育て 支援	雲南市子育てポータルサイト「子育て雲南」	ポータルサイト「子育て雲南」を通じて、妊活、子育てスポット、ひとり親家庭支援、子供の病気、障害、小・中学校、各種手当などの情報を入手できる	情報政策課
	しまね子育て応援パスポート「こっころ」	18 歳未満の子供がいる家庭、妊娠中の女性がパスポート「こっころ」をレジで提示することで、様々な割引や特典を受けることができ、協賛企業も増加している	情報政策課
	医療費無料化	中学生までの医療費が無料。20 歳までは入院費が無料	市民生活課
産業支 援	幸雲南塾による起業等支援	NPO 法人 OC に委託し、社会課題を解決できる地域の未来に必要な人と仕事をつくりだすことを主な目的とす	政策推進課

		る幸雲南塾を運営。約半年間、地域で学びと実践の機会を繰り返すことを通して、地域の未来を切り拓いていく人材を育成する。	
	シェアオフィス	街道沿いの古い町屋が並ぶ趣のある地域の空き家に平成 27 年 5 月にシェアオフィスをオープンし、若者などのチャレンジを応援	雲南市ふるさと定住推進協議会
農業	雲南市就農サポート事業	18 歳からおおむね 40 歳までの移住・就農希望者で、研修中及び就農後、地域の行事等に参加できる者への事業。農業研修、就農支援、定住支援をセットで行い、自営就農は 2 年、雇用就農は 1 年間、月 12 万円を支給。子供がいれば月 3 万円追加。農家には指導料として月 3 万円支払い。	農林振興課及び地域振興課
	雲南市空き家付き農地取得制度	雲南市農業委員会が指定した区域内については、空き家と付随する遊休農地 1 アール以上をセットとして購入可能。農地取得の特例制度を利用するもの。	うなん暮らし推進課
	就農希望者のワンストップ窓口	雲南市農業委員会、雲南市農林振興課、島根県農業普及部、JA しまね雲南地区本部などに分散する各種情報を、就農希望者に代わって担い手育成支援室が窓口となりワンストップ対応	担い手育成支援室

資料：雲南市 Web サイト及びヒアリング調査（2016 年 12 月）から筆者作成。

移住ポータルサイト「ほっこり雲南」では、移住者の声や空き家情報、仕事情報などへのリンクを掲載している。主に動画や写真を載せて、移住希望者が雲南市での生活のイメージを醸成できるようにしている。

雲南市では子育て支援のためのポータルサイト「子育て雲南」を運営しており、「知りたいこと」「子供の年齢」「地区」といった検索条件で様々な情報を検索でき、妊活、子育てスポット、ひとり親家庭支援、子供の病気、障害、小・中学校、各種手当てなどのカテゴリごとに情報がまとめられ、入手することができる。

第 3-31 表は、雲南市における移住者数の推移である。移住相談件数は年々増加しているが、移住者数実績に結びつかないのが近年の悩みであった。そこで平成 27 年度から定住企画員、定住推進員を各 1 名増員し 3 名体制から 5 名体制にしたところ、平成 27 年度の移住世帯数、移住人数、そして移住相談件数も大幅に増加した。移住相談から移住が決まるまでは、時には 1 年～2 年かかることもあるが、様々な悩み事を抱えている移住相談者に、増員体制できめ細かに対応できるようになったことが移住者の増加に結びついたと考えている。

第 3－31 表 雲南市における移住者数の推移（年度）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
移住者数 （世帯数）	21	24	31	19	24	26	30	34	30	36	53	328
移住者数 （人数）	47	59	75	50	68	70	83	90	76	87	112	817
移住者数 （18歳以 下人数）	8	10	23	18	20	18	22	30	22	26	28	225
相談件数	100	127	132	104	154	110	168	186	185	212	282	1,760

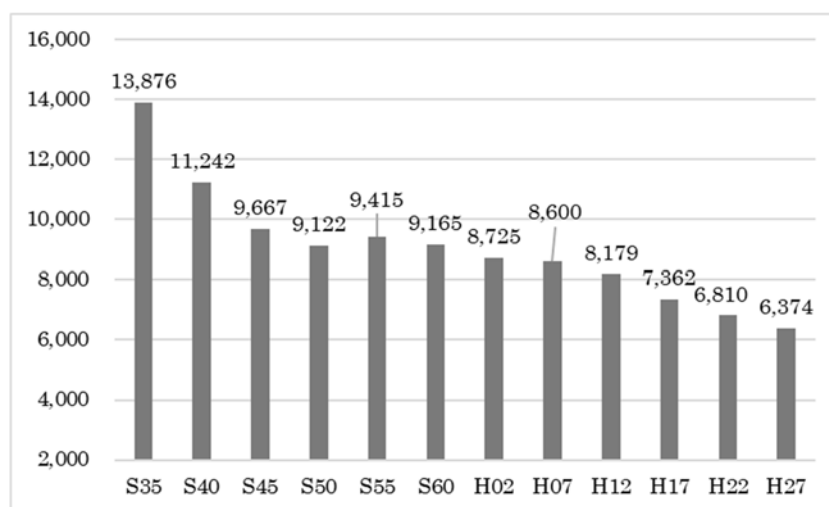
資料：雲南市ヒアリング調査（2016 年 12 月）より筆者作成。

9）島根県吉賀町

（ア）地域概況

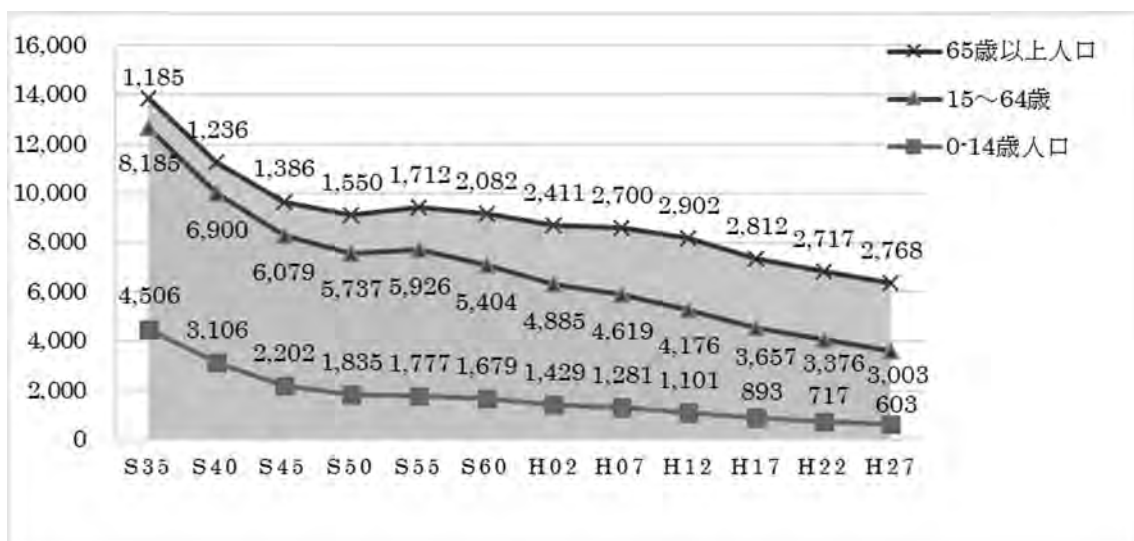
島根県西南部，山口県境に位置する吉賀町は，総面積の 9 割が山林で占められている山間の町である。2005 年に六日市町と柿木村の合併により誕生した。人口は 6,434 人，世帯数は 3,173 世帯（2016 年 7 月），高齢化率は 43.4%（2015 年）で，島根県平均 32.5%，全国平均 26.7%より大幅に高く，人口減少と高齢化が進んでいる（第 3－41 図）。「年少人口」（15 歳未満の人口），「生産年齢人口」（15 歳以上 65 歳未満の人口）に加え，老年人口（65 歳以上）も近年減少傾向が見られ，人口減少が深刻な状況である（第 3－42 図）。近年の人口減少率は，総務省の定義する過疎地域平均とほぼ同じ値の周辺で動いている（第 3－43 図）。

こうした現状において，同町では定住人口の獲得を目指し，県内でもいち早く，子育て支援や教育改革，林業振興などに力を入れてきた。また，旧柿木村では，30 年以上前から有機野菜の少量多品目栽培が行われてきた。2008 年には農林水産省による有機農業推進事業のモデルタウンに中国地方で唯一指定され，有機農業を志す移住者が多く見られる。



第 3－41 図 吉賀町の人口

資料：各年国勢調査より筆者作成。



第3-42図 吉賀町の人口構成

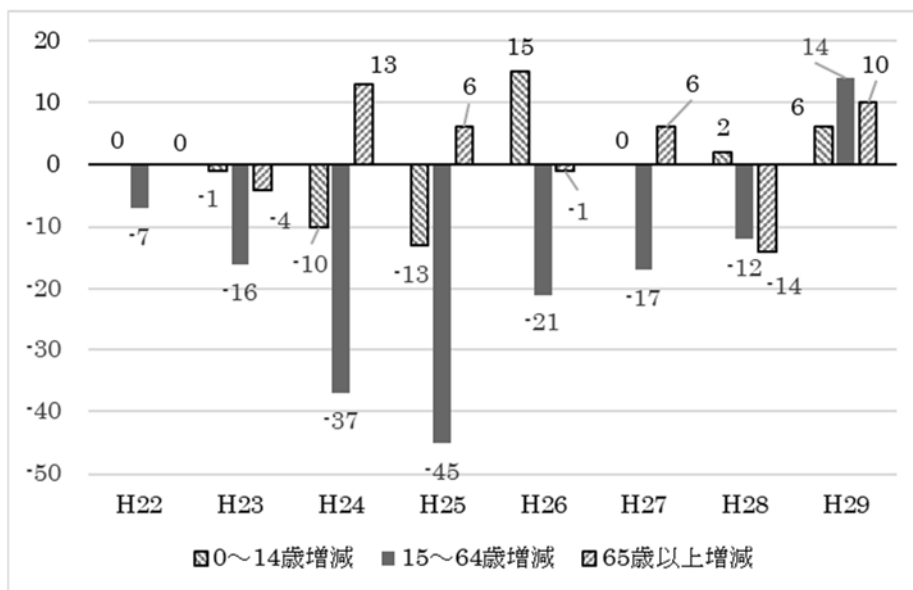
資料：各年国勢調査より筆者作成。



第3-43図 吉賀町の人口減少率

資料：各年国勢調査より筆者作成。

データの存在する平成22年からの、年齢を3区分した吉賀町の社会増減は第3-44図で表せる。また、第3-42図をまとめると第3-32表のようになる。この社会増減の転入者はIターンにより吉賀町に移住した者だけでなく、UターンやJターンで吉賀町に帰ってきた者も含む。



第3-44図 平成22年～平成29年までの各年の人口の社会増減（3区分）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15-1表、第15-2表より筆者作成。

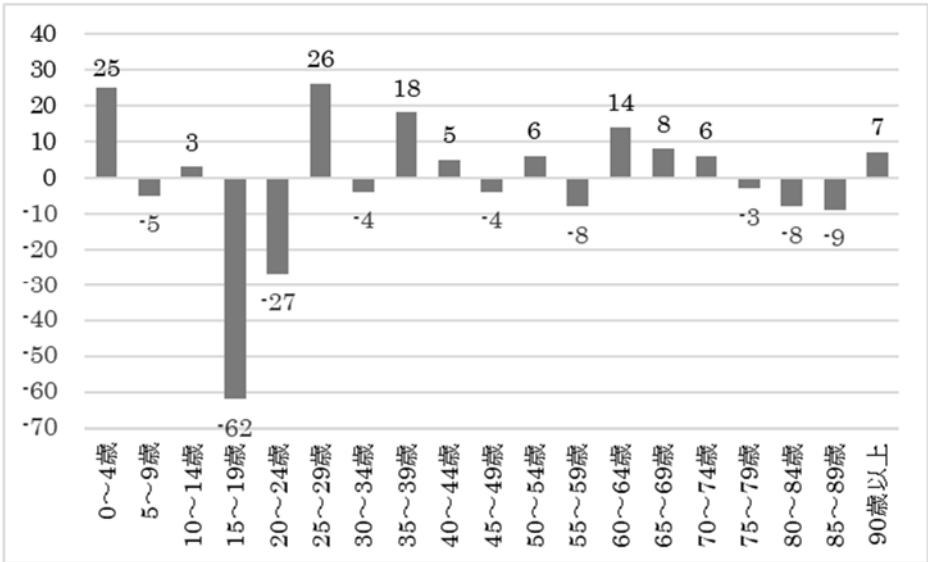
吉賀町は人口3区分の中で生産年齢人口（15～64歳）のみが減少しており、年少人口（0～14歳）は社会増減がほぼゼロ、また老年人口（65歳以上）は社会増となっている。人口減少が急速に進み、非常に人口の少ない町であるが、町内には製造業の雇用先が多く、そのことが比較的生産年齢人口の減少数を小さくしていると考えられる。人口減少の多くが自然減であることがわかる。

第3-32表 平成22年～平成29年までの人口の社会増減集計（3区分）

人口3区分		計
0～14歳	転入者数	192
	転出者数	193
	増減	-1
	増減(%)	(99.5%)
15～64歳	転入者数	1,388
	転出者数	1,529
	増減	-141
	増減(%)	(90.8%)
65歳以上	転入者数	175
	転出者数	159
	増減	16
	増減(%)	(110.1%)
社会増減		-126

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15-1表、第15-2表より筆者作成。

データの存在する平成 26 年からの、年齢を 5 歳階級区分した吉賀町の社会増減は第 3 - 45 図で表せる。この社会増減の転入者は I ターンにより吉賀町に移住した者だけでなく、U ターンや J ターンで吉賀町に帰ってきた者も含む。



第 3 - 45 図 平成 26 年～平成 29 年までの人口の社会増減集計（5 歳階級）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第 16 - 1 表、16 - 2 表から筆者作成。

吉賀町の特徴は 0～4 歳にかけての人口の社会増である。人口 3 区分では 0～14 歳までの年少人口の社会増減はほぼプラスマイナスゼロであったが、5 歳階級区分では特に 0～4 歳人口の社会増が多いことがわかる。また 25 歳以降でも多くの階級で社会増が見られる。0～4 歳人口の社会増については UJI ターンによる親の移住と、それに伴って市内に転入した子供が多いためと思われる。また 25 歳以降、比較的高齢になるまで人口の社会増が続く、吉賀町が移住者にとって理想的な場所であることを示している可能性がある。15～24 歳までの転出超過は、就職や進学による人口流出と考えられる。

（イ）移住支援施策と実施体制

吉賀町における移住支援施策は、①移住前の視察、②住宅、③子育て支援、④産業支援に大別される⁽¹⁶⁾。各項目における制度の詳細については以下の第 3 - 33 表のとおりである。

第 3 - 33 表 吉賀町の主な移住支援施策（2017 年（平成 29 年）度末時点）

項目	制度名	内容	担当部署
移住前 視察	吉賀町移住希望者視察来 町支援補助金	県外に住所を有するものが本町への移住を希望し、視 察来町する際の旅費の一部を助成 交付対象者：小学生以上の者（1 回限り）	企画課

	温泉無料入浴券の発行	移住相談などでの来町者に町をより知ってもらうことを目的に配布（対象施設：3軒）	企画課
住宅	お試し住宅	吉賀町へのIターン希望者で、定住の意思がある者に1年以内で暮らしてもらう住宅（整備状況：9棟）	企画課
	空き家バンク	空き家バンク利用登録者を対象に、提供者とのマッチングを行い、賃貸・売買ができる制度	企画課
子育て支援	UIターン子育て支援事業補助金	中学生以下の子供がいるUIターン世帯に補助金を交付（転入後に子供が出生した世帯を含む、公務員世帯を除く）※Uターン：5年以上町外で生活した者	企画課
	子供医療費全額助成	高校卒業までの子供にかかる医療費の全額助成	保健福祉課
	保育料完全無料	保育料無料に加え、月12回までの一時保育も無料。また各保育所にて健康状態の観察、自由遊び・昼寝、1年に2回の健康診断を実施。	保健福祉課
	給食費完全無料	小・中学校の給食が無料。食材は地産地消、無農薬・無化学肥料で栽培されたものを基本とする	教育委員会
	放課後児童クラブ利用料無料	保護者が昼間家庭にいない小学生児童を対象に各地域で開設	保健福祉課
	通学費助成制度	民間バスを利用して通学する小学生、中学生の保護者に利用料金を助成	教育委員会
仕事探し・産業支援	UIターンしまね産業体験事業	県外在住者が一定期間、農林漁業、伝統工芸、介護などの産業体験を行う場合に滞在に要する経費の一部を助成	しまね定住財団、産業課・企画課
	吉賀町創業チャレンジ支援事業補助金	町内で創業する者に対し、創業（二次創業）に要する経費の一部を助成	産業課
	吉賀町産業活性化支援事業補助金	個人や町内事業者が行う地域資源を活かした商品開発や販路拡大にかかる経費を補助	産業課
	吉賀町地域商業等支援事業補助金	町内において小売店舗などを開業する際の改修費などを補助	産業課・商工会
	吉賀町住宅改修促進事業補助金	吉賀町建築推進協議会会員を利用して住宅改修を行う町民に対して費用を補助	産業課

資料：吉賀町 Web サイト及び企画課ヒアリング調査（2016年12月）より筆者作成。

吉賀町において移住支援施策を管轄しているのは企画課で、課長以下7名の職員のうち3名が移住・定住グループに配置されている。この他に、非常勤の嘱託職員として「よしか暮らし相談員」（以下、相談員）と「よしか移集支援員」（以下、支援員）がそれぞれ2名ずつ配置されている⁽¹⁷⁾。このうちよしか暮らし相談員は、2010年に、総合的な移住情報の提

供や、移住後のフォローアップなどを通して、移住希望者を支援することを目的として新設された。同相談員は、外に向けた情報発信を主たる業務としている。具体的には、町の移住交流サイトや Facebook の更新作業、町外での移住相談会での対応などが中心業務となる。現在は東京から町内へ U ターンした 30 代の女性が任に当たっている。移住ポータルサイトは「吉賀でくらす」となっており、移住希望者に生活環境や子育てなどの情報を提供している。

他方で支援員は、移住希望者に対して住宅の供給が追いついていない現状から、空き家の掘り起こしなどに取り組んでいる。その際、家財の処分や住居の修繕に対する町の補助金などが活用されている。なお、窓口への来訪者に対する相談には、相談員と支援員の双方が当たっている。2016 年度に新たに設けられたよしか移集支援員には、町内在住の 30 代と 50 代の男性が選ばれている。いずれも町外での生活経験がある U ターン者である。同支援員が新たに配置された目的には、これまで移住してきた者への移住後の支援体制の強化がある。よしか暮らし相談員は主に地域外に向け、情報を発信し、移住者を呼び込むことに力を入れているが、移住者が増加するにつれ、地域住民との軋轢やトラブルが発生し、定住に支障が出てくる事例が少なからずみられた。そこで、移住者と既存の地域住民双方が歩み寄るための調整ができる人材を新たに配置することが求められた。加えて同支援員の配置は、高齢化や人口減少が進む集落の支援を目的としたものでもある。町では、移住者を受け入れる体制を集落側に作ることで、集落の維持や活性化を図ろうと考えている。

吉賀町では 2006 年度から移住相談件数及び移住者数を把握し始めた。相談件数は、2006 年度の 14 件から 2015 年度の 148 件まで年々増加している。このうち直接窓口で対応した件数についても、2011 年度の 23 件から 2015 年度の 43 件に倍増した。同様に移住者数は、2006 年度の 4 世帯 12 人から、徐々に増加し、2015 年度には 17 世帯 25 人になっている。10 年間で、のべ 82 世帯、162 人の移住がみられる（第 3－34 表）。

第 3－34 表 吉賀町移住者数

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
移住者	移住者数 (世帯数)	4	5	2	8	6	12	8	8	12	17	82
	移住者数 (人数)	12	13	6	18	13	29	9	16	21	25	162
H27 末で移 住継続	移住者数 (世帯数)	2	3	2	5	3	8	7	5	12	17	64
	移住者数 (人数)	4	8	6	12	8	19	8	12	21	25	123

資料：吉賀町ヒアリング調査（2016 年 12 月）より筆者作成。

このように、移住相談件数や移住者数は増加傾向にあったが、2016 年（平成 28 年）度は 12 月の時点で、前年に比べ、両者ともに減少傾向にある。移住相談件数及び移住者数のピークは、2011 年度の 12 世帯 29 人であった。こうした傾向について町担当者は、第 1 に、

積極的に移住を考え行動する層の移住は落ち着きつつあること、第2に、東京オリンピック関連の求人が都市部で増加していることとも関連するのではないかと、第3に、移住に関する情報が増える中で、窓口を通さずに自分で情報を得て、直接移住する人が増加しているのではないかと考えている。

吉賀町ではまた、上記移住者のうち2015年度末現在も移住を継続している人数（及び世帯数）を把握しており、のべ64世帯、123人が該当する（定着率は、世帯数で78.0%、移住者数で75.9%）。

現在、吉賀町内にお試し住宅が9棟整備されている（うち1棟は2016年9月建設）。利用実績の推移をみると、2007年度から2015年度までの9年間で、のべ39世帯、80人の利用がみられる。このうち16世帯、32人が、お試し住宅利用後に町内へ移住している。

上述したように、吉賀町、特に柿木地区には就農を希望する移住者が多く存在する。就農希望者のうち専門的な農業経営を志向する移住者は一握りで、田舎に移住し、安全・安心な食べ物を自分で作りながら生活したいといった自給的な農業を希望する者が多い。そのため、自家菜園付きの住宅に対する需要が大きく、そのような空き家が不足している。こうした現状に対応するために、上述したように、町では支援員を配置し、空き家の掘り起こしを行っている。その結果、空き家バンクの登録件数が徐々に増加している。

3. 移住支援施策のまとめ

現地調査を行った9市町の移住支援施策の有無をカテゴリーごとに整理すると第3-35表のようになる。UJIターン施策を持つ723市町村を調べた住田ら（2001）の研究では、「住宅」「就業」「交流」「奨励金」の四つの分野の中で、「奨励金」関連の施策を持っている自治体が最も多く、複数の分野で施策を同時に実施している自治体が多いが、四つ全ての分野にわたる施策を展開しているのは1割に満たなかったとし、UJIターン希望者のニーズに応える施策展開を行っている自治体の少なさを指摘している。この章で紹介した9市町は、住宅や就業、移住奨励金といった分野で移住支援施策を持ち、交流活動についても和気町や雲南市では移住者の定住支援の一環として実施されていた。9市町の属する5県は移住希望先として有楽町のNPO法人ふるさと回帰支援センターで人気上位に常にランキングされるような県であるが、同じ県内でも各市町村により移住者数について濃淡があった。中でも移住担当者が、市町窓口等を利用して移住する者が増加傾向であると答えた市町では、ほぼ全てのカテゴリーの移住施策を整えていた。特に岡山県の高梁市及び和気町は農業支援の手厚さが際立っており、移住者に占める就農者の割合が多いことがヒアリング調査で確認できた。これらの市町では、岡山県からの就農奨励金と合わせて市町独自の就農奨励金や家賃補助等を行うとともに、岡山県の整備した栽培マニュアルに沿って営農することでサラリーマンと同程度の収入が得られている現状を就農希望者に示すことで、安心して移住就農できる態勢が整えられていた。また就農移住者に対しては、地域自治組織が営農から農地確保まで世話をする農家を決めて受け入れている場合も見られた。一方で減少傾向

だと答えた飯田市及び吉賀町では、移住支援施策のないカテゴリーが見られ、このことが移住者数の増減に結びついていることも考えられた。しかし飯田市は、子育て支援や農業支援の手厚さが際立っており、中山間地への移住者向け住宅整備も進めている。移住前視察に当たってお試し住宅や専門職員による現地案内などは存在しなかったが、若い世帯が就農で移住した場合には支援が非常に整っている。同じく移住支援施策のないカテゴリーを持つ茅野市の場合、近年まで人口が増加していた数少ない地方都市であり、移住支援施策をそろえる切迫性が他の市町と異なることが考えられる。移住者が横ばい又は減少となった大町市は農業支援に関して長野県新規就農里親制度による支援のみで、他の多くの市町と異なり独自の支援はなかった。

第3-35表 9市町の移住支援

	担当者感覚 による移住 者増減傾向	移住前 視察	住宅	新生活応 援	子育て 支援	仕事探し・ 産業支援	農業
北杜市 (山梨県)	増加傾向	○	○	○	○	○	○
茅野市 (長野県)	増加傾向	○	○	-	○	○	○
大町市 (長野県)	横ばいまた は減少	○	○	○	○	○	○
飯田市 (長野県)	減少	-	○	○	○	○	○
白川町 (岐阜県)	増加傾向	○	○	○	○	○	○
高梁市 (岡山県)	増加傾向	○	○	○	○	○	○
和気町 (岡山県)	増加傾向	○	○	○	○	○	○
雲南市 (島根県)	増加傾向	○	○	○	○	○	○
吉賀町 (島根県)	減少	○	○	-	○	○	-

注. ○はその項目の施策が存在することを、-は存在しないことを指す。

資料：筆者作成。

(1) 移住者数に寄与する可能性がある移住支援施策

高梁市や雲南市で、特定の年度から突然移住者が増加していることについては、移住コンシェルジュ、定住企画員や定住推進員といった、移住者への長時間の対応が可能な専門員を配置した時期と一致している。これらの自治体ではそもそも移住者が増加している傾向が見られていたが、移住専門の職員を置くことで更に移住者が増えた印象を受ける。移住希望者にあれこれと世話を焼いて案内することに対して批判的な意見もあるが、見知らぬ土地にやってきて、公的な移住専門員がオーダーメイドで自身の気にかかる点について答えて

くれることは、何よりも安心材料ではないだろうか。町を案内し、生活環境、自然環境、家探しやお試し住宅見学、先輩移住者や地元住民との顔合わせ、保育園や小中学校の見学、仕事探しの企業訪問などを手伝ってくれることで、移住希望者が具体的にその地に移住をする決心を固めるのが容易になることは、想像に難くない。しかし一方で、同じように移住相談員を置いている吉賀町については移住者が増加していない。九つの自治体の概要をまとめたのが以下の第3-36表である。

第3-36表 9自治体の移住実績と移住支援施策（2017年度末時点）

	移住者数 (2016- 2017)	専門部 署開設	農業 支援	空き家 バンク	お試し住宅	移住支援組織	相談員等の人的支 援	特に定住 相談員	特徴
北杜市 (山梨県)	増加傾向	2015年	○	2015	1部屋	なし	2016から3名(北杜市移住定住相談員、定員は10名)	なし	別荘1万戸/3万戸。『田舎暮らしの本』2018年住みたい田舎第1位。社会増+100人/年
茅野市 (長野県)	増加傾向	2015年	○	2014	1戸	(官民)諏訪圏移住相談センター	2016から広域(諏訪圏移住相談センター)で1名(専門相談員)	なし	宅地建物取引業協会による移住者物件見学ツアー
大町市 (長野県)	横ばい又は減少	2012年	○	2013	2戸	なし	なし	2012から7名(定住促進アドバイザー)	新築定住促進住宅を移住後に定住した場合に払下
飯田市 (長野県)	減少	2006年	○	2016	なし(1年契約のクラインガルテンのみ)	(民)地区Cまちづくり委員会	なし	なし	子ども農業体験の大規模受入れ
白川町 (岐阜県)	増加傾向	2015年	○	2015	2戸	(官)白川町移住・交流サポートセンター、(民)NPO法人O、(民)MTマト部会	白川町移住交流サポートセンター(2015)で地域おこし協力隊1名	なし	有機農業の里として知られる
高梁市 (岡山県)	増加傾向	2007年	○	2007	5戸	(民)地区H定住推進協議会、(民)地区Uまちづくり推進委員会、(民)地区U移住支援グループ、(民)一般社団法人H	移住コンシェルジュ1名(2015年9月～)	なし	ピオーネ産地、吹屋の街並み
和気町 (岡山県)	増加傾向	2015年	○	2010	3戸	(民)シェアハウスY	移住推進員1名(2016.4～)	定住促進アドバイザー1名(2015.8～)	交通の便が良く、平成28年度は社会増達成
雲南市 (島根県)	増加傾向	2015年	○	2012	市有定住促進住宅等多数	(民)NPO法人OC、(民)地区K振興会	定住支援スタッフ5名、定住協力員30名(2011)	なし	市が社会起業塾「幸雲南塾」を毎年開講し人材育成
吉賀町 (島根県)	減少	企画課内	なし	2006	9部屋	なし	よしか暮らし相談員2名(2010～常勤)	よしか移集定住支援員1名(2016、非常勤)	有機農業の里として知られる

注。灰色のセルは市町窓口を通じて把握している移住者が増加していないことを示す

資料：筆者作成。

移住相談員に加えて、自治体の中には移住支援組織を持つ場合がある。各自治体の移住支援組織については、多くは民間での取組であり次章で説明するが、移住希望者に対して、地域に住む多くの住民が世話をする組織として、移住者数に影響を与えている可能性がある。中京より東側の 24 都道府県を調べた牧山ら（2014）の研究では、1,068 の市町村のうち、なんらかの移住支援組織を設けているのは 25 自治体に過ぎなかった。移住支援組織はまだ多くの自治体ではなじみの薄いものであるが、調査をした 9 自治体の半数以上では住民が運営する移住支援組織が存在しており、各自治体で移住者に移住を決めた理由を聞くと、移住支援組織の人たちとの出会いと支援の重要性を挙げる者もいた。

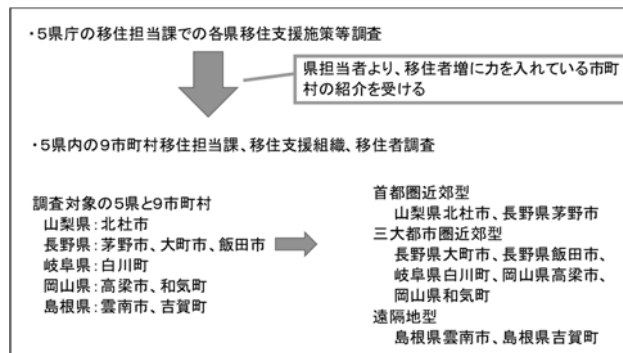
4. 農村移住支援における移住支援組織の役割

移住者を受け入れるに当たって、住居と仕事が重要であるという指摘は多く、空き家・町営住宅の整備や林業振興により I・U ターン者増加や転出抑制が果たされた例（垂水ら、2000）などが報告されている。しかし中島（2014）は、定住促進住宅を建設した自治体を事例に挙げ、産業振興や住宅建設のみで住民は定住を決断することはないと述べている。そして、雇用の確保は困難な課題であるが、それに加えて、定住者に対する住民の受入環境の整備の必要性を挙げている。定住者に対する住民の受入環境の整備は、行政の移住担当窓口が存在するだけでは整わない。調査を行った自治体では、移住希望者に向けて様々な移住支援施策を整えていたが、同時に、受入住民に対しても空き家バンクの整備費助成金等を備えており、加えて、受け入れる住民側が独自に、組織的に移住支援を行っている例が見られた。そこでこの章では、調査を行った市町に存在した移住支援組織を取り上げ、その活動内容から四つに分類し、移住支援組織が果たしてきた役割を明らかにする。

また調査した市町は都市部からのアクセス条件が異なるため、第 3-37 表のように電車・車での移動時間を元に 3 分類した上で、移住支援組織の役割を述べた。分類は、首都圏近郊、首都圏を除く三大都市圏近郊、それ以外の遠隔地で考え、首都圏であれば都庁又は東京駅から電車又は車で 3 時間程度の移動が可能であれば範囲内とした。同様に中京圏であれば愛知県庁又は名古屋駅、近畿圏であれば大阪府庁又は新大阪駅とした。具体的な計算は第 3-39 表のとおりである。3 時間とした理由は、移住者へのヒアリングでは三大都市圏に住む親や息子、親類や知人が日帰りで訪ねて来たり、自分から三大都市圏へ訪ねたりできるような距離に移住を希望する者が多く、では日帰りとは移動時間が何時間までという公的な定義はないが、移住者へのヒアリングから得た情報から整理したものである。

なお首都圏とは 1956 年（昭和 31 年）に制定された「首都圏整備法」において東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県と定められている。また中京圏とは愛知県、岐阜県、三重県の 3 県を指し（東海 3 県とも呼ばれる）、近畿圏とは大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県を指す。

第3-37表 自治体の3分類



資料：筆者作成。

第3-38表 3分類のための計算

		(Ⅰ)首都圏近郊		(Ⅱ)三大都市圏近郊					(Ⅲ)遠隔地	
		山梨県	長野県	長野県	長野県	岐阜県	岡山県	岡山県	島根県	
		北杜市	茅野市	大町市	飯田市	白川町	和気町	高梁市	雲南市	吉賀町
東京からの距離	直線km	115	142	189	170	227	512	561	616	722
	車km	142	185	251	265	341	627	694	789	887
	車時間	1:45	2:19	3:18	3:13	4:18	7:20	8:10	9:18	10:09
	電車km	147	195	271	286	446	704	783	959	—
	電車時間	2:31	2:27	4:37	5:01	3:39	4:15	4:25	8:13	—
名古屋からの距離	直線km	153	145	170	91	51	254	303	364	463
	車km	236	198	244	119	63	302	370	464	563
	車時間	2:45	2:25	3:11	1:34	1:24	3:40	4:29	5:37	6:29
	電車km	250	202	223	202	83	338	417	593	—
	電車時間	3:08	2:34	3:15	3:32	1:14	2:42	2:29	6:29	—
大阪からの距離	直線km	290	280	292	229	181	125	174	248	330
	車km	401	363	409	284	238	154	221	315	414
	車時間	4:39	4:19	5:05	3:27	3:06	1:59	2:48	3:56	4:47
	電車km	437	388	410	388	270	152	230	406	—
	電車時間	4:35	3:41	4:19	5:59	2:27	1:42	1:37	5:32	—

資料：筆者作成。

注（１）直線距離は Google Map で計測，車は午前９時発で Navitime で計測，電車は同９時発で yahoo 路線検索で計測し，小数点以下を四捨五入。Navitime のオプションは，渋滞を考慮せず，有料道路，スマート IC 利用を可，車運転中の休憩時間は考慮しない設定とした。Yahoo 路線検索は新幹線利用を可とし，最も早い到着時間のものを選んだ。

（２）大町市については，東京からの距離も名古屋からの距離も３時間を僅かに超えるため，（Ⅱ）の三大都市圏近郊の他の市町とは若干位置付けが異なるが，（Ⅲ）の遠隔地の市町では三大都市圏からの距離が４～１０時間とかなり距離があることから，（Ⅱ）に分類した。

（３）青セルは３時間程度以内で各市町からアクセス可能な最も近い三大都市圏との時間と距離を示している。

（１）首都圏近郊の移住支援組織

１）諏訪圏移住相談センター

茅野市への移住希望者が相談に訪れる諏訪圏移住相談センターは、諏訪圏への移住を考える移住希望者の様々な問い合わせや相談に対応するワンストップ相談窓口である。諏訪圏内 6 市町村において、移住希望者が関心のある仕事や住居、医療・教育・福祉などの暮らしに関する情報を紹介している。

諏訪圏とは長野県中部に広がる標高 750m～900m の諏訪盆地とその周辺一帯を指し、東部には八ヶ岳とそのなだらかな山麓が広がり、セイコーエプソンを中心とした精密機械工業、車山高原、白樺高原、蓼科高原、美ヶ原高原などのスキー場やリゾート、温泉施設が存在する。

移住希望者が移住先を探す際には、諏訪圏にある特定の市町村を目指して移住先を探すというよりも、諏訪圏の 6 市町村全体を一つの地域と考えながら自分の希望にそった場所を探す傾向があるため、6 市町村が協働で資金分担し、諏訪圏移住相談センターを維持している。移住相談センターの設置・運営には、長野県宅地建物取引業協会諏訪支部が中心的な役割を果たしており、諏訪支部の事務所の一角を無償で提供し、移住コーディネーターが常駐し、諏訪支部の持つ不動産物件を紹介することができる。不動産売買において不動産業者は、物件価格に対して売主、買主の双方から 3 % の計 6 % の仲介手数料が得られるが、物件価格が高い契約が一定の規模で存在しないと民間業者の関与するメリットは少ない。茅野市に限れば、年に 10 件ほどの不動産取得・建設に関わる移住助成制度の利用実績があり、一定程度の手数料収入はあると思われるが、一方で長野県宅地建物取引業協会諏訪支部では空き家見学ツアーの企画・開催などの役割も担っている。ヒアリング調査では、事業としてではなく地域貢献のためという言葉が聞かれた。

諏訪圏移住相談センターの移住支援の取組等は第 3－39 表のとおりである。

第 3－39 表 諏訪圏移住相談センターの活動等

名称	諏訪圏移住相談センター
設立年	2016 年（平成 28 年）6 月 1 日
活動範囲	諏訪地域 6 市町村（岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村）
拠点施設	諏訪不動産会館
構成集落・団体・会員数等	諏訪圏移住交流推進事業連絡会：諏訪地域 6 市町村（岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村）、長野県諏訪地方事務所、諏訪地域の商工会議所・商工会、（一社）長野県宅地建物取引業協会諏訪支部ほか
移住相談対応者	自身も I ターンを経験した移住コーディネーター 1 名
活動内容	仕事、住まい、生活情報などを移住コーディネーターや 6 市町村移住担当窓口、宅建業協会などのネットワークを駆使して提供
経済基盤	諏訪地域 6 市町村（岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村）が人口に

	応じて人件費を負担。事務所は（一社）長野県宅地建物取引業協会諏訪支部より無償で間借り
県・市町村との関係	諏訪盆地は6市町村に分かれているが、移住者は6市町村を一つの地域として移住先を探しており、諏訪地域6市町村が費用負担し、移住・定住相談窓口としてワンストップで、きめ細かく仕事や住まい等の相談に応じる
移住・定住効果	設立後間もないが、宅建協会の物件を活用し住居を紹介したり、現移住コーディネーターの前職（地域大手精密機器メーカー人事担当）の人脈を活用し就職の世話をしたりということで、3組ほど移住に結び付いた
調査日	2017年（平成29年）2月

資料：ヒアリング調査（2017年2月）より筆者作成。

（２）三大都市圏近郊の移住支援組織

１）白川町移住・交流サポートセンター

白川町移住・交流サポートセンターは、移住希望者に対して、空き家、仕事やお試し住宅の紹介などを行うために白川町役場内に設置された組織である。2019年4月には「一般社団法人 移住交流サポートセンター」として法人化し、移住相談セミナー、移住体験イベント、移住者交流会の開催などをフレキシブルに実施できる体制とした。

空き家探しに関しては、集落支援員として雇用している宅建取引資格を持つ役場職員 OB の者が対応し、移住希望者の疑問や悩みに答えたり、空き家の掘り起こしを行ったりしている。この集落支援員は、白川町移住・交流サポートセンターが設立される前年より空き家バンクの掘り起こしをはじめ、自身のこれまでの経験を活かし、白川町移住・交流サポートセンター及び空き家バンクが設立された 2015 年（平成 27 年）4 月時点で既に約 120 件という大量の空き家を把握しており、移住希望者へ積極的に紹介した結果、平成 27 年～平成 28 年にわたり 20 件を超す移住に繋げている。

白川町への移住者の特徴としては、後述する NPO 法人 O や、夏秋トマト部会の生産者による古くからの受入実績によるものがある。これらの民間の移住支援組織の活動の流れを後追いする形で、町役場内に移住・交流サポートセンターが設立された。白川町移住・交流サポートセンターの移住支援の取組等は第 3－40 表のとおりである。

第 3－40 表 白川町移住・交流サポートセンターの活動等

名称	白川町移住・交流サポートセンター
設立年	2015 年（平成 27 年）4 月 1 日
活動範囲	白川町内
拠点施設	白川町役場内の白川町移住・交流サポートセンターフロア
構成集落・団体・会員数等	町役場職員、集落支援員（町役場 OB）1 名、地域おこし協力隊 2 名

移住相談対応者	町職員 1 名，嘱託職員（集落支援員） 1 名，地域おこし協力隊 2 名
活動内容	移住支援（移住相談，空き家バンク掘り起こし，移住希望者への町内案内等），移住につながる交流活動実施（イベント企画，ツーリズム）
経済基盤	町予算
県・市町村との関係	町役場内の 1 組織
移住・定住効果	2015 年のセンター発足前から空き家バンクを掘り起こし，発足時に 120 物件を用意したところ，すぐに住める物件には移住者が入居。統計を取り始めた平成 27 年に 7 名，平成 28 年に 17 名，平成 29 年 12 月現在で 11 名の移住者を把握している。ただし，当センターだけでなく，NPO 法人 O や M トマト部会を頼って来た人が含まれている。
調査日	2017 年（平成 29 年）12 月

資料：ヒアリング調査（2017 年 12 月）より筆者作成。

2) NPO 法人 O

NPO 法人 O は，1998 年（平成 10 年）に町内の 10 名で任意団体として発足した組織で，2011 年（平成 23 年）3 月に NPO 法人化を行い，2017 年（平成 29 年）現在約 40 名が会員として在籍している。代表者の S 氏は有機水田と慣行のトマト栽培を行っており，若い頃より白川町で農業に従事してきた。2004 年（平成 16 年）から NPO 法人民間稲作研究所のテキストを参考に有機農業を実践し始めたが，当初はなかなかうまくいかず，農林水産省の有機農業モデルタウン事業の補助金などを利用し，横山一康氏，中島紀一氏，宇根豊氏，橋本力男氏など，さまざまな有機農家を講師として招き教えを請い，有機農産物の生産安定に努めてきた。

2010 年（平成 22 年）からは，岐阜県の有機農業新規就農支援事業で研修生を受け入れ始め，そのころに名古屋市内で開催している有機農産物のファーマーズマーケットで，有機農産物の消費者団体と出会った。のちに同団体の代表者は白川町に移住し，共に活動を行っている。

NPO 法人 O は毎週土曜日に名古屋市内で開催されるファーマーズマーケットに出店しており，現在 12 名の生産者が参画している。このマーケットを通じて有機農業で就農を希望する移住者が白川町に移住することが多く，白川町で研修後に，同町内で就農し定住している。NPO 法人の 40 名のメンバーの半数以上が移住者で，法人化後だけでも 18 農家延べ 50 名が移住し，法人化以前を含む 10 年間でさかのぼると，25 農家 62 名が移住し，50 名ほどが現在も町内に定住している。

NPO 法人 O は，新規就農希望者の受入れに際して，研修終了後の農地，住居，農産物の販路の確保もセットで事業として行っているため，研修後の定着率が極めて高い。有機農家の経営には主に以下の 3 タイプがあり，（1）野菜セットを作りネット受注などをし宅配，

(2) 半農半Xで、野菜は近くの道の駅などで販売、(3) 複合経営を行い、農家レストラン、猟師、木こり、原木椎茸栽培、エゴマ栽培と搾油製品化、野菜苗・堆肥販売などの多角経営に分けられる。有機農業専業の(1)の場合、作ったものを市場に出荷するだけという人はおらず、各農園が消費者に近い販路を持っている。

NPO 法人 O の移住支援の取組等は第 3-41 表のとおりである。

第 3-41 表 NPO 法人 O の活動等

名称	NPO 法人 O
設立年	2011 年（平成 23 年）
活動範囲	白川町，東白川村，名古屋市等
拠点施設	代表者の自宅
構成集落・団体・会員数等	白川町内の有機農園，郷蔵米生産組合，ベーカリー，トラスト団体
移住相談対応者	理事 3 名，事務局，会員
活動内容	・生産技術面及び経営面での技術向上のための会員向け事業 ・体験交流施設を利用し，消費者と農業体験で交流 ・新規就農者の参入促進と町内定住を支援する事業（家や農地の情報を共有したり，県の「あすなろ農業塾」の受講生（新規就農者）を受け入れたりしている） ・有機農産物の販売促進事業（名古屋市内で毎週土曜日にファーマーズマーケットを開催）
経済基盤	体験交流施設の利用料収入。この施設は平成 21 年に農林水産省の有機農業モデルタウン事業に選ばれた際に建てたもので，NPO が所有する施設
県・市町村との関係	有機農業での就農を希望する移住希望者を，白川町に移住支援施策や白川町移住・交流サポートセンターができる以前から受け入れており，県の「あすなろ農業塾」制度ができてからは，研修受入農家として登録し，就農希望者を受け入れている
移住・定住効果	2011 年の NPO 法人化から 2017 年までの 7 年で 18 名（家族を入れると 50 名）の移住者を受け入れてきた。ほとんどが 30 代の世帯。8 名は国の準備型の青年就農交付金を，9 名は開始型の青年就農交付金を受給
調査日	2017 年（平成 29 年）12 月

資料：ヒアリング調査（2017 年 12 月）より筆者作成。

3) M トマト部会

M トマト部会は，メンバー農家 32 戸のうち 14 戸が 40 代以下の新規就農者で占められている任意組織で，白川町と東白川村の農家で構成されている。地域の農家が減少し高齢化が進んでいく現状について町役場から説明があったことに危機感を持ったことをきっかけに，2000 年（平成 12 年）より新規就農希望者の研修を受け入れるようになった。

トマトはJAめぐみを通じて出荷しており、部会のメンバーは年に何度か会合で一堂に集まる機会がある。県のあすなろ農業塾の受入農家として8戸が登録しているが、農家の研修受入実績のほとんどはT氏によるものである。T氏は、受け入れた研修生を自身の家の離れに住ませ、共同生活をしながら1年間みっちり農業を教える。その間、食事の世話もしているため、独身男性の研修者に喜ばれている。T氏のトマトの栽培・出荷実績も申し分なく、研修を受け入れる前にT氏の年間のスケジュールと労働時間、手取りの収入などを研修希望者に開示しており、都会でサラリーマンであった移住希望者がサラリーマンの平均年収以上を稼ぎつつ、冬にはかなり自由な時間も作れるという目途がつく。T氏の下で研修を終えた研修農家は、研修を終えてもT氏を含む地域の部会メンバーに栽培、施設整備、経営等に関する様々な相談ができ、次第に家族で十分な生活ができる収入が得られるようになる。

特にMトマト部会として移住受入担当係などは作っていないが、就農希望者の研修を受け入れられる農家は、岐阜県あすなろ農業塾の研修受入農家として登録している。

Mトマト部会の移住支援の取組等は第3-42表のとおりである。

第3-42表 Mトマト部会の活動等

名称	JAめぐみのMトマト部会
設立年	1980年代後半（昭和60年代）
活動範囲	白川町及び東白川村
拠点施設	なし
構成集落・団体・会員数等	白川町と東白川村のトマト農家32戸。そのうち14戸は町外からの新規就農者
移住相談対応者	代表、会計等様々な役職があるが特に移住者担当はいない。
活動内容	新規就農希望者を研修生として積極的に受け入れ、研修終了後の農地や住居も探す。 県のあすなろ農業塾の研修受入農家として8名が登録し、特にT氏は研修者を家の離れに住ませ、共同生活をしながら1年間みっちり農業を教え、食事の面倒も見る。
経済基盤	なし
県・市町村との関係	移住して就農を希望する者を白川町に移住支援施策ができる以前からボランティアとして受け入れており、岐阜県や白川町へ就農を希望する移住希望者が来た場合に、行政担当者が研修先として紹介し、受け入れてきた。岐阜県のあすなろ農業塾制度ができてからは、研修受入農家として登録し謝金をもらうようになった。また、就農フェアにスピーカーとして呼ばれて白川町での新規就農について話することもある。 県のあすなろ農業塾の受入農家8名は、夏秋トマト5名、有機農業1名（野菜・水稻・エゴマ）、採卵鶏1名、水稻、露地野菜、大豆・小豆、原木椎茸1名。
移住・定住効果	2000年に受入れを始めてから受け入れた14名全員が地域で就農し、現在も営農している。トマトについては、30代夫妻で複数の子供がおり、妻は子育てで労働力として

	ほとんど計算できない場合のモデルでも、サラリーマンの平均年収以上の収入を確保できる指導をしている。
調査日	2017 年（平成 29 年）12 月

資料：ヒアリング調査（2017 年 12 月）より筆者作成。

4）地区 H 定住推進協議会

地区 H 定住推進協議会は自治組織の一つとして高梁市備中地域まちづくり協議会から事業委託を受け、地域の振興に関わる移住者の受入れを主な取組として行っている。地区 H は市内でも標高の高い場所にあり、中心部で 480m ほどの標高がある。地域に保育園や小学校がないため、保育園は隣の市へ、小学校は山を下りた同町内の他地区へスクールバスで通っている。地区 H には、同定住推進協議会に加えコミュニティ協議会があり、この協議会では地域住民のための様々な活動を話し合い、実施することとしている。

地区 H は市内中心部から遠く、山間部であることから過疎化が問題となっているが、一方で標高が高く寒暖差が大きいことからトマトやピーナーの栽培条件が良く、農産物の評価が高い。地区 H 定住推進協議会では、農業・農村に興味を持っている都市住民等を対象に、地域の特産品であるトマト・ピーナーを栽培し地区 H に定住しようとする新規就農希望者に研修先、農地や住居等の紹介・あっせんなどを行うことで産地を維持し、定住を促し、地域活性化を図ることを目的としている。

新規就農者の移住相談は多いが、マンツーマンで 2 年間研修することから、受入態勢としては最大でも毎年トマトとぶどうで各 1 組が精一杯であり、近年は複数の希望者があるがその中から地区 H 定住推進協議会で受入れをする者を選んでいる。岡山県では新規就農者用にトマトとブドウの栽培マニュアルが整備され、このマニュアルの内容に従えば、ある程度の収量と収入が見込めるほど良く作りこまれているため、新規就農希望者は研修前から就農後の生活の見通しを立てることが可能となっている。

地区 H 定住推進協議会の移住支援の取組等は第 3－43 表のとおりである。

第 3－43 表 地区 H 定住推進協議会の活動等

名称	地区 H 定住推進協議会
設立年	2008 年（平成 20 年）4 月
活動範囲	高梁市地区 H
拠点施設	公民館
構成集落・団体・会員数等	トマト・ピーナー生産組合役員、農業委員、コミュニティ会長、認定農業者、女性農業者、JA びほく、高梁農業普及指導センター、高梁市等。地区内では 25 名の会員がおり、移住者を含む 30 代が最も多い。会長 1 名、副会長 2 名、会計 1 名、監事 2 名を置く。
移住相談対応者	特に担当は決まっていない。研修受入農家を決めて対応

活動内容	農業・農村に興味を持っている都市住民等を対象に、地域の特産品であるトマト又はピーナーを栽培し地区 H に定住しようとする新規就農希望者に研修先、農地や住居等の紹介・あっせんなどを行うことで産地を維持し、定住を促し、地域活性化を図る
経済基盤	高梁市備中地域まちづくり協議会からの活動費、地区内研修宿泊施設使用料の収入（年間を通じて、新規就農研修者及び農業体験事業の体験者より宿泊料を徴収） 支出は研修宿泊施設管理費、研修受入農家謝礼、会議雑費等
県・市町村との関係	高梁市備中地域まちづくり協議会を通じて市より補助金を受給
移住・定住効果	毎年1～2組をトマトとぶどうの研修で受け入れており、2年の研修後には7割が就農し定住している。これまで7組が定住し、3組が帰った。帰った理由としては、奥さんも農業をやるのが大変というものでこれが主な理由であった
調査日	2017年（平成29年）10月

資料：ヒアリング調査（2017年10月）より筆者作成。

5）地区Uまちづくり推進委員会

地区Uまちづくり推進委員会は高梁市にある地域自治組織の一つで、総務部、地域振興部、福祉部、文化部の4部があり、地域振興部では地域の交流会や移住支援を、福祉部では交通安全、生活改善などの活動や高齢者が集えるカフェの運営を、文化部では地区の運動会、講演会やふれあいのつどいなどを実施する。

各部の委員は30ある各地区から選ばれる。委員の選び方は各地区で様々で、持ち回りにしているところもあれば、立候補制の所もある。高齢者が多く30地区全てから委員を出してもらうことが難しいので、30地区から合計15人になるようにしており、既に移住者が委員となっている地区もある。四つの部で合わせて年間30回ほどの会合がある。

地区Uは市中心部から遠く、山間部であることから過疎化が問題となっているが、地区H同様、ぶどうの栽培条件が良くぶどう生産者が多い。2008年（平成20年）よりぶどうの新規就農者の受入れを地区で始めたが、途中、新規就農希望の移住者に紹介できる空き家がなく受入れを中断した期間が数年間あった。その後掘り起こしをして、すぐに入居できる空き家を確保してから再開したが、空き家の管理は大変なので、2軒程度の空き家の管理で精一杯である。移住希望者を誰でも受け入れるわけではなく、小学校が廃校されていることもあり、地域の将来も考え子供がいる人を受け入ることを優先している。

岡山県では新規就農者用にブドウの栽培マニュアルが整備され、このマニュアルの内容に従えば、ある程度の収量と収入が見込めるほど良く作りこまれているため、新規就農希望者は研修前から就農後の生活の見通しを立てることが可能となっている。地区Uまちづくり推進委員会の移住支援の取組等は第3-44表のとおりである。

第3-44表 地区Uまちづくり推進委員会の活動等

名称	地区Uまちづくり推進委員会
設立年	1992年（平成4年）
活動範囲	高梁市地区U
拠点施設	地域市民センター
構成集落・団体・会員数等	各地域の地域住民から選ばれた委員約30名、JA等各種団体代表者32名、郵便局、警察、学校等各種機関代表者4名など計71名
移住相談対応者	主に地域振興部のメンバー
活動内容	地域振興部では中学生の農業体験受入れ等都市農村交流や就農希望の移住者受入れを、福祉部では高齢者の集うカフェ等、文化部では地区の運動会やふれあいのつどいなどを実施。移住者を受け入れる際には簡単な面談を実施し、研修先の農家を決める。
経済基盤	高梁市より地区Uまちづくり推進委員会に対して補助金を受給 他に、地域内にある農村公園（農村体験学習施設）と宿泊施設（一泊二食で6500円～）の指定管理を受託している
県・市町村との関係	高梁市に移住を希望する就農希望者を市役所より紹介されることがあり、地区Uまちづくり推進委員会の委員長や地域振興部のメンバーで受入れの可否を判断する。 市より指定管理者として、地域内にある農村公園（農村体験学習施設）と宿泊施設を任されているが、人の手配のみで、会計事務は市役所が代行している。
移住・定住効果	2004年と2007年に最初の移住者がやってきて地域との良好な関係を築き、移住者に対する地域住民の受入態勢が醸成され、2008年からは、ぶどう農家を希望する新規就農者の受入れを始めた。途中、受け入れられる空き家がなくて受入れを中止した年もあったが、それ以外は毎年移住者を受け入れている。
調査日	2017年（平成29年）10月

資料：ヒアリング調査（2017年10月）より筆者作成。

6）地区U移住支援グループ

地区U移住支援グループは、地区Uに移住する者のための様々な生活支援を実施するために作られたボランティア組織である。地区Uには、移住者の受入支援を行っている地区Uまちづくり推進委員会の地域振興部が存在するが、同委員会の委員は、30地区の代表者で構成され、任期も存在する。地区によっては高齢者が多く委員のなり手を探すのも困難な状況で、忙しいがとりあえず委員に入ってもらっているような状況もある。そこで直接移住者の世話をすることができる人たちが、2012年に「地区U移住支援グループ」を作って、移住者の受入れに必要な様々な作業を行っている。

メンバーはさまざまな職業で構成され、左官業や土建業に関わる者も含まれる。メンバーの空いている時間を利用して、地域の空き家調査、移住希望者の案内、移住が決まれば移住

者の引っ越す空き家の清掃や、市道から空き家へ続く道路の舗装、空き家の外構修理など、必要に応じてあらゆる作業をボランティアで行い、実費を移住者からもらう形をとっている。材料費のみをもらい、人件費はもらわない。ただし、地域コミュニティでの活動予定がなく、別荘的に暮らそうとする移住者に対しては、支援活動は実施しない。

地区 U 移住支援グループができたきっかけは、東日本震災時に避難者と餅つき交流会をした際に地区 U に移住したいという者が 1 名おり、そこから移住支援グループが始まった。就農に条件を絞らずに受け入れてきたが、結果的にぶどうの新規就農者がほとんどとなっている。地域としてもぶどうの産地としてもっと生産を増やしたいという思いがあり、技術を持った生産者が新規就農者に指導しており、家族で生活できる収入を確保している状況もわかるため、次第に就農希望者が増えていった。

空き家情報バンクに登録しているオーナーの中には、移住希望者が直接空き家オーナーにコンタクトをとった場合でも、空き家を貸す条件として、地区 U 移住支援グループとの面談で地域に溶け込んでコミュニティを支えられる人物であるのか判断してもらうこととしている。

地区 U 移住支援グループの移住支援の取組等は第 3－45 表のとおりである。

第 3－45 表 地区 U 移住支援グループの活動等

名称	地区 U 移住支援グループ
設立年	2012 年（平成 24 年）
活動範囲	高梁市地区 U
拠点施設	なし
構成集落・団体・会員数等	約 20 名。市の職員、土木業関係者、自営業者、新規就農者、元教師などの地域住民。UI ターンメンバー 3 名を含む。
移住相談対応者	会長、副会長や手の空いているメンバー
活動内容	地域の空き家調査、移住希望者の案内、移住が決まれば移住者の引っ越す空き家の清掃や空き家へ続く道路整備など、あらゆる作業を行う。手弁当の活動で、費用は移住者から材料費のみをもらい、人件費はもらわない。 ただし、地域コミュニティでの活動予定がなく、別荘的に暮らそうとする者に対するお世話はせず、移住者としても見なしていない。
経済基盤	会費無し、助成金等ももらっていない。
県・市町村との関係	移住者を受け入れるためのボランティア組織で、行政の移住支援施策では賄えない部分のお世話をしている。
移住・定住効果	これまで 30～40 代の 10 人が就農し、他に 50 代が 1 名就農。30 代の 2 名は冬の農作業をしない期間に、東南アジアに出かけて将来の農産物輸出販路を開拓している。ほとんどの移住者はぶどうの就農だが、コーヒー焙煎業で 1 名。みな定住している。
調査日	2017 年（平成 29 年）10 月

資料：ヒアリング調査（2017 年 10 月）より筆者作成。

7) 一般社団法人 H

一般社団法人 H は、移住希望者の移住相談、現地案内、移住支援イベントの開催などを高梁市から請け負う一般社団法人で、同市内での地域おこし協力隊の任期を終えた隊員が、任期終了後すぐに高梁市の移住コンシェルジュとして嘱託職員となった後に、移住コンシェルジュ業務を請け負う会社を起業し、業務を請け負っている。元隊員は、協力隊員を終えた後に地域の農産物で起業し順調に事業規模を伸ばしており、そちらの事業を展開しつつも移住支援業務も請け負っており、社団法人を設立する際には、大学生時代の後輩を勧誘し、メンバーとして迎え入れた。後輩も農業・農村地域での起業に関心があり、養蜂やハチの駆除などの事業を行う会社を起業しつつ、一般社団法人 H に所属し、たかはし移住コンシェルジュの業務も行っている。

一般社団法人 H の移住支援の取組等は第 3－46 表のとおりである。

第 3－46 表 一般社団法人 H の活動等

名称	一般社団法人 H
設立年	2016 年（平成 28 年）12 月
活動範囲	高梁市内
拠点施設	同市内の事務所
構成集落・団体・会員数等	2 名。代表は元地域おこし協力隊員で、任期終了後の平成 27(2015)年より始まった高梁市移住コンシェルジュとなる。一般社団法人 H を 2016 年に立ち上げ、市より移住支援事業の受託を開始。もう 1 名のメンバーもたかはし移住コンシェルジュ。二人とも別に起業をしている事業を持つ
移住相談対応者	代表とスタッフ 1 名の計 2 名。
活動内容	月に 1～5 件程度の移住希望者現地案内、空き家情報バンク物件情報収集・登録、移住希望者に各種移住支援制度や高梁市での暮らし情報の提供、地域関係者への移住希望者の紹介、各種移住イベントの開催
経済基盤	高梁市からの業務委託料
県・市町村との関係	高梁市より移住希望者支援事業を受託し、移住希望者の現地案内や首都圏等での移住支援イベントを開催
移住・定住効果	設立間もないため移住者獲得効果はまだ見られないが、代表者は地域おこし協力隊員として I ターンしており、協力隊任期終了後に食品加工業で起業・定住し、事業の合間に一般社団法人 H の業務を行っている。
調査日	2017 年（平成 29 年）10 月

資料：ヒアリング調査（2017 年 10 月）より筆者作成。

8) シェアハウス Y

シェアハウス Y は、岡山県和気町にあるシェアハウスで、2011 年当時の設立目的は、東

日本大震災による放射能汚染を恐れる母が子供を連れて避難できる場所として機能することであった。東日本大震災の被災者を県内に受け入れるボランティアグループ OI（2015 年（平成 27 年）に一般社団法人化）が震災を受けて立ち上がり、移住者受入先を探しているところに、シェアハウス Y を活用することができるのではないかと、ボランティアグループ OI にコンタクトをとった。シェアハウスはもともと、DV 被害等から避難し、自立を目指す女性を支援するための家であった。

シェアハウス内にはお風呂や台所、4 部屋の個室があり、避難してきた母子が一軒家で共同生活を送ることができる。当初、シェアハウスに宿泊する母の 1 人が、同様の悩みを持つ首都圏に住む母親グループと連携し、岡山県の農産物を箱詰めして首都圏に送るという行動を続け、そこからさらなるシェアハウス利用者が生まれた。また利用者の中から和気町への移住者が生まれると、移住することが選択肢として認識され、さらなる移住者が次々に現れた。これまでの利用者は 179 組で、ほとんどは関東地方からの母子が、主に子供の放射能デトックス（保養滞在）の目的で年に何度も訪れる。そのまま和気町に移住する人もいるが、なんらかの事情で移住できない場合には、年に何度もシェアハウスを利用する。2014 年には子供の放射線被害を警告し、首都圏から岡山県への移住を勧めてきた東京都の医師が岡山市へ移住し、同医師を頼って、和気町のシェアハウスに泊まり、医師の経営する病院で血液検査等をしてもらうという人が多くなった。

シェアハウス Y に住むメリットとして利用者が挙げるのは、自分だけではないということである。放射能が怖くて仕方がないのだが、自分が普段生活している環境でそういうことを話すとおかしい人と思われてしまうが、シェアハウス Y 内では同じ考えを共有して話せるということである。

頻繁に満室になり、空室であっても何らかの事情を持つ母子で突然空室が埋まることも多かったが、和気町が 2016 年にお試し住宅を設置したため、移住希望者はそちらを活用するようになり、シェアハウスの利用者は減少傾向にある。しかしチェルノブイリ原発事故の被災者は 30 年以上たった現在も放射能デトックス（保養滞在）を続けていることから、存在意義はあると考えている。

シェアハウス Y の移住支援の取組等は第 3-47 表のとおりである。

第 3-47 表 シェアハウス Y の活動等

名称	シェアハウス Y
設立年	2011 年（平成 23 年）7 月
活動範囲	和気町
拠点施設	和気町内のシェアハウス
構成集落・団体・会員数等	日本キリスト教団 Y 教会及び被災者受入支援ボランティアグループ OI（2015 年に一般社団法人化）
移住相談対応者	牧師。シェアハウスに管理人や常駐スタッフはおらず、キリスト教団 Y 教会が向かい

	にあり、教会長の牧師が対応
活動内容	東日本大震災により避難してきた母子を受け入れるために開設。震災による放射能が怖くても周囲に話せず、孤立している母たちが安心して同じ心配を共有できる場所として提供。キリスト教団のネットワークなどを通じて母子が避難し、震災後の混乱が落ち着いてきてからは、和気町の環境を聞きつけた母子移住希望者も多く滞在。シェアハウスを出て和気町内に移住する者が現れ、そのような移住者によりシェアハウスの利用者が更に移住するという流れができています。クリスチャンへの改宗や献金などは求めない。
経済基盤	シェアハウス利用者からの利用料（月 28,000 円～）と日本キリスト教団関係者等からの寄付。
県・市町村との関係	町にお試し住宅などの移住支援施策ができる以前から、県や市の窓口の紹介などを通じて移住希望者を受け入れており、仕事や住居の世話をしてきた。特に県や市との明文化された関係はない。
移住・定住効果	これまでリピーターも含め 179 組の利用者があった。リピーターは子供のデトックス（毒抜き）として学校の長期休みに来る母子など。避難目的で来た母子の中から移住者が出始め、そこから移住目的の避難者も増えてきた。2016 年に和気町にお試し住宅ができたので、今ではそちらを最初から利用する人が増えたが、和気町への移住者増は、シェアハウス Y からと言っていい。和気町が移住者統計を取り始めたのは 2015 年からで、その年は 28 名（14 世帯）、2016 年は 80 人（41 世帯）、2017 年は 63 人（37 世帯）の移住者であった。
調査日	2018 年（平成 30 年）2 月

資料：ヒアリング調査（2018 年 2 月）より筆者作成。

（３）遠隔地の移住支援組織

１）NPO 法人 OC

NPO 法人 OC は、雲南市が 2011 年（平成 23 年）から開催する社会課題を解決する人材育成プログラム「幸雲南塾」の卒業生たちにより、2014 年（平成 26 年）に設立された。幸雲南塾ではこれまで 120 名以上の卒業生を輩出しており、卒業生には雲南市に実家があったり、幼少期に過ごしたりしたことがある者が多いが、移住者の受講生もいる。自身の「雲南市に〇〇があったらいいな・欲しいな」という思いや「〇〇をやってみたいな」という思いを、幸雲南塾の講師や同期生との議論や人脈を経て実現する背中を押してもらい、塾で得られた知識・人脈や市役所の制度などの様々なサポートも受けられ、幸雲南塾の受講をきっかけに市内にない業態の店舗をオープンしたり、新しいサービスを作ったりといった起業・雇用の創出・社会課題の解決をすることが目標となっている。幸雲南塾からは、地域の憩いの場となるカフェ開設、高齢者への宅配・健康管理サービスや訪問看護サービスの実現、コンフェクショナリーの開業、陶芸家などのアトリエ訪問ツアーの定期開催、シェアオフィス

の開設、移住希望者も泊まれる古民家農泊施設の開業など、様々な分野で多数の人材と事業を輩出してきた。

このような取組が見られる一方で、社会起業等をして第一歩を踏み出した後、継続して卒業生の取組をサポートするための組織の必要性が認識され、事業の継続サポートを目的に NPO 法人 OC が立ち上がった。卒業して起業した者は 20～30 代の若者が多く、経営者としての経験がほとんどないため、事業の継続のためのさまざまな課題を解決する必要がある。

活動内容としては 2 本柱を挙げており、一つは幸雲南塾の委託運営である。幸雲南塾は 2011 年から毎年開催されており、年度初めに塾生を募集し、一年をかけて学習の場が提供される。幸雲南塾の講師は、常に最新の情報を提供するために毎年さまざまな人物を全国から招いており、講座の内容を組む業務を担っている。またそこでできた人脈は、起業後に事業を継続するに当たっての起業者の悩みを解決するためにも役立っている。二つ目は市内にあるオフィスでの取組である。このオフィスの 1 F は時間制で仕事ができるコワーキングスペースや子供から大人まで交流できる場として活用され、2 F はシェアオフィスとなっている。2 F では月に一回の頻度で、講師を招いたり、NPO 法人 OC スタッフがプログラムを組んだりして勉強会を開催する。幸雲南塾の卒業生は、普段からオフィスに訪れることで仲間と情報を共有し、支援を受けることができる。NPO 法人 OC の移住支援の取組等は第 3－48 表のとおりである。

第 3－48 表 NPO 法人 OC の活動等

名称	NPO 法人 OC
設立年	2014 年（平成 26 年）3 月
活動範囲	島根県雲南市
拠点施設	島根県雲南市内の事務所
構成集落・団体・会員数等	雲南市職員、弁護士、看護師、研究者、元会社員等の移住者
移住相談対応者	移住相談は対応していない。雲南市で社会課題を学び社会起業などで解決したい者に対して、毎年開催する幸雲南塾での人材養成やオフィスの提供をしており、結果として移住する者がいる。
活動内容	雲南市をフィールドに社会課題を学び、社会起業などの実践を繰り返すことを通して、地域の未来を切り開いていく人材を育成。具体的には ・雲南市の社会起業家育成セミナー「幸雲南塾」の委託運営。 ・医療・福祉、キャリア教育、創業支援、都市農村交流、地域資源の商品開発・販売、訪問看護事業等、未来に必要な仕事と人の育成
経済基盤	雲南市より幸雲南塾の委託料、その他事業収入
県・市町村との関係	雲南市からの事業委託

移住・定住効果	幸雲南塾卒業生により、戸別訪問を行う訪問看護ステーション、カフェやシェアオフィス等を地域に作った。2018年度までに、市内外から延べ108名の卒業生を輩出し、卒業生による事業創出で51名の新規雇用と2.8億円以上の経済効果を創出した。
調査日	2016年（平成28年）12月

資料：ヒアリング調査（2016年12月）より筆者作成。

2）地区K振興会

地区K振興会は、雲南市内にある地域自治組織で、地区の交流センターを拠点とし、「総務部」「生涯学習部」「地域振興部」「福祉部」で構成される。総務部では地域の祭事を開催、生涯学習部では子供餅つき大会・キャンプ・水辺の楽校等の子供たち向けのイベントを開催、地域振興部は、NPO法人OCと協働で都市農村交流活動、キャンプ場及び食事処の運営、福祉部では、子育てサロンや手芸サロンなどを開催している。2014年には上記4部以外に、振興会内に地区K活性化専門委員会を立ち上げ、空き地・空き校舎の有効活用やUIターン促進の検討を行っている。

通常の振興会活動とは別に2014年に地区K活性化専門委員会を立ち上げ、廃校となった久野小学校や空き地の活用、UIターン人材募集事業などの検討を始めた。その中で、NPO法人OCの代表者より幸雲南塾の卒業生としてIターン者を紹介してもらい、「雲南市地域づくり応援隊」として雇用した。雲南市地域づくり応援隊は雲南市独自の制度で、地域自治組織のスタッフとして地域課題の解決に携わる外部人材を雲南市で3年間雇用する事業である。雲南市地域づくり応援隊となったA氏は、地区K振興会の様々な会合の議題作成などの運営コーディネーターや、かみくの桃源郷Webサイトリニューアル、イベントの告知、クラウドファンディングでのツリーハウス建設などを実現した。このような活動によりかみくの桃源郷の県外からの利用者が大幅に増加しているが、現在はマンパワー不足で受入人数を増やせないといった課題も抱えている。また、直近6年間では7組のIターン者を地区Kに迎えた。地区K振興会の移住支援の取組等は第3-49表のとおりである。

第3-49表 地区K振興会の活動等

名称	地区K振興会
設立年	2008年（平成20年）
活動範囲	雲南市地区K
拠点施設	島根県雲南市内の公民館
構成集落・団体・会員数等	地区内の190戸、約600人。 会長、事務局長、総務部、生涯学習部、地域振興部、福祉部の4部会と地区K活性化専門委員会（2014年～）
移住相談対応者	2014年より地区K活性化専門委員会を立ち上げ、委員が移住希望者に対応
活動内容	総務部：地域の祭りの開催

	生涯学習部：子供餅つき大会・キャンプ・水辺の楽校等の開催 地域振興部：NPO 法人 OC と協働で都市農村交流・キャンプ場・食事処（かみくの桃源郷）の運営 福祉部：子育てサロン・手芸サロン等の開催 地区 K 活性化専門委員会：空き地・空き校舎の有効活用・UI ターン促進等
経済基盤	雲南市より地域づくり活動等交付金及びアウトドア施設の運営委託事業費を受給
県・市町村との関係	雲南市より地域づくり活動等交付金を受給し、地域住民の健康、福祉、文化活動などを実施。市よりアウトドア施設の運営委託を受け、キャンプ場、コテージ、飲食施設などを運営。
移住・定住効果	6 年間で I ターン世帯 7 組が地区 K に移住した
調査日	2016 年（平成 28 年）12 月

資料：ヒアリング調査（2016 年 12 月）より筆者作成。

（４）移住支援組織の分類と特徴 数量化Ⅲ類による分析

調査を実施した移住支援組織では、総じて以下の２点の役割が見られた。

(a) 移住者には見つけることのできない仕事や住居等が、移住支援組織を通じて見つかることがある。

空き家バンクに登録されていなかったり、不動産業者の賃貸情報に掲載されていなくても、移住希望者を紹介した支援組織の住民を通じ、貸すつもりがなかった家が大家から貸出されたり、募集していない職場に採用されたり、ないと思っていた農地が見つかったり、大変だと思っていた空き家の整理に目途がつくなどの事例が見られた。

(b) 地域が受け入れる移住者を選別する役割を果たす。

行政窓口では移住希望者を選んで地域に紹介・移住してもらうことはできず、来訪者には一律で空き家情報、仕事情報、農家や地域のキーパーソンの紹介などをしなければならない。一方で移住支援組織では、移住先で地域住民と良好な関係を築くのが困難な者や、金銭的・社会的・精神的等、様々な問題を抱え、前住地を追い出されるような形で来た者等をフィルタリングする機能を有していた。

これらの事例がどのような移住支援組織によって可能なのか、調査により明らかとなった移住支援組織は組織の目的や活動内容が様々であり、それらを分類することで特徴を把握することを試みた。まず現地でのヒアリング調査を元に、各移住支援組織の相違点を第 3－50 表及び第 3－51 表のようにカテゴリデータで整理した。

第3-50表 移住支援組織カテゴリデータ1

	組織目的		行政との関わり			
	移住支援が主目的	移住支援は仕事	移住支援以外の営利活動・サービス提供が主目的	地域づくりメニューの一つとして移住支援を実施	行政資金を移住支援に活用	行政の移住支援施策にない移住支援メニューがある
(官民)諏訪圏移住相談センター	○	○	×	×	○	×
(官)白川町移住・交流サポートセンター	○	○	×	×	○	×
(民)NPO 法人 O	×	×	○	×	×	○
(民)Mトマト部会	×	×	○	×	×	○
(民)地区 H 定住推進協議会	×	×	×	○	○	×
(民)地区 U まちづくり推進委員会	×	×	×	○	○	×
(民)地区 U 移住支援グループ	○	×	×	×	×	○
(民)一般社団法人 H	○	○	×	×	○	×
(民)シェアハウス Y	×	×	○	×	×	○
(民)NPO 法人 OC	×	×	○	×	×	○
(民)地区 K 振興会	×	×	×	○	○	×

資料：筆者作成。

第3-51表 移住支援組織カテゴリデータ2

	行政との関わり		メンバーについて		
	行政の 移住支 援施策 の内容 が組織 にも(以 前から) ある	行政の 移住支 援施策 を利用し ている	メンバー は地域 の代表 者で構 成	メンバー は普段、 移住支 援以外 の仕事 をしてい る	メンバー は同じ目 的を持っ た有志
(官民)諏訪圏移住相談 センター	×	○	×	×	×
(官)白川町移住・交流サ ポートセンター	×	○	×	×	×
(民)NPO 法人 O	○	×	×	○	○
(民)Mトマト部会	○	×	×	○	○
(民)地区 H 定住推進協 議会	×	○	○	○	×
(民)地区 U まちづくり推 進委員会	×	○	○	○	×
(民)地区 U 移住支援グ ループ	×	×	×	○	○
(民)一般社団法人 H	×	○	×	×	×
(民)シェアハウス Y	○	×	×	○	○
(民)NPO 法人 OC	×	×	×	○	○
(民)地区 K 振興会	×	○	○	○	×

資料：筆者作成。

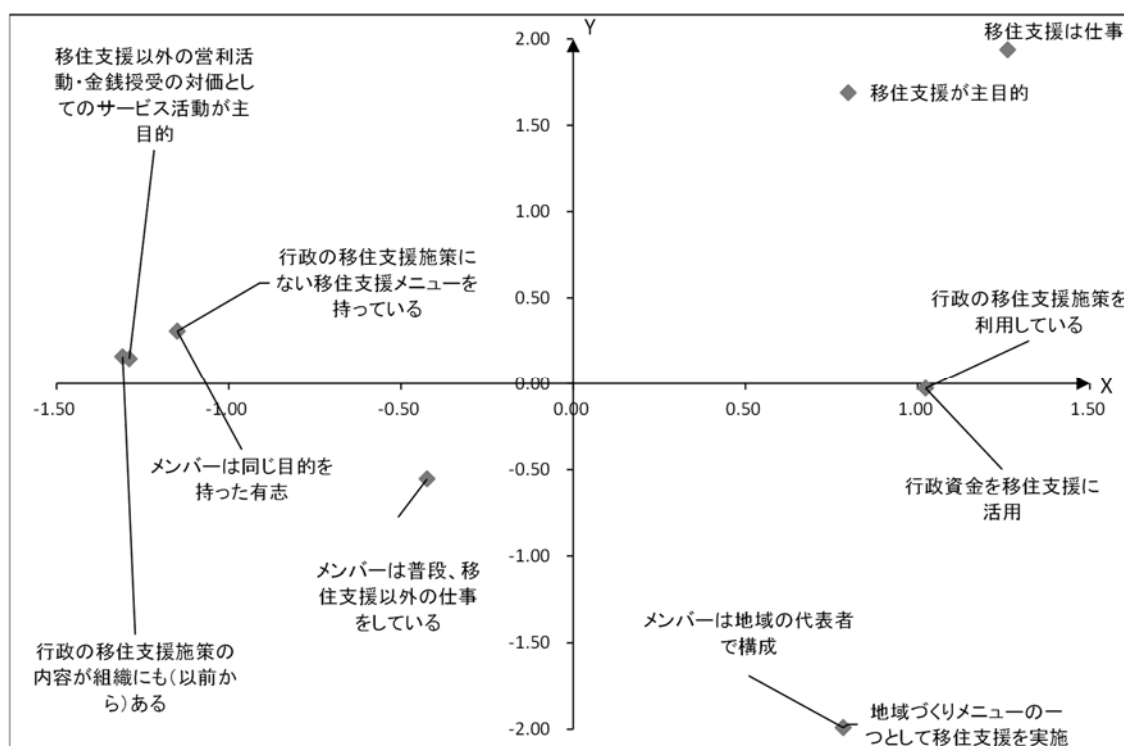
次にこれらのデータについて数量化 III 類を用いて分類し、各移住支援組織の持つ特徴を明らかにした。4 軸が得られ、そのうち最初の二つの軸で累積寄与率が 90%を超えており(第3-52表)、これらの二つの軸を用いてカテゴリースコア図を作成した(第3-46図)。図からは X 軸(1 軸)が行政の移住支援施策との関わりにおいて、右側にあると移住支援を業務として、若しくは業務委託として実施し、左端に移動するほど行政施策の補完的に移

住支援を実施する内容から、完全に行政の移住支援施策と独立して移住支援を行っていることを示していると解釈できる。縦軸の Y 軸（2 軸）は、上にあるほど組織として移住支援を行うことが主目的であり、そこから下に徐々に移動するに従って、移住支援は組織の他の目的を達成するために不可欠な一部、そして下端に行くほど、移住支援は組織の多数ある目的の一部分であると解釈できる。これらの軸は、X 軸を「行政施策との関係」、Y 軸を「組織の目的」と名付けることにする。

第 3-52 表 四つの軸の固有値、寄与率など

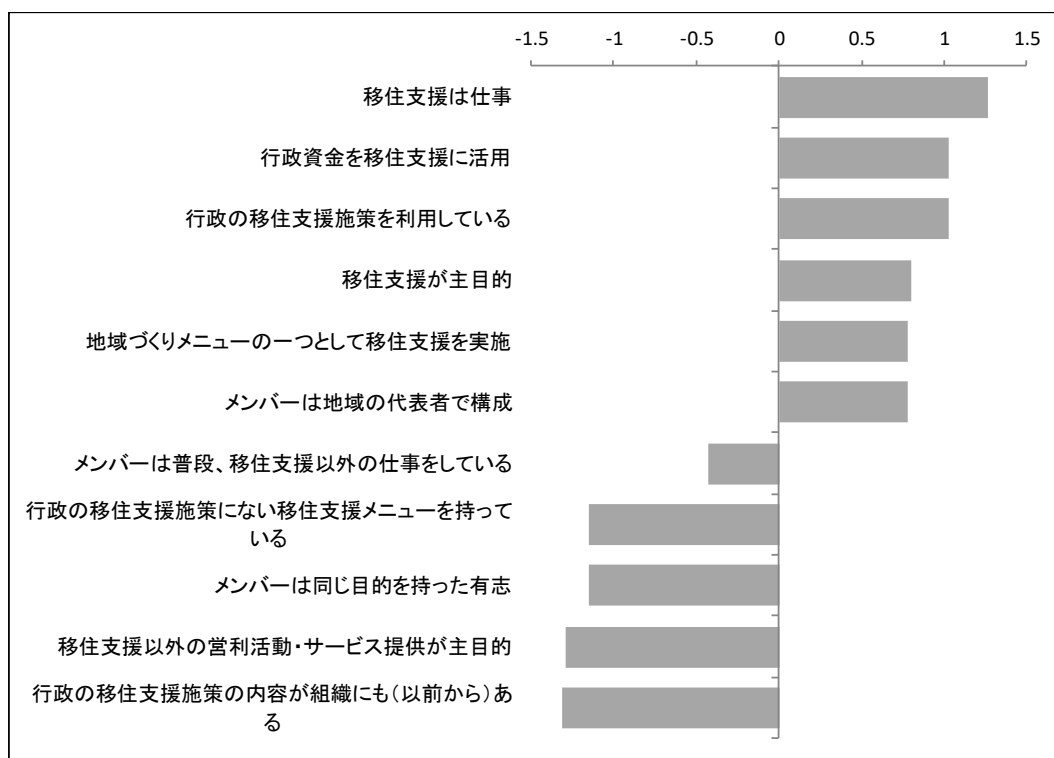
軸	固有値	寄与率	累積寄与率	相関係数
1	0.8136	57.50%	57.50%	0.9020
2	0.4611	32.59%	90.09%	0.6791
3	0.1057	7.47%	97.56%	0.3251
4	0.0345	2.44%	100.00%	0.1859

資料：筆者作成。



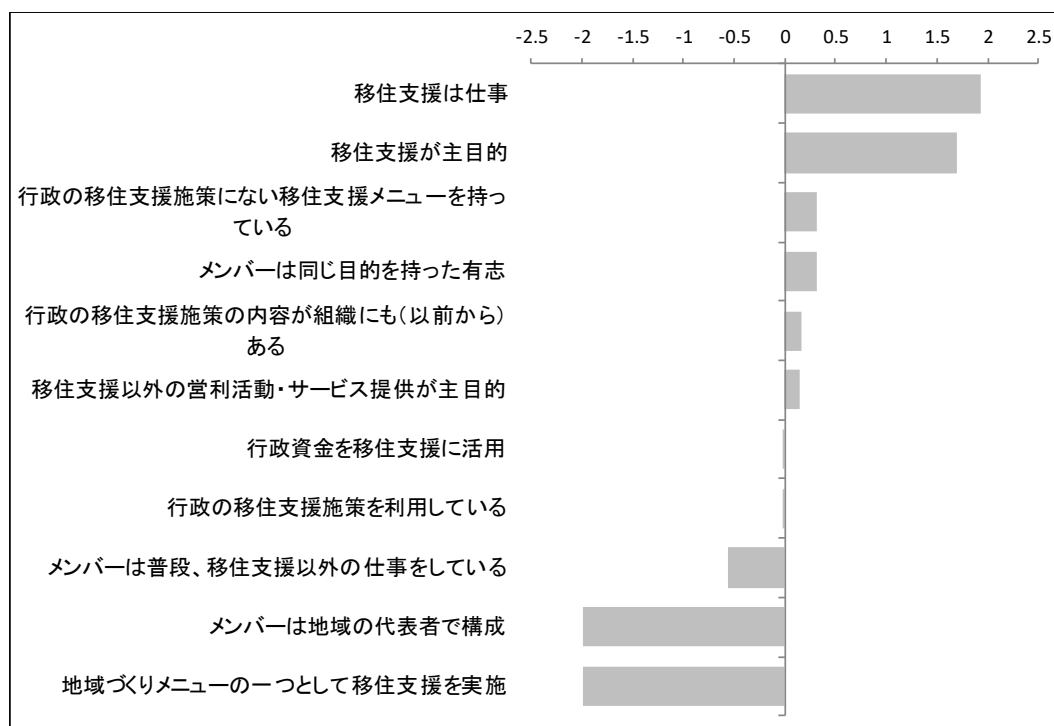
第 3-46 図 二つの軸のカテゴリースコア図

資料：筆者作成。



第 3 - 47 図 X 軸のカテゴリースコア

資料：筆者作成。



第 3 - 48 図 Y 軸のカテゴリースコア

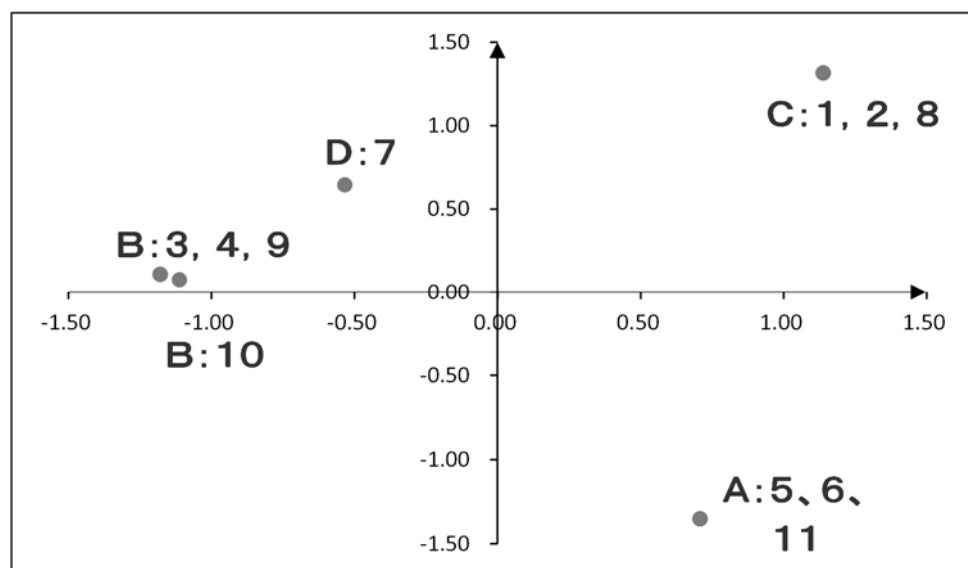
資料：筆者作成。

次に、11 存在した移住支援組織のサンプルスコア（第 3－53 表）からサンプルスコア図を作成し（第 3－49 図）、先ほど作成したカテゴリースコア図と比較した。

第 3－53 表 移住支援組織のサンプルスコア

	第1軸	第2軸
1. (官民)諏訪圏移住相談センター	1.1382	1.3148
2. (官)白川町移住・交流サポートセンター	1.1382	1.3148
3. (民)NPO法人O	-1.1794	0.1076
4. (民)MTマト部会	-1.1794	0.1076
5. (民)地区H定住推進協議会	0.7075	-1.3515
6. (民)地区Uまちづくり推進委員会	0.7075	-1.3515
7. (民)地区U移住支援グループ	-0.5333	0.6440
8. (民)一般社団法人H	1.1382	1.3148
9. (民)シェアハウスY	-1.1794	0.1076
10. (民)NPO法人OC	-1.1118	0.0762
11. (民)地区K振興会	0.7075	-1.3515

資料：筆者作成。



第 3－49 図 11 の移住支援組織のサンプルスコア図

注. X 軸を「行政施策との関係」、Y 軸を「組織の目的」。A～D の分類は後述。

資料：筆者作成。

これらの結果から、移住支援組織を第 3－50 図で 4 分類した。まず、組織の目的に着目すると、移住支援が主目的に位置付けられている組織と、組織の主目的は別にあるが、移住支援が活動の一部として位置付けられている組織に分けられる。移住支援が主目的であった組織は、四つで、白川町移住・交流サポートセンター、茅野市の諏訪圏移住相談センター、

高梁市の一般社団法人 H，同じく高梁市の地区 U 移住支援グループであった。これらの団体は移住支援による移住者増が活動の目的となっている。移住支援の活動を，活動の中の一つとして位置付けていた組織は八つであった。これらの組織は，地域づくりや地域の住民サービスの提供，有機農産物生産などの仲間作り，避難者や起業を行う者等，特定の対象者の支援を目的としており，その中で，移住者を受け入れる活動も行っていた。

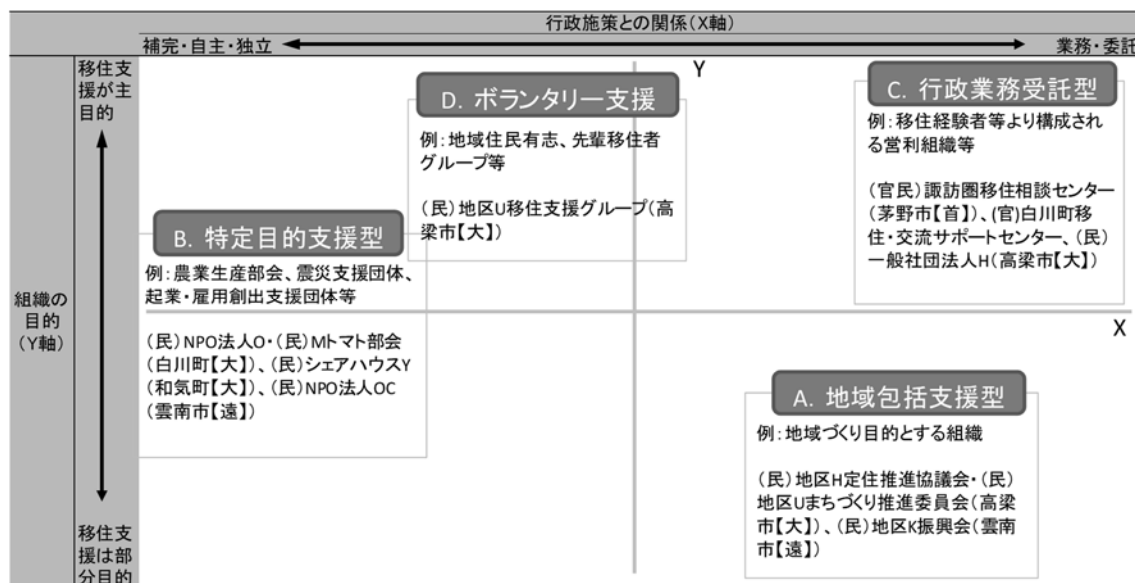
他方，行政施策との関係では，基本的に行政の方針にのっとり，行政からの財政支援により活動する組織と，ある程度裁量をもって，連携しつつも独自に活動する組織に分けられる。これらに基づき整理すると，第 3－50 図のとおり四つのタイプが存在した。

A の地域包括支援型は，行政からの資金受入や支援施策を活用して地域の関係者が一体となり移住者を受け入れる組織である。具体的には地域づくりを行う地域住民組織のような例が当てはまり，構成メンバーは各集落等から選挙や持ち回り等で選ばれ，役職が割り振られる。

B の特定目的支援型は，特定の目的を持った団体が，仲間形成等の目的で，地域への適応性等を判断しつつ，移住者の仕事や住居探しの世話をしつつ，移住者を受け入れる組織である。自治体の移住支援施策の有無にかかわらず活動し，必要であれば自分たちでお試し住宅や職業研修制度を持ち，移住希望者を受け入れているような事例を指す。農山村での起業やそれによる雇用創出に特化した組織等もある。そこでは，地域の課題を見つけ出し，新しい仕事や雇用を作り出す役割が期待されている。

C の行政業務受託型は，移住者受入れに関する業務を行政から受託し，自治体職員が業務外となる週末でも移住希望者を地域に案内し，住居や仕事の探索，空き家バンクの登録・整理，幼稚園や小学校の見学，就職先候補地訪問等を業務として実施する。また各種移住支援イベント開発・実施等を議会や市町村の承認を得ずに年度内でもスピード感を持って取り組む。広義にとらえれば，移住コーディネーター・移住相談員等の名称で，自治体から移住希望者・移住者の相談にのる仕事の委託をされる単独の者も含むことができる。

D のボランティア支援型は，自治体の行政施策では不足している部分についてサポートする取組を行っている組織である。具体的には自治体に移住コーディネーター等がない場合に，移住希望者の地域案内や不動産探し等を行ったり，建築関係の業者がボランティアで移住者を迎える空き家の修理をしたり，有志で室内清掃を手伝ったりする。先輩移住者が移住希望者の移住相談に乗り，地域の情報を提供する場合も含む。また，場合によっては，地域住民からの同調圧力からの緩衝材の役割を果たすこともある。



第3-50図 調査市町の移住支援組織の分類

資料：筆者作成。

次に、調査により明らかとなった移住支援組織を、首都圏近郊、三大都市圏近郊、遠隔地の順に第3-54表で一覧にした。

調査した5県はいずれも多数の移住者が来ているが、市町村単位では移住者の増減が異なり、また同じ市町村内でも市町役場の移住担当者へのヒアリングでは地区によって増減が異なることが見受けられた。表の中で移住者トレンドとは、市町村移住担当者による調査時点での直近数年の移住者の増減傾向をヒアリングして回答してもらったものである。全体として、移住支援組織のない市町村では、移住者数の増減のトレンドにおいて減少傾向となっている可能性が示唆されたが、移住支援組織の有無や類型には、次のような地域性がみられ、特に首都圏近郊では移住支援組織の移住者に与える影響は以下に述べるように小さいと考えられた。

首都圏近郊型の二つの自治体ではCの行政業務受託型の移住支援組織が一つしかなかった。これは、首都圏から近く、移住支援組織がなくともある程度の移住者がやってきていたこれまでの状況を表していると考えられた。「首都圏近郊」ということは、観光地が立地しやすく、製造業を誘致しやすいことを意味し、白樺湖等の観光地がありセイコーエプソン(株)の城下町である茅野市を含む諏訪圏や、新宿から特急2時間余りで住居の3分に1が主に首都圏在住者の別荘という北杜市では、移住するための不動産物件や仕事を自力で探す環境がある程度存在していた。そのことは、茅野市を含む諏訪圏6市町村の移住支援組織「諏訪圏移住相談センター」の事務所を宅地建物取引業協会が提供し、移住コーディネーターが仕事等の相談に乗り、協会で紹介できる不動産物件の紹介もしていることから伺えた。不動産売買では物件価格に対して売主、買主の双方から3%の計6%の仲介手数料が得られるが、物件価格が高い契約が一定の規模で存在しないと民間業者が関与するのは難しい。

これらの地域では事務所を提供してもそれほど負担にならないほど、紹介できる物件と移住者の数が多い可能性がある。

三大都市圏近郊型の五つ自治体には、A：地域包括支援型、B：特定目的支援型、C：行政業務受託型、D：ボランティア支援型の4タイプ計八つの組織と官による移住支援組織が見られた。B：特定目的支援型の組織があった2自治体（白川町、和気町）では、ある程度の数の移住者の定住が進み、地域の活動を担うことで、地域住民における移住者受入れの意識が醸成され、自治体が後追いで移住支援施策を充実させる流れにつながるという動きが見られた。一般的に、首都圏近郊型の市町村に比べて三大都市圏近郊型の自治体では、企業の本社や製造業の拠点が立地しづらく、給与水準の高い仕事や、希望の職種での仕事の確保が難しいことが考えられる。また賃貸や売買が可能であっても様々な理由で不動産市場に出てこない住宅も存在すると考えられる。見られた4タイプの移住支援組織では、移住者だけでは見つけることができない仕事や住居を探したり、交渉したりすることで移住支援を行っていた。ハローワークには募集が出ていなくても有機農業をやりたかったり、仕事を探したい、田舎暮らしがしたいといった相談者が来た際に、人となりを見て判断しながら、指導してくれる農家を探したり、就業候補先を見学しマッチングしたり、幼稚園や小学校を移住希望者と一緒に見学したり、片付いていない荷物を片付けてもらい住居を確保したりといったことを行っていた。

移住支援組織がありながら移住者数のトレンドに減少傾向が見られる飯田市は、人口約10万人の市内に地域自治組織が20あり、その中で地区Cが移住者を積極的に受け入れていた。地区Cの人口は約1,600人で市南部の山間にある小規模な地区である。市中心部とは状況が異なり人口減少が急激に進んでいるため、移住者の受入れが進んでいた。

遠隔地型の二つの自治体のうち雲南市には、A：地域包括支援型、B：特定目的支援型の二つの移住支援組織があった。このうち、B：特定目的支援型の組織は、社会課題を明確化し、起業・雇用を創出する目的を持っていた。首都圏近郊や三大都市圏近郊から遠い自治体で、求人数や給与水準等で劣るが、起業・雇用創出型の移住支援組織があることで人材が多く集まり、移住につながっている傾向が見られた。また、A：地域包括支援型の移住支援組織では、起業・雇用創造型の組織から供給される人材を受け入れ、活躍の場を提供していた。

遠隔地では、都市のような社会インフラ、雇用や収入を求めてやってくる移住希望者は多くない。移住希望者の多くは、地域の課題を解決する社会起業家、ライター等働く場所を選ばない個人事業主、農家民宿経営希望者、有機農業実践希望者、自伐林家希望者等、手に職を持っていたり、移住してから自分で仕事を作り出したりして田舎の生活を続けたい者等である。地域外から流入した移住者が、遠隔地型の農山村において起業を実現するためには、地域資源の利用や施設や顧客の確保といった点で、地域コミュニティの理解や協力が不可欠である。両タイプ（A・B）の移住支援組織は、このような面で移住希望者の移住を後押しするものと考えられる。なお、雲南市と吉賀町では、いずれも移住支援施策を担う部署に移住コーディネーターを配置し、移住希望者への相談対応や、関係者との仲介・調整業務を担っている。遠隔地では地域住民の高齢化や人口減少が進み、三大都市圏近郊と比べ生産年

齡の住民や移住者の割合が少ない中で、相対的に不足するマンパワーを補うために、自治体
が移住コーディネーターの役割を直接担う必要がある現状を反映しているものと考えられ
る。

第3-54表 調査市町の移住支援組織一覧

	3タイプ 分類	人口 (2015)	移住数トレンド (2016-17)	移住支援 組織名	設立	組織形態	タイプ
北杜市	首都圏 近郊	45,111	増加傾向	-	-	-	-
茅野市		55,912	増加傾向	(官民)諏訪圏移住相談 センター	2016年	任意組織	行政業務受託型
大町市		28,041	横ばい・減少	-	-	-	-
飯田市		101,581	減少	(民)地区Cまちづくり 委員会※	2007年	地域自治組織	地域包括支援型
白川町		8,392	増加傾向	(官)白川町移住・交流 サポートセンター	2015年	町役場内組織	-
				(民)NPO法人O	2011年	NPO法人	特定目的支援型
				(民)Mトマト部会	1980年後半	任意組織	特定目的支援型
高梁市	三大都市 圏近郊	32,075	増加傾向	(民)地区H定住推進協 議会	2008年	地域自治組織	地域包括支援型
				(民)地区Uまちづくり 推進委員会	1992年	地域自治組織	地域包括支援型
				(民)地区U移住支援グ ループ	2012年	任意組織	ボランティア支援型
				(民)一般社団法人H	2016年	一般社団法人	行政業務受託型
和気町		14,412	増加傾向	(民)シェアハウスY	2011年	任意組織	特定目的支援型
雲南市		39,032	増加傾向	(民)NPO法人OC	2014年	NPO法人	特定目的支援型
	遠隔地			(民)地区K振興会	2008年	地域自治組織	地域包括支援型
吉賀町		6,374	減少	-	-	-	-

注. 飯田市の地区Cまちづくり委員会については、今回は調査できなかったが、移住支援の活動は行っており、表に含
めた。

資料：筆者作成。

ここでは、市町村や更に小さな範囲（地区）で活動する組織を対象に類型化を試みたが、
島根県のように県全体にまたがり活動する移住支援組織「ふるさと島根定住財団」を持つこ
ともあり、また各県では県の中に官営の移住支援組織を持ち、大都市圏でセミナーを実施し、
移住者を勧誘している場合もある（第3-55表）。このような県の移住支援組織は、移住希
望者がいた場合に、各市町村役場の移住担当者に移住希望者をつないだり、さらにそこから
市町村の移住支援員が対応したり、各市町村内の移住支援組織に役場の職員から相談が行
われたりするという流れになっている。実際に、移住希望者が移住場所を決める際には、市
町村や更に小さな範囲で活動する移住支援組織での対応が最終的な決め手になると思われ
る。

第3-55表 各県における移住支援（2016年（平成28年）度末時点）

	山梨県	長野県	岐阜県	岡山県	島根県
移住者数トレンド	増加傾向	増加傾向	増加傾向	増加傾向	増加傾向
人口（2015）	834,930	2,094,452	2,032,533	1,921,525	691,931
専門部署開設	2014年	2016年	2009年	2016年	1992年
専門HP	甲斐適生活	楽園信州	ふふふぎふ	おかやま晴れの国ぐらし	くらしまねっと
移住支援組織	やまなし暮らし支援センター（ふるさと回帰センター内, 2013）	長野県移住・交流センター（2012）	清流の国ぎふ移住・交流センター（ふるさと回帰センター内2015, 名古屋2016）	ふるさと暮らし情報センター（ふるさと回帰センター内, とっとり・おかやま新橋館内（2014））	ふるさと島根定住財団（1992）
出先窓口	有楽町（2013）	有楽町（2012）, 銀座（2014）, 名古屋（2013）, 大阪（2013）	有楽町（2015）, 名古屋（2016）, 大阪（2016）	有楽町（2012）, 新橋（2014）, 大阪（2012）	にほんばし島根館（2003）, 島根県大阪事務所, 島根県広島事務所

注. 移住者数トレンドは、県の移住担当者にヒアリング調査をした際に最近数年間の移住者数の増減傾向を訪ねたもの
資料：筆者作成。

5. この章のまとめ

移住支援組織によって有機農業のIターン新規就農者を継続的に受け入れている例では、兵庫県丹波市、島根県浜田市など（NPO法人有機農業参入促進協議会，2018）が報告されている。また、広島県安芸太田町では、住民が移住支援を行うNPO法人を設立し、土建業者、水道工事店、森林組合などの団体がメンバーとなり、それぞれの得意分野を活かしながら、空き家の調査・家主との交渉、建物改修などを行って、4年間で12世帯56人が移住している例（NPO法人上殿未来会議，2014）もある。徳島県における人口移動モデルから、地域に農業支援センターのような移住者受入組織があることで、UJIターン増加に正の影響を及ぼしている例も報告され（阿部ら，2009），加えて人間関係や居住環境の魅力が移住の要因として挙げられている（阿部ら，2010）。

先に移住した者が、新しく移住しようとしている者に対する移住支援組織の一員となり、地域の農産物の6次産業化の推進に新旧の移住者が好影響を及ぼしている例や（衛藤，2017），外部から移住した人材が、その後に移住支援組織的な役割を担うことになった場合に、さらなる移住者を呼び込む効果や、新しく来た移住者と地域住民とを結びつける効果を果たしたり、それにより、地域住民が更なる移住者を受け入れる態勢を整えたりする方向に進むことを指摘している例もある（中尾・平野，2016）。

徳島県美波町の伊座利地区では、求める移住者増をはっきりと地域で共有し、移住希望者

の中から、集落のコミュニティを維持してくれそうな若者や家族連れの移住者を、地域の住民が選んでいる。このような、新規移住者を「選ぶ」システムは現時点までに大きな問題が起きていない（齋藤ら，2011）。自治体の窓口が移住希望者への移住相談を一手に引き受けた場合には、全ての移住希望者に等しく情報を提供し、空き家や仕事確保などに等しく機会を提供することが求められるが、一方でそうした場合には、不審者や前科者、家族や社会と縁を切り末期の病気を隠してくる者など、地域側には受入負担の大きい者を受け入れることもあり、実際に筆者の現地調査では、幾つもそのような事例を聞くことができた。総務省地域力創造グループ地域自立支援課（2013）でも同様に、自治体が移住窓口を担当していると、公平性を重視しながら、移住希望者の先着順や抽選などで空き家や仕事などを紹介せざるを得ないが、NPO 法人や地域組織が窓口になることで地域に必要な人材を確保することができると述べている。

以上のような点から移住支援組織の役割（メリット）として、筆者は以下の3点を挙げることができると考える。

（a）移住者には見つけることのできない仕事や住居等が、移住支援組織を通じて見つかることがある。

実際に現地で移住者にヒアリング調査をすると、貸すつもりのない家が貸出される、募集していない職場に採用される、ないと思っていた農地が見つかる、大変だと思っていた空き家内の改修や家財道具の整理に目途がつく等々、空き家バンクやハローワークには掲載されていないが、移住支援組織を通じて仕事や住居を獲得できたという話が大変多かった。

（b）地域が受け入れる移住者を選別する役割を果たす。

自治体の窓口では、地域の最も望ましい移住者を移住希望者の中から選んで地域に紹介・移住するということができない。移住先で地域の人と良好な関係を築ける性格を持っているかどうかといった点を移住支援組織の複数のメンバーで確認してから、移住支援を行うことができる。金銭的・社会的・精神的等の様々な問題を抱えて前住地を離れて来た者の中には、移住先で大きなトラブルを引き起こすこともあり、総務省これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会第1回（2016）の議事概要では委員から「移住者が入ってきて良かった面と悪い面を整理する必要があるのではないかな。全ての移住者が入ってくるのが良いことではなく、地域が必要とする人は入ってくるとしても、不要な場合は規制が必要ではないか。それは国がやるのか、あるいはもしかすると、ふるさと住民票とか何かの関所的な制度によって、悪いものは未然に見えてくるとか、そういうものが必要ではないか」との発言もあった。つまり、移住者は基本的に歓迎されるのだが誰でもいいわけではなく、例えばコミュニティ活動の活発な地域や行政サービスの多くを住民で補っているような地区では望ましい移住者がおのずと明らかになる。

（c）フレキシブルに移住希望者を案内できる

移住希望者は仕事を持っているサラリーマンも多く、土・日や祝日を利用して移住候補地を訪れるが、土・日や祝日は、行政組織が閉まっており、自治体職員は地域の紹介や案内ができないことも多い。また、行政の担当課での対応では、職員の数年ごとの異動により、移

住を受け入れる各地区の住民と行政との関係が途切れ、必要なときに移住者に必要な情報、地域の役職者や世話好きな人との引き合わせなどができない場合がある。移住支援組織ではそのような制約がない。

地域に人口減少、少子高齢化、買物難民、鳥獣害などの何らかの課題があるときに、行政による地域住民への一方的なサービスの提供、例えば IT リテラシーがないにもかかわらず高齢者全員にタブレット PC を提供し高齢者見守り医療体制を整えるなどの一方的な対応では押し付けとなるだけで解決しないことも多く、行政と協働し、課題に関わる地域住民が関与する地域内組織を作ることは有効な手段になり得る。「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 改訂版及び 2016 改訂版）」では、平成 32 年までに地域運営組織を全国で 3,000 団体形成することとしており、2017 改訂版からは目標を 5,000 団体に上方修正した。そのために各府省庁による様々な財政措置が講じられている（地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議，2016）。ここで地域運営組織とは、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 改訂版）」において、「持続可能な地域をつくるため、「地域デザイン」（今後もその集落で暮らすために必要な、自ら動くための見取り図）に基づき、地域住民自らが主体となって、地域住民や地元事業体の話し合いの下、それぞれの役割を明確にしながら、生活サービスの提供や域外からの収入確保などの地域課題の解決に向けた事業等について、多機能型の取組を持続的に行うための組織」と述べられている。まち・ひと・しごと創生本部（2016）では地域運営組織を「地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織」とかかかれている。地域運営組織は、行政による財政支援等の支援が得られ、本報告の例では、岡山県高梁市の 2 組織や長野県飯田市の組織に当たる。

実際には、特に本調査で遠隔地に分類されるような市町村では、組織を運営する人材が地域内に存在しなかったり、人材育成が必要であったりすることもあり、すぐに組織的な移住支援ができるわけではないが、ボランティア支援型（第 3－50 図）のような形で有志が始めることは可能である。また地方創生、地方活性化を目的に、地域おこし協力隊、集落支援員、地域おこし企業人、外部専門家などのさまざまな制度があり、地域にない人材や知見を獲得することができる状況にある。

注（1）岐阜県『『清流の国ぎふ』創生総合戦略』2015 年を参照。

（2）本節の記述内容は、岐阜県で現地調査を実施した平成 28 年度時点でのデータに基づく。

（3）現在は廃止。

（4）現在は廃止

（5）現在は廃止。令和 2 年から「ぎふ農業経営者育成発展支援事業」にて支援。

（6）「平成 28 年度第 1 回ぎふ創生県民会議 移住定住推進部会」（平成 28 年 8 月 26 日）資料を参照。

（7）本節の記述内容は、島根県で現地調査を実施した H28 年度時点のデータに基づく。

- (8) 2014 年度までの I ターンの定義は、「市町村等の支援を受けて、県外から島根県に転入し、かつ定住する意志のある者」であった（島根県地域振興部しまね暮らし推進課での聞き取り調査時（2016 年 11 月）の配布資料より）。2015 年度以降は、次のとおり変更された。「県外転入者のうち、「転入市町村に 5 年以上住む予定があり、島根県に居住経験がある」と回答した世帯は、転入世帯員全員を「U ターン」に、「転入市町村に 5 年以上住む予定があり、島根県に居住経験がない」と回答した世帯は、「I ターン」として集計」（オープンデータおろしまね【島根県】U I ターン者数の実績 <https://shimane-opendata.jp/db/dataset/080011>（最終閲覧日 2020/08/21 より））。
- (9) 本節の記述内容は、基本的には飯田市で現地調査を実施した 2016 年度時点でのデータに基づく。ただし、移住支援施策については、2017 年度末のデータに更新している。
- (10) 2019 年 3 月には 20 地区全てで独自の基本構想が策定された。
- (11) 「結いターン移住定住推進室」（2019 年 4 月、機構改革に伴い市民協働環境部内に設置）によると、近年、同室の窓口を介した移住件数が増加傾向にある。2019 年度の実績は、54 件 114 人（U ターン 23 件 44 人、I ターン 31 件 70 人）で、「結いターンキャリアデザイン室」からの実績を含め、過去最高となっている。こうした状況の変化やその背景については、今後さらなる調査分析が必要である。
- (12) 平成 28 年から地方創生課に名称変更。その後、平成 30 年にまち経営課へ再度の名称変更。
- (13) 和気町産業振興課での聞き取り調査（2018 年 2 月）より。
- (14) 2017 年 1～12 月の実績（和気町まち経営課提供資料より）。64 世帯の世帯主の年齢をみると、20 代が 12 世帯、30 代が 22 世帯、40 代が 11 世帯となっている。
- (15) 2017 年 1～12 月の実績（和気町まち経営課提供資料より）。64 世帯における都道府県別移住前の居住地をみると、関東地方が 24 世帯、関西地方が 21 世帯、中国地方が 7 世帯の順で多くなっている。
- (16) 本節の記述内容は、吉賀町で現地調査を実施した 2016 年度時点でのデータに基づく。ただし、移住支援施策については、2017 年度末のデータに更新している。
- (17) このうち 1 名は 2016 年 9 月に退職したため、聞き取り調査の時点では 1 名のみで活動。東京都出身の 30 代女性（3 章の世帯 NO.17）。

〔引用文献〕

- 阿部正太郎・近藤光男・近藤明子（2009）「転入受け入れ体制が UIJ ターン人口移動に及ぼす影響に関する研究」『第 40 回土木計画学研究発表会・講演集』。
- 阿部正太郎・近藤光男・近藤明子（2010）「地方圏への UJ I ターン人口移動の要因分析と促進施策に関する研究」『土木計画学研究論文集』27(2)：219-230。
- 衛藤彬史（2017）「移住・定住促進と 6 次産業化推進の相補関係―職と住の一体的な支援を担う地域活動団体を事例に一」『農村計画学会誌』36（論文特集号）：217-222。
- NPO 法人上殿未来会議（2014）「4 年で 12 世帯 56 人が移住 住民 NPO で空き家あっせん：広島県安芸太田町・NPO 法人上殿未来会議（もの申す『市町村消滅論』に異議あり）」『季刊地域』19：100-103。
- NPO 法人有機農業参入促進協議会（2018）『平成 29 年度オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業報告書』。

- 公益財団法人ふるさと島根定住財団（2012）「財団の20年」.
- 国土庁地方振興局（1998）『UJI ターンの円滑な推進のための基礎調査報告書』.
- 近藤光男・青山吉隆・高田礼栄（1995）「地方圏内における人口の社会移動分析」『土木計画学研究・論文集』12：171-178.
- 齋藤友里絵・真田純子・山中英生（2011）「過疎地域における集落の持続可能性に着目した新規移住者受け入れシステムに関する研究」『土木計画学研究・講演集』43：1-7.
- 佐藤真弓（2018）「農山村における新規居住者の地域人材としての『二面性』—長野県飯田市の地域住民組織を事例とした活用可能性—」『農林水産政策研究』28：1-24.
- 鈴木健史・森尾淳・内山久雄・寺部慎太郎（2011）「広島県における UJI ターンの要因に関する研究：地域の特徴、UJI ターンの支援施策からみた分析」『都市計画論文集』46(3)：325-330.
- 住田和則・渡邊貴介・羽生冬佳（2001）「地方自治体における UI ターン施策に関する研究」『都市計画論文集』36：355-360.
- 総務省（2017）『地域おこし協力隊・集落支援員・復興支援員・外部専門家・地域おこし企業人』,
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000073.html（2019年4月1日参照）.
- 総務省地域力創造グループ地域自立応援課（2013）『多自然町村の持続可能モデルに関する調査研究報告書』.
- 総務省地域力創造グループ地域自立応援課（2016）『これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会（第1回）議事概要』.
- 垂水亜紀・藤原三夫・泉英二（2000）「徳島県山城町における定住促進政策の展開と成果」『林業経済研究』46(1)：57-62.
- 地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議（2016）『地域の課題解決を目指す地域運営組織—その量的拡大と質的向上に向けて—最終報告』.
- 中島正博（2014）「島根県海士町の取組みから見た定住政策の課題」『経済理論』376：83-101.
- 中尾裕幸・平野正樹（2016）「地域サポート人材の定着とその支援のあり方について：地域おこし協力隊制度と地域社会のサステナビリティ」『岡山大学経済学会雑誌』47(3)：391-417.
- 藤代正樹（2016）「移住・定住の取組事例紹介（その1 岡山県）」『和歌山社会経済研究所報』82：31-36.
- 牧山正男・平林藍・細谷典史（2014）「東日本における市町村主体の移住促進を目指した取組」『農村計画学会誌』33（論文特集号）：227-232.
- まち・ひと・しごと創生本部（2016）『地域運営組織を巡る状況』.
- まち・ひと・しごと創生本部事務局（2017）『移住・定住施策の好事例集（第1弾）』.

第4章 移住者による農的活動と移住プロセス

佐藤 真弓

1. はじめに

本章では、移住後に農業や、農村資源を活用した取り組み、具体的には6次産業化、食育活動、農産物のブランド化等（以下では、農的活動とする）に携わる移住者の事例を取り上げる。そして、各世帯における移住までの経緯と移住後の生活を記述し、移住者による農的活動と移住プロセスを分析する。

農的活動に携わる移住者の分析に当たって本章では、世帯の就労形態に着目する。移住（希望）者にとって、移住後にどのような仕事に就くかということは大きな関心事の一つであり、移住後の生活満足度や移住の成否を左右する重要な要素となる。農村への移住者の多くは、何らかの形で農的活動に携わりたいと考えている。しかし、一般的に移住者が農的活動によって生計を立てることは容易ではない。とりわけ、本稿において分析対象とする30～40歳代の移住者は、子育て期に当たり、移住後の経済的な自立が課題として現れやすい。そのため農的活動に従事する移住者（世帯）の就労形態は、実際には、農的活動に専門的に従事する世帯から、副業として農的活動に取り組む世帯まで幅広い。このような移住者（世帯）の就労形態には、移住者が農的活動を取り入れた生活をどのように実現しようとしているのか、その一端が現れているものと考えられる。本章では、農的活動に携わる移住者（世帯）の多様な就労形態に着目し、就労形態と農的活動及び移住プロセスとの関係を分析する。

本章の構成は以下のとおりである。まず2節において、事例世帯を対象とした聞き取り調査の結果を、「移住までの経緯」及び「現在の生活」に分け、記述する。分析対象世帯は本プロジェクトで調査対象とした5県9市町のうち、筆者が現地調査に参加した3県6市町の16世帯で（第4-1表）、2016年度から2017年度にかけて、それぞれ平均1時間半～2時間程度の聞き取り調査を実施した。その上で、3節において、これら事例世帯を移住後の就労形態別に類型化し、農的活動の特徴を整理する。続く4節では、これら移住者世帯がどのような選択を経て移住地を決定したのか、そのプロセスとその背景について、各世帯の就労形態にも着目しながら整理、分析する。最後に5節において、以上の分析結果をまとめる。

第4-1表 事例対象者の概要

世帯NO	1	2	3	4	5	6	7	8
県	長野県	長野県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県
市町村	茅野市	飯田市	高梁市	高梁市	高梁市	高梁市	高梁市	和気町
性別※	男	男	男	男	女	男女	男女	男
移住時期	2012年	2015年	2012年	2017年	2014年	2017年	2015年	2013年
年齢	40代	40代	30代	30代	40代	40代	30代	40代
家族構成	夫婦	夫婦と子	夫婦	単身	夫婦と子	夫婦	夫婦	夫婦と子
前居住地	千葉県	愛知県	京都府	岡山県	神奈川県	兵庫県	岡山県	東京都

世帯NO	9	10	11	12	13	14	15	16
県	岡山県	岡山県	島根県	島根県	島根県	島根県	島根県	島根県
市町村	和気町	和気町	雲南市	吉賀町	吉賀町	吉賀町	吉賀町	吉賀町
性別※	女	男女	女	女	女	男女	男	女
移住時期	2012年	2017年	2014年	2012年	2008年	2013年	2016年	2010年
年齢	40代	30代	30代	30代	30代	30代	40代	40代
家族構成	夫婦と子	夫婦	夫婦と子	単身	単身	夫婦と子	夫婦と子	夫婦と子
前居住地	東京都	埼玉県	島根県	大阪府	山口県	広島市	東京都	広島市

資料：ヒアリング調査（2016年度～2017年度）より著者作成。

注：性別（※）は聞き取り対象者の性別を示す。

2. 事例対象世帯における移住経緯と現在の生活

（1）世帯 NO. 1（長野県茅野市，40代男性）

1）移住までの経緯

茅野市で農業を営む1-a氏（40代，男性）は，2012年に妻とともに千葉県から茅野市A地区へ移住した。1-a氏は愛知県，妻は静岡県出身である。

前職は大学職員で，野球部の監督をしていた。移住を具体的に考えるようになったきっかけは，幼少期から30年以上続けてきた野球で結果を残せたことであった。「もういいだろう，好きなことをやれるな」と思った。茅野市近辺には，移住前から夫婦でよく遊びに来ており，自然環境や生活の利便性を気に入っていた。そのため，移住先として茅野市を選んだことは自然の流れであった。また，移住後には企業に就職する選択肢はなく，農業をやってみたいと考えた。

移住や就農に当たっては，妻よりも1-a氏本人の意向が強かったが，妻もA地区に何度か足を運ぶうちに理解を示してくれた。就農に関しても，当初は難色を示していたものの，現在は夫婦で農業に従事するとともに，妻は加工品の製造に熱心に取り組んでいる。長野県が主催する「NAGANO 農業女子」のメンバーにもなっている。

移住先を具体的に検討する際に，最初にとった行動はインターネットを使った情報収集であった。その中で，長野県内で新規就農希望者を対象としたイベントが開催されることを知り，まずはそこに参加した。そこで県内の農業法人を紹介してもらい，研修の手はずが整った。そして，農業法人での10か月間の研修を経て，茅野市での就農に至った。茅野市での就農を決めた理由は，研修先の農業法人から距離が近かったこと，また条件に合う住居が見つかったことによる。住居の確保は，地元の不動産屋を頼った。

2) 現在の生活

1-a 氏夫婦は、現在、パセリ、ブロッコリー、水稻等を栽培し、農協に出荷している。特にパセリは初期投資が比較的少なく、地域全体での生産量が減少しており、農協から栽培を勧められた。栽培方法に関して分からないことがあった場合には、農協や近隣農家が相談に応じてくれる。

設備面では、ハウス 3 棟及び育苗用ハウス 1 棟に加え、トラクターや荷物を収納するための作業小屋 3 棟を所有している。農機具の一部は近隣農家から中古品を譲り受けた。最初は貯金を崩して生活していたため、農業資材になるべくお金をかけたくなかった。

農地面積は当初の 40a から 2017 年には 1.5ha に拡大する予定である。最近では、周囲の高齢農家から農地の管理を頼まれることがあるが、ようやく夫婦 2 人での経営が軌道に乗り始めてきた現状では、人手が足りないため断っている。ただし今後、人を雇用するようになれば、もう少し規模を拡大できるのではないかと考えている。

現在、世帯収入の 9 割以上を農業が占めている。収穫及び出荷時期は 5 月後半から 11 月前半にかけてで、農繁期は朝 4 時半から 19 時頃まで、休日もなく働く。その他の時期は、17 時から 18 時頃に作業を切り上げることが多い。農閑期の冬場には趣味と実益を兼ねたスキー場でのインストラクターのアルバイトや旅行をして、気分転換を図っている。

独立就農に際しては、農水省の青年就農給付金を受給した。また、トラクターの購入には経営体育成支援事業を活用した。その際、茅野市は隣接する市町村に比べ新規就農者が少ないこともあり、支援が手厚いと感じた。

その一方で、現在の就農支援制度全般に対しては、次のような感想を持つ。「(支援が) 手厚すぎるかもしれない。最初だけ支援するのがいいと思う。そうじゃないと(補助金に) 頼ってしまい、後からつらくなる。そうなって、農業を離れてしまう人も実際に見てきている」と話すように、就農準備や経営開始当初の自立支援に向けた環境整備に絞る重要性を指摘する。

近隣関係について、1-a 氏自身はその重要性に理解を示しており、特別な負担は感じていない。「近所の人には積極的に話かけて、分からないことは自分から聞くようにしている。自分はお年寄りの話を聞くのが好き。畑を貸してくれた人や周辺のパセリ農家の人も分からないことを教えに来てくれた」。

現在夫妻は、圃場とは別の地域に一軒家を借りて生活している。市内の中心部ということもあり、自治会の活動は余り活発ではない。その中で、1-a 氏は隣組の組長をしているが、それ以外の役は今のところまわってこない。その他の地域行事、例えば「どぶろく祭り」や「パン作り」等に参加するのは専ら妻である。

移住に際し、住む場所については慎重に検討した。先行移住者から「ゴミ出しでトラブルがあり、嫌な役が回ってきた」といった話を聞いたこともあり、まずは比較的「よそ者に寛容な地域」として町の中心部や別荘地帯で物件を探したという経緯がある。

農協ではパセリ、セロリ、ブロッコリーの各部会に所属している。今年は、パセリ部の地区代表に加え、集荷場の役員を引き受けた。実際に就農をして、既存の農法がこの土地に合

った最も合理的な農法であると分かった。新規就農者が独自の農法に走ってしまうと、この地域で農業を続けていくことは難しいと感じている。

なお、移住者同士の特別なネットワークはないが、スキー場ではよく出会い、交流している。

1-a氏は、現在の生活に全く不満はなく、移住して良かったと心から思っている。「水はきれいだし、いろんな意味で健康になった。友人も前より増えた。スキー等のレジャーにも誘ってもらえる。充実感がある」と、現在の生活環境や交友関係を評価する。今後も当地に住み続け、近い将来には、家の購入も検討している。

(2) 世帯 NO. 2 (長野県飯田市, 40代男性)

1) 移住までの経緯

2-a氏(40代, 男性)は、2015年に妻子とともに愛知県から飯田市B地区に移住した。結婚前から農業や田舎暮らしに興味があり、10年程前から実際に移住先を探し始めていた。昔から、「男性特有のフロンティアスピリッツみたいなもので、開拓するのが好きだった」。そのような折、不動産会社のWebサイトで現在居住している古民家が山林と農地付きで販売されているのを見つけた。その後、何度か通っているうちに、妻もこの地を気に入り、移住を決意した。

移住先の候補地は、当初、長野県内の他地域であり、飯田市のことは「全く知らなかった」。しかし実際に足を運んでみると、「南アルプスや中央アルプスに挟まれていて、田園風景としては最高」と感じ、この地の風景も移住を後押しした。

2) 現在の生活

2-a氏は、現在1町7反の農地に、トウモロコシやピーマン、ニンニク等を作付けし、その一部を自分で販売している。

妻は、隣村の福祉施設に正規職員として勤務している。移住後に短期大学に通い、介護の資格を取得した。移住前は夫婦で就農することを考えていた。しかし、実際には農業だけで生活することは難しく、妻が農業以外の仕事に就いたという経緯がある。

2-a氏は、移住当初から隣組に加入し、集落活動全般に関わってきた。最初に集落の住民と知り合ったのは、物件を購入し、住宅や周辺整備のために前居住地から同地区に通いはじめた頃であった。市外に在住する地権者や近隣住民の世話で、草刈り等の区の行事に参加した。正式に組に加入したのは引っ越し後で、毎月の常会や親睦会、祭りや清掃活動等に参加している。現在は組の体育部長を任されている。

農作業は想像以上に重労働で、数カ所に分散している農地を管理するには手間がかかる。しかし2-a氏は、農業機械や住居の修繕をできる限り、自分の手で行う等、移住前から憧れていた農業や農家生活を楽しんでいる。

最近では、地区内で営農が継続できなくなった水田の耕作を依頼され、悪戦苦闘しながら米作りにも取り組みはじめた。今後は、近隣農家とともに農産物のブランド化に取り組みた

いと考えており、協力関係を築ける相手を探しているところである。

(3) 世帯 N0. 3 (岡山県高梁市, 30 代男性)

1) 移住までの経緯

3-a 氏 (30 代, 男性) は, 2012 年に妻とともに高梁市へ移住した。本人は京都府の出身で, 移住前は府内で働いていたが, 結婚を機に妻の実家がある高梁市への移住を検討し始めた。妻が近隣自治体の職員に採用されたこと, また高梁市で地域おこし協力隊員を募集していたことが移住を後押しした。

最も夫妻の高梁市への移住を後押ししたのは, これらの理由だけではなかった。3-a 氏が現在居住している C 地区の街並みを大変気に入ったことも高梁市への移住を決めた大きな要素であった。

2) 現在の生活

3-a 氏は, 移住後に様々な活動に取り組んできた。現在の主な活動内容は, 以下の三つに分けられる。

第 1 は, 農産物の加工・販売である。3-a 氏は, 地域おこし協力隊の任期終了後に商店を立ち上げ, 柚子胡椒等の地元食材を使用した辛味調味料の製造販売を行っている。3-a 氏は, 地域おこし協力隊の在任中から地元青年団とともに柚子を栽培し, 柚子胡椒を製造していた。そこで手応えをつかみ, 退任後にレシピを引き継ぎ, 起業した。

製造量は初年度の 200 個から大きく増加し, 4 年目に当たる今年度は 2 万個を目標としている。年間 3 万個を製造できれば, この事業だけで生計を立てられると見込んでいる。商品は, 市内の観光施設や直売所のほか, インターネットでも販売している。最近では, 県内他市町村や県外の取扱店舗も増えており, 製造が追いつかないこともしばしばある。3-a 氏はこの他に, 個人でチラシ作成等のデザイン関係の業務も請け負っており, 商店で扱う商品のパッケージや Web サイトの作成等も自身で手がけている。

第 2 は, 一般社団法人による移住支援の取組である。3-a 氏は, 地域おこし協力隊の任期を終えた 2015 年に高梁市から「移住コンシェルジュ」を委嘱された。翌年には, 同じく地域おこし協力隊として活動していた男性と一般社団法人を立ち上げ, 現在は法人として市からの業務を受託している。市との契約期間は 2 年で, 契約終了後には法人の事業として独立させることを目指している。なお現在は, 法人を一緒に立ち上げた男性が自身の事業に専念するため引退し, 同じく移住者で 3-a 氏の大学時代の後輩である 4-a 氏 (後述) と活動をともにしている。

主な業務内容は, 空き家情報バンク制度への物件登録と移住希望者を対象とした相談対応及び現地案内である。現地案内の件数は通常では月 1 ～ 2 件, 多くとも 5 件程度で, このうち 1 組程度が実際に移住する。

一般社団法人では, これまで以上に移住希望者のニーズにきめ細やかに対応するため, 試行錯誤している。例えば, 現地案内に関する業務においては「移住案内申込書」を導入した。

これまでは飛び込みでやってきた移住希望者に対しては十分な対応ができないことが多かった。問い合わせの段階で移住希望者の具体的なニーズを聞き出す仕組みを導入したことは、このような機会損失を減らすことにつながっている。加えて、移住希望の段階に応じた支援も可能となった。移住に対する意思が固まっていない来訪者に対しては、いきなり物件や関係者を紹介するのではなく、もう少し市内の様子を知ってもらうためのプランを提案するといった対応も取られている。

同法人では、この他に市内の有志メンバーを募って「空き家研究会」を主催している。同研究会の目的は、空き家に関する行政の取組や地域の課題について意見交換を行い、取りまとめた結果を行政に提案することにある。これまで、空き家情報バンク制度を紹介する Web サイトの改善案の提出や、各集落で移住者を受け入れる際の決め事を明文化し、それを移住者希望者に伝えるための仕組み作り等に取り組んできた。近年、空き家情報バンクの登録物件数の増加や家賃相場の下落等を背景に、行政の窓口を介さずに家主との直接交渉を経て、移住する人が増えてきている。その一部には、集落での生活ルールを守らず、地域住民とトラブルを起こすケースも出てきている。市の移住担当部署ではこうした事態を移住支援における課題と認識しているものの、行政として介入することは難しく、ここに同法人の果たす役割が見いだされている。

今後の自身の同法人への参画について 3-a 氏は、徐々に中心業務から外れ新しい人に席を譲りたいと考えている。それは、同法人を立ち上げた目的の一つは移住者に仕事を創ることであり、常に新しい移住者が業務に関わる循環を生み出すことが理想的であるという考えに基づいている。そのため各移住者は移住支援業務を本業とはせずに、あくまでも副業として関わっていくことが求められると考えている。

第 3 は、岡山県内で活動する NPO 法人への参加である。同 NPO 法人は、県内中山間地域の維持・発展を目的として、課題解決のための仕組みづくりの支援や地域を支える人材の育成等の事業を行っている団体である⁽¹⁾。3-a 氏は執行役として、近隣市町村の集落支援に携わっている。

(4) 世帯 NO. 4 (岡山県高梁市, 30 代男性)

1) 移住までの経緯

4-a 氏(30 代, 男性)は、2017 年に岡山市内から高梁市へ移住してきた。現在は、上述の一般社団法人の一員として 3-a 氏とともに市の移住支援業務に携わりながら、自身の得意分野を活かした新たな事業の立ち上げ準備を進めている。

4-a 氏が高梁市へ移住を検討したきっかけを作ったのは、大学時代の先輩で、先に高梁市に移住していた 3-a 氏であった。二人はともに愛媛県で学生時代を過ごし、4-a 氏は大学院を修了後に県内で会社員として働いていた。4-a 氏が初めて高梁市を訪れたのは、岡山県内に転勤をした就職 2 年目の時であった。その頃、ちょうど 3-a 氏が地域おこし協力隊として高梁市で活動しており、イベントの手伝い等に出かけるようになった。その際、4-a 氏は高梁市の人や自然環境に対して、「面白い人がいっぱいいるな」、「自然がいいな」と

好印象を抱いた。愛媛県出身の4・a氏は、自然豊かな環境で子供時代を過ごし、大学・大学院では昆虫学を専攻し、害虫駆除の会社に就職するほどに自然や昆虫が大好きだった。そのため、高梁市の自然を満喫するために、一人でふらっと足を運ぶことも増えていった。一方で、当時会社員生活にひどく疲れを感じるようになっていたこともあり、地元に戻って転職をしようと考えていた。そのような話を3・a氏にしたところ一般社団法人の活動に誘われ、高梁市への移住を決めた。高梁市へ通っていた当初は移住等全く考えていなかったが、信頼する3・a氏からの誘いを受けた時、全く迷いはなかった。

2) 現在の生活

4・a氏は現在、一般社団法人の活動として市の移住支援業務を受託するとともに、起業に向けた準備に取り組んでいる。

まず、移住支援業務については、窓口対応、空き家バンクの登録、移住案内等の基本的な業務を担っている。このうち空き家バンクの登録については、該当物件に興味を持った移住希望者に対して、十分な説明ができるように、家主から連絡を受けると、市役所担当者による現地確認に同行し、家の状況や間取り等の情報を収集するようにしている。

次に、起業については、害虫駆除、養蜂、蜂の子の活用等を検討している。このうち養蜂は来春から開始できるよう巣箱の設置や花（ニホンミツバチを呼ぶキンリョウヘン）の植え付け及び栽培をしているところである。当初はこの（移住した年の）9月に始められるように準備をしていたが、蜂を呼び込むことができなかった。生き物を相手とするため、活動は季節の制約を受けるが、そこは覚悟している。

4・a氏は現在、市から家賃補助を受け、高梁市の中心部にアパートを借りて生活している。移住前から市内でも中心部から離れた自然環境が豊かな地域で生活をしたいと考えていた。しかしまずはアパートで生活しながら、住みやすく、自分のやりたいことができそうな場所を探すことにした。

(5) 世帯 N0. 5（岡山県高梁市、40代女性）

1) 移住までの経緯

5・a氏（40代、女性）は、2014年に神奈川県から夫と子供とともに高梁市へ移住してきた。東京生まれ東京育ちの5・a氏は、結婚後、夫の出身地である神奈川県内で生活していた。5・a氏が移住を検討したのは第一子の出産後のことで、自然が豊かな環境で子育てをしたいと考えるようになったためであった。ただし移住の時期については、引っ越しがそう容易ではなくなる、子供が小学校に上がるまでにはとやや長期的に考えていた。その計画を早めるきっかけとなったのが、東日本大震災の発生であった。移住前の自宅は海拔0m地帯にあり、震災後にマンホールが1m突き出る様子を目の当たりにした5・a氏は、恐怖心を抱き、一刻も早く移住したいと考えるようになった。

移住先を検討するために、最初にインターネットで情報収集を行った。その結果、岡山県に的を絞る、移住先を探すようになった。その理由は大きく二つあった。一つは、岡山県は

自然災害が少ない地域であると知ったこと、もう一つは、震災復興支援に携わる NPO 法人の活動が目にとまったことであった⁽²⁾。これらの情報を得たことで、5・a 氏は、岡山県ならば子供を安全に育てることができると判断した。

その後、東京で開催された移住相談会に参加し、そこで情報を得た幾つかの候補地を実際に訪問することにした。5・a 氏が高梁市を最初に訪れたのは、一家で移住する前年のことであった。その際、空き家バンクの状況等の情報を事前にインターネットで可能な限り収集し、現地に向かった。また、市の移住担当者には事前に現地での案内を依頼しておいた。

結果として、5・a 氏はその日のうちに高梁市 D 地区への移住を決意することになる。その際に、決め手の一つとなったのが、現地案内を担当した高梁市職員の対応であった。当初 5・a 氏は、入念に調べていた空き家バンクの物件を案内してもらうつもりで現地に向かったが、職員が真っ先に連れて行ったのは D 地区であった。そこで 5・a 氏は、移住のもう一つの決め手となった D 地区の代表者（D 地区センター館長と移住支援組織リーダー）に出会った。5・a 氏は、自身の移住に対する思いをしっかりと受け止めてもらうことができたと感じた。同時に、D 地区に対して、ここには「古き良き時代のおやじたちがいる」、「他人の子でも叱ってくれそうな、あったかいお父ちゃんたちがいるな」という印象を持った。これらが「ここで子育てがしたい」と強く思うことにつながった。もう一つ、同地区への移住の決め手となったことは、5・a 氏が「この風景にビビッと来た」と表現するように、D 地区の風景を大変気に入ったことであった。

2) 現在の生活

5・a 氏一家は、高梁市への移住後 1 年間は市が運営する「お試し住宅」で生活した。お試し住宅は、移住希望者が高梁市で短期間滞在する際に使用する住宅である。しかし 5・a 氏一家は、適当な物件がなかなか見つからず、その後に D 地区内で購入した古民家（後述）にもすぐには住める状態ではなかったことから利用が認められた。現在は、その古民家近くの空き家を借りて生活している。

5・a 氏は、2016 年に高梁市の地域おこし協力隊（起業型）に採用された⁽³⁾。協力隊に応募したきっかけは、移住前から対応してくれた市担当者からの紹介であった。現在は、近隣の古民家においてカフェを運営している。ここでは、地元農家の食材を使った料理を提供する他、農作業体験等のイベントを不定期で開催する。古民家カフェは、高梁市内にある人気イタリアンレストランの空き時間を活用したイベント営業という位置付けで、2017 年春から始めた。これらの活動には、ホテルでの接客業やリサイクルブティックの経営等の経験が生かされている。なお、古民家カフェの運営（や準備）は地域おこし協力隊の活動の一環であるが、店舗の開業や経営に関わる必要経費の多くは 5・a 氏個人及びイタリアンレストランの経営者が負担している。

地域おこし協力隊のもう一つの活動として、5・a 氏が購入した古民家を利用したイベント（例えば、屋根裏清掃等）の開催が挙げられる。5・a 氏は、古民家を住宅としてだけではなく、地域住民が集う場にしたいと考え、少しずつ改修作業を進めてきた。改修には、移住

者が家を購入若しくは改修する際に支給される市の助成金が一部当てられている。改修作業を行う中で、古民家に関心がある人たちとの交流が生まれるようになった。5-a 氏自身も古民家への関心が高まり、他の改修現場に出向き、見学や廃材探し、情報収集等を積極的に行っている。なお、これら 5-a 氏による一連の活動は、地元テレビ局によってドキュメンタリードラマ化された。

5-a 氏の夫は現在、岡山県の農業実務研修生として⁽⁴⁾、ピオーネを栽培する農業法人で研修を受けている。移住した翌年から研修が始まり、もうすぐ満期の 2 年を終えるところである。

中学卒業後一貫して建築関係の職人としての経験を積んできた 5-a 氏の夫は、移住後にはこれまでと異なる仕事をしたいと考えていた。妻の 5-a 氏が高梁市に足を運んだ際に、トマトとピオーネの生産がこの地域の主産業であると知り、農業に関心を持った。また偶然にも、移住前に他県産のピオーネを食べる機会があり、その味（甘さ）に感動し、ピオーネ栽培に取り組んでみたいと考えるようになった。移住前は家で仕事の話をするのは一切なかった夫であるが、ピオーネの研修が始まってからは、日々の研修先での出来事を楽しそうに話している。

とはいえ、研修後の独立就農に向けた準備は決して順調に進んでいるわけではない。当初は、研修終了後すぐに独立就農に向けた本格的な準備に入りたいと考えていたが、農地が確保できず断念した。研修期間には農地を確保することは認められておらず、一般的には研修先の農家が研修生のために農地を確保しておくことが多い。しかし 5-a 氏の夫の場合は、そのように話が進まず、研修終了後すぐに就農準備に入ることができなかった。そのため当面は、研修先から紹介されたピオーネ選別の仕事を短期間行う予定となっている。こうした経験をふまえ 5-a 氏は、研修後の独立就農までの準備を研修先農家に全面的に頼らざるを得ない現状の改善を希望している。

5-a 氏は、以下の 2 点から移住後の生活におおむね満足している。

一つは、「音がない」、「星がきれいに見える」、「蛍が飛んでいる」といった自然環境の良さである。この点については、特に子供たちの変化を通して実感してきた。子供たちは、ここへ移住する前は、土や虫、草むらを怖がり、森の中を歩くことすらできなかった。しかし現在は自然の中でのびのびと遊んでいる。そして蛍の飛ぶ星空を見ては、「世界がキラキラしているね」と言った言葉が自然と出てくようになった。そういう子供たちの様子を見ると、移住してきてよかったと思う。

もう一つは、移住後のライフスタイルそのものについてである。5-a 氏は、薪で風呂を沸かし、家の修繕や草刈りを自分たちの手で行い、頂きものの野菜で生活する現在の生活を、これまでの都会での「システムティックな生活」と比較し、「なまくさい生活」、「トトロライフ」、「原始的な家族の風景」等と表現し、積極的に評価する。

買い物についても、特別に不便を感じることはない。普段は商業施設がある地区で済ませることが多い。D 地区からは 40km 程あるが、信号が少なく渋滞もほとんどないため、移住前と比べ買い物にかかる移動時間はほとんど変わらない。

他方で、子育て環境に対する考え方をめぐって、近隣住民との間に温度差を感じることもある。5-a 氏夫妻は現在 D 地区外の保育園に子供 2 人を預け、土曜日や平日の延長保育も利用し、時には東京で暮らしている 5-a 氏の母親に助けを求めながら子育てをしている。D 地区には保育園がないため、地区外の保育園に子供を預けることは、共働きの 5-a 夫妻にとっては当然の選択であった。同時に 5-a 氏には、子供たちはいずれ地区の小学校に進学し少人数教育を受けることになるため、それまでは少しでも大勢の中で人間関係を学ばせたいという思いもある。これに対して、地区の住民の中には、地区の幼稚園に子供を通わせてほしいと考える人もおり、「せっかく子供を連れて家族で（移住して）来てくれたのに、何で D 地区の幼稚園に入らんの?!」と言われることもある。幼稚園から戻った後の世話を引き受けるから、地区の幼稚園に通わせたらどうかと提案されることもある。5-a 氏は、そのような申し入れをありがたく思うが、現実には手のかかる年齢の子供の世話を無責任に任せることはできないことも分かっている。

5-a 氏は今後、改修した古民家を自分たちの住居としてだけでなく、地域のために活用したいと考えている。その一つは、地元の子供たちや子育て中の親の居場所としての活用である。前述のとおり、5-a 氏は「田舎でのびのびと子育てがしたい」と思い、移住を検討し始めた。しかし実際に移住してみると、地元の子供たちが思いの外、自然の中で奔放に遊んでいるわけではないという印象を受けた。そのため古民家を使って、子供たちに農業体験や調理体験等を提供したいと考えている。5-a 氏はまた、古民家に地元食材を活用する場としての役割も期待している。さらに、現在取り組んでいる古民家の改修を地区での移住者の受入促進につなげたいと考えている。例えば、古民家の修繕過程を一般開放することで、この地区に関心を持つ人を増やしていきたいと考えている。

（6）世帯 NO. 6（岡山県高梁市、40 代男女）

1）移住までの経緯

6-a・b 夫妻（40 代）は、2016 年に E 地区へ移住してきた。夫（6-a 氏）は埼玉県、妻（6-b 氏）は岡山県の出身で、移住前は夫の転勤先である兵庫県で暮らしていた。夫妻はともに会社員で、夫は工学系の研究開発に、妻は商品開発にそれぞれ携わってきた。

二人は以前から田舎暮らしに関心を持っていたものの、それはあくまでも漠然としたものであった。しかし 40 代に差しかかった頃、「サラリーマン生活の将来が見えて来た」と感じ、次の人生を考えるようになったことで移住が具体化した。

移住先を選定するために夫妻は、最初に生計手段について検討した。就農を選択した理由は、第 1 に、サラリーマンという選択肢はなかったこと、第 2 に、夫妻は前職での経験から、移住後もものづくりに携わりたいと考えていたこと、第 3 に、しかし工業系の自営業を始めるには莫大な資金が必要であったこと、第 4 に、農業は一生現役で仕事ができると考えたこと等であった。

作目の選定に当たっては、まずはどんな作目ならば生計を立てることができるか、インターネット上で情報を収集した。その結果、葉もの野菜やエゴマ、米、花等が候補に挙がった。

次の段階として、自宅から通える範囲で準備が可能な地域に絞り、体験ツアーを探した。そして近隣の県が開催する体験ツアーに参加したところ、有力候補であった葉もの野菜の栽培には一定以上の面積が必要であり、収入が安定しにくいと知る。以前から農業で食べていくことは厳しいというイメージを持っていた6・a・b 夫妻は、そこで就農を一旦断念した。

しかしその後、岡山県ならば果樹で生計を立てられることを知り、再び就農先を探して、県内の果樹産地を見学して回った。その一つが高梁市の E 地区であった。結果として夫妻は E 地区へ訪問後すぐに移住を決めることになる。それは、研修先の農業者と出会い、実際に圃場を見学し、E 地区には「おいしいブドウを作るための条件がそろっている」と判断したためである。具体的には、果樹栽培に適した気象条件があること、果樹のブランド力があり新規就農者でも経営の見通しが立てやすいこと、また国の助成により団地の造成が進んでおり、土地の確保も容易であると予想されたこと等による。また市営住宅を借りることができ、住居の心配もなかった。そして、地域と関わりながら農業をしたいと考えていた6・a・b 夫妻にとっては、何よりも E 地区で受入体制が整っていたことは移住を決断する際に大きな判断材料となった。もちろん地域住民との付き合いは、実際に生活を始めてみないと分からない部分が大きい。しかし E 地区には先行就農者がおり、少なくとも新規就農者を排除するような体制ではないという安心感を抱いた。結果として、夫妻は E 地区とは「いいお見合いをさせてもらった」と話す。

就農に当たり夫妻は様々な研修制度を活用してきた。最初に受けた研修は、高梁市が E 地区において実施している1か月間の体験研修であった。その後、実務研修に移行し現在に至っている。

夫妻はまた、高梁市が主催する「ピオーネスクール」を受講している。これはブドウやトマトの栽培に興味がある市民を対象として、年に数回開催される講座で、技術研修の場であるとともに、他のブドウ栽培者との貴重な情報交換の機会となっている。

今後、実務研修の終了後には、国の新規就農制度を活用しながら独立就農を目指している。高梁市が造成した団地に、夫婦2人で作業が可能と言われている6反5畝（棚面積では5段）を借り受ける予定である。将来的にはハウスの増設も視野に入れているが、まずは経営を安定させるために、技術を向上させたい。その上で、ブドウ栽培を通して、地域ブランドの保持やその価値の向上にも貢献したいと考えている。

2) 現在の生活

夫妻の住居は、地区内にある市営住宅である。市営住宅は平屋で、築年数も浅く、とても環境が良い。そのため、しばらくは住宅の購入よりも、農業経営に資金を使うことを優先させたいと考えている。

移住後に近所付き合いは大きく変わった。結婚してからこれまで近所の人と交流する機会は一度もなかった。しかし現在は、草刈り、婦人会関係の手伝い、運動会、祭り等、一通りの地域活動に参加している。移住前からこうした近隣関係の変化を予想しており、大きな戸惑いはなかった。

買い物環境に不便を感じることはない。日常の買い物は生協の宅配を利用している。そこで買えないものはインターネットを利用する。

唯一、都会生活との差を感じたことは、テレビの視聴環境であった。この地域では、ケーブルテレビに加入しなければ、視聴できるチャンネルがごく僅かになってしまう。ただし、自分（6・b氏）のような「テレビがないと生きていけない」人は少数派で、テレビを余り観ない下の世代はインターネット回線での視聴で十分のようである。

E地区には6・a・b夫妻のような移住者が何組も生活しており、日常的な交流がある。まず、同じブドウ生産者とは、県の普及センターが主催する説明会等で頻繁に顔を合わせる機会がある。説明会に出席すれば、「みんなにも会える」という安心感がある。その他の移住者には祭りの準備等で出会う。他方で、市内他地区の移住者とはほとんど面識がない。

国の新規就農支援制度に対しては、新規就農者が就農準備に専念できる環境の整備を強く望んでいる。例えば、現行の制度では補助金を受給している間はブドウの木1本すら植えることができない。農業資材についても、鍬一本すら購入できない。また、研修期間中に農業関係のアルバイトが禁止されていることにも疑問を感じている。幸い6・a・b夫婦にはある程度の貯蓄があり、今すぐに経済的に困窮することはない。しかし仕事を辞めて移住した研修生一家の多くは、支給される手当てだけで生活することは難しい。特に研修初年度は国民健康保険等の負担額も大きく、手元に残る現金は限られてしまう。そのため夫婦どちらかが農業以外の仕事、例えば福祉施設等に働きに出るケースが多く見られる。本来であれば、研修期間中は、夫婦で農業に専念し、技術を習得することが理想であるが、こうした現状を鑑みると、農業技術を向上させながら、現金収入を得ることができる農業関係のアルバイトへの従事を認める制度に変更すべきではないだろうかと考えている。

（7）世帯 N0. 7（岡山県高梁市，30代男女）

1）移住までの経緯

7・a氏（30代，男性）は、2015年7月に妻（7・b氏）とともにF地区に移住してきた。夫妻はともに岡山県内の出身で、移住前は倉敷市内で服飾関係の加工・製造に従事していた。二人は会社の同僚で、移住と同時に結婚している。

夫妻が移住を検討するようになった直接的なきっかけは、7・a氏が結婚を機に転職を考えたことであった。7・a氏が自営業の家庭で育ったこともあり、自分で事業を起こしたいと考えていた。その中でも、身体を動かす仕事で、高齢になっても続けられそうな農業を選んだ。事業を始めるならば、投資しても早く返済ができる若いうちの方がいいと考えていたこともあり、迷いはなかった。テレビドラマの影響で小さい頃から田舎暮らしへ憧れを抱いていた妻も、こうした夫の提案に賛同した。

移住先の選定に当たり、夫妻はまずインターネットを使って、情報収集をした。そこで、岡山市で県主催の就農相談会が開催されることを知る。就農相談会では生計を立てられる作物を探し、最初に関心を持ったのがピオーネであった。さっそく県の普及センターから紹介された産地を見学したが、決めきれなかった。その後、同じく普及センターの紹介で訪れ

たのが、高梁市 F 地区であった。F 地区については、事前に情報収集をすることもほとんどしなかったが、実際に足を運んでみて、「フィーリングが合った」、「のびのびできそう」と感じ、ここでトマト栽培をすることに決めた。

2) 現在の生活

夫妻は、移住の前年から約半年間、毎週末 F 地区に通い、就農の準備を始めた。そして、会社を退職後、1 年間の実務研修を経て、2016 年に独立した。

現在の経営面積は 13a で、土地は研修先農家を通じて、近隣農家から借り受けた。今後は、新たに 2 軒の農家から農地を購入することになっている。まずはトマトで生計が立てられる規模の目安として県が示している 30a まで規模を拡大したい。

初期投資のうち、最も費用がかかったのはハウスの建設費であった。農機具は全て中古品で、新調したものはない。その際、F 地区での後継者の集まり（詳細は下記）で得た人脈に助けられた。農機具販売店で働いている知人が機械の修理にかけつけてくれることもある。「地域の人たちは皆親切でありがたい」と感じている。

栽培技術に関しては、研修農家と県の農業普及指導員からのサポートを受けている。岡山県では、普及指導員が新規就農者をフォローアップするために、定期的に畑を訪問する体制を整えている。7・a 氏も普及指導員に積極的に助言を求めてきた。

労働力の中心は夫の 7・a 氏である。妻は 2015 年に第一子を出産し、しばらく子育てに専念していたが、2017 年 4 月から保育園に子供を預け、少しずつ農業を手伝うようになった。農繁期には夫妻の両親や親戚が手伝いに来ることもある。

F 地区での地域活動には、特に消防団や後継者世代、農業者の集会等に積極的に参加している。このうち、おおよそ 45 歳以下の約 30 人の参加がみられる後継者世代の集会には、他出した地区出身者の参加もみられる。

移住後の生活で困っていることはほとんどない。例えば、日頃の買い物は地区内にある商店で事足りている。価格は普通のスーパーよりやや高いが、コンビニよりは断然安く、助かっている。病院や市役所に行く時には、市街地のスーパーで買い物をすることもある。大きな買い物は、車で 40～50 分ほどの距離にある広島県福山市へ出ることがほとんどである。保育園は車で 10 分程度の距離にある。食事も手作りで、すごくいい環境だと感じている。

他方で、子育てをする上では、地区内に病院がないことは不安である。また、同じ地区に同世代の子供がおらず、その点は「少しさみしい」と感じる。ただし、最近は数組の若い世帯が移住の準備を始めており、そのような動きに期待する。

7・a 氏一家は、現在、市営住宅に入居している。将来的には古民家で暮らしたいという希望はあるが、まずは生活（農業経営）の安定を優先させたいと考えている。就農するまでは、農業は低収入の仕事だと思っていた。親や友人にも、転職するならサラリーマンの方がいいと言われた。しかし実際に就農し、「（農業で）稼いでいる人が多い」ことが分かり、農業に対するイメージが変わった。今後は、稼げる農業を目指していきたい。

（８）世帯 N0. 8（岡山県和気町，40 代男性）

１）移住までの経緯

8・a 氏（40 代，男性）は，2013 年，妻と小学生の子供とともに東京から和気町に移住してきた。移住して 6 年目，就農して 5 年目になる。自身は大阪府で生まれ，東京で学生生活，サラリーマン生活を送っていた。妻は富山県の出身である。

8・a 氏は，以前から将来的には農業をやってみたいと考えていた。そのため，東京で生活していた頃から，近所で畑を借り，週末は家族で野菜作りを楽しんできた。これまで仕事でものづくりに携わってきたが，農業は同じものづくりでも「また違う感動があった」。農業を本格的に始めるならば，少しでも若い方がいいと考え，就農のために移住を考えるようになった。本人よりも妻の方が移住に前向きで主導してくれた。

最初に，池袋で行われた新規就農フェアに参加した。当初，移住先として関東近郊を候補としていた。しかし東日本大震災後の風評被害による経営リスクを考え，西日本を中心に移住先を探すことにした。幾つかのブースを周って見たところ，岡山県の印象がよかった。展示されたパネルは明るく目を引き，相談に応じくれ担当者も親切で，熱意を感じた。会社の先輩が岡山県内に移住していたことも，同県への移住を後押しした。

その後，県内での候補地を絞るために，有楽町の交通会館で開催された県主催の就農相談会に参加した。8・a 氏は当初ブドウ栽培をしたいと考えており，それを県の担当者に相談したところ，ナスも候補として勧められた。県内の産地を幾つか紹介され，そのうちたまたま見学の日程の都合がついたのが和気町であった。

実際に和気町に足を運び，後の研修先農家で圃場見学をすると，とても清潔な圃場で，「いいナスを作っていた」。ナスは単価も高く，1 年目から収入を得られると知り，ナスを中心とした複合経営を選択することにした。

２）現在の生活

和気町に移住した最初の 1 年間は，県の「トータルサポート事業」の一環として農家で研修を受けた。研修先は，春夏ナス生産部会の農家であった。研修を受ける中で，ナス以外の作目にも目を向けるようになった。現在は，ナス，ハウレンソウ，コマツナ，白ネギ，黄ニラ等を，年間を通して栽培している。

農作業には夫婦で従事している。野菜作りはきつい仕事だと聞いていたが，その通りであった。夏場はナスの収穫に専念しなければ作業が追いつかない。妻は，将来的には農産物の 6 次化にも挑戦したいと考えている。

（９）世帯 N0. 9（岡山県和気町，40 代女性）

１）移住までの経緯

9・a 氏（女性，40 代）は，2012 年に 2 人の子供とともに東京から和気町へ移住してきた。会社員の夫は当初，勤務先の関係で別居していたが，その後転勤し，移住前から勤めていた会社に自宅から通勤している。

9-a 氏一家が和気町に初めて訪れたのは、東日本大震災の翌年 2012 年の夏であった。東日本大震災に端を発した原発事故の影響を避けるため、シェアハウスを頼り、10 日程滞在した。その後、徳島県での避難生活を経て、その年の 9 月に和気町内にアパートを借りて母子での移住に至った。現在は、購入した中古の一軒家で生活をしている。

9-a 氏が東京からの移住を考えるようになったきっかけは、原発事故発生以降に子供の体調不良が続いたことであった。特に、第一子の小学校入学後、給食に使用される食材や水道水の飲用に不安を覚えるようになった。

移住先の候補に挙がったのは、徳島県と地震が少なく原子力発電所から距離があるとの情報を得ていた岡山県であった。このうち徳島県は、同じような不安を抱える保護者と野菜の共同購入をしていた際の購入先の一つであった。母子は両県において一時的な避難生活を送った後に、和気町への移住を決めた。その理由の一つには、自動車がなくても通学や買い物などの一通りの生活が可能であるという、生活利便性の良さがあった。徳島県では、自治体による受入体制が整っており、避難生活において困ることはなかった。しかし車がないと生活ができない地域であり、自動車の運転ができない 9-a 氏が生活を続けることは難しいと判断した。他方、和気町では、自宅から徒歩圏内に JR の駅や子供の通う小学校、スーパーマーケットやコンビニエンスストアがそろっており、自転車で生活できる環境が整っていた。

9-a 氏の和気町への移住を後押しした条件として、もう 1 点挙げられるのが、東京にある実家へのアクセスの良さという公共交通の利便性であった。JR 和気駅から新幹線の到着駅である岡山駅までは、JR の普通列車を使って 30 分程度で移動することができる。

もちろん 9-a 氏一家が和気町への移住を決めた理由はこうした生活条件だけではない。母子での緊急避難を快く受け入れてくれたシェアハウスがなければ、和気町にたどり着くことはなかった。アパートを探す際に大家を紹介してくれたのもシェアハウスの代表であった。

2) 現在の生活

9-a 氏は現在、「おかやま野菜倶楽部」と称した活動に取り組んでいる。主な活動内容は、和気町産農産物の配達、「共同農園」での米作り、そしてシイタケの原木栽培である。

農産物の宅配は、移住した年に始めた。上述のとおり、9-a 氏は移住前から農産物の放射能汚染を不安視する仲間とともに、西日本から野菜を取り寄せていた。和気町へ移住後には、この活動の延長として、町内農産物を生産者情報に加え放射能の線量データを添付した「和気のお野菜セット」として東京の知人等へ宅配している。購入者の募集にはシェアハウスのメーリングリストを活用した。協力農家にはなるべく農薬を使用していない自家用農産物を分けてもらえるように交渉し、理解を得てきた。

「共同農園」での米作りは、この活動の延長として始められた。9-a 氏は、農産物の集荷や宅配に取り組む中で、「自分たちで食べる主食を自分たちで作りたい」と考えるようになった。そこで、近隣農家から農地を借り、無農薬で米作りを始めた。農地は 27a からスター

トし、3年目には85aまで拡大した。今では、高齢化で営農を継続できなくなった近隣農家から耕作を頼まれることもある。共同農園は、子供たちの食育の場にもなっている。子供たちは、地元農家の指導の下、トラクターの運転やはざかけ等の農作業を体験する。これらの活動を通して、和気町内外の農家とのつながりが生まれ、新規就農希望者と農家の出会いの場にもなっている。

原木シイタケの栽培は、近隣の栽培者から原木を譲り受け、近所の竹藪の一角で行われている。子供たちがドリルで穴を空け、駒を打つ。収穫したシイタケも上記の「お野菜セット」に加えられる。

9-a 氏一家が居住している集落は、町内でも地域活動が活発な地域である。「子供会」、「婦人会」、「壮年会」、「老人会」等、各団体の活動が現在も続けられている。このうち、9-a 氏は清掃活動（溝掃除、町内一斉清掃、地区内一斉清掃、コミュニティ施設の掃除当番）や地域資源管理活動（堤防の草刈り）、ゴミ当番、灯籠当番、集金常会への参加等、一連の集落活動に参加している。9-a 氏は、「このような地域で生活をしていく以上は、地域に密着せざるを得ない」と話し、現状を受け入れている。

(10) 世帯 N0. 10（岡山県和気町、30 代男女）

1) 移住までの経緯

10-a・b 夫妻（30 代）は、2017 年に埼玉県から和気町へ移住してきた。妻の 10-b 氏は、地域おこし協力隊として、和気町商工会と和気町役場に籍を置いている。夫の 10-a 氏は町内でアルバイトをしていたが、2018 年 3 月から隣町の農業法人への就職が決まっている。

夫妻が移住を考えるようになった背景には、都会生活への疲れがあった。夫妻はともに埼玉県の出身で、就職後も県内から東京に通勤していた。大学を卒業して 10 年近くたち、毎日満員電車で揺られ通勤する生活に大きなストレスを感じるようになっていた。そうした中で、田舎で生活したいという思いを持つようになった。

その後、結婚を機に今後の生活について話し合う機会が増え、都会から離れることが現実的な選択肢となった。

移住先を検討するために、最初に移住専門の情報誌を手にとった。そこから情報を得た二人は、有楽町で開催されていた移住希望者と移住者の交流イベントに参加することにした。最初に参加したのは徳島県を特集する回で、興味を持った二人はイベント終了後に早速同県に足を運んだ。妻（10-b 氏）は寒さが苦手で、首都圏よりも西側への移住を検討しており、徳島県はその条件を満たしていた。しかし実際に足を運んでみると、夫妻の実家がある埼玉県までの交通の便が予想以上に良くないことに気づいた。両親に何かあった時に、「ぱっと帰るにもハードルが高い」と感じ、仕方なく候補から外すことにした。

その後、候補に挙がったのが岡山県であった。きっかけは島根県の出身である 10-b 氏の父親から、新幹線の停車駅がある同県を勧められたことによる。夫妻は東京にある県の移住相談窓口に出向き、そこで情報収集する中で和気町のパンフレットが目にとまる。最初に目をつけたのは夫（10-a 氏）で、「これくらいの田舎がいい」と直感した。妻（10-b 氏）は当

初岡山市内への移住を検討していたものの、徐々に「どうせ移住するなら、もう少し自然があるところがいいな」と心境が変化する。こうして、和気町への移住を具体的に検討し始めることになった。

移住候補地を和気町に絞り込むと、その後の行動は早く、その2週間後には東京で開催された和気町の移住相談会に参加した。そこで町の移住コーディネーターとしてパンフレットで紹介されていた先行移住者に出会う。さらに2週間後には岡山県内の別の地域に足を運ぶ予定があったため、和気町内を案内してもらう約束を取り付けた。それが和気町へ移住する半年程前のことであった。夫妻は、和気町へ初めて訪れた際に移住を決意する。なお、その際に立ち寄った県内の別の地域では、移住者が運営するゲストハウスを訪問した。そこでは先行移住者の目線で様々な経験が語られ、有意義な時間を過ごした。しかし、そこは日常の買い物をする際にも一旦山を越える必要がある山間地で、当時ペーパードライバーであった妻（10-b 氏）は、移住を躊躇せざるを得なかった。こうした点からも、自然環境が良好で、かつ利便性にも恵まれている和気町は夫妻の希望する条件に合うものであった。

最も和気町への決め手となったことは、こうした外的な条件だけではない。最終的には、移住相談に応じた移住コーディネーターや町の担当職員の存在が移住の決め手となった。実際にこれら町の担当者は移住相談会や和気町のみならず、東京で個別に面談する場を設け、疑問や不安等に丁寧に応じた。夫妻は、彼らの「業務的ではない」対応に親しみを覚え、安心感を抱いた。この点について妻の 10-b 氏は、「正直なところ私たちが（和気町への）移住を決めたのは人ありきだなってというのは大きかった。もちろんハード面のいいこともあると思うが、決め手としては、移住後に安心して頼れる人たちが名前レベルでわかっているということは心強かった」と振り返っている。

2) 現在の生活

和気町への移住を決めたものの、夫妻とも仕事は決まっていなかった。いよいよ引っ越しの日取りも決まった頃に、妻の 10-b 氏は町担当者を介して、町が地域おこし協力隊を募集していることを知る。後述のように、これまでのキャリアを生かし業務に当たることができると考え、応募することにした。引っ越しの翌日に面接を受け、1 か月後に着任に至った。一方、夫の 10-a 氏はアルバイトをしながら、後述のとおり食や農に関する実践活動に携わっている。

住居は町中心部まで車で 10 分程度の距離にある。夫婦それぞれが車を所有し、職場まで通勤している。移住後、妻は約 10 年ぶりにハンドルを握ったが、徐々に運転にも慣れ、今では好きな音楽を聴きながら車通勤を楽しんでいる。何よりも満員電車のストレスから解放された生活に満足している。

住居は和気町への二度目の訪問時に不動産屋を介して見つけた。「家賃が安い一軒家」という希望をあらかじめ伝え、幾つかの物件を見て回った。その中から最終的に選んだのが、駅から車で 10 分～15 分の距離にある平屋の町営住宅であった。決め手は住民であった。家賃は埼玉に住んでいたときとほとんど変わらず、決して安いわけではない。しかし、同じ地

区には移住の世話をしてくれた先行移住者がおり、近隣住民も移住者に対する理解があるという情報を得たことが決め手となった。なお、現在は地域おこし協力隊員として和気町から家賃の助成を受けている。

地域おこし協力隊として業務は、大きく三つに分けられる。

第1は、町内特産品のブランド認証制度の立ち上げである。「調和力」をブランドのコンセプトとして、2017年度には既存の25商品を認証した。この業務には前職のWEBサイト企画のスキルが生かされている。認証制度の立ち上げに際し、10-b氏が特に重視したことは、ブランドのコンセプトやそれを説明するためのストーリーであった。町や商工会の担当者の他に、フリーランスでデザインの仕事をしている移住者にも加わってもらい協議を重ねた。今後は認証商品の販路開拓に注力する予定である。

第2は、民間事業者の商品企画や空き店舗対策等を支援する商工会の業務である。商品の企画では、町内の観光農園で収穫したリンゴをシードル（りんご酒）として加工する取組に携わっている。その中で10-b氏は委託する加工業者を探し、生産者につなげる役割を担った。また空き店舗対策としては、駅前の銀行跡地を活用した「チャレンジ店舗」の取組や、町内の高等学校と連携した商店街でのイベントの企画運営等が挙げられる。

第3は、和気町の移住支援に関する補助的な業務である。具体的には、移住情報サイトの運営や、移住希望者への対応（体験ツアーへの同行や移住者交流会の開催補助等）に携わっている。

一方、夫の10-a氏は食や農を中心とした持続可能な生活に関心を寄せ、県内で活動する団体において実践活動にも取り組んでいる。将来的には農地付きの住居を構え、何らかの形で生産現場に携わりたいと考えている。10-a氏がこのような活動に関心を持つようになった背景の一つには、移住前の職業生活で感じていた、ある違和感があった。スポーツ用品の販売業務に従事していた10-a氏は、商品が目まぐるしく入れ替わる、モノが使い捨てされるサイクルに徐々に嫌気がさすようになっていた。10-a氏はまた、以前から食べることが好きで、スポーツをしていたこともあり、食生活の改善にも励んでいた。さらに、10-a氏の実家は祖父の代まで稲作農家で、農業は身近な存在であった。このように、同氏が移住後に「食の根底にある生産現場に関わりたい」と考えるようになるのは自然な流れでもあった。

(11) 世帯 NO. 11（島根県雲南市，30代女性）

1) 移住までの経緯

11-a氏（30代，女性）は、雲南市の地域づくり応援隊（雲南市独自に運用する制度で、地域自主組織のスタッフとして地域課題の解決に携わる）としてG地区振興会で事務局の任に当たっている。11-a氏は千葉県出身で、島根県内にある公的機関にて研究業務に従事していた。その後、結婚を機に研究職を辞し、これまで習得した知識やノウハウを活かして何か始めたいと考え、友人から紹介された、雲南市の「幸雲南塾」（次世代を担う若手人材育成のための塾）に入塾した。

塾では、獣害対策を課題解決のテーマとして掲げ、一年間、市内の別地区にてフィールド

ワークを行ってきた。しかし任期の途中で妊娠が分かり、活動を中断せざるを得ない状況になってしまった。その頃、幸雲南塾の関係者を介して、G 地区振興会会長と出会い、G 地区が地域づくり応援隊を募集していることを知る。11-a 氏は、何か協力できることがあればと思い、地域づくり応援隊として G 地区に移住することを決意する。その後、途中で産休を挟み、3 年間で任期とした活動を開始した。

2) 現在の生活

地域づくり応援隊としての主な業務は、第 1 に、地区内にある観光施設の Web サイトの立ち上げであった。これまで Web サイトを作成した経験はなかったが、独学で習得し、2 か月程で完成させた。その際、自身の任期終了後にも Web サイトを維持できるように、できるだけシンプルで、わかりやすいページづくりを心がけた。また予約方法は、キャンセルの発生をできるだけ減らすために、オンラインではなく電話のままとした。Web サイトの更新後には県外からの客が増加する等、こうした取組は一定の成果を上げている。他方で、リピーターの獲得や受入側における人員の確保等の点では課題が残っている。

第 2 は、地区振興会運営におけるコーディネーター業務、具体的には、会議の進行、課題解決のための提案、事業の企画立案等である。研究業務に従事していた 11-a 氏は、自ら課題を見つけ、それに対して事を起こす、これらの業務については「しっくり来る」と感じている。市内の地域づくり応援隊の集まりにも参加し、情報交換をすることもある。

11-a 氏は現在、1 歳の子供と 2 人で地区内に農地付きの家を借りて生活している。夫は県外の会社に勤めており、普段は別居している。畑では野菜を作っている。生活費は地域づくり応援隊としての報酬で賄っている。特段、生活費を切り詰めることはなく、生活できている。

現在の生活全般に不満はない。周囲の人たちとも良好な人間関係を築いている。もちろん、多少の揉めごともあるが、「G 地区の人たちは本当にいい人たちで、本当に感謝している」。普段は市外に住んでいる家主にも、「孫のようにかわいがってもらい、松江から帰ってきては、草刈りをしてくれる」。

G 地区では、以前は移住者に対するサポートがなく、出ていってしまう人がいたと伝え聞くが、現在はそういうことはなくなった。現に 11-a 氏自身も、移住前に地区の集まりや様々な手続き等について細かな説明を受け、それが移住後の生活に安心感をもたらした。

11-a 氏は、G 地区での子育てのしやすさを感じている。特に魅力を感じているのは保育園の環境である。現在、環境教育に力を入れている保育園に子供を通わせている。I ターン世帯からの人気が高く、G 地区に移住してきた 3 世帯はいずれも同じ保育園に子供を通わせており、普段から交流がある。

また日常生活では、地区の人たちが子供の面倒をよく見てくれる。休日に地区振興会の仕事がある時には、近所の人に子供の世話をお願いすることもある。また月 1 回開催される常会には、子連れでの参加が認められている。

一方で、民間のシッターサービスの充実が課題であると感じている。一人で子育てをして

いる 11-a 氏にとって、一時保育サービスの利用は不可欠である。しかし三世代同居での子育てを基本とする雲南市では、そうしたサービスに対する需要は少なく、結果として料金が高いものしかなく、利用者の負担が大きくなりがちである。

11-a 氏は、地区振興会での活動を振り返り、自身が活動に加わったことで物事が進み、振興会の中でも地区が抱える課題をある程度解決できているという共通認識が生まれつつあると感じている。

来年度に任期の最終年度を迎える 11-a 氏は、現在、市の指定管理者として観光施設の運営に当たる管理組合の発足準備に奔走している。人材の補充も課題である。例えば、SNS の知識がある人を雇用しブログの作成に当たってもらう、子育て中の女性を雇用し受付業務に当たってもらうといった対応が必要であると考えている。任期満了後については白紙であるが、少なくとも、子供が保育園に通う間はこの地区に住み続けるつもりである。

(12) 世帯 NO. 12 (島根県吉賀町, 30 代女性)

1) 移住までの経緯

12-a 氏 (30 代, 女性) は、2012 年に吉賀町に単身で移り住んできた。出身は愛知県で、東京都内で育ち、移住前は大阪にある NGO で働いていた。現在は同町 H 地区内のいわゆる「限界集落」において、有機農産物の生産・販売を中心に様々な収入源を組み合わせで生活している。

12-a 氏が吉賀町へ移住するきっかけとなった出来事は、東日本大震災とそれに端を発した原発事故であった。震災当日、大阪から東京にある実家に戻ろうとした 12-a 氏は途中立ち往生してしまった。その時、東京へ帰ってもセシウムで汚染された水も使えない生活が待っているならば、水のきれいなところへ行こうと思い立った。そして、以前から通っていた温泉宿がある吉賀町へ移り住むこととなった。12-a 氏は、その時のことを次のように振り返っている。震災以降、自分と同じように「自由に生きよう」と思うようになった若者が増えたのではないかと。今は住む場所を選べる時代。また自身は末っ子であり、移住に際して特別な制約はなかった。

2) 現在の生活

移住後は役場の臨時職員として移住支援の業務に携わりながら、H 地区で有機農業をしながら生活できる住居を探していた。その後、町の空き家バンクを介して、現在の住居を借りることができた。

現在は、春から冬前まで農地 5 畝を耕作している。12-a 氏は、「声をかけられたら何でもやる」ようにしており、結果として、毎月貯金が少しできるくらいの収入を得ている。現金収入の内訳は、収穫した農産物の販売や知人が作った農産物の代行、縫い物やカフェの手伝い等による。この他に、地区の人からパソコン関係の仕事を頼まれ、野菜や忘年会費として還元されることもある。自身や知人が栽培した農産物は、野菜セットという形で販売している。当初、都会の人に向けて販売することを想定していたが、うまく売りきることができず、

近隣への販売に切り替えた。農地管理や農作業については、移住当初から、隣に住む高齢女性が面倒を見てくれる。

買い物については、特別に不便を感じることはない。普段の食事は自分の畑でとれたものと、物々交換で得られる食材で成り立っている。ビールが飲みたいときは車で5分のところにある小さい酒屋へ行き、菓子や肉が食べなくなったら車で10分程走り、六日市にあるスーパーに行く。テレビやインターネット環境等の基本的なインフラも整っている。地区内は民家と民家の間に距離があり、プライベート空間が保たれていることも、心地よく生活できる一因と考えている。

他方、想定外だったことは、思った以上に降雪量が多いことである。町の除雪の対象は町道のみで、その奥には除雪車は入らない。また町の中心部から集落までは距離があるため、除雪車が来るまでに時間がかかる。そのため、1日に30～40センチ積もると、幹線道路に車を停めてから家まで雪の中を200～300m歩かなければならない。去年は家の扉を開けられないくらいに雪が降った日もあった。また、熊や蛇ともよく出くわす。熊は夜行性なので、壁を壊して家の中に入ってくることもあると聞き、怖い。猪肉等の珍しい肉が食卓に並ぶこともある。このような環境での生活を楽しめる感覚や覚悟がなく、単なる田舎への憧れの気持ちだけではここで暮らすことは難しいと感じる。

12-a氏が生活しているH地区は、山口県境に位置する総世帯数8軒の集落で、30代の12-a氏と20代の1名を除く全ての住民が65歳以上の高齢者である。その中で、12-a氏は現在、副自治会長として日常の地域活動のほか、地区に移住者を呼び込むための活動に携わっている。副自治会長の役は移住者である12-a氏にも順番に回ってきた。回覧板をまわしたり、会合の前に掃除をしたりすること等が具体的な役割である。

同地区では、現在、地区が主導して移住者を受け入れる体制を整備しようとしている。12-a氏はこの取組に積極的に関わっている。主な取組内容は、空き家の整備である。地区内には活動開始当初、家主不在の空き家が10軒あったが、このうち2軒については、部屋の片付けや周辺の草刈り等が完了し、農業を始められる環境も整えた。なお、残り8軒のうち4軒では、家主が定期的に帰省し、家の管理を行っている。このうち3軒の家主は、いずれこの地区に帰ってくる意向がある。なお、週末に行われる地区の活動には、これら4軒の家主たちも参加する。こうした活動の成果として、実際に県外からの移住希望者も出てきている。地区では、今後もこうした取組を続けていきたいと考えている。

移住者である12-a氏は、地区でのこのような活動について次のような感想を持つ。地区住民は外から来る人に過剰な期待はしていない。むしろ、本当に人が来るのかという半信半疑な気持ちが正直なところではないか。ではなぜこのような活動に取り組んでいるのかといえば、もう一度、神社で大きな祭りを見たいといった素朴な気持ちに基づいているようだ。自身もこのような考え方に共感しており、今ないものには期待しすぎず、着実に取り組んでいくことが必要である。なお、吉賀町内ではこうした住民主導による移住支援の取組はまだみられず、町はH地区の取組を全町に広げたいと考えている。

地区でのふるまいについて12-a氏は、移住したての頃には、役場に勤めていたこともあ

り、どこか「理想の I ターン移住者」を演じていた部分があったと振り返る。しかし、徐々に「遠慮している方がよくない」、「何か注意されたら改善すればいい」、「できないことはできないと言えればいい」と考えを改め、現在は様々な出来事を前向きに捉え、行動することができるようになってきた。

個人の活動としては、今後、民泊に取り組んでみたいと考えている。民泊は現金収入を得る手段であるだけでなく、人が来てくれることで得られる喜びがある。現在も、県外の大学生の農業体験を不定期に受け入れている。地区で生活をしていると、話し相手がほしいと思うことがあり、人が来てくれると単純にうれしい。12-a 氏がそうであるように、最近の若い世代では、自分で仕事を作り出すことが珍しいことではなくなっている。とはいえ、知らない場所で仕事をゼロから興すことには不安があり、そこを後押しする支援が必要と感じている。

(13) 世帯 NO. 13 (島根県吉賀町, 30 代女性)

1) 移住までの経緯

13-a 氏 (30 代, 女性) は 2008 年から吉賀町 H 地区で、有機農法により野菜や米を栽培している。13-a 氏は移住前に青年海外協力隊員として環境教育に携わっていたこと、また兼業農家で育ち農業が比較的身近な存在であったことから、就農を志すようになった。

就農先の検討に際しては、まず東京で開催された「農業人フェア」に参加し情報収集をした。またその間、静岡県にある学校で約 1 か月間自然農法を学んだ。そこで出会った講師から有機農法で知られる吉賀町 (旧柿木村) を紹介されたことがきっかけで、吉賀町への移住に至った。その際、複数の候補地の中から同町を選んだ理由は、山口県にある実家に最も近かったためである。車の運転に自信がない 13-a 氏にとって、移住先が実家に帰りやすい距離にあることは大きな安心材料であった。同時に、自分で栽培して食べるという一連の過程に関心があった 13-a 氏にとって、家族従事者による少量多品目生産を中心とした農業が営まれている吉賀町は、理想とする生活を実現できる場所であった。自分が歳をとっても無理なく農業を続けられるイメージを持つこともできた。

2) 現在の生活

吉賀町へ移住した最初の 1 年間は島根県の産業体験事業を利用し、有機 JAS の認定農家で研修を受けた。翌年には、町の貸出し菜園で耕作を開始し、その後研修先で知り合った知人を介して農地を複数確保した。しかしそれらの契約期間は 3 年程で、現在耕作している農地はその後、新たに借り受けたものである。

住居は、空きがあった町営住宅に入居することができた。その後、町営住宅での約 7 年間の生活を経て、現在の一軒家に移り住んだ。その際、連帯保証人には役場から紹介された地域住民が引き受けてくれた。

現在は、5 畝の畑と 7 畝の田で約 20 種類の野菜と米を栽培し、有機農家の生産者組合の組合員として、生協等へ出荷している。収入源は農産物の販売収入が過半を占めているが、

この他に同組合での事務作業によるアルバイト収入がある。

13-a 氏はまた、農業研修生の受入れにも積極的である。当初は一人暮らしの退屈しのぎから研修生を受け入れ始めたが、昔から人に何かを教えることが好きであったこともあり、現在は受入れに楽しみややりがいを感じている。研修生には、研修を通して、移住や就農前のイメージと実際の生活とのギャップを少しでも埋めるために、栽培方法だけではなく近所付き合い等の地域での生活についても間近で見てほしいと考えている。

吉賀町において生活上の不便を感じることはほとんどない。海外での生活経験のある 13-a 氏は、(海外とは違い) 言葉が通じる吉賀町での生活に、ことさら大きな不安を抱えてはいなかった。例えば、日常の買い物は車で約 10 分の距離にある商店で事足りる。そこで手に入らないものはインターネットを利用し、購入する。

地域活動には積極的に参加している。地域での生活を円滑にするためには、地域活動への参加は必要なことだと考えている。13-a 氏は町営住宅に住んでいた時から地区の役員を引き受けており、現在は 3 期目になる。役員の具体的な活動内容は、自主防災、清掃活動の企画、敬老会の開催、お祭りでの出店等である。その際に、地域の事情や常識について分からないことがあれば、その都度、周囲の人に相談するようにしている。

旧柿木村時代から有機農業を推進している H 地区には、田舎暮らしや有機農業を志す移住者が多くいる。周囲の人たちは、移住者である 13-a 氏に対してあからさまにヨソ者と感じさせることはせず、接してくれている。もちろん「田舎特有のプライバシーは筒抜け」という実態はある。それでも「そんなもんだ」と割り切って、何か思うところがあっても笑いに変え、深入りしすぎないように心がけている。周囲の人たちも、こうした自分の態度を悪く受け取らず、助かっている。13-a 氏は、移住者同士で積極的に付き合いおうと考えている訳ではないが、生産者組合の集まりや町主催の「農業塾」、移住者同士の交流会等で、自然と顔見知りになる。

新規就農者への支援について 13-a 氏は、中山間地域の小規模農業にも対応できるように小規模な初期投資に対する支援を望んでいる。補助事業を活用できず、機械等の資材を買い控えし、結果として作業の負担が増えている新規就農者が周囲で見られるためである。また、新規就農者が農業に専念できる環境の整備が必要であると感じている。13-a 氏は、それへの対応として、生産者組合の事務作業の効率化を望んでいる。手作業が多く煩雑な現在のシステムでは、若い人に事務作業の負担が偏りがちで、その分、農業に割く時間が減ってしまう現状を少しでも解消したい。

(14) 世帯 NO. 14 (島根県吉賀町, 30 代男女)

1) 移住までの経緯

14-a 氏 (30 代, 男性) は、2013 年に広島県から妻 (14-b 氏, 30 代) と子供とともに、自身の祖父母が暮らしていた吉賀町へ移住した。いわゆる孫ターンである。祖父母は米作りを行っており、14-a 氏は学生時代から手伝いに通っていた。いつかは農地を継ぐために「戻らなければ」と考えていたが、祖父が亡くなり、祖母だけでは農地の維持管理が難しくなっ

たことから就農を決意した。

最初の2年間は広島の実家から吉賀町に通い、米や野菜を生産していた。当初は、米を中心に生計を立てようと考えていたが、実際には思うように売上げが伸びず、子供2人を養っていくことは難しいと判断した。そこで2013年に吉賀町へ一家で移住し、本格的に農業に従事することとなった。住居は人づてに紹介された、予算に合う物件を購入した。

2) 現在の生活

14-a氏は現在、妻と女性パート従業員2名及び研修生2名（15-a氏他1名）とともに、水稻（170a）、コマツナ及びホウレンソウ（18a）、菌床シイタケ等を栽培・出荷している。14-a氏が栽培管理を、妻の19-b氏が出荷調整を主に担っている。

販路は町の生産者組合のほか、ホテルや飲食店等にも直接販売している。島根県版 GAP（美味しまね認証）を取得し、米や葉ものの野菜の付加価値向上にも努めている。2016年には、島根県の事業を活用してアスパラガスの試験栽培を始めた。販路も確保している。

14-a氏は就農に際し、様々な支援制度を活用してきた。まず移住した最初の年には、県の産業体験研修制度を活用して、有機農業や菌床椎茸を栽培する農家の元で研修を受けた。また同年には、島根県の半農半X実践者に認定され、施設整備に関わる助成等を受けることができた。専門的な経営を開始した2015年には、国の青年就農給付金を受給し、パイプハウスや作業舎の建設等の投資を行った。2016年には、産業体験制度を通して研修生の受入れを始めた。研修生一家は同じ地区に住居を構えており、家族ぐるみの付き合いがある。

地域での人間関係は良好である。地域の人たちは、自分たちだけでなく研修生一家にも好意的に接してくれる。14-a氏は、こうした周囲の対応に感謝しており、地域活動には積極的に参加している。

一方で、14-a氏は、自身が農業者として認められるには、もう少し時間がかかりそうだと感じている。地区内には専業農家として生計を立てている人はおらず、農業で稼ぐという考え方を周囲の人に理解してもらうことは難しい。補助金をもらって農業をしている以上、補助金をもらって遊んでいると言われたいよう、常に気を張っている面もある。

吉賀町で農業を始めて4年が経過し、経営を徐々に見通せるようになってきた現在、自身が若い新規就農者の見本となり、地域の農地を守っていくことができると考えている。そのためにはまず農業に専従する若い就農者を増やす必要がある。町内にいる若い移住者の多くは農業に興味を持っているものの、ほとんどが自給的な農業に従事している。若い新規就農者が子供を産み育てながら農業に従事するためには、新規作物の導入や、農業収入を補填するための雇用の創出が不可欠である。

また、周囲の農業者が高齢化する中で、若い就農者が自営農業に従事しつつ共同で農地管理を行う仕組みを検討する必要があると感じている。実際に14-a氏は周囲の農業者から農地の耕作を依頼されることが多いが、現状では手が回らず断っている状況がある。

現在、第三子の出産を控えている妻は、この地域の子育て環境を評価する。前住地に比べ、保育園は「アットホームでわがままを聞いてもらっている」。都会のような待機児童の心配

もなく、「ここならば子供が何人いてもいいなと思える」。また、買い物についても車さえあれば不便と感ずることはない。

(15) 世帯 NO. 15 (島根県吉賀町, 40 代男性)

1) 移住までの経緯

15-a 氏 (男性, 40 代) は, 2016 年に妻子とともに国内の離島から吉賀町へ移住した。現在は県の産業体験制度を活用し, 夫婦で近隣農家 (世帯 NO.14) において研修をしている。

福岡県出身の 15-a 氏は, 国立大学の農学部を卒業後にサラリーマン生活を経て, 青年海外協力隊として南米に出向した。その後, 離島へ移住し, 正職員として役場に勤務していた。そこで妻と出会い, 子供にも恵まれた。離島に移住した際には, ここで定住しようと考えていたが, 結婚し, 子供も生まれ, もう一度生き方を見つめ直す中で, 学生時代から憧れていた農業に挑戦したいと思うようになった。

移住先を検討するに当たっては, 最初に都道府県単位で新規就農支援に関する情報を収集した。そこで行き当たったのが島根県であった。島根県の就農支援制度は, 「面倒見が良く, 素人でも農業をやっている」と感じられた。その中で目に止まったのが, 行政主導で UI ターンの誘致に取り組んでいた吉賀町であった。

15-a 氏は吉賀町への移住を決意するまでに, 季節を変え計 3 回同町に足を運んだ。より積極的に吉賀町への移住を考えるようになったのは, 同行した家族が同町を気に入った 2 度目の訪問時であった。移住を決意したのは, 研修先の農業者夫妻 (14-a・b 氏) と出会った 3 度目の訪問時である。15-a 氏は当初, まずは住むところを決めてから, 徐々に移住先での生活基盤を整えようと考えていた。しかし 14-a・b 夫妻と出会い, 就農に向けた準備が一気に進むことになる。その後, 14-a・b 夫妻と同じ地区内で家を購入し, 一家で移住する。物件は役場から紹介されたものであった。家の購入については最後まで決断できなかったが, 最終的には, たまたま帰省していた家主からの強い勧めもあり, 「信じてやってみよう」と思い, 決断した。妻が助産師の資格を持っており, 生活に困る心配がなかったことも, このような選択を後押しした。なお 15-a 氏一家は, 下見のために吉賀を訪れる際に, 同町の旅費補助制度や萩・石見空港利用者に対する「定住応援助成」制度を利用し, 交通費の補助を受けた。

2) 現在の生活

夫妻は現在, 産業体験事業研修制度による農家研修中である。今後は, 農水省の青年就農給付金制度や島根県の半農半 X 制度を活用し, シイタケ栽培に取り組みたいと考えている。また地域では, 14-a 氏とともに地域活動に関わっている。週末は特に行事が目白押しとなる。このように 14-a 氏は, 自身の生活基盤を整えるために多忙な日々を過ごしており, 移住後の生活を振り返り, 評価する段階には至っていないと話す。

(16) 世帯 N0. 16 (島根県吉賀町, 40 代女性)

1) 移住までの経緯

16-a 氏 (40 代, 女性) は, 2010 年末に広島県から家族で吉賀町に移住してきた。吉賀町への移住は, どちらかと言えば夫の「もっと環境の良いところに住みたい」という希望が強かった。とはいえ, 自身も子供 3 人をもっと広い部屋で育てたいと思っていたため, 反対する気持ちはなかった。

しかし実際に移住を検討し始めると, 仕事や子供の学校の面でなかなか決断することができなかった。最終的には, 第一子が小学校に入学するタイミングに合わせて, 移住を決断した。前住地での教育環境に不安を感じており, ここに住み続けたくない, 離れたくないという思いが強まっていたことも移住を後押しした。

移住候補地には, 吉賀町とその他にもう一か所が挙がった。吉賀町については, 以前, 旧柿木村が運営するアンテナショップのすぐ近くに住んでおり, 配送担当者と交流があったこと, また夫が鮎釣りのために同村に通い, 釣った魚をアンテナショップに卸していたこと等の縁があった。

なお, 候補に挙がったもう一か所については, 見学のため訪れた際に, 「中途半端な田舎」と感じたこと, また当時付近で未解決の傷害事件があり, 治安の面で不安が大きかったこと等の理由で, 候補地から外れることになった。

吉賀町への移住を具体的に検討するに当たって, 16-a 氏一家はまず吉賀町が主催する体験ツアーに参加した。そこで, この地域の良さを実感することができた。その後, 町内に空き家が見つかり, 購入した。当初, 住宅の購入は考えていなかったが, 町内の工務店から家を購入することで家の修繕費の助成を受けられることができると知り, 購入を決めた。吉賀町が親の住む広島からも行き来しやすい距離にあることも, 移住の決め手の一つとなった。

2) 現在の生活

移住後, 16-a 氏は役場の嘱託職員として介護関係の業務に当たっている。夫は, 移住後半年間は移住前の職場に高速道路を使って毎日通勤していた。しかし冬場は雪が多く, 通うのが難しくなり, 知人からの紹介で町内の会社に就職した。現在は, 木工関係の会社に勤めながら, 米作りや趣味の網漁を続けている。米作りは移住と同時に始め, 現在は 4 反を作付けしている。農機具は中古を譲り受けた。販売は個人で行っている。就農に際し, 農業関係の補助金は受けていない。町内の会社に転職し, 通勤の苦勞からは解放されたが, 収入は減り, 山陽と山陰の賃金格差を痛感している。

子供の教育環境には満足している。児童数が少ないため友人関係の難しさもあるが, 学校は子供たちに細やかに対応してくれる。地元の自然環境や農業を題材とした授業が行われ, 子供たちが外でのびのびと遊ぶ姿も見られる。

買い物環境については, 移住前から情報収集をしており特段不安はなかった。町内にはスーパーがあり, 道の駅でも良品が売られている。その他に必要なものはインターネットで購入できる。

子供が通う小学校には、自身と同様に町外からの移住者も見られる。このうち U ターンで帰っている人のきっかけは、親の世話が必要になったこと、子供の小学校入学、自身の定年や離婚等のケースがあるようだ。保育園の費用や給食費が無料であることも、帰ってきやすい要素の一つであると感じる。他方で、収入面が障壁となり移住を躊躇し、移住しても定着できないケースも見られる。また地域に馴染めずに、1年間の産業体験を終えても、移住せず帰ってしまう人もいる。こうした事例を目の当たりにし、16-a 氏は、漠然と田舎に暮らしたいと考えている人には、移住やその後の定着は難しいと感じている。夫妻は、現時点では今後もこの地域に住み続けたいという意向を持つ。その一方で、親が高齢になった時には、実家付近への移住も検討せざるを得ないと考えている。

3. 移住後の就労形態と農的活動

(1) 就労形態による世帯の分類

以下では、これまで事例として取り上げた 16 世帯を、移住後の就労形態によって「農外就労中心世帯」(類型 A)、「農業就労中心世帯」(類型 B)、「多就労世帯」(類型 C) の 3 タイプに分類し、世帯属性や農的活動の特徴を整理する。第 4-2 表では、各世帯における移住前後の就労形態や農的活動、移住に際し利用した支援制度の概況等を示している。

類型 A は、農業以外の正規雇用による収入を主たる収入源とする「農外就労中心世帯」で、5 世帯がこれに当たる。これら世帯において農的活動は、主たる収入源にはなっていない。農的活動は、趣味・余暇活動や社会活動の一環として行われている。

類型 B は農業収入を主たる収入源とする「農業就労中心世帯」7 世帯である。このうち農業収入のみで生計が成り立っている世帯は半数に当たる 4 世帯で、残りの 3 世帯では世帯主又は配偶者が農外に就労している。7 世帯はいずれも自営農業に従事しており(研修中の世帯を含む)、雇用就農者はみられない。全ての世帯で就農支援制度を利用している。

類型 C は正規雇用での農外就労(類型 A)及び専門的な農業収入(類型 B)がいずれもみられず、自営業やパートタイム労働等による複数の収入源を組み合わせている「多就労世帯」4 世帯を指す。これらの世帯では、世帯 NO12 を除き、移住先の自治体から「地域おこし協力隊」等の任を受け、その報償費等によって生計を立てている⁽⁵⁾。4 世帯はいずれも、今後は農的活動による収入を世帯の主たる収入源として位置付けたいと考えている。

就労形態を移住前後で比較すると、青年海外協力隊員としてボランティアに従事していた 1 世帯(NO13)を除く全ての世帯で、移住前は農外就労を中心に生計を立てていた。自営業者はおらず、会社や団体に雇用されていた。類型別にみると、類型 A の 5 世帯は移住後も農外就労によって生計を立てている。ただし、移住後も移住前と同じ会社に勤務している世帯は 2 世帯のみである。世帯主が転勤後に家族と合流した世帯(NO9)、世帯主が単身赴任している世帯(NO11)がこれに当たる。残りの 3 世帯は移住と同時に又は移住後に転職した。転職先が決まってから移住した世帯(NO3)、移住後に通勤が困難と判断し転職した世帯(NO16)、移住後に農業だけで生計を立てることは難しいと判断し、配偶者が正社員と

して農業以外の仕事に就いた世帯（NO2）がこれに当たる。

他方で、類型 B 及び C の計 11 世帯では移住後に就労形態が変化した。このうち類型 B では、7 世帯全てが自営農業によって生計を立てようとしている。雇用就農はみられない。また類型 C では、上述のとおり、自営農業や農業以外の農的活動、農業以外のパートタイム労働等を組み合わせ、生計を立てている。

16 世帯の家族構成は、「夫婦と子」が 9 世帯、「夫婦」のみが 4 世帯、「単身」が 3 世帯（うち女性は 2 世帯）であった。類型別にみると、類型 A では「夫婦と子」が多く、単身世帯はみられない。他方で、類型 C では単身世帯が多く、「夫婦と子」世帯が少ない。

第 4－2 表 就労形態別の世帯分類

類型	世帯 NO	就労状況 (下線は農的活動の従事者)	家族構成	移住前の就労形態	農的活動	農的活動を開始した時期	主な支援制度の利用状況	
							就農支援制度	地域サポート人材制度
農外就労中心世帯 (A)	2	<u>自営 (夫)</u> + 正社員 (妻)	夫婦と子	農外就労中心	ピーマン、ニンニク、トウモロコシ等の生産・出荷	移住と同時に		
	3	<u>自営 (夫)</u> + 公務員 (妻)	夫婦	農外就労中心	唐辛子の栽培・加工・販売	移住後		地域おこし協力隊、移住相談員
	9	正社員 (夫) + <u>自営 (妻)</u>	夫婦と子	農外就労中心	地場農産物の集出荷、体験農園の開設・運営	移住と同時に		移住相談員
	11	正社員 (夫) + <u>有期雇用 (妻)</u>	夫婦と子	農外就労中心	キャンプ場の再生、自家農園で野菜栽培	移住と同時に		地域づくり応援隊
	16	正社員 (夫) + 通年パート (妻) + <u>自営 (夫)</u>	夫婦と子	農外就労中心	米の生産販売、網漁	移住と同時に		
農業就労中心世帯 (B)	1	<u>自営 (夫婦)</u> + 季節パート (夫)	夫婦	農外就労中心	ブロッコリー、パセリ等の生産・出荷 (JA部会所属)	移住と同時に	青年就農給付金	
	6	<u>自営準備中 (夫婦)</u> + パート (妻)	夫婦	農外就労中心	ブドウの生産・出荷 (研修中) (JA部会所属予定)	移住と同時に	青年就農給付金	
	7	<u>自営 (夫婦)</u>	夫婦	農外就労中心	トマトの生産・出荷 (JA部会所属)	移住と同時に	青年就農給付金	
	8	<u>自営 (夫婦)</u>	夫婦と子	農外就労中心	ナス、米の生産・出荷 (JA部会所属)	移住と同時に	青年就農給付金	
	13	<u>自営 + パート</u>	単身 (女)	その他	有機農産物の生産・出荷、出荷組合事務、農業研修生受入	移住と同時に	産業体験事業、貸農園事業	
	14	<u>自営 (夫婦)</u>	夫婦と子	農外就労中心	コマツナ、アスパラ、米等の生産・出荷 (出荷組合所属)	移住と同時に	青年就農給付金、産業体験事業	
	15	<u>自営準備中 (夫婦)</u>	夫婦と子	農外就労中心	シイタケ等の生産・出荷 (研修中)	移住と同時に	産業体験事業、青年就農給付金 (予定)	
多就労世帯 (C)	4	自営 + <u>自営準備中</u>	単身 (男)	農外就労中心	害虫駆除、養蜂 (準備中)	移住後		移住相談員
	5	<u>自営準備中 (夫)</u> + <u>有期雇用 (妻)</u> + <u>自営準備中 (妻)</u>	夫婦と子	農外就労中心	ブドウの生産・出荷 (研修中)、古民家カフェ運営	移住後	青年就農給付金	地域おこし協力隊
	10	パート (夫) + <u>有期雇用 (妻)</u>	夫婦	農外就労中心	町特産品認証制度立ち上げ、農業法人就職 (予定)	移住後		地域おこし協力隊
	12	<u>自営 + パート</u>	単身 (女)	農外就労中心	有機野菜の生産・販売、地元野菜の集出荷	移住後		移住相談員

資料：筆者作成。

（２）農的活動の特徴

次に、移住後の農的活動の特徴を類型別に整理する。

１）活動内容

類型 A では、農産物の生産販売（世帯 NO 2，NO16），6 次産業化（世帯 NO 3），食育活動（世帯 NO 9），地域再生に関わる取組（世帯 NO11）等がみられた。就農者がいるのは 1 世帯のみであった。類型 B では、全ての世帯で農協の部会等への所属がみられ、既存の産地において専門的な農業経営を展開している。類型 C では、4 世帯のうち 3 世帯に就農者がいた。就農形態は類型 B とは異なっており、自家菜園での有機栽培（世帯 NO12）や農業法人への就職（世帯 NO10）等がみられた。

２）活動の従事者

農的活動に従事する世帯員をみると、類型 A では、1 世帯（世帯 NO16）を除き、正規雇用での職を有する世帯員の配偶者がそれに当たる。類型 B では、夫婦で自営農業に従事している。類型 C では、他の仕事と掛け持ちしながら農的活動に従事する単身世帯（NO 4，12）や、夫婦がそれぞれ別の農的活動に従事する世帯（NO 5）等みられた。

３）活動の開始時期

農的活動を開始した時期は、移住前から準備を始め、移住と同時に活動（若しくはそのための研修）を開始した世帯と、移住後若しくは移住と同時に農的活動の準備を始めた世帯に分けられる。前者は類型 A 及び類型 B において、後者は類型 C においてみられた。

４）支援制度の活用状況

事例対象世帯では農的活動を行う上で、国や自治体による支援制度が活用されていた。それは具体的には、就農支援制度と、地域おこし協力隊等の地域支援を目的とした人材の導入に対する支援制度（以下では「地域サポート人材制度」とする）の大きく二つの制度であった。このうち就農支援制度は専門的な農業に従事する類型 B の全ての世帯で利用されていた。具体的には、就農準備から住居のあっせんや地域コミュニティへの仲介等において支援を受けていた。他方で、類型 A 及び類型 C の各世帯（類型 A では 5 世帯のうち 3 世帯において、類型 C では 4 世帯全て）では、地域サポート人材制度の活用がみられた。各移住者は、地域支援活動の一環として様々な農的活動を行い、その後起業する事例もみられた。

（３）類型別の特徴

以上のように、農的活動以外の正規雇用による主たる収入源を持つ類型 A では、移住前の就業形態を大きく変えずに、趣味・余暇活動や社会活動の延長線上に農的活動を取り入れていた。活動内容は幅広く、地域サポート人材制度の活用もみられた。

農業によって生計を立てている類型 B では、既存産地の構成員として夫婦で自営農業に

従事していた。就農支援制度を活用し、移住前から就農準備が進められてきた。

複数の収入を組み合わせ、生計を立てている類型 C では、地域サポート人材制度を活用しながら、農的活動によって今後の生活基盤を整えようとしていた。単身や夫婦のみの世帯が多いこと、また農的活動の準備が移住後（又は移住と同時に）進められたことが、他の類型とは異なっていた。他方で、就農支援制度を利用している世帯は1世帯のみであった。類型 C の世帯において就農支援制度の利用が限られている背景として、次の2点が考えられる。第1は、就農に向けた準備時期の違いである。現行の就農支援制度を利用するためには、移住地を選定する時点で就農に向けた準備を開始する必要があるが、類型 C は移住後（又は移住と同時に）に農的活動の準備を開始している。これは、移住前から就農準備を始め、（後述のとおり）就農を前提として移住地を選択する傾向が見られる類型 B とは対照的である。第2は、志向する営農形態の違いである。類型 C の世帯では、類型 B のような営農形態、すなわち既存の産地における専門的な農業経営を志向している世帯ばかりではない。農業従事者3名のうち、既存の産地で農業に従事している者は就農支援制度を利用している1名（世帯 NO5）のみである。残り2名は、どちらかといえば慣行農業と距離をおいた営農を志向している。具体的には、自身や知人が有機栽培した農産物の販売（世帯 NO12）や、環境に配慮した農業を実践する団体への参加（世帯 NO10）がこれに当たる。

4. 移住プロセス

（1）事例世帯における移住プロセス

次に、農的活動に携わる移住者がどのような経緯で移住を決意し、どのように移住先を選定したのかという移住までのプロセスを分析する。第4-3表は、事例対象世帯の移住プロセスを世帯の就労形態別に整理したものである。ここで移住プロセスは、「移住願望が行動に移行する契機」と「移住地選択」に大別される。移住地選択は更に大まかに地域を絞り込む段階と、その中の幾つかの候補地から最終的に移住地を選定する段階に分けられる。

第4－3表 事例世帯の移住プロセス

類型	世帯 NO	移住年	移住願望が行動に移行した 契機	重視した要素	
				地域の絞り込み	移住地の決定
農外就労 中心世帯 (A)	2	2015		家族の意向 (前住地からの距離)	風景
	3	2012	結婚、妻の就職	妻実家からの距離	移住地の風景・街並み 協力隊の募集
	9	2012	東日本大震災	原発からの距離、実家からの アクセス	母子避難を支援するNPO法人
	11	2014	結婚、退職、第一子妊娠	夫職場からの距離	信頼する知人からの紹介
	16	2010	子の小学校入学	実家からの距離、治安	アンテナショップ店員との交流
農業就労 中心世帯 (B)	1	2012	前職への達成感、転職希望	(前住地からの距離)	風景(旅行で通っていた) 充実した就農支援制度、受け入れ体制
	6	2017	転勤、サラリーマン生活に 対するモチベーション低下	前住地からの距離、アクセ ス	農業で生計が立てられる場所、充実 した就農支援制度、受け入れ体制 (先輩就農者の存在を含む)
	7	2015	結婚、転職希望	実家からの距離	農業で生計が立てられる場所、研修 受け入れ農家(指導者)との出会い
	8	2013	東日本大震災	原発風評被害	農業で生計が立てられる場所、充実 した就農支援制度、受け入れ体制、 知人の先行移住
	13	2008	青年海外協力隊から帰国、 仕事探し	実家からの距離	小規模農業が出来る場所、農業大学 校からの紹介
	14	2013	祖父が亡くなる		祖父母の農地があった
	15	2016	結婚、子の誕生	家族の意向	充実した就農支援制度、研修受け入 れ農家との出会い、住居を確保でき た
多就労世 帯(C)	4	2017	転勤、転職希望		自然環境、先行移住者(大学の先 輩)、面白い活動をしている人がい た
	5	2014	東日本大震災	原発からの距離	風景(街並み)、面白い活動をして いる人がいた、地域おこし協力隊の 募集
	10	2017	都会でのサラリーマン生活 に疲れた、結婚	実家からの交通アクセス	信頼できる先行移住者や役場担当者 がいた
	12	2012	東日本大震災	原発からの距離	移住前から通っていた宿があった

資料：筆者作成。

1) 移住願望が行動に移行する契機

いずれの世帯においても、世帯員のいずれかが以前から何らかの形で農村移住に対する願望を抱いていた。しかし、こうした願望そのものは具体的な行動には直結しない。各世帯においては、移住願望が移住に向けた準備行動に移行する契機となる事象があった。それは具体的には以下の3点に整理できる。第1は、結婚、出産、子供の進学等の家族に関すること(以下、「家族」)、第2は、転勤をきっかけとした仕事に対するモチベーションの低下といった仕事に関すること(以下、「仕事」)、第3は、社会的に影響力のある出来事、具体的には東日本大震災と原発事故(以下、「震災」)であった。事例世帯においてはこれらの各要素が、移住前のライフスタイルを見直し、そこでの不満を顕在化させる、あるいは移住願望を強化し、移住に向けた具体的な準備行動を起こす原動力となっていた。

2) 地域の絞り込み

次に、具体的な移住地を選択するために、多くの世帯では、大まかな地域を限定することから始めていた。その際、判断基準となっているのは、実家からの距離や交通アクセスの利便性、公共交通の利便性、災害リスク（原子力発電所からの距離）等であった。その上で、これらの条件を満たす幾つかの候補地を探し出していた。

3) 移住地の決定

最終的には、似通った条件を満たす複数の候補地の中から移住先が選択される。この段階において判断に影響を与えていたのは、先行移住者や地域住民等との関係（「この人がいるから、ここに移住することを決めた」）、特定の地域資源（「この風景、街並みを気に入ったから」）、自治体の支援策を含めた制度（「支援体制が整っていたから」「役場職員の熱心な対応で」）等であった。

（2）就労形態別の傾向

次に、事例世帯での移住プロセスを就労形態別に整理する。

まず、移住願望が行動に移行する契機となった要素と就労形態との相関関係はほとんど見られなかった。強いて言えば、類型 A では「家族」に関する事象が、類型 B では「仕事」に関する事象が、類型 C では「震災」に関する事象が、相対的に多く見られた。類型 A において農村への移住は、移住前の就業形態を維持しつつ生活環境を変化させるという意味で、一般的な引っ越しに近く、「家族」の状況が整うタイミングを見計らった移住行動が取られやすかったと考えられる。類型 B において農村への移住は、「仕事」の変化を主目的とするという意味で、一般的な転職（に伴う転居）に近く、それが就農支援制度を活用した計画的な準備行動に結びついたと考えられる。類型 C において農村への移住は、「震災」における避難行動という側面を有しており、それが移住後の生活手段の確保よりも移住を優先させた行動に表れていると考えられる。

次に、移住地の選択においては、重視する要素に次のような違いがみられた。移住後も正規雇用での収入源を維持したいと考える類型 A では、移住前の職場からの距離や、正規雇用による仕事を確保できる環境が重視される傾向にあった。同様に、農業により生計を立てたいと考える類型 B では、栽培条件や受入体制等の広義の営農条件が重視されていた。

他方で、特定の生計手段を確保せず、移住を先行させる行動がみられた類型 C においては、先行移住者や移住先の住民との関係が移住地の最終決定により強く影響を与えていた。類型 C の移住の背景には、移住前のライフスタイル（生活の営み方）への疑問と、それを変化させたいという願望が強くみられた。そのため、移住地の最終決定においては、仕事の環境といった具体的な要素よりも、移住候補地で出会った人やそこから発せられる地域イメージがより影響を与えたと考えられる。加えて、扶養家族がいる世帯が少ないという類型 C の家族状況もまた、その他の類型に比べ、社会関係を重視した移住地の選択を容易にしたと考えられる⁽⁶⁾。

5. おわりに

本章では、農村移住に際し経済的自立が課題として現れやすい30～40歳代の移住者を取り上げ、移住後の農的活動や移住までのプロセスを、世帯の就労形態に着目しながら分析した。

その結果、第1に、移住者による多様な農的活動の実態が確認された。これら移住者の流入によって、農業・農村資源の利活用が促されている。

第2に、移住地の選択や準備行動、そして移住後の農的活動には、世帯の就労形態によって異なる傾向が見られた。本章では、移住者世帯を就労形態によって「農外就労中心世帯」（類型A）、「農業就労中心世帯」（類型B）、「多就労世帯」（類型C）の3タイプに分類した。

農業以外の安定収入を持つ「農外就労中心世帯」（類型A）では、趣味や社会活動の一環として多様な農的活動に取り組んでいた。これらの世帯では、移住に伴う経済的な環境変化を最小限にとどめることができる一方で、移住地の選択肢は地域の就業条件によって狭められる傾向にあった。また、世帯員のいずれかが農業以外の常勤の仕事に就くため、農的活動に割り当てられる時間や労働力は相対的に小さくなる。

専門的な農業経営によって経済的な自立を目指す「農業就労中心世帯」（類型B）は、移住支援の機能を備えた就農支援制度を活用し、既存産地の構成員として独立就農を目指していた。移住地の選択においては、広義の営農環境が重視される傾向にあった。就農支援制度によって移住後の生活や経済的な自立の障壁が低くなる一方で、営農形態は地域の体制に左右される傾向にある。

特定の仕事を決めずに移住した「多就労世帯」（類型C）は、地域サポート人材制度を活用しながら、農的活動による経済的な自立を模索していた。他の類型に比べ、移住後の収入源の確保や生活の安定という点での課題が大きい反面、移住地の選択や移住後の農的活動の展開における選択の幅は広い。

以上のように、移住後の就労形態には、移住者（家族）が理想とする生活を実現するために、何を優先し、どのような選択がなされているのか、その様子の一端が現れている。今後は、このような移住者（世帯）の性格をふまえた移住支援施策の検討が求められる。

注（1）「みんなの集落研究所」ホームページ www.npominken.jp/（最終閲覧日：2019年4月26日）を参照。

（2）例えば、NPO法人子ども未来・愛・ネットワーク等。

（3）総務省では、平成26年度から、「地域おこし協力隊の任期終了の日から起算して1年以内又は任期終了の日から1年以内に地域おこし協力隊としての活動地と同一市町村内で起業する者の起業に要する経費について、100万円を上限に特別交付税による財政措置を講じている」（『地域おこし協力隊の受け入れに関する手引き（第2版）』平成29年5月より）。高梁市では、地域おこし協力隊を「起業型」と「地域担当型」の2通りで採用している。

（4）研修期間は2年以内、年間150万円程の研修費が支給される。対象年齢は55歳未満。

（5）C-12も移住当初は地域サポート人材制度を活用し生計を立てていた。

(6) 野沢 (2002) では、「家族形成期」にある世帯は、「未婚層」に比べ、社会関係のネットワーク構造を考慮しての移住意識を持つ余地が少ない一方で、流動性、自由度が比較的高い「未婚層」はネットワーク状況に応じた移住という側面が強まる傾向にあると指摘されている。

[引用文献]

- 青木俊明・西野仁・松井健一 (2002) 「地域間人口移動において地域の情報が移動地決定に与える影響」『土木学会論文集』716 : 69-80.
- 石川義隆 (1988) 「二段階目的地選択過程の検証の試み」『人文研究』40 : 27-49.
- 石川良文・加藤秀弥 (2017) 「居住地選択における決定要因の実証分析—愛知県尾張東部を事例として—」, 第 55 回土木計画学研究発表会春大会,
http://www.jsrsai.jp/Annual_Meeting/PROG_53/ResumeC/C01-1.pdf.
- 今井裕作 (2012) 「新規参入による就農者の確保と定着支援の在り方—島根県における集落営農での受入と半農半 X 就農を事例として—」『近畿中国四国農研農業経営研究』23 : 18-27.
- NPO 法人ふるさと回帰支援センター (2017) 「ふるさと回帰支援センターの現状について (説明資料)」.
- 小田切徳美・筒井一伸編著 (2016) 『シリーズ田園回帰 3 田園回帰の過去・現在・未来 移住者と創る新しい農山村』農文協.
- 総務省地域力創造グループ過疎対策室 (2017) 『「田園回帰」に関する調査研究 (中間報告書)」.
- 谷垣雅之 (2016) 「消滅可能性都市への移住者誘引に関する計量分析」『Discussion Paper New Series』6 : 1-16.
- 野沢慎司 (2002) 「大都市居住者の定住・移住志向とパーソナル・ネットワーク—ネットワーク効果の探索的分析—」『総合都市研究』79 : 77-92.
- 藤井聡・染谷祐輔 (2007) 「交通行動と居住地選択の相互依存関係に関する行動的分析」『土木計画学研究・論文集』24(3) : 481-488.
- 福島万紀 (2015) 「山村移住者はどのような暮らしと農林業を志向しているか—島根県浜田市弥栄町における事例から—」『林業経済研究』61(1) : 51-62.

第5章 おわりに

田中 淳志

1. 自治体の移住支援施策，移住支援組織と移住者の関係

本報告では，移住者獲得に当たり自治体の移住支援施策はほぼ横並びであり，市町村等に存在する移住支援組織が移住者増減の違いを生み出している可能性を指摘したが，定量的にこれを評価できなかった。市町村や更に小さな範囲で活動する移住支援組織そのものがそれほど多くなく，移住者数を長期的に把握している統計データも乏しく，更に市町村内の地区ごとの移住支援組織の有無による移住者の増減も捉えられない現状では，明確な評価を下すことはできない。

しかし調査を行った移住支援組織では，組織的な受入環境を整え，ハローワークには出ていない仕事を見つけたり，貸出されていることになっていない農地を貸出したり，賃貸に出されていないはずの家屋を賃貸したり，車の入れない未舗装道を舗装したりといったことが行われ，移住者を受け入れていた。移住者が行政窓口や不動産業者に希望しても，普通なら決して実現しないようなことを，移住支援組織は地域全体の力で実現していると言える。そのような意味で，移住支援組織が移住者獲得に果たす役割は非常に大きいのではなかろうか。

2. 移住後の定住について

自治体や移住支援組織に関わる人たちがたくさんの時間や公費を使い，大変な思いをして移住者を迎え入れたとしても，移住者が100%その土地に定住するとは限らない。ここで定住とは，総務省の調査に倣い移住してから5年程度経過しても移住した場所に住み続けていることと考える。ただし移住者が定住したとみなす定義は各自治体で異なっているが，戸田・谷（2012）による全国49市町村での調査では，定住の最低居住期間をおおむね5年間としており，5年以上住んでいる移住者は，定住していると思なされることが一般的なようである。

特定非営利活動法人地球緑化センターが実施し，農山村で1年間地域づくりに取り組む緑のふるさと協力隊に関しては，任期を終了した場合に4割の隊員が地域に定住しているという結果があるが（橋本，2018），中国地方のある自治体の38名の緑のふるさと協力隊員の定住率を，任期を満了せず途中で退職した者も含めて調べた場合には2割という結果も存在する（図司，2013）。この数字を高いと見るか低いと見るか判断材料がないが，少なくとも一定程度の地方移住者をもたらす結果を出している。他方では多くは任期満了後に元から住んでいた場所に帰ってしまうとも言える。

総務省の地域おこし協力隊に関する調査では、任期終了5年後の地域での定住者の割合（定着率）は6割（総務省地域力創造グループ人材力・連携交流室，2011；総務省地域力創造グループ地域自立応援課，2014；総務省地域力創造グループ地域自立応援課，2015）とされている。一方、中国地方5県の自治体で任期途中にリタイアした者を含む地域おこし協力隊員の任期終了後の地域への定着率を調べた結果では、32%という値が出ている。また現役隊員の任期途中での定住意向は47.9%と50%を切っている（中尾・平野，2016）。同じく地域おこし協力隊に赴任中の者へのアンケート調査では、赴任により地域への愛着（地域コミットメント）が上昇する一方で、3年間という任期期間内では、定住意向に変化が見られなかった。また、20歳代より30～40歳代の方が、男性より女性の方が定住意向は強かった（柴崎・中塚，2017）。

10人の協力隊員を任命して、任期が終了して5年経過した時点で3名が地域に定着しているという状況をどう評価すべきかについては、定住せずとも戻っていった自治体で赴任先の自治体を何らかの形でサポートしているのかといった、非定住後の活動も注目して見るべきだろう。そもそも定住意向のない地域おこし協力隊員が、3年間の期限を区切って地域おこしに協力すること自体は、筆者はなんら非難されるべきことではないと考える。実際に、定住せずとも都会に帰ってから赴任先の自治体を周囲に紹介したり、旅として再訪したり、農産物を購入し続けたりということもまた地域おこし協力である。実際に、田舎で働き隊（現地域おこし協力隊）の任期終了後に転出した者を調査した株式会社NTTデータ経営研究所の調査（2015）では、転出理由として、赴任地域の資源を活かした店舗を都市部など地域外で出店するというような発展的な要因が多く見られた。また、他地域に同業種のより魅力的な仕事があったというものや、仕事の立ち上げに失敗した、補助金が継続せず年度単位の雇用が更新されなかったなどの「仕事の継続」に関する事例や、結婚による他出、体調不良、親の介護などの個人的な理由によるものも見られた。また、柴崎・中塚（2016）による地域おこし協力隊任期終了後の他出者への調査では、他出先で赴任した地域が抱える問題に関する講演活動や写真の展示会の開催、知り合いの都市部の事業者に活動地域や住民の紹介をするなどといった関わりを持ち続けていた。また、定住するつもりはなくても、今後も関わり続けたいという意向を持っていることが多かった。離任後もサポーターとして地域を支えていることが伺える。

定住するつもりではあったが、赴任先で発生した問題により定住できなかったことに関しては、整理して再発を防ぐ対策を取る必要がある。長野県と島根県での地域おこし協力隊員を抱える自治体へのアンケート調査では、協力隊員の任期途中での離職にメンタルヘルスの問題などが報告されており、不本意ながら協力隊員が任期を全うしていないことがわかっている（宍戸，2015）。地域おこし協力隊の受入側の問題を指摘した一般財団法人村楽（2014）では、協力隊員が地域おこしとは名ばかりの便利屋扱いの業務にあてがわれ、地域おこしを提案する発言も求められなかったり、協力隊の本来の職場であるはずの現場に勤務せずに、朝夕必ず役場に出勤しタイムカードを押すよう指導されたり、副業禁止で、任期中に関係者とのつながりや起業のための技術習得などの準備ができず、任期終了後の起

業ができなかったりといった問題が指摘されている。栞原・中島（2018）の地域おこし協力隊員への調査では、任期終了後に他出した協力隊員については、定住意向はあったが任期中に地域住民とのパーソナルネットワークをほとんど築かず、希望する仕事や住宅が見つからなかった例や、地域住民とのつながりを多く築き地域おこしに関する自身の活動に満足していても、最後はトラブル発生時の配置先の対応に関して地域住民への不信感を抱き他出している例などが報告されている。一方、任期終了後に定住した協力隊員は、特に集落支援活動に従事している場合に、任期中に地域住民との関係を築き、任期終了後には地域住民の支援も得て、仕事を作り定住していることが示されている（柴崎・中塚，2017）。

林業会社への新規就業者を調べた調査では、林業への憧れをもつ I ターン者が、U ターンや新卒者より転出する割合が高かったが、転出先の半数は他の林業事業体等の同業者であり、その理由としては、雇用環境の未整備や経営方針の不明確さを挙げている（藤原・垂水，2005）。当たり前のことであるが、活躍できる人材を確保するには、受入側にもきちんとした雇用体制整備が求められるのである。清泉（2018）は、移住しても地域の自治会に入れてもらえないといったことで転出するケースを報告しており、移住者を受け入れる体制が整っていない場所に移住者が来ることで問題が生じていると考えられる。

地域おこし協力隊員や緑のふるさと協力隊員だけに限らず、移住者の定住に移住支援組織のような支援組織がなんらかの役割を果たせるのかどうか、という点も今後更に明らかにしていくべき課題である。奥能登 4 市町での移住者を調査した事例では、移住前はコミュニティにおける社会関係を意識せず期待していなかったが、移住後にはとても助けられていると応える移住者が多く、社会関係は移住の決断時でなく、その後の定着に強い影響を及ぼすことが示されている（山下・奥井，2017）。移住支援組織は移住前の支援のみでなく、移住後も移住者を支える活動をすることが望ましいと言える。

移住者は、地域の構成員としての役割と、地域外部から来たよそ者の視点を持つ人材としての役割の二面性を持っており、そのような役割を発揮することで、結果として地域での居場所を見つめられる（佐藤，2017）という指摘もある。山奥の集落でありながら移住者が増加し定住することで注目されている那智勝浦町色川地区の例では、移住者が地区運営活動に主体的に参加できる場があり、地域住民も移住者を中心とする活動に協働で取り組んでいる（西村ら，2015）。移住者は移住先で、地域にとって欠かせない存在へと徐々になりながらも、依然として来訪者であり、よそ者（マージナルマン）としてみなされる（須藤，2012）。離島へ移住して 3 年程度の者に対する今後の定住意向を聞いた質問では、自然や子育ての環境が移住者の理想と合致していること、気軽に相談できる人が身近にいることが定住意向に大きな影響を及ぼしていた（霜島・大江，2016）。増加する移住者をどのように地域で受け入れ、活躍の場を見つめられるのかは、農山村の行く末に少なからず影響を与えるだろう。

3. 移住者数把握に関する課題

有効な施策を打つに当たり、移住者数・移住者属性などの統計データの蓄積は欠かせないが、現時点ではこれらを把握する全国統一データが存在しておらず、その点で改善の必要がある。都道府県や市町村により、移住者の定義や、移住者を把握する窓口、移住者への調査方法などが異なり、現地調査での例では移住者を県外からの転入者とする場合、市外からの転入者とする場合、住民票の移転の際に住民課の窓口での任意アンケートによって転勤や学業以外の者をカウントして移住者とする場合、市町村移住担当窓口での相談を経て移住した者をカウントしていた場合、市町村で準備した移住支援施策を利用した者のみを移住者としてカウントする場合、Uターン帰郷した者の配偶者をIターン移住者として把握している場合、移住者としてやってきた本人以外の世帯人数、家族構成や年齢を把握していない場合、移住前の前住地が不明である場合、移住者の定義や数の把握をそもそも検討していない場合など、昨今は各市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略のほとんどで移住者の獲得をKPIとして設定しているが、移住者を把握する統計情報の取得方法は市町村ごとにバラバラで、また移住者を実態として把握できるのか疑問を感じる自治体も存在する。

移住者獲得の熱意は都道府県や自治体で異なり、総務省の「田園回帰」に関する調査研究報告書（2018）では（第5－1表）、移住や移住後の暮らしに関する総合的な相談窓口の開設を行っている市町村が、北海道、東北や沖縄で概して少なく、逆に中国、四国及び近畿で高くなっている。それにより移住者数の把握などの統計データの収集にも差があり、移住者がどこの地域の何を魅力に感じてやってきているのかという全国的な傾向が見えづらくなっている。

第5－1表 自治体における移住支援施策の整備状況
（全体割合より大きい場合に灰色セル） （単位：％）

移住・定住促進施策	全体 (N=817)	北海道 (N=149)	東北 (N=152)	関東 (N=93)	東海 (N=37)	北陸 (N=20)	近畿 (N=59)	中国 (N=79)	四国 (N=66)	九州 (N=144)	沖縄 (N=18)
移住相談窓口の設置	85.6	89.9	73.7	84.9	89.2	85.0	94.9	97.5	93.9	86.1	27.8
移住相談員、定住コーディネーターの設置	38.2	16.1	31.6	37.6	35.1	50.0	59.3	72.2	65.2	31.9	5.6
移住相談、支援等を行っているNPO法人等の支援	18.1	10.7	15.1	16.1	21.6	20.0	28.8	29.1	25.8	16.0	11.1
その他	4.0	4.7	3.3	3.2	2.7	0.0	1.7	5.1	3.0	5.6	11.1

資料：総務省地域力創造グループ過疎対策室（2018）の23p表14より一部抜粋して掲載。

田園回帰の流れに乗った移住者が、全国のどこにどのくらいいるのか、どこから来ているのかといったことが正確に把握できておらず、現地調査でも統一的なデータが得づらく、その点は本調査で突き当たった問題でもあり、今後の行政における課題でもある。「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」でも、今後、移住者数把握の方法を検討するとしている。

4. 全体的な農山漁村の振興

移住者が来ることによって自治体内へは経済効果がもたらされる。戸田・谷（2012）は49自治体の移住者に対する住宅購入費・改修費等の助成金を調べた。助成額はおおむね100万円が限度となっており、仮に移住世帯が年間40万円を市町村税として支払い、5年間居住すれば、200万円の税収となり、人口按分による地方交付金の増額や、地域での消費活動も別途期待できるため、移住支援に関する助成事業の採算が十分に見込めると述べている。

経済効果だけを見ても移住者受入れに効果があることはわかるが、都市からの移住者を単なる人口減少分の埋め合わせや、集落のさまざまな行事のロジスティックの担い手としての人数補填で期待するというやり方では、移住してきた者が望むような生活を実現できる可能性が低く、早晩に他出してしまおうのではなかろうか。移住者にとって、また、受け入れるために多少なりとも世話を焼く農山村側の地域住民にとってもストレスだけがたまるのではないかと考えられる。筒井ら（2015）は、このような“数”的な意味でのみ移住者による農山村の「人口」増を期待する傾向を危惧している。一方、マスコミで取り上げられるような社会起業家やIT企業の誘致、SOHO環境の整備による在宅勤務など、一部の専門技能を持った人たちを迎えることに過度に期待することも難しい。

移住者は単なる数の埋め合わせではなく、地域の人材であり、それまでの地域との違いを生み出す人材となり得る。また定住せずに地域から去ってしまった後も、都市部での地域の紹介や農産物の販売、都市農村交流などを通じ地域と関わり続ける人材を生み出すことができる。地元の人間と異なるセンスを持っていたり、マネジメント能力を評価するという理由で移住者を採用したい地元の企業が多くあるという指摘に加え（労働政策研究・研修機構、2011）、移住者が来て地域資源を再発見し活用したり、社会起業をしたりすることで地域内に新たに雇用を創出することも指摘されている（伊藤、2006；大谷、2008）。佐藤（2016）は、農山村への新しい人材が、人口減少を補う単なる頭数合わせの移住者ではなく、地域資源に新しい意味付けをもたらし、価値を創造してきたと述べている。

また、地域に新しい視点を持ち込んで地域資源の有効活用を進めたり、社会起業家のように、地域の課題を解決する仕組みを作ってからまた別の土地へ移住したり、新しい土地での別の社会問題に取り組むような者もあり、そのような人材は「風の人」と呼ばれ、地域づくりに大いに貢献している（田中、2017；田中、2018）。大学生の一時的な農山村地域での学習活動であっても地域に様々な良い影響を及ぼす（内平・中塚、2016）。

移住支援組織は移住希望者の移住を支援し、その先の定住も支援し得る存在となる可能性がある。そのような点で移住支援組織の存在は移住者獲得にとって非常に重要であるが、農村振興全体の視点で見ると、移住支援組織が関わった移住者であっても他出してその先で関わりのある地域の地域おこしに協力したり、風の人となって地域に大きな置き土産を残したりといった活動も重要である。つまり、さまざまな形で都市からの住民を農山村に呼び込み、その良さを認識してもらった上で、移住者や風の人、地域を応援するサポーターなどを獲得していくことが重要である。

[引用文献]

- 一般財団法人村楽（2014）『地域おこし協力隊「失敗の本質」 一竹やりによる突撃を繰り返さないために一』。
<https://www.facebook.com/sonraku/photos/a.585849434838881/585849448172213/?type=3&theater>
（2019年4月1日参照）。
- 伊藤実（2006）「地域雇用創出の支援策」『労働政策研究報告書』65：227-235.
- 内平隆之・中塚雅也（2016）「大学生による地域連携活動の内的効果と評価の枠組み」『農林業問題研究』52(4)：211-216.
- 大谷剛（2008）「コミュニティービジネスによる雇用創出一徳島県上勝町・株式会社いもどりを中心とした事例調査」『労働政策研究報告書』102：121-141.
- 株式会社NTTデータ経営研究所（2015）『平成26年度地域の活性化の担い手に関する実態調査業務報告書』。
- 霜島小夜子・大江靖雄（2016）「離島移住者の定住志向とその要因」『農林業問題研究』52(3)：105-110.
- 栞原良樹・中島正裕（2017）「地域おこし協力隊員の活動とパーソナルネットワークの関係性に関する研究一新潟県十日町市を事例として」『農村計画学会誌』36（論文特集号）：223-228.
- 栞原芳樹・中島正裕（2018）「任期終了後に他出した地域おこし協力隊員の任期中の実態分析：任期中の活動とパーソナルネットワーク間の関係性および他出要因に着目して」『農村計画学会誌』37（論文特集号）：237-243.
- 佐藤真弓（2016）「UI ターン等による世代交代が促す地域資源利用の多様化 一長野県飯山市を事例として」『新たな価値プロジェクト研究資料』2：75-110.
- 佐藤真弓（2017）『新規居住者の地域人材としての二面性』第65回日本農村生活学会研究大会発表資料.
- 宍戸容代（2015）「地域おこし協力隊事業の設計及び運用状況」『日本地域政策研究』15：44-53.
- 柴崎浩平・中塚雅也（2016）「地域と継続的に関わる地域おこし協力隊出身者の特性と活用」『農林業問題研究』52(3)：130-135.
- 柴崎浩平・中塚雅也（2017）「地域おこし協力隊員の地域コミットメントの特性一定住意向との違いに着目して」『農林業問題研究』53(4)：227-234.
- 図司 直也（2013）「農山村地域に向かう若者移住の広がりを持続性に関する一考察 地域サポート人材導入策に求められる視点」『現代福祉研究』13:127-145.
- 須藤直子（2012）「変わりゆく移住の形式 一よそ者（stranger）概念からみる『新しい移住』一」『ソシオロジカル・ペーパーズ』21：36-53.
- 清泉亮（2018）『恐怖の実話！悪夢と化した「夢の田舎暮らし」』東洋経済オンライン，
<https://toyokeizai.net/articles/-/228325>（2019年4月1日取得）。
- 総務省地域力創造グループ人材力活性化・連携交流室（2011）『地域おこし協力隊の任期終了に係るアンケート結果』。
- 総務省地域力創造グループ地域自立応援課（2014）『平成25年度地域おこし協力隊の定住状況等に係るアンケート結果』。

総務省地域力創造グループ地域自立応援課（2015）『平成 27 年度地域おこし協力隊事業の定住状況等に係る調査結果』。

総務省地域力創造グループ過疎対策室（2018）『「田園回帰」に関する調査研究報告書』。

田中輝美著・小田切徳美監修（2017）『よそ者と創る新しい農山村』J C 総研ブックレット。

田中輝美（2018）「関係人口～風の人の役割」『平成 29 年度 JC 総研シンポジウム報告（後編）「今、ここからはじめる地方創生」資料』。

谷垣雅之（2017）「農村地域への移住動機・心理特性に関する考察―北海道清里町・小清水町を事例として―」『農村計画学会誌』36(1)：86-94。

筒井一伸・佐久間康富・嵩和雄（2015）「都市から農山村への移住と地域再生：一移住者の起業・継業の視点から―」『農村計画学会誌』34(1)：45-50。

戸田絢也・谷武（2012）「経済的支援に着目した自治体の移住定住政策に関する研究―全国 49 市町村の取り組みを通して―（5. 都市計画）」『日本建築学会東海支部研究報告書』50：705-708。

中尾裕幸・平野正樹（2016）「地域サポート人材の定着とその支援のあり方について―地域おこし協力隊制度と地域社会のサステナビリティ―」『岡山大学経済学会雑誌』47(3)：1-27。

西村亮介・嘉名光市・佐久間康富（2015）「過疎地域の地区運営活動における地元住民と移住者の関係の変遷に関する研究―和歌山県那智勝浦町色川地区を事例に―」『都市計画論文集』50(3)：1303-1309。

橋本文子（2018）「農村と若者をつなぐには―中間支援組織の役割：―1 年間の地域貢献活動『緑のふろさと協力隊』を事例に―」『農村計画学会誌』36(4)：508-511。

藤原三夫・垂水亜紀（2005）「林業新規就業者の類型と転出者の特性―愛媛県の第 3 セクター林業会社を対象にして―」『林業経済研究』51(2)：67-74。

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局（2018）「まち・ひと・しごと創生基本方針 2018 について」。

山下良平・奥井竣（2017）「出身地域への移住に関する潜在的需要と支援施策の方向性：特に住宅確保と社会関係の視点から」『計画行政』40(3)：44-53。

労働政策研究・研修機構（2011）「非三大都市圏への U・I ターンの促進と U・I ターン者を活用した内発的雇用創出活性化に係る研究」『労働政策研究報告書』134。

謝辞

本研究の調査に当たっては、以下の皆様より多大なる御協力と御助言を仰いだ（順不同）。ふるさと回帰支援センター嵩和雄副事務局長，山梨県総合政策部地域創生・人口対策課，長野県地域振興課楽園信州・移住推進室，岐阜県清流の国づくり政策課移住定住まちづくり室，同農政部農政課，岡山県農林水産部農産課，島根県地域振興部しまね暮らし推進課，同東京事務所しまね移住支援サテライト東京，公益財団法人ふるさと島根定住財団，山梨県北杜市地域課，同産業観光部農政課，長野県茅野市産業経済部移住推進室，同田舎暮らし楽園信州茅野協議会，長野県大町市まちづくり交流課，同 LODEC Japan，長野県飯田市産業振興課結いターンキャリアデザイン室，同農業課，岐阜県白川町企画課，同農林課，同移住・交流サポートセンター，岡山県高梁市農業振興センター，同産業経済部農林課，同住もうよ高梁推進課，岡山県和気町地方創生課，同産業振興課，島根県雲南市うんなん暮らし推進課，同政策推進課，島根県吉賀町企画課，さらに現地調査で聞き取り調査にご協力いただいた各市町の地域自治組織，移住支援組織，移住コーディネーター，移住相談員や移住者の皆様等，匿名とすることとしているため具体名を書くことはできませんでしたが，皆様には，日々大変お忙しいにもかかわらず，我々の調査に快く御対応をいただき，感謝の念に堪えません。また調査に当たり事前に御指導をいただいた法政大学図司教授，跡見学園女子大学土居准教授にも感謝いたします。本調査は以上の皆様の御理解と御協力なしには実現できなかったことを明記させていただくとともに，調査に御協力をいただいた全ての関係各位に深く感謝を申し上げます。

参考資料

都市住民が農林業・農山村をどのように捉え、農山村とどのような関わりを持っているのか等の実態を把握するため、Web アンケート調査を実施したので参考資料として添付する。本調査は以下で記述されているように、調査対象を成人の都市住民 2,000 人とし、現時点での農林業・農山村との関わり方を定量的に明らかにするものである。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

都市住民が、農林業・農山村をどのように捉え、農山村とどのような関わりを持っているのか等の実態を把握するため、アンケート調査を実施する。

(2) 調査の実施方法

① 調査対象

東京都特別区、関東地域（さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市）、東海地域（名古屋市）、関西地域（京都市、大阪市、堺市、神戸市）に居住する 20 歳～70 歳の学生以外の者で、合計 2,000 のサンプルを回収した。

- ・サンプル数は、調査対象となる地域及び年代（6 階層）による人口構成比に応じて割付
- ・男女のサンプル数の割付は各地域、年代で同数

②調査方法

ウェブアンケート調査（調査会社のモニターを対象としたアンケート）

③実施期間

平成 30 年 2 月

④主な調査項目

- ・農山村地域のイメージ、距離感、農山村地域の人々に対する親近感、関係等
- ・農山村地域との関わり（応援している市町村、農山村地域と関わる取組・活動（きっかけ、内容、頻度、金額、期待すること等）
- ・自分が住む地区との関わり（お祭り等のイベントや自治会・町内会活動、近所づきあい等）
- ・幸福度、一般的な価値観、都市・農山村地域に対する考え方

(3) 有効回答数

男女年代別（人）

	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	計
男性	87	156	256	218	249	205	1,171
女性	216	231	169	87	70	56	829
計	303	387	425	305	319	261	2,000

年齢（歳）

	値
平均値	48.27
最小値	20.00
最大値	79.00

地域年代別（人）

	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	計
東京都特別区	118	156	159	109	107	87	736
関東地域	83	109	129	91	93	75	580
東海地域	27	32	36	28	29	24	176
関西地域	75	90	101	77	90	75	508
計	303	387	425	305	319	261	2,000

都府県別（人）

埼玉県	93
千葉県	65
東京都	736
神奈川県	422
愛知県	176
京都府	106
大阪府	259
兵庫県	143
計	2,000

(4) 設問一覧

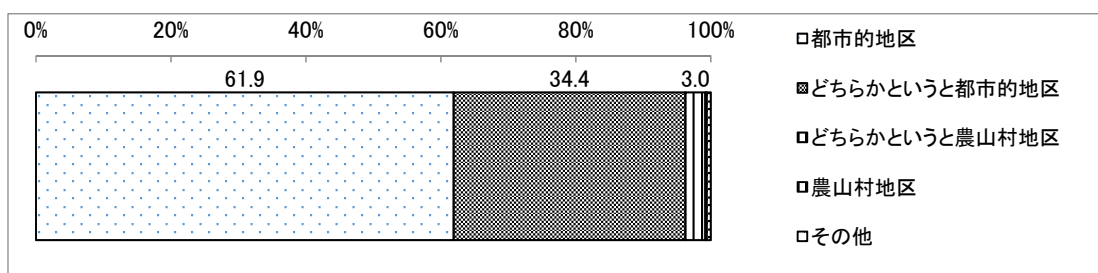
設問文	回答形式
Q1. あなたがお住まいの地区はどのようなところですか。最もあてはまるものを1つだけ選んでください。イメージとして、農山村地区とは周辺に農地や森林が広がり、農林業が盛んな地区であり、都市的地区はそれ以外の地区です。	単一
Q1-1. 前問で「1. 都市的地区」と「2. どちらかという都市的地区」と回答した方にお伺いします。あなたは、これまでに農山村地区に住んだことがありますか。	単一
Q1-2. 先ほど「1. 都市的地区」と「2. どちらかという都市的地区」と回答した方にお伺いします。あなたのお住まいの地区に畑や水田、農園はありますか。	単一
Q2. あなたは、地区内の何人程度の人と面識がありますか。	単一
Q3. あなたは、地区のお祭りなどのイベントに参加したことがありますか。	単一
Q3-1. 前問で「1. 参加したことがある」と回答した方にお伺いします。どのような立場で参加しましたか。(いくつでも)	複数
Q4. あなたは、これまでに自治会・町内会が主催するさまざまな活動や、地区ボランティアなど、地区のための活動に参加したことがありますか。	単一
Q4-1. 前問で「1. 参加したことがある」と回答した方にお伺いします。あなたはどのくらいの頻度で活動に参加していますか。	単一
Q5. あなたは自治会・町内会で何らかの役職に就いていますか。	単一
Q6. あなたは、ご近所の人とどの程度のおつきあいがありますか。最も多いものを1つだけ選んでください。※ここでの「近所の人」とはご自宅周辺の数軒～10軒程度の人を指します。	単一
Q7. あなたのご近所の方で信頼できる人はどの程度いますか。	単一
Q8. あなたは農山村地域にどのようなイメージをお持ちですか。	単一
Q9. あなたは農山村地域に住む人々に対して、親近感を感じますか。	単一
Q10. あなたは、農山村地域に対してどのくらいの距離感を感じますか。	単一
Q11. あなたは農山村地域の人々との関係を、どのように感じていますか。以下のイメージ図はあなたと農山村地域の人々の関係を円の重なり具合で表しています。これらのイメージ図の中で、最もあなたの感じ方に近いものを1つ選んでください。	単一
Q12. あなたには、特に思い入れがあったり気に入ったりして、応援している農山村地域の市町村がありますか。	単一
Q12-1. 前問で「ある」、「かつてあったが今はない」、「特定の市町村ではなく、ある農山村地域全体を応援している」とお答えの方にお伺いします。応援するようになったきっかけは何ですか。あてはまるものを全て選んでください。(いくつでも)	複数
Q13. あなたは農山村地域に関わる以下のような取組・活動を行っていますか。	単一
Q13-1. 前問でいずれかの取組・活動を「今もやっている」と回答した人にお伺いします。	単一

それぞれの活動をどれくらいの頻度で行っていますか。	
Q13-2. 先ほどいずれかの取組・活動を「今もやっている」と回答した人にお伺いします。 その活動・取組1回につき、どのくらいの金額を提供・支出していますか。ご家族など複数 名で参加される場合は1人あたりの金額をお答えください。	単一
Q13-3. 先ほどいずれかの取組・活動に「今もやっている」と回答した人にお伺いします。 先ほど回答した農山村地域に関わる取組・活動を行うことで、あなたは今後どのようなこと を期待していますか。あてはまるものを全て選んでください。(いくつでも)	複数
Q13-4. 先ほどいずれかの取組・活動に「過去にやったことがあるが、今はやっていない」 と回答した人にお伺いします。先ほどお答えいただいた以下の取組・活動をやめた理由は何 ですか。あてはまるものを全て選んでください。(いくつでも)	複数
Q13-5. 先ほど全ての項目に「今までやったことはない」と回答した人にお伺いします。今 後農山村地域に関わる取組・活動に参加したいと思いますか。	単一
Q13-6. 前問で「1. 参加したいと思う」と回答した人にお伺いします。具体的にどのよう な取組・活動に参加したいと思いますか。あてはまるものを全て選んでください。(いくつ でも)	複数
Q13-7. 先ほど「1. 参加したいと思う」と回答した人にお伺いします。取組・活動に参加 することでどのようなことに期待していますか。あてはまるものを全て選んでください。 (いくつでも)	複数
Q13-8. 先ほど「2. 参加したいとは思わない」と回答した人にお伺いします。参加したい と思わないのはどうしてですか。あてはまるものを全て選んでください。(いくつでも)	複数
Q14. 全体として、あなたは現在の生活にどの程度幸福を感じていますか。「非常に幸福」を 10点、「非常に不幸」を0点、「幸福とも不幸ともどちらとも言えない」を5点として、あ なたは何点くらいになるか教えてください。	単一
Q15. あなたの理想の幸福度はどのくらいですか。「非常に幸福」を10点、「非常に不幸」を 0点、「幸福とも不幸ともどちらとも言えない」を5点として、あなたの理想は何点くらい になるか教えてください。	単一
Q16. あなたの考え方に最もあてはまるものを選んでください。	単一
Q17. あなたが今一緒に暮らしている家族は何人ですか。あなたご自身を含めた人数をお答え ください。	単一
Q17-1. 前問で2人以上と答えた方にお伺いします。次のうち、あなたと同居している人を 全て選んでください。(いくつでも)	複数
Q18. あなたの職業を教えてください。	単一
Q19. あなたの現在の居住形態について教えてください。	単一
Q20. あなたと農林業の関わりについて、あてはまるものを全て選んでください。(いくつで も)	複数
Q21. 現在の生活において、あなたの世帯の年間総収入はどのくらいですか。	単一

2 調査結果

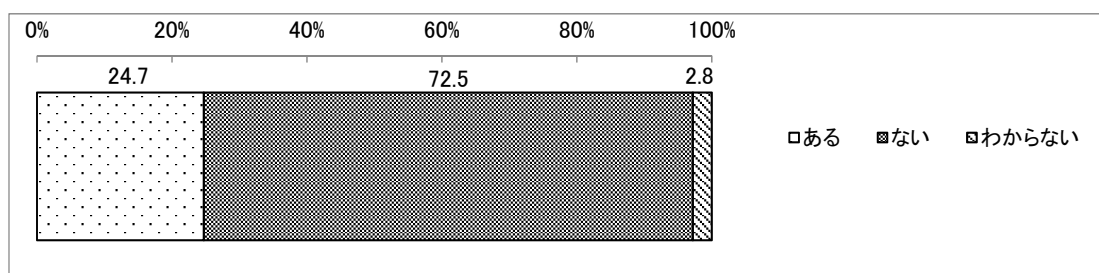
Q1. あなたがお住まいの地区はどのようなところですか。最もあてはまるものを1つだけ選んでください。イメージとして、農山村地区とは周辺に農地や森林が広がり，農林業が盛んな地区であり，都市的地区はそれ以外の地区です。※ここでの「地区」とは小学校区などの半径1km（徒歩15分圏内）くらいの地域的まとまりを指します。

	回答数
全体	2,000
都市的地区	1,238
どちらかという都市的地区	687
どちらかという農山村地区	59
農山村地区	4
その他	12



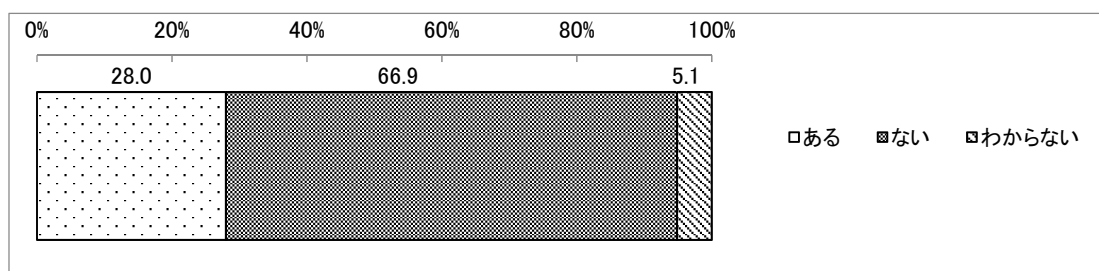
Q1-1. 前問で「1. 都市的地区」と「2. どちらかという都市的地区」と回答した方にお伺いします。あなたは、これまでに農山村地区に住んだことがありますか。

	回答数
全体	1,925
ある	476
ない	1,395
わからない	54



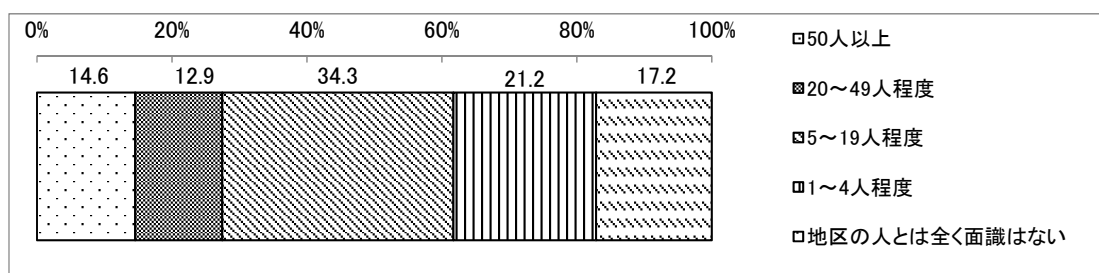
Q1-2. 先ほど「1. 都市的地区」と「2. どちらかというと都市的地区」と回答した方にお伺いします。あなたのお住まいの地区に畑や水田，農園はありますか。

	回答数
全体	1,925
ある	539
ない	1,287
わからない	99



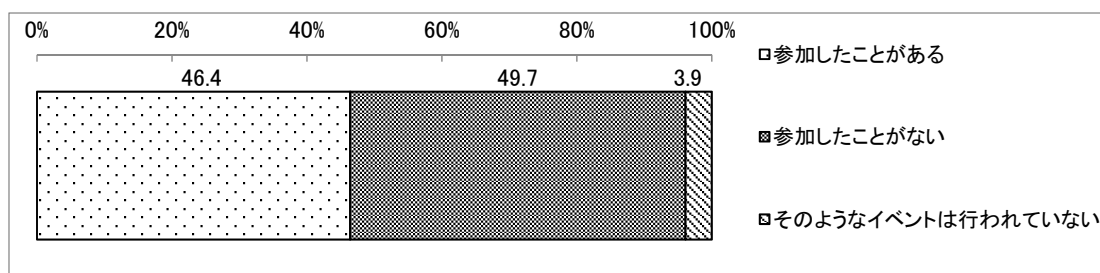
Q2. あなたは，地区内の何人程度の人と面識がありますか。

	回答数
全体	2,000
50人以上	291
20～49人程度	258
5～19人程度	685
1～4人程度	423
地区の人とは全く面識はない	343



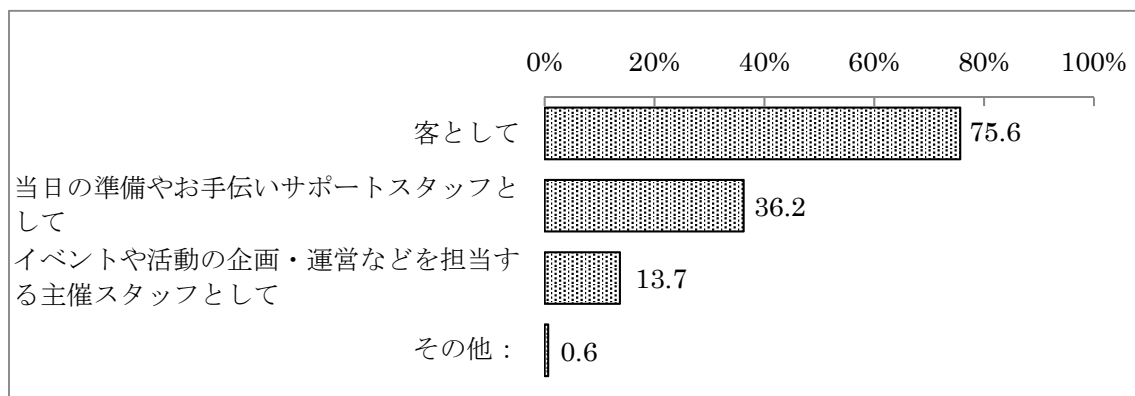
Q3. あなたは、地区のお祭りなどのイベントに参加したことがありますか。

	回答数
全体	2,000
参加したことがある	928
参加したことがない	994
そのようなイベントは行われていない	78



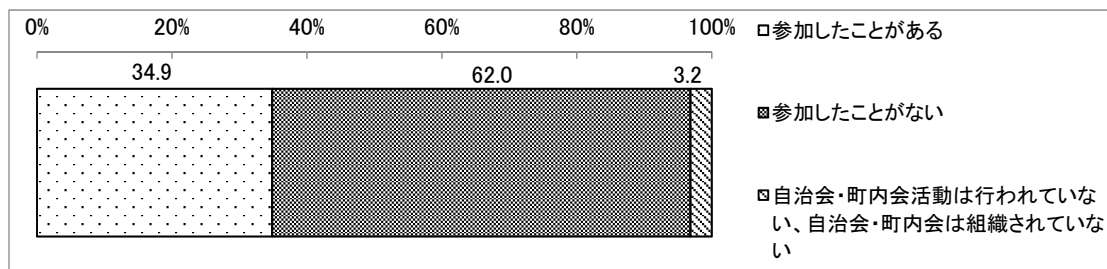
Q3-1. 前問で「1. 参加したことがある」と回答した方にお伺いします。どのような立場で参加しましたか。(いくつでも)

	回答数
全体	928
客として	702
当日の準備やお手伝いサポートスタッフとして	336
イベントや活動の企画・運営などを担当する主催スタッフとして	127
その他：	6



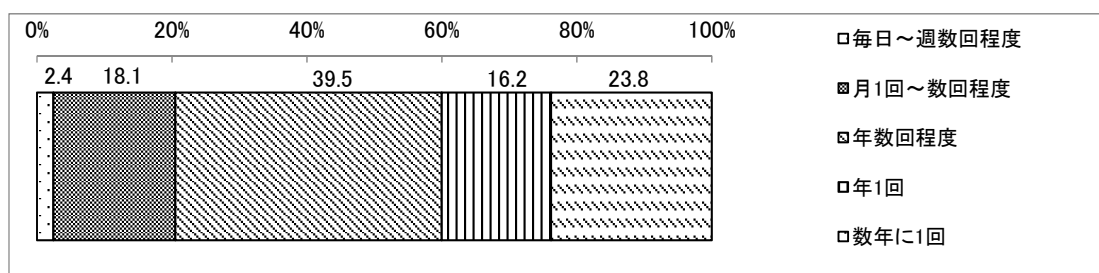
Q4. あなたは、これまでに自治会・町内会が主催するさまざまな活動や、地区ボランティアなど、地区のための活動に参加したことがありますか。

	回答数
全体	2,000
参加したことがある	697
参加したことがない	1,240
自治会・町内会活動は行われていない、自治会・町内会は組織されていない	63



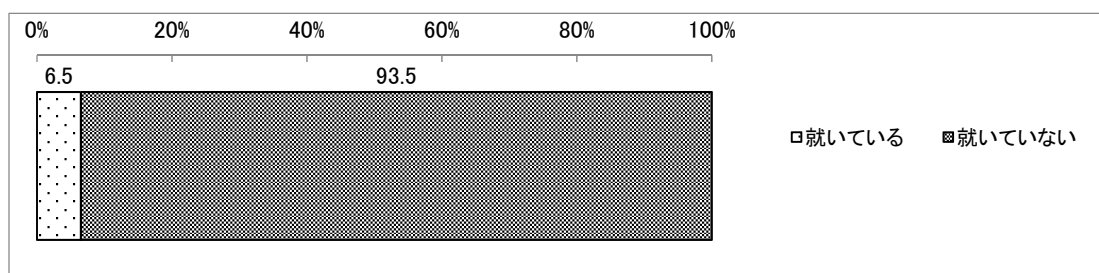
Q4-1. 前問で「1. 参加したことがある」と回答した方にお伺いします。あなたはどのくらいの頻度で活動に参加していますか。

	回答数
全体	697
毎日～週数回程度	17
月1回～数回程度	126
年数回程度	275
年1回	113
数年に1回	166



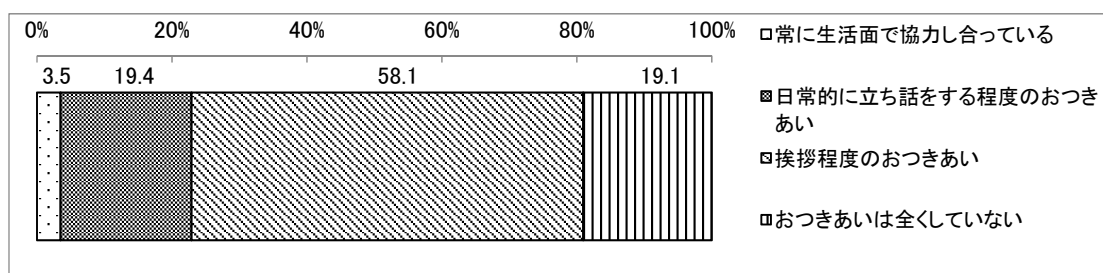
Q5. あなたは自治会・町内会で何らかの役職に就いていますか。

	回答数
全体	1,937
就いている	126
就いていない	1,811



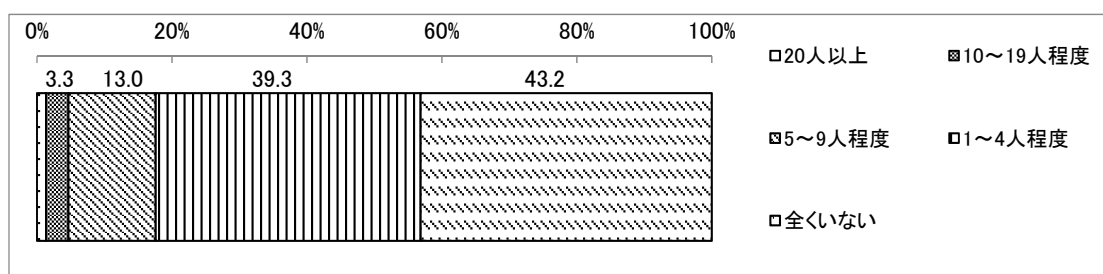
Q6. あなたは、ご近所の人とどの程度のおつきあいがありますか。最も多いものを1つだけ選んでください。※ここでの「近所の人」とはご自宅周辺の数軒～10軒程度の人を指します。

	回答数
全体	2,000
常に生活面で協力し合っている	70
日常的に立ち話をする程度のおつきあい	388
挨拶程度のおつきあい	1,161
おつきあいは全くしていない	381



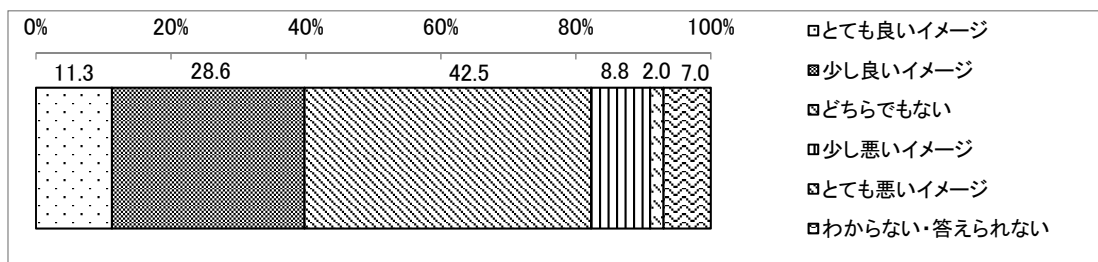
Q7. あなたのご近所の方で信頼できる人はどの程度いますか。

	回答数
全体	2,000
20人以上	27
10～19人程度	66
5～9人程度	259
1～4人程度	785
全くいない	863



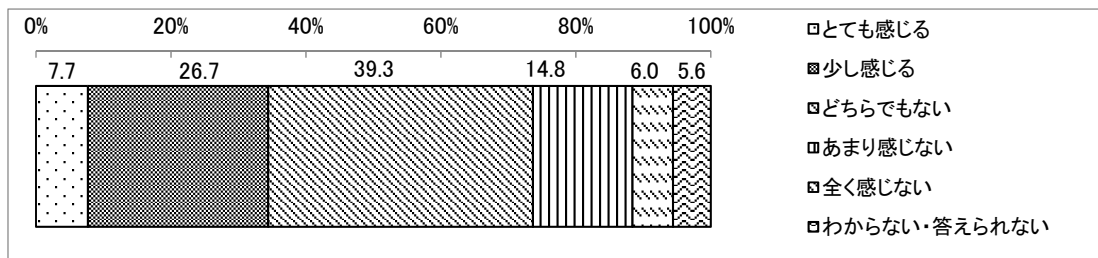
Q8. あなたは農山村地域にどのようなイメージをお持ちですか。

	回答数
全体	2,000
とても良いイメージ	225
少し良いイメージ	571
どちらでもない	849
少し悪いイメージ	175
とても悪いイメージ	40
わからない・答えられない	140



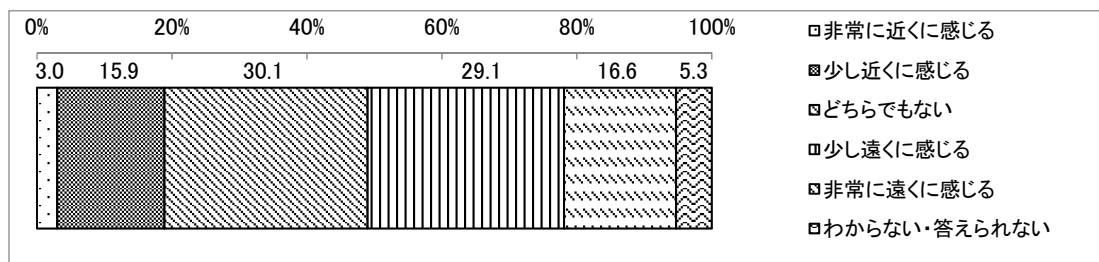
Q9. あなたは農山村地域に住む人々に対して，親近感を感じますか。

	回答数
全体	2,000
とても感じる	154
少し感じる	534
どちらでもない	785
あまり感じない	295
全く感じない	120
わからない・答えられない	112

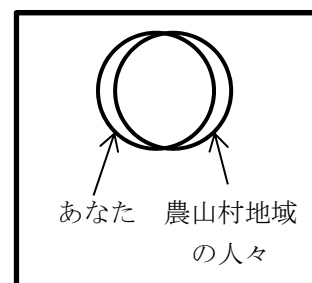
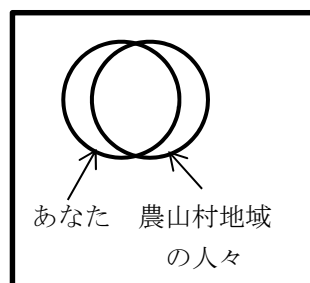
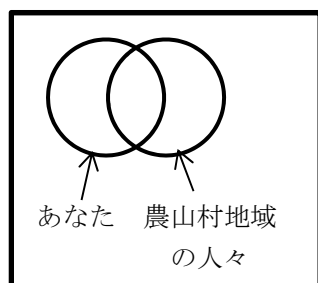
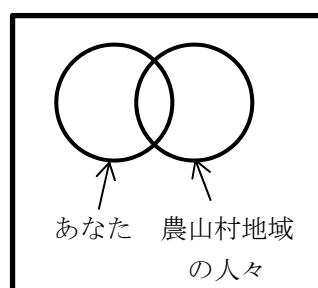
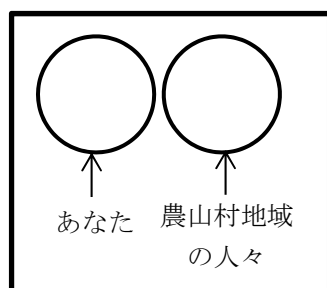


Q10. あなたは，農山村地域に対してどのくらいの距離感を感じますか。

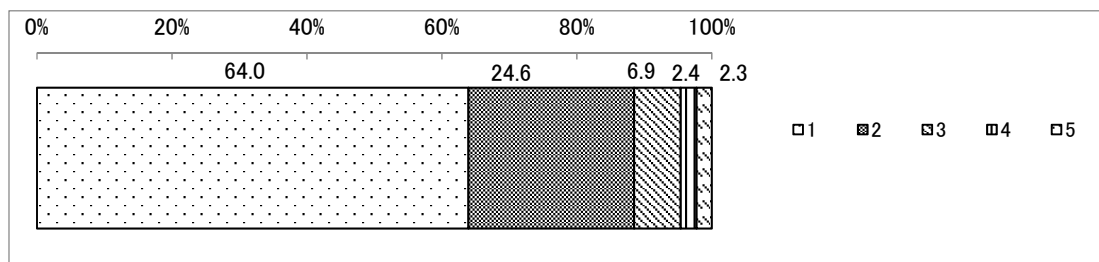
	回答数
全体	2,000
非常に近くに感じる	60
少し近くに感じる	318
どちらでもない	602
少し遠くに感じる	582
非常に遠くに感じる	332
わからない・答えられない	106



Q11. あなたは農山村地域の人々との関係を、どのように感じていますか。以下のイメージ図はあなたと農山村地域の人々の関係を円の重なり具合で表しています。これらのイメージ図の中で、最もあなたの感じ方に近いものを1つ選んでください。

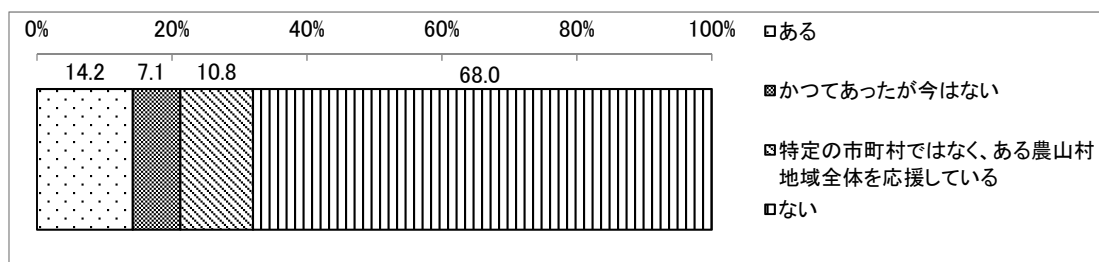


	回答数
全体	2,000
1	1,279
2	491
3	138
4	47
5	45



Q12. あなたには、特に思い出があったり気に入ったりして、応援している農山村地域の市町村がありますか。

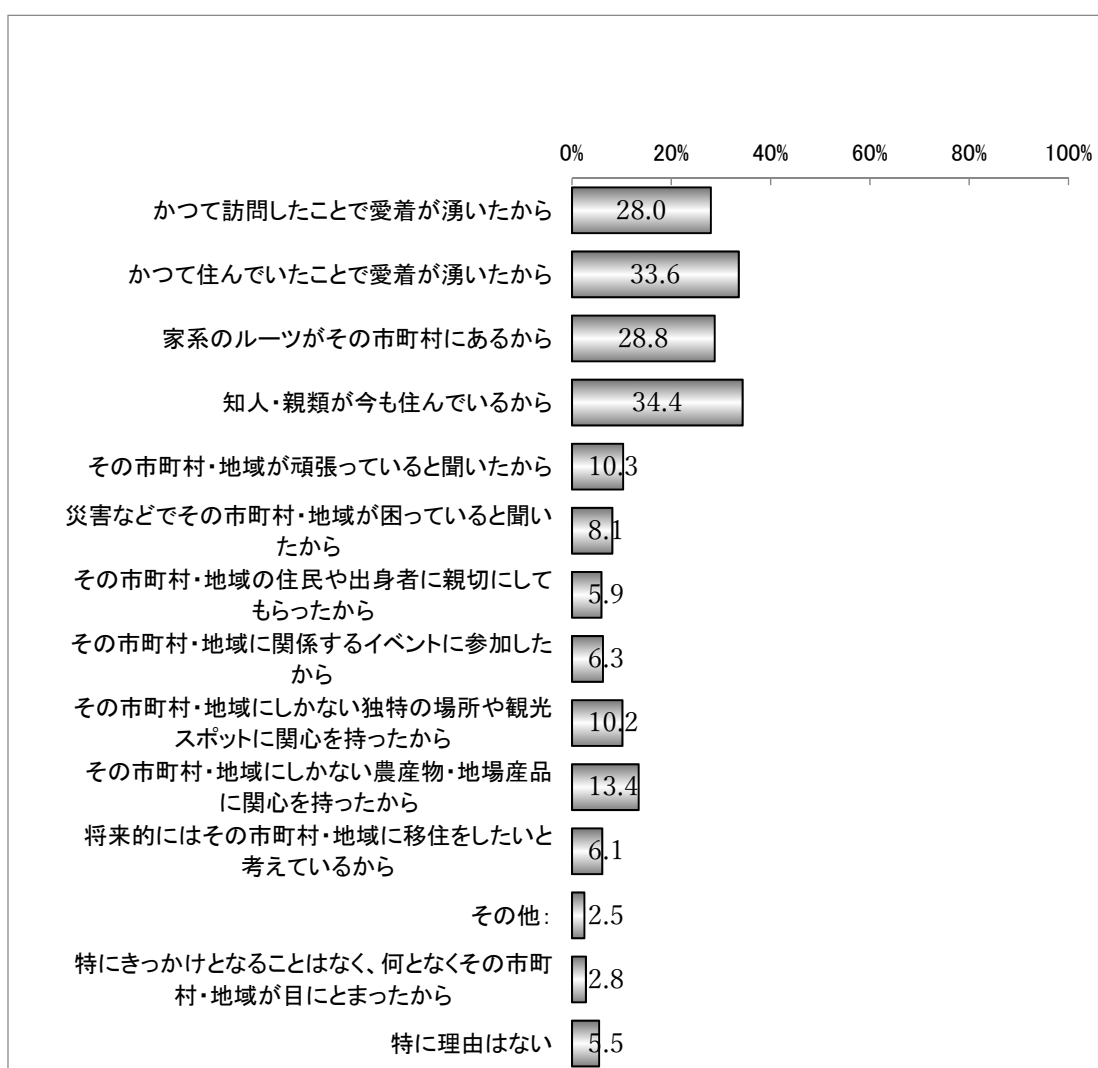
	回答数
全体	2,000
ある	284
かつてあったが今はない	141
特定の市町村ではなく、ある農山村地域全体を応援している	215
ない	1,360



Q12-1. 前問で「ある」、「かつてあったが今はない」、「特定の市町村ではなく、ある農山村地域全体を応援している」とお答えの方にお伺いします。応援するようになったきっかけは何ですか。あてはまるものを全て選んでください。(いくつでも)

	回答数
全体	640
かつて訪問したことで愛着が湧いたから	179
かつて住んでいたことで愛着が湧いたから	215
家系のルーツがその市町村にあるから	184
知人・親類が今も住んでいるから	220
その市町村・地域が頑張っていると聞いたから	66
災害などでその市町村・地域が困っていると聞いたから	52

その市町村・地域の住民や出身者に親切にもらったから	38
その市町村・地域に関係するイベントに参加したから	40
その市町村・地域にしかない独特の場所や観光スポットに関心を持ったから	65
その市町村・地域にしかない農産物・地場産品に関心を持ったから	86
将来的にはその市町村・地域に移住をしたいと考えているから	39
その他	16
特にきっかけとなることはなく、何となくその市町村・地域が目にとまったから	18
特に理由はない	35



Q13. あなたは農山村地域に関わる以下のような取組・活動を行っていますか。

	回答数	今もやっている	過去にやったことがあるが、今	今までやったことはない
1. 農山村地域にある観光施設・名所の訪問やレジャー・スポーツの実施	2,000	193	314	1,493
2. 農山村地域への帰省や親戚・知人宅への定期的な訪問	2,000	268	269	1,463
3. グリーンツーリズムでの農業・農山村生活の体験	2,000	22	91	1,887
4. 農山村地域で開催されるイベントへの参加	2,000	56	249	1,695
5. 都市的地域と農山村地域の2つの地域での生活（二地域居住）	2,000	32	90	1,878
6. 農山村地域で行われるボランティア活動への参加	2,000	24	103	1,873
7. 農作業関連でのパート・アルバイトとしての労働	2,000	15	90	1,895
8. 農山村地域の農家・農園、会社からの農産物・地場産品の直接購入	2,000	202	245	1,553
9. 都市的地域にあるアンテナショップでの商品購入	2,000	282	373	1,345
10. クラウドファンディングによる農山村地域の活動への資金提供（寄付）	2,000	16	43	1,941
11. ふるさと納税	2,000	333	81	1,586
12. 市町村や地域のファンクラブ・応援会への加入	2,000	25	50	1,925
13. 農山村移住や農林業就業などに関するセミナーや情報交換会への参加	2,000	12	43	1,945
14. 農山村地域に関する情報をインターネット・SNS から定期的に確認・受信	2,000	67	65	1,868
15. 農山村地域に関する情報をインターネット・SNS などへ定期的に発信	2,000	17	41	1,942
16. その他	1,345	59	76	1,210

	今もやっている	過去にやったことがあるが、今はやっていない	今までやったことはない
1.農山村地域にある観光施設・名所の訪問やレジャー・スポーツの実施(n=2000)	9.7	15.7	74.7
2.農山村地域への帰省や親戚・知人宅への定期的な訪問(n=2000)	13.4	13.5	73.2
3.グリーンツーリズムでの農業・農山村生活の体験(n=2000)	4.6		94.4
4.農山村地域で開催されるイベントへの参加(n=2000)	2.8	12.5	84.9
5.都市的地域と農山村地域の2つの地域での生活(二地域居住)(n=2000)	4.5		93.9
6.農山村地域で行われるボランティア活動への参加(n=2000)	5.2		93.7
7.農業関連でのパート・アルバイトとしての労働(n=2000)	4.5		94.8
8.農山村地域の農家・農園、会社からの農産物・地場産品の直接購入(n=2000)	10.1	12.3	77.7
9.都市的地域にあるアンテナショップでの商品購入(n=2000)	14.1	18.7	67.3
10.クラウドファンディングによる農山村地域の活動への資金提供(寄付)(n=2000)	22.2		97.1
11.ふるさと納税(n=2000)	16.7	4.1	79.3
12.市町村や地域のファンクラブ・応援会への加入(n=2000)	25.5		96.3
13.農山村移住や農林業就業などに関するセミナーや情報交換会への参加(n=2000)	2.2		97.3
14.農山村地域に関する情報をインターネット・SNSから定期的に確認・受信(n=2000)	3.4	3.3	93.4
15.農山村地域に関する情報をインターネット・SNSなどへ定期的に発信(n=2000)	2.1		97.1
16.その他:(n=1345)	4.4	5.7	90.0

Q13-1. 前問でいずれかの取組・活動を「今もやっている」と回答した人にお伺いします。それぞれの活動をどれくらいの頻度で行っていますか。

	回答数	くらい 毎日 から週2、3回	1 回 くらい	週 1回〜2週間 に	1 回 くらい	1 ヶ月〜数ヶ月 に	半年に1回 くらい	年に1回 くらい	数年に1回 くらい
1. 農山村地域にある観光施設・名所の訪問やレジャー・スポーツの実施	193	4	13	57	54	46	19		
2. 農山村地域への帰省や親戚・知人宅への定期的な訪問	268	3	7	69	102	63	24		
3. グリーンツーリズムでの農業・農山村生活の体験	22	2	2	8	3	4	3		

4. 農山村地域で開催されるイベントへの参加	56	2	5	5	20	18	6
5. 都市的地域と農山村地域の2つの地域での生活（二地域居住）	32	0	3	14	10	2	3
6. 農山村地域で行われるボランティア活動への参加	24	1	2	5	11	3	2
7. 農作業関連でのパート・アルバイトとしての労働	15	1	0	5	4	2	3
8. 農山村地域の農家・農園、会社からの農産物・地場産品の直接購入	202	4	13	83	69	25	8
9. 都市的地域にあるアンテナショップでの商品購入	282	7	7	133	88	39	8
10. クラウドファンディングによる農山村地域の活動への資金提供（寄付）	16	1	1	6	2	4	2
11. ふるさと納税	333	2	4	108	91	124	4
12. 農山村移住や農林業就業などに関するセミナーや情報交換会への参加	12	1	1	3	3	3	1
13. 農山村地域に関する情報をインターネット・SNS から定期的に確認・受信	67	6	25	27	6	1	2
14. 農山村地域に関する情報をインターネット・SNS などへ定期的に発信	17	3	6	3	2	2	1
15. その他	59	1	3	13	10	9	23

	毎日から週2、3回くらい	1ヶ月～数ヶ月に1回くらい	半年に1回くらい	1年に1回くらい	数年に1回くらい
	週1回～2週間に1回くらい	半年に1回くらい	数年に1回くらい		
1.農山村地域にある観光施設・名所の訪問やレジャー・スポーツの実施(n=193)	6.7	29.5	28.0	23.8	9.8
2.農山村地域への帰省や親戚・知人宅への定期的な訪問(n=268)	2.6	25.7	38.1	23.5	9.0
3.グリーンツーリズムでの農業・農山村生活の体験(n=22)	9.1	9.1	36.4	13.6	18.2
4.農山村地域で開催されるイベントへの参加(n=56)	3.6	8.9	8.9	35.7	32.1
5.都市的地域と農山村地域の2つの地域での生活(二地域居住)(n=32)	9.4	43.8	31.3	6.3	9.4
6.農山村地域で行われるボランティア活動への参加(n=24)	4.2	8.3	20.8	45.8	12.5
7.農業関連でのパート・アルバイトとしての労働(n=15)	6.7	33.3	26.7	13.3	20.0
8.農山村地域の農家・農園、会社からの農産物・地場産品の直接購入(n=202)	6.4	41.1	34.2	12.4	4.0
9.都市的地域にあるアンテナショップでの商品購入(n=282)	2.8	47.2	31.2	13.8	4.8
10.クラウドファンディングによる農山村地域の活動への資金提供(寄付)(n=16)	6.3	6.3	37.5	12.5	25.0
11.ふるさと納税(n=333)		32.4	27.3	37.2	
12.農山村移住や農林業就業などに関するセミナーや情報交換会への参加(n=12)	8.3	8.3	25.0	25.0	25.0
13.農山村地域に関する情報をインターネット・SNSから定期的に確認・受信(n=67)	9.0	37.3	40.3	9.0	4.0
14.農山村地域に関する情報をインターネット・SNSなどへ定期的に発信(n=17)	17.6	35.3	17.6	11.8	11.8
15.その他：(FA)(n=59)	5.1	22.0	16.9	15.3	39.0

Q13-2. 先ほどいずれかの取組・活動を「今もやっている」と回答した人にお伺いします。その活動・取組1回につき、どのくらいの金額を提供・支出していますか。ご家族など複数名で参加される場合は1人あたりの金額をお答えください。

	回答数	お金はかかっていない	1千円くらい	1～5千円くらい	5千円～1万円くらい	1～5万円くらい	5万円より上	わからない
1. 農山村地域にある観光施設・名所の訪問やレジャー・スポーツの実施	193	15	18	46	51	41	12	10
2. 農山村地域への帰省や親戚・知人宅への定期的な訪問	268	31	13	37	50	95	33	9
3. グリーンツーリズムでの農業・農山村生活の体験	22	3	5	6	3	3	1	1
4. 農山村地域で開催されるイベントへの参加	56	11	9	17	8	7	1	3

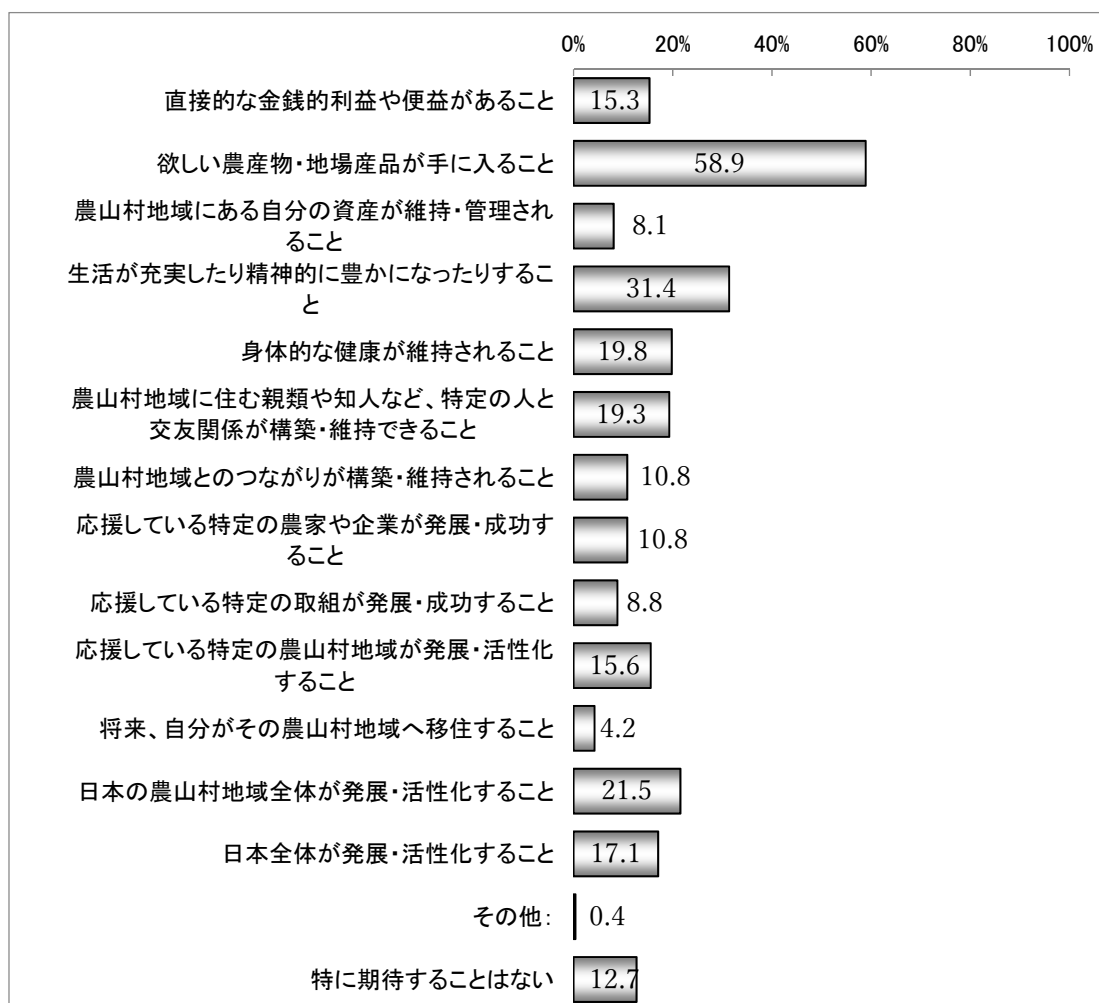
トへの参加								
5. 都市的地域と農山村地域の2つの地域での生活（二地域居住）	32	6	1	4	7	5	8	1
6. 農山村地域で行われるボランティア活動への参加	24	6	1	5	7	3	1	1
7. 農山村地域の農家・農園、会社からの農産物・地場産品の直接購入	202	2	26	108	45	13	3	5
8. 都市的地域にあるアンテナショップでの商品購入	282	0	65	175	28	4	3	7
9. クラウドファンディングによる農山村地域の活動への資金提供（寄付）	16	1	3	4	5	1	1	1
10. ふるさと納税	333	2	5	4	102	132	83	5
11. 市町村や地域のファンクラブ・応援会への加入	25	13	0	4	6	0	1	1
12. 農山村移住や農林業就業などに関するセミナーや情報交換会への参加	12	2	3	5	1	0	1	0
13. 農山村地域に関する情報をインターネット・SNS から定期的に確認・受信	67	61	1	1	0	1	1	2
14. 農山村地域に関する情報をインターネット・SNS などへ定期的に発信	17	13	3	0	0	0	1	0
15. その他	59	18	4	7	5	8	7	10

	お金はかかっていない	～1,000円くらい	～5,000円くらい	～1万円くらい	～5万円くらい	5万円より多い	わからない
1.農山村地域にある観光施設・名所の訪問やレジャー・スポーツの実施(n=193)	7.8	9.3	23.8	26.4	21.2	6.2	5.2
2.農山村地域への帰省や親戚・知人宅への定期的な訪問(n=268)	11.6	4.9	13.8	18.7	35.4	12.3	4.4
3.グリーンツーリズムでの農業・農山村生活の体験(n=22)	13.6	22.7	27.3	13.6	13.6	4.5	4.5
4.農山村地域で開催されるイベントへの参加(n=56)	19.6	16.1	30.4	14.3	12.5	5.4	
5.都市的地域と農山村地域の2つの地域での生活(二地域居住)(n=32)	18.8	3.1	12.5	21.9	15.6	25.0	4.1
6.農山村地域で行われるボランティア活動への参加(n=24)	25.0	4.2	20.8	29.2	12.5	4.2	4.2
7.農山村地域の農家・農園、会社からの農産物・地場産品の直接購入(n=202)	12.9	53.5	22.3	6.4	2.5		
8.都市的地域にあるアンテナショップでの商品購入(n=282)	23.0	62.1	9.9	2.5			
9.クラウドファンディングによる農山村地域の活動への資金提供(寄付)(n=16)	6.3	18.8	25.0	31.3	6.3	6.3	6.3
10.ふるさと納税(n=333)	30.6	39.6	24.9				
11.市町村や地域のファンクラブ・応援会への加入(n=25)	52.0	16.0	24.0	4.0	4.0		
12.農山村移住や農林業就業などに関するセミナーや情報交換会への参加(n=12)	16.7	25.0	41.7	8.3	8.3		
13.農山村地域に関する情報をインターネット・SNSから定期的に確認・受信(n=67)	91.0						4.0
14.農山村地域に関する情報をインターネット・SNSなどへ定期的に発信(n=17)	76.5	17.6	5.9				
15.その他：(FA)(n=59)	30.5	6.8	11.9	8.5	13.6	11.9	16.9

Q13-3. 先ほどいずれかの取組・活動に「今もやっている」と回答した人にお伺いします。先ほど回答した農山村地域に関わる取組・活動を行うことで、あなたは今後どのようなことを期待していますか。あてはまるものを全て選んでください。(いくつでも)

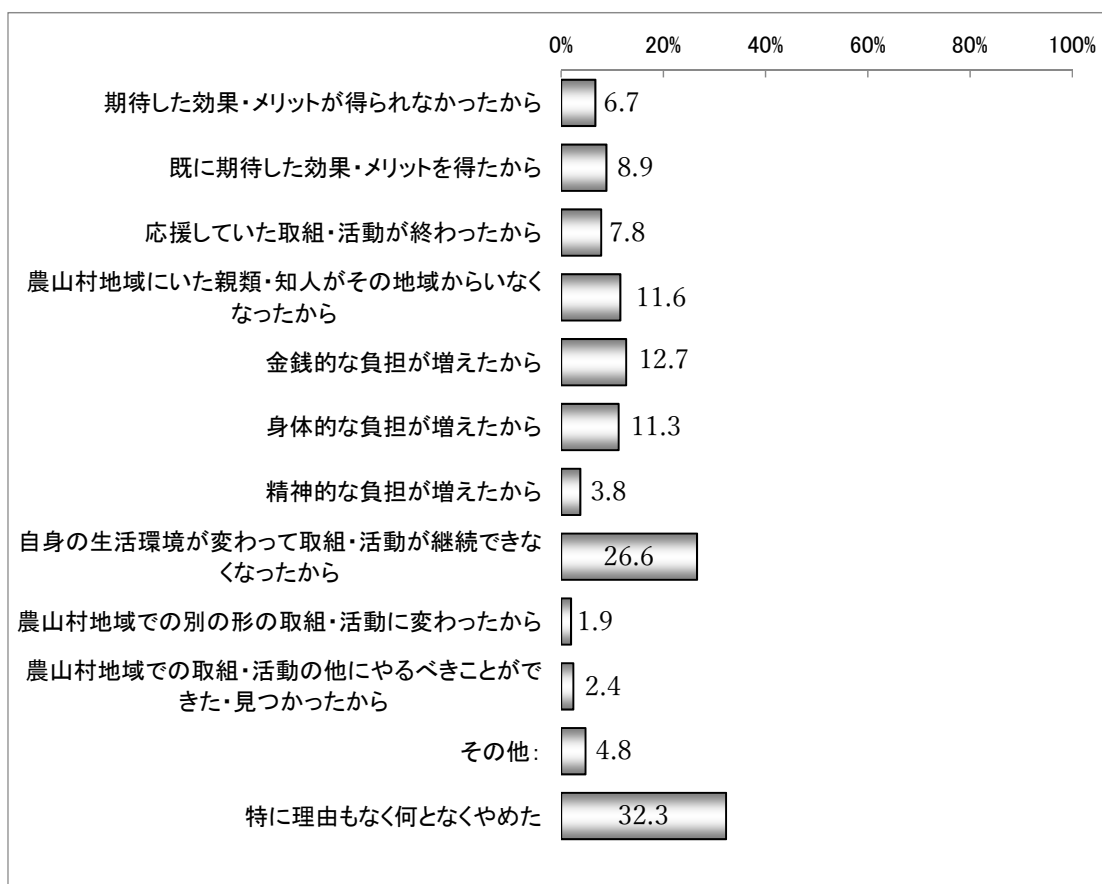
	回答数
全体	803
直接的な金銭的利益や便益があること	123
欲しい農産物・地場産品が手に入ること	473
農山村地域にある自分の資産が維持・管理されること	65
生活が充実したり精神的に豊かになったりすること	252
身体的な健康が維持されること	159
農山村地域に住む親類や知人など、特定の人と交友関係が構築・維持できること	155
農山村地域とのつながりが構築・維持されること	87
応援している特定の農家や企業が発展・成功すること	87
応援している特定の取組が発展・成功すること	71
応援している特定の農山村地域が発展・活性化すること	125

将来、自分がその農山村地域へ移住すること	34
日本の農山村地域全体が発展・活性化すること	173
日本全体が発展・活性化すること	137
その他	3
特に期待することはない	102



Q13-4. 先ほどいずれかの取組・活動に「過去にやったことがあるが、今はやっていない」と回答した人にお伺いします。先ほどお答えいただいた以下の取組・活動をやめた理由は何ですか。あてはまるものを全て選んでください。(いくつでも)

	回答数
全体	880
期待した効果・メリットが得られなかったから	59
既に期待した効果・メリットを得たから	78
応援していた取組・活動が終わったから	69
農山村地域にいた親類・知人がその地域からいなくなったから	102
金銭的な負担が増えたから	112
身体的な負担が増えたから	99
精神的な負担が増えたから	33
自身の生活環境が変わって取組・活動が継続できなくなったから	234
農山村地域での別の形の取組・活動に変わったから	17
農山村地域での取組・活動の他にやるべきことができた・見つかったから	21
その他	42
特に理由もなく何となくやめた	284

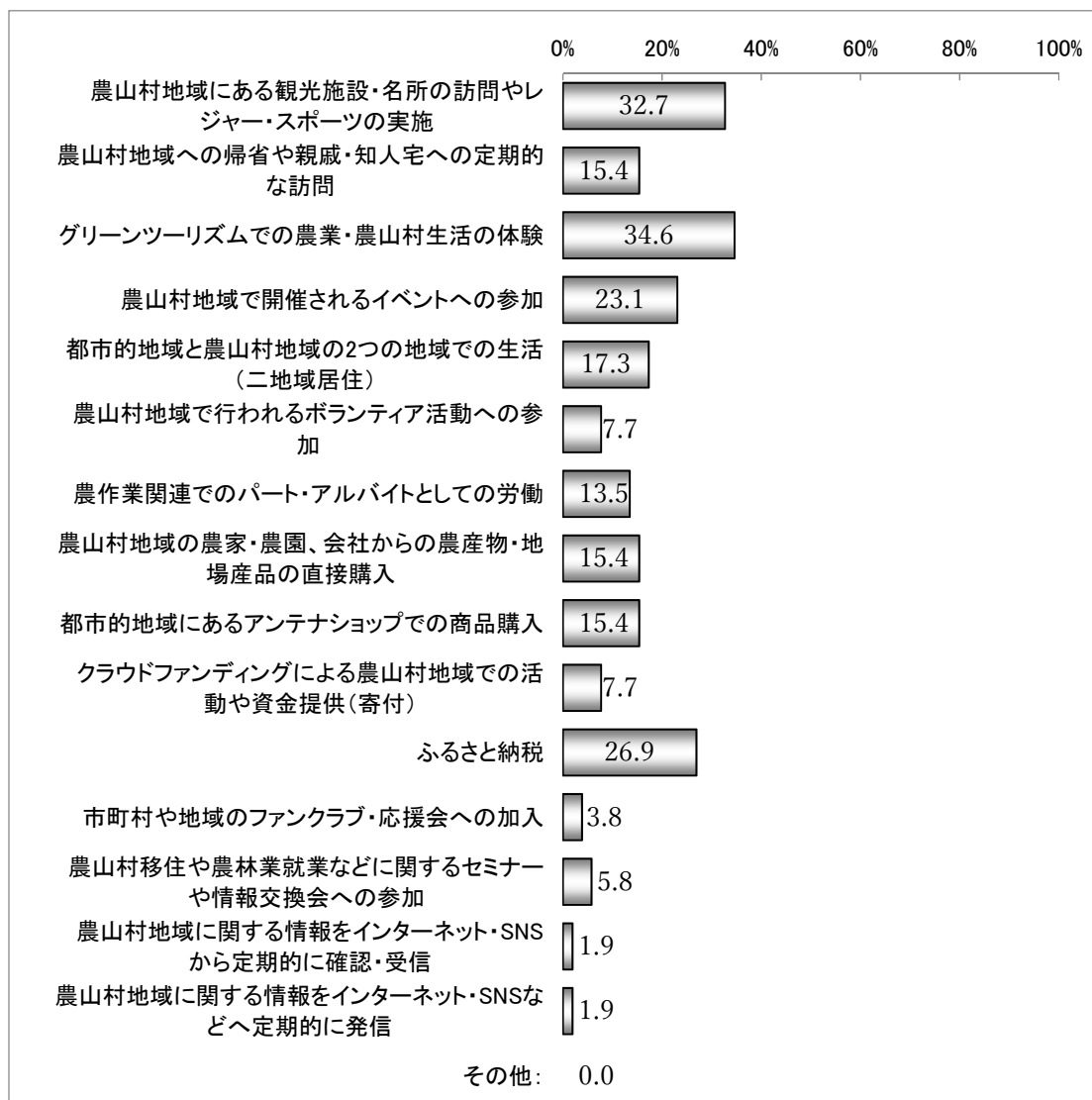


Q13-5. 先ほど全ての項目に「今までやったことはない」と回答した人にお伺いします。今後農山村地域に関わる取組・活動に参加したいと思いますか。

	回答数
全体	820
思う	52
思わない	464
わからない	304

Q13-6. 前問で「1. 参加したいと思う」と回答した人にお伺いします。具体的にどのような取組・活動に参加したいと思いますか。あてはまるものを全て選んでください。(いくつでも)

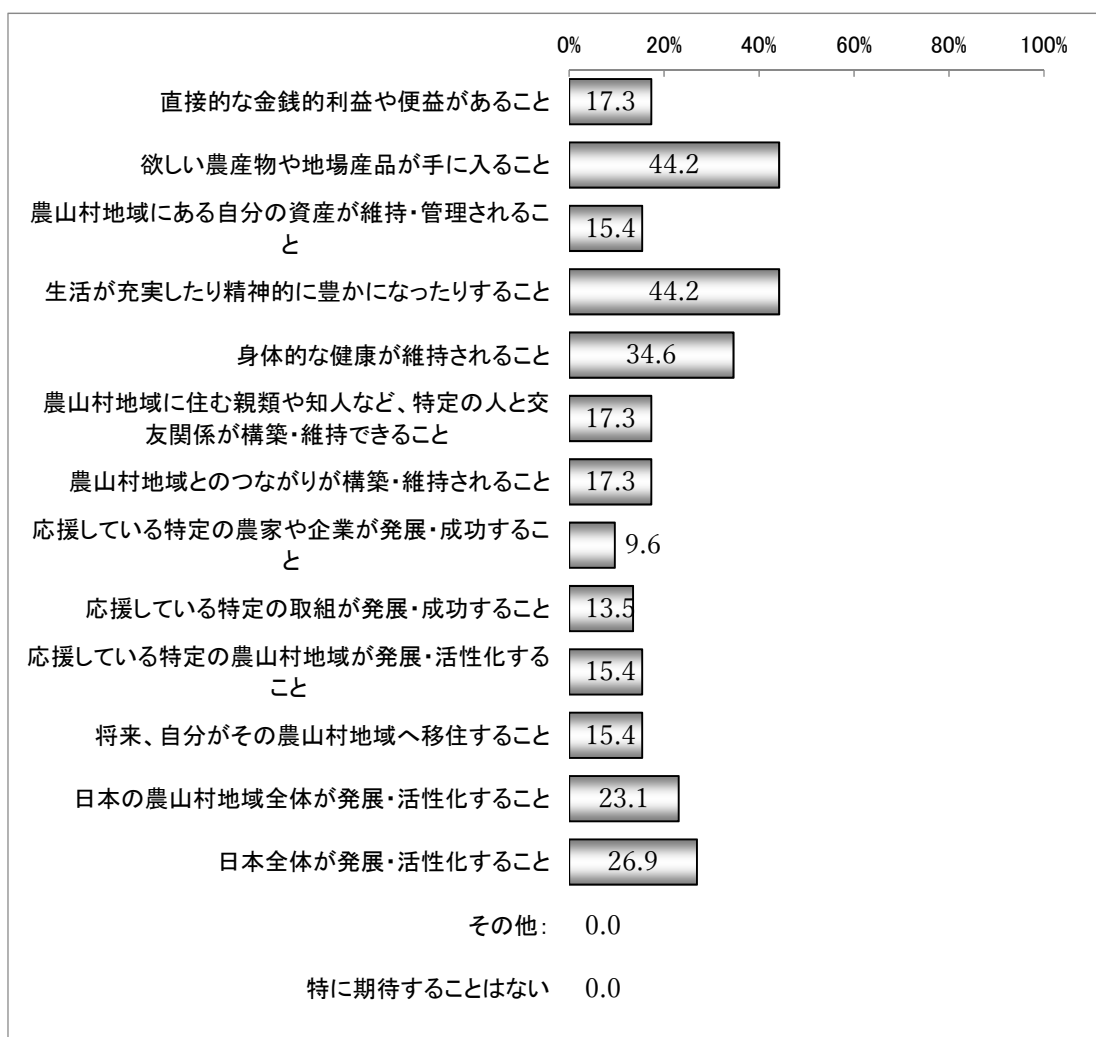
	回答数
全体	52
農山村地域にある観光施設・名所の訪問やレジャー・スポーツの実施	17
農山村地域への帰省や親戚・知人宅への定期的な訪問	8
グリーンツーリズムでの農業・農山村生活の体験	18
農山村地域で開催されるイベントへの参加	12
都市的地域と農山村地域の2つの地域での生活（二地域居住）	9
農山村地域で行われるボランティア活動への参加	4
農作業関連でのパート・アルバイトとしての労働	7
農山村地域の農家・農園、会社からの農産物・地場産品の直接購入	8
都市的地域にあるアンテナショップでの商品購入	8
クラウドファンディングによる農山村地域での活動や資金提供（寄付）	4
ふるさと納税	14
市町村や地域のファンクラブ・応援会への加入	2
農山村移住や農林業就業などに関するセミナーや情報交換会への参加	3
農山村地域に関する情報をインターネット・SNSから定期的に確認・受信	1
農山村地域に関する情報をインターネット・SNSなどへ定期的に発信	1
その他	0



Q13-7. 先ほど「1. 参加したいと思う」と回答した人にお伺いします。取組・活動に参加することでどのようなことに期待していますか。あてはまるもの全てを選んでください。（いくつでも）

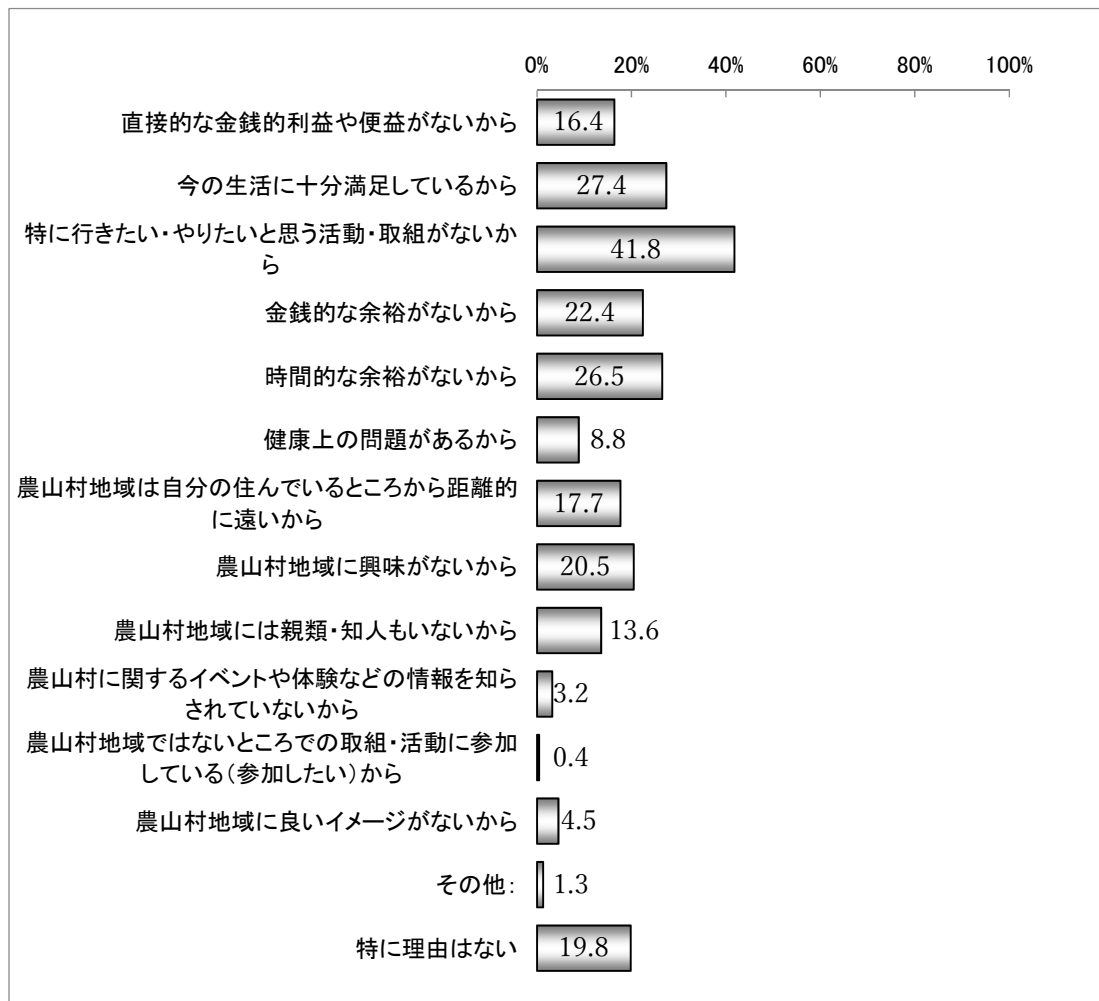
	回答数
全体	52
直接的な金銭的利益や便益があること	9
欲しい農産物や地場産品が手に入ること	23
農山村地域にある自分の資産が維持・管理されること	8
生活が充実したり精神的に豊かになったりすること	23
身体的な健康が維持されること	18

農山村地域に住む親類や知人など、特定の人と交友関係が構築・維持できること	9
農山村地域とのつながりが構築・維持されること	9
応援している特定の農家や企業が発展・成功すること	5
応援している特定の取組が発展・成功すること	7
応援している特定の農山村地域が発展・活性化すること	8
将来、自分がその農山村地域へ移住すること	8
日本の農山村地域全体が発展・活性化すること	12
日本全体が発展・活性化すること	14
その他	0
特に期待することはない	0



Q13-8. 先ほど「2. 参加したいとは思わない」と回答した人にお伺いします。参加したいと思わないのはどうしてですか。あてはまるもの全てを選んでください。(いくつでも)

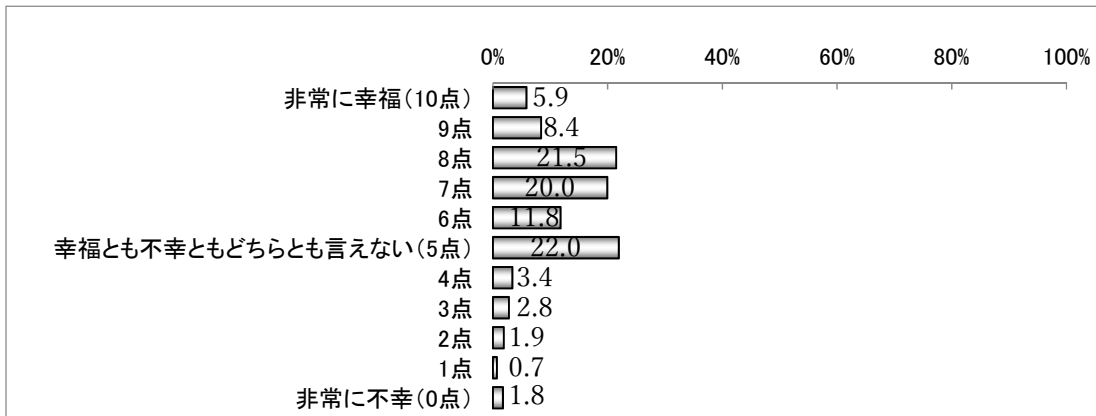
	回答数
全体	464
直接的な金銭的利益や便益がないから	76
今の生活に十分満足しているから	127
特に行きたい・やりたいと思う活動・取組がないから	194
金銭的な余裕がないから	104
時間的な余裕がないから	123
健康上の問題があるから	41
農山村地域は自分の住んでいるところから距離的に遠いから	82
農山村地域に興味がないから	95
農山村地域には親類・知人もいないから	63
農山村に関するイベントや体験などの情報を知らされていないから	15
農山村地域ではないところでの取組・活動に参加している（参加したい）から	2
農山村地域に良いイメージがないから	21
その他	6
特に理由はない	92



Q14. 全体として、あなたは現在の生活にどの程度幸福を感じていますか。「非常に幸福」を10点、「非常に不幸」を0点、「幸福とも不幸ともどちらとも言えない」を5点として、あなたは何点くらいになるか教えてください。

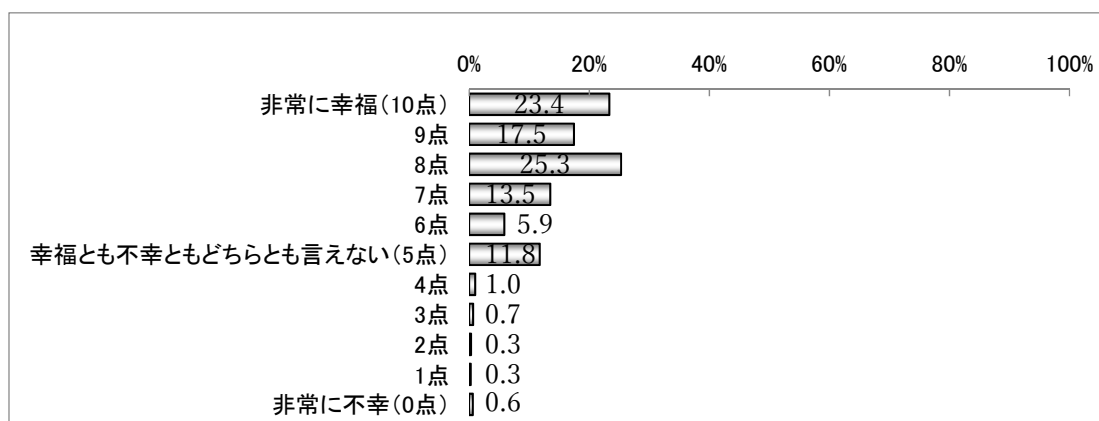
	回答数
全体	2,000
非常に幸福（10点）	117
9点	168
8点	430
7点	399
6点	236
幸福とも不幸ともどちらとも言えない（5点）	439
4点	68

3 点	56
2 点	38
1 点	14
非常に不幸（0 点）	35



Q15. あなたの理想の幸福度はどのくらいですか。「非常に幸福」を 10 点,「非常に不幸」を 0 点,「幸福とも不幸ともどちらとも言えない」を 5 点として, あなたの理想は何点くらいになるか教えてください。

	回答数
全体	2,000
非常に幸福（10 点）	467
9 点	349
8 点	506
7 点	270
6 点	117
幸福とも不幸ともどちらとも言えない（5 点）	235
4 点	20
3 点	13
2 点	6
1 点	5
非常に不幸（0 点）	12



Q16. あなたの考え方に最もあてはまるものを選んでください。

	回答数	とてもそう思う	そう思う	どちらでもない	そう思わない	全くそう思わない
1. 新しい経験をする事は重要だ	2,000	430	1,093	377	75	25
2. 農山村地域の将来には希望が持てる	2,000	41	356	986	481	136
3. 都市的地域は農山村地域よりも刺激が多い	2,000	223	798	722	191	66
4. 何もない自然の中で生活するより、便利なところで生活するほうが合っている	2,000	326	864	587	190	33
5. 静かなところより、にぎやかなところがいい	2,000	84	385	848	546	137
6. 自分たちでコミュニティを支えることは重要だ	2,000	106	834	857	145	58
7. 自然や季節を肌で感じられるのうれしい	2,000	379	1106	398	78	39
8. 時間的にゆとりがあるより、忙しくしているほうがいい	2,000	59	341	793	609	198
9. モノに囲まれた暮らしより、なるべくモノを持たずにシンプルに暮らすほうがいい	2,000	173	650	826	279	72

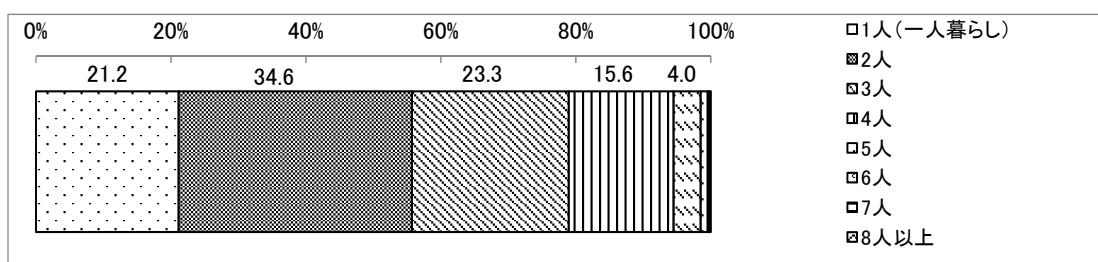
10. お金より大事なものがある	2,000	244	824	700	168	64
11. 多少の不便は工夫でカバーできる	2,000	116	959	659	222	44
12. 普段から環境にやさしい暮らしをしている	2,000	47	500	1,022	346	85
13. 日頃から他の人に親切にし、手助けしたいと思っている	2,000	119	881	808	143	49
14. 私を大切に思ってくれる人たちがいる	2,000	230	951	641	122	56
15. 多少わずらわしくても、私や家族のことを気にかけてくれる人たちがいる生活のほうが安心だ	2,000	165	928	730	133	44
16. 自分とは違う価値観も受け入れられる	2,000	99	869	838	164	30
17. 概して、良いことよりも悪いことの方が自分の身に起こる	2,000	84	376	981	447	112
18. 学校や仕事での失敗や不安な感情をあまり引きずらない	2,000	78	489	861	437	135
19. 外食するより自分で作って食べるほうが好きだ	2,000	137	490	976	309	88
20. テレビを見るときはあまり頻繁にチャンネルを切り替えないほうだ	2,000	112	619	745	389	135
21. SNS やインターネットでよく情報収集・情報発信をするほうだ	2,000	169	540	531	392	368
22. 自分のすることと他人のことをあまり比較しないほうだ	2,000	125	647	838	325	65
23. ひとつひとつの経験を十分に満喫しながら過ごしている	2,000	96	653	969	242	40
24. 都市住民も農山村地域の恩恵を受けている	2,000	311	891	617	129	52
25. 農山村地域が衰退しても都市的地域が繁栄すれば日本全体としてはそれほど問題がない	2,000	24	195	661	679	441
26. 都市的地域よりも農山村地域の方が遅れている	2,000	102	533	965	311	89
27. 無理して農山村地域を維持・活性化する必要はない	2,000	47	202	770	694	287

28. 日本の繁栄に農山村地域の繁栄は不可欠だ	2,000	316	833	702	105	44
29. 都市的地域と農山村地域という二極で物事を考えるべきではない	2,000	231	713	875	138	43

	とてもそう思う	そう思う	どちらでもない	そう思わない	全くそう思わない
1.新しい経験をすることは重要だ(n=2000)	21.5	54.7	18.9	3.8	
2.農山村地域の将来には希望が持てる(n=2000)	17.8	49.3	24.1	6.8	
3.都市的地域は農山村地域よりも刺激が多い(n=2000)	11.2	39.9	36.1	9.6	3.3
4.何も無い自然の中で生活するより、便利なところで生活するほうが合っている(n=2000)	16.3	43.2	29.4	9.5	
5.静かなところより、にぎやかなところがいい(n=2000)	4.2	19.3	42.4	27.3	6.9
6.自分たちでコミュニティを支えることは重要だ(n=2000)	5.3	41.7	42.9	7.3	2.9
7.自然や季節を肌で感じられるのはうれしい(n=2000)	19.0	55.3	19.9	3.2	
8.時間的にゆとりがあるより、忙しくしているほうがいい(n=2000)	8.0	17.1	39.7	30.5	9.9
9.モノに囲まれた暮らしより、なるべくモノを持たずにシンプルに暮らすほうがいい(n=2000)	8.7	32.5	41.3	14.0	3.6
10.お金より大事なものがあある(n=2000)	12.2	41.2	35.0	8.4	2.2
11.多少の不便は工夫でカバーできる(n=2000)	5.8	48.0	33.0	11.1	2.2
12.普段から環境にやさしい暮らしをしている(n=2000)	2.4	25.0	51.1	17.3	4.3
13.日頃から他の人に親切にし、手助けしたいと思っている(n=2000)	6.0	44.1	40.4	7.2	2.5
14.私を大切に思ってくれる人たちがいる(n=2000)	11.5	47.6	32.1	6.1	2.8
15.多少わずらわしくても、私や家族のことを気にかけてくれる人たちがいる生活のほうが安心だ(n=2000)	8.3	46.4	36.5	6.7	2.2
16.自分とは違う価値観も受け入れられる(n=2000)	5.0	43.5	41.9	8.2	
17.概して、良いことよりも悪いことの方が自分の身に起こる(n=2000)	4.2	18.8	49.1	22.4	5.6
18.学校や仕事での失敗や不安な感情をあまり引きずらない(n=2000)	3.9	24.5	43.1	21.9	6.8
19.外食するより自分で作って食べるほうが好きだ(n=2000)	6.9	24.5	48.8	15.5	4.4
20.テレビを見るときはあまり頻繁にチャンネルを切り替えないほうだ(n=2000)	5.6	31.0	37.3	19.5	6.8
21.SNSやインターネットでよく情報収集・情報発信をするほうだ(n=2000)	8.5	27.0	26.6	19.6	18.4
22.自分のすることと他人のことをあまり比較しないほうだ(n=2000)	6.3	32.4	41.9	16.3	3.3
23.ひとつひとつの経験を十分に満喫しながら過ごしている(n=2000)	4.8	32.7	48.5	12.1	2.0
24.都市住民も農山村地域の恩恵を受けている(n=2000)	15.6	44.6	30.9	6.5	2.6
25.農山村地域が衰退しても都市的地域が繁栄すれば日本全体としてはそれほど問題がない(n=2000)	9.8	33.1	34.0	22.1	
26.都市的地域よりも農山村地域の方が遅れている(n=2000)	5.1	26.7	48.3	15.6	4.5
27.無理して農山村地域を維持・活性化する必要はない(n=2000)	2.4	10.1	38.5	34.7	14.4
28.日本の繁栄に農山村地域の繁栄は不可欠だ(n=2000)	15.8	41.7	35.1	5.3	2.2
29.都市的地域と農山村地域という二極で物事を考えるべきではない(n=2000)	11.6	35.7	43.8	6.9	2.2

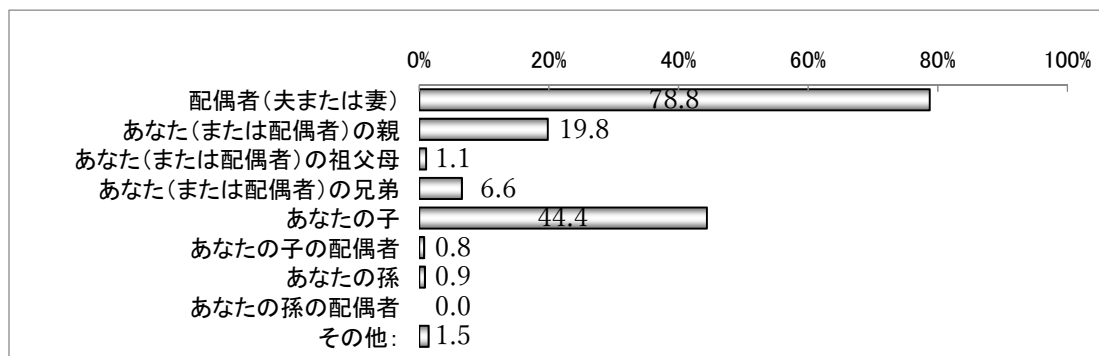
Q17. あなたが今一緒に暮らしている家族は何人ですか。あなたご自身を含めた人数をお答えください。

	回答数
全体	2,000
1人（一人暮らし）	423
2人	691
3人	465
4人	311
5人	80
6人	21
7人	5
8人以上	4



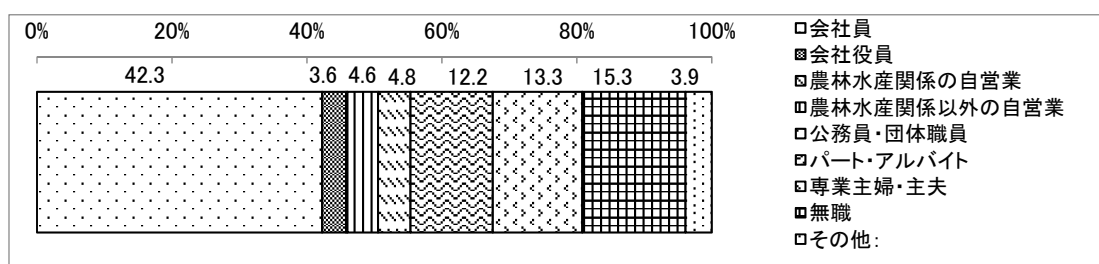
Q17-1. 前問で2人以上と答えた方にお伺いします。次のうち、あなたと同居している人を全て選んでください。（いくつでも）

	回答数
全体	1,577
配偶者（夫または妻）	1,242
あなた（または配偶者）の親	313
あなた（または配偶者）の祖父母	17
あなた（または配偶者）の兄弟	104
あなたの子	700
あなたの子の配偶者	12
あなたの孫	14
あなたの孫の配偶者	0
その他	23



Q18. あなたの職業を教えてください。

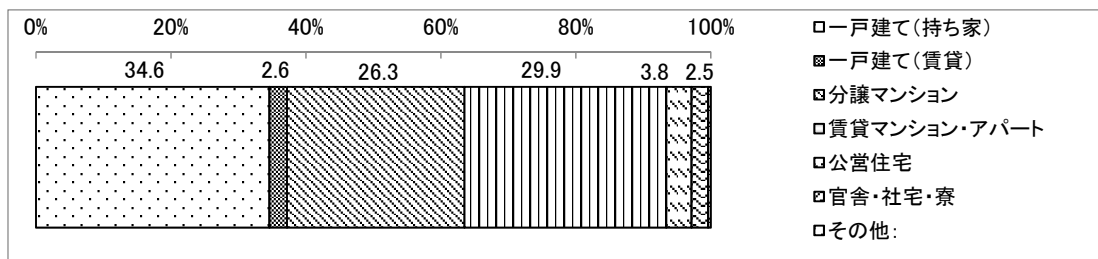
	回答数
全体	2,000
会社員	845
会社役員	71
農林水産関係の自営業	4
農林水産関係以外の自営業	91
公務員・団体職員	96
パート・アルバイト	244
専業主婦・主夫	265
無職	306
その他	78



Q19. あなたの現在の居住形態について教えてください。

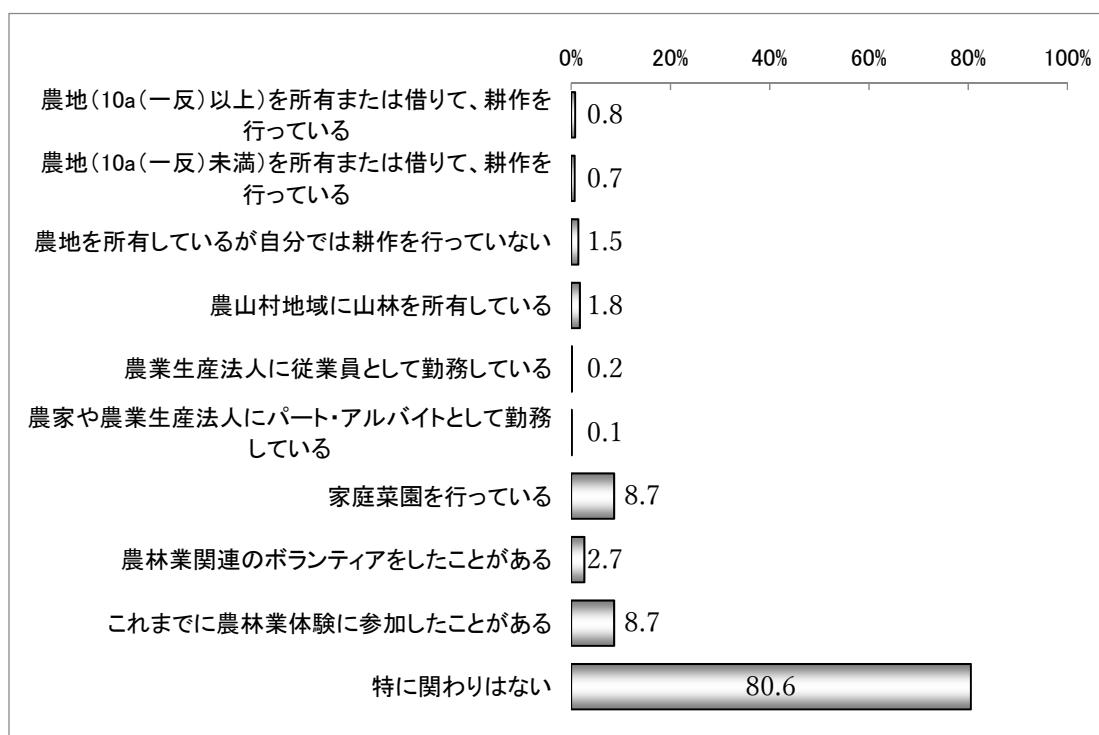
	回答数
全体	2,000
一戸建て（持ち家）	692
一戸建て（賃貸）	52

分譲マンション	526
賃貸マンション・アパート	598
公営住宅	75
官舎・社宅・寮	49
その他	8



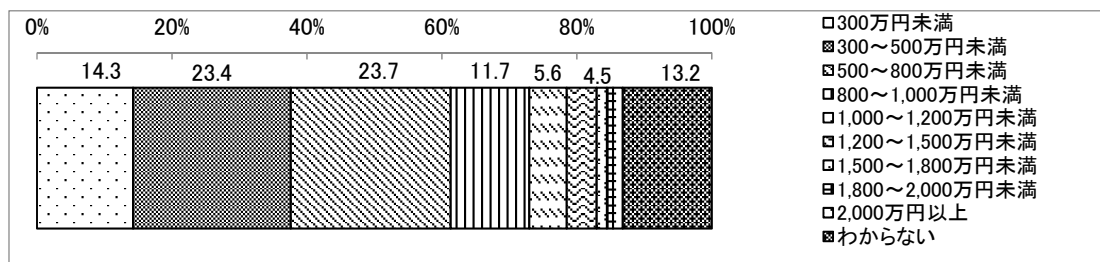
Q20. あなたと農林業の関わりについて、あてはまるものを全て選んでください。(いくつでも)

	回答数
全体	2,000
農地（10a（一反）以上）を所有または借りて、耕作を行っている	16
農地（10a（一反）未満）を所有または借りて、耕作を行っている	14
農地を所有しているが自分では耕作を行っていない	29
農山村地域に山林を所有している	35
農業生産法人に従業員として勤務している	3
農家や農業生産法人にパート・アルバイトとして勤務している	2
家庭菜園を行っている	173
農林業関連のボランティアをしたことがある	53
これまでに農林業体験に参加したことがある	173
特に関わりはない	1,611



Q21. 現在の生活において、あなたの世帯の年間総収入はどのくらいですか。

	回答数
全体	2,000
300 万円未満	285
300～500 万円未満	467
500～800 万円未満	474
800～1000 万円未満	233
1000～1200 万円未満	111
1200～1500 万円未満	89
1500～1800 万円未満	30
1800～2000 万円未満	18
2000 万円以上	29
わからない	264



本誌から転載・複写する場合は、当所の許可を得てください。

2020（令和2）年10月1日 印刷・発行

都市住民プロジェクト研究資料 第2号

農山村への移住・定住の促進に向けた取組に関する研究

編集発行 農林水産省 農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1

中央合同庁舎第4号館

TEL 03（6737）9000

FAX 03（6737）9600

印刷・製本 ミツバ総合印刷株式会社



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。